

自然公園等整備に係る  
工事監督・検査実施要領

令和2年10月

環境省自然環境局自然環境整備課

## 目 次

第1編 総則 .....	1-1
第1章 通則 .....	1-1
1 自然公園等整備工事における工事監督・検査業務 .....	1-1
2 本要領に定めのないもの等の取扱い .....	1-1
3 用語の定義 .....	1-1
第2章 自然公園等整備工事の特色と留意点 .....	1-7
1 自然公園等整備工事の特色 .....	1-7
2 自然公園等整備工事の留意点 .....	1-7
第3章 請負工事における発注者、受注者の役割と責務 .....	1-9
1 発注者、受注者の役割 .....	1-9
2 請負工事における発注者、受注者の責務 .....	1-9
(1) 発注者の責務	
(2) 監督職員の責務	
(3) 受注者の責務	
(4) 現場代理人の責務	
(5) 主任技術者等の責務	
第2編 監督・検査等の体系 .....	2-1
第1章 予算執行職員等の責任 .....	2-1
1 法的位置づけ .....	2-1
(1) 予責法	
第2章 環境省における会計法等に基づく監督の体系（契約担当官等の補助者の場合） .....	2-2
1 法的位置づけ .....	2-2
(1) 会計法	
(2) 予決令	
(3) 省令	
(4) 取扱要領	
2 基準類 .....	2-4
(1) 監督検査の事務処理	
(2) 監督の技術基準	
3 会計法等に基づく監督の体系（契約担当官等の補助者の場合） .....	2-7
第3章 環境省における会計法等に基づく検査の体系（契約担当官等の補助者の場合） .....	2-8
1 法的位置づけ .....	2-8
(1) 会計法	

(2) 予決令	
(3) 省令	
(4) 取扱要領	
2 基準類 .....	2-10
(1) 監督検査の事務処理	
(2) 検査の技術基準	
3 会計法等に基づく検査の体系（契約担当官等の補助者の場合） .....	2-13
第4章 環境省における会計法等に基づく監督の体系（国の職員以外の場合） .....	2-14
1 法的位置づけ .....	2-14
(1) 会計法	
(2) 予決令	
(3) 省令	
(4) 取扱要領	
2 基準類 .....	2-15
(1) 監督検査の事務処理	
3 会計法等に基づく監督の体系（国の職員以外の場合） .....	2-16
第5章 環境省における品確法に基づく技術検査の体系 .....	2-17
1 品確法の概要 .....	2-17
2 法的位置づけ .....	2-17
(1) 品確法	
3 品確法に基づく技術検査の体系 .....	2-19
第6章 工事成績評定 .....	2-20
1 法的位置づけ .....	2-20
(1) 品確法	
(2) 適正化法	
2 基準類 .....	2-21
(1) 工事成績評定	
第3編 工事監督業務 .....	3-1
第1章 工事管理の意義と目的 .....	3-1
1 工事管理の意義と目的 .....	3-1
(1) 工事管理の目的	
(2) 工事管理の方法	
第2章 監督職員等 .....	3-2
1 監督職員の任命等 .....	3-2
2 監督職員の業務 .....	3-2
3 工事監理等業務の委託 .....	3-3

4 監督職員等の権限 .....	3-6
5 工事監理等業務の範囲 .....	3-7
6 工事施工段階における設計者の業務 .....	3-11
7 工事監理等に関する標準業務 .....	3-11
8 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附隨する標準外の業務 .....	3-11
9 工事監理等における監督職員、設計業務の受注者、工事監理者の関わり（参考） .....	3-12
10 提出書類等 .....	3-16
 第4編 工事監理業務 .....	4-1
第1章 工事監理業務（共通事項） .....	4-1
1 工事監理の意義と留意点 .....	4-1
(1) 工事監理の意義	
(2) 工事監理の留意点	
2 安全管理 .....	4-2
(1) 安全管理上の留意点	
(2) 安全管理の法令等	
(3) 安全管理体制	
(4) 事故の報告と処理	
(5) 防災体制の確立	
3 品質管理 .....	4-6
4 工程管理 .....	4-6
(1) 工程管理の留意事項	
(2) 工事工程管理	
5 契約変更等 .....	4-6
(1) 契約変更	
(2) 設計変更	
(3) 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	
6 環境対策 .....	4-7
(1) 環境対策上の留意点	
(2) 環境関係の法令	
(3) 自然環境の保全	
(4) 残土・建設廃棄物等の処理	
(5) 公園利用者等への配慮	
第2章 工事監理業務（建築、電気設備、機械設備、展示・内装工事） .....	4-10
第3章 工事監理業務（土木、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事） .....	4-11
第4章 工事の各段階における監理項目 .....	4-12
1 工事着工時 .....	4-12

2 工事施工時 .....	4-14
3 工事完成前及び完成検査時 .....	4-17
第5章 工事監理における提出書類 .....	4-19
1 工事着工時 .....	4-19
(1) 工事契約書	
(2) 着工届	
(3) 請負代金内訳書及び工程表	
(4) 契約の保証	
(5) 前払金及び中間前払金	
① 前払金	
② 中間前払金	
(6) 火災保険等	
(7) 下請負人の通知	
(8) 施工体制の報告	
(9) 緊急時連絡体制	
(10) 監督職員の通知	
(11) 現場代理人等の通知	
① 現場代理人	
② 主任技術者（監理技術者）	
③ 専門技術者	
(12) 電気保安技術者	
(13) 技能士等	
① 技能士	
② 技能資格者	
(14) 工事実績情報の登録	
(15) 建設業退職金共済制度の掛け金	
(16) 仮設物の設置	
(17) 官公署等への手続き	
2 天災・条件変更及び契約変更等 .....	4-51
(1) 設計変更	
(2) 契約変更	
(3) 賃金又は物価変動等に基づく請負代金額の変更等	
(4) 変更届	
(5) 工事の一時中止	
(6) 不可抗力による損害	
(7) 工事関係者に関する措置請求	
(8) 損害額及び増加費用	

3 工事施工時 .....	4-66
(1) 施工計画書	
(2) 実施工程表等	
① 総合工程表	
② 週間又は月間工程表	
(3) 工事の定期報告	
(4) 主要（資材・機材）発注先の通知	
(5) 工事使用材料（資材・機材）の搬入・検査及び試験並びに同等品の使用	
① 材料（資材・機材）の搬入及び検査	
② 材料（資材・機材）の検査に伴う試験	
③ 同等品の使用	
(6) 支給材料及び貸与品	
(7) 発生材の処理等	
① 再生資源の利用及び再資源化等	
② 廃棄物の処理	
③ 発生材の引渡し	
(8) 工事打合せ記録	
(9) 施工図、製作図等	
(10) 施工の確認及び報告（建築工事等に適用）	
(11) 施工の検査等（建築工事等に適用）	
(12) 施工の立会い等（建築工事等に適用）	
(13) 段階確認（土木工事等に適用）	
(14) 施工段階の確認及び報告（土木工事等に適用）	
(15) 工事写真	
(16) 現場の休止届	
(17) 工事日誌	
(18) 工期の延長	
(19) 安全確認を必要とする工事（建築工事等に適用）	
(20) 安全確保及び環境保全	
(21) 書類の提出基準	
① 建築工事、展示・内装工事	
② 電気設備工事	
③ 機械設備工事	
④ 土木工事、自然環境共生工事、水環境処理工事、舗装工事	

第5編 工事検査業務 .....	5-1
第1章 工事検査の概要 .....	5-1

1 検査の目的 .....	5-1
2 検査の種類 .....	5-1
(1) 完成検査	
(2) 既済部分検査	
(3) 中間技術検査	
(4) その他（監督職員の確認等）	
3 検査の方法 .....	5-2
(1) 検査の順序	
(2) 検査関係図書	
(3) 検査における目のつけどころ	
(4) 合否の判定	
(5) 検査のまとめ	
4 検査の留意点 .....	5-5
(1) 工事の実施状況の検査留意事項	
(2) 品質検査	
(3) 注意すべき事項	
5 検査職員の資質と心得 .....	5-9
(1) 検査職員に求められる資質	
(2) 検査職員の心得	
6 検査における請負者・監督職員の心得 .....	5-11
(1) 受注者の心得	
(2) 監督職員の心得	
第2章 工事検査の技術 .....	5-14
1 検査の分類 .....	5-14
2 検査の技術 .....	5-15
(1) 契約内容の把握	
(2) 工事実施状況を見る技術	
(3) 出来形を見る技術	
(4) 品質を見る技術	
(5) 出来ばえを見る技術	
(6) 不可視部分を見る技術	
(7) 検査機器の活用	
3 検査で着目すべき事項 .....	5-34
(1) 契約の履行にあたって、責任ある対応がなされているか	
(2) 工事施工は適切に実施されているか	
(3) 出来形管理は適切に行われているか	
(4) 品質管理は適切に行われているか	

(5) 出来ばえ状況は適切か	
第3章 工事検査の実際 .....	5-37
1 検査の実際 .....	5-37
(1) 検査に立会う人	
(2) 検査の方法	
(3) 検査結果の報告	
2 書面を中心とした検査 .....	5-45
(1) 設計図書の内容の把握	
(2) 契約履行に伴う関係書類	
(3) 工事実施状況の検査	
(4) 出来形の検査	
(5) 品質の検査	
3 書面および実地で行う検査 .....	5-58
(1) 出来形の検査	
(2) 品質の検査	
4 検査の合否判定 .....	5-61
(1) 合格、不合格の判定基準	
(2) 修補	
第4章 工事完成時 .....	5-64
1 社内検査 .....	5-64
2 下検査 .....	5-64
3 完成検査 .....	5-64
4 検査立会い .....	5-65
5 検査調書 .....	6-65
6 指定部分完成検査 .....	5-66
7 既済部分検査 .....	5-66
8 中間技術検査 .....	5-67
9 部分使用 .....	5-68
10 修補 .....	5-68
(1) 軽微な検査指摘事項	
(2) 重大な検査指摘事項	
11 履行遅滞の場合における損害金等 .....	5-69
12 引渡し .....	5-69
13 代理受領 .....	5-70
14 保全に関する資料等 .....	5-70
15 契約不適合責任（工事契約書第45条） .....	5-70
16 工事概要書 .....	5-72

17 完成図 .....	5-73
18 指定工事保証書 .....	5-74
19 完了報告書 .....	5-74
第6編 工事成績評定について .....	6-1
第1章 工事成績評定 .....	6-1
1 工事成績評定の目安 .....	6-1
2 工事成績評定の活用 .....	6-6

## 第1編 総則

### 第1章 通則

#### 1 自然公園等整備工事における工事監督・検査業務

環境省の所掌する自然公園等整備工事における監督及び検査にあたっては、その実施が円滑に進められるよう「会計法」（昭和22年法律第35号）、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）、「契約事務取扱規則」（昭和37年大蔵省令第52号）、「環境省所管会計事務取扱規則」（平成19年環境省訓令第4号）、「環境省所管契約事務取扱要領」（平成19年環境会発第070629004号）に定めるものその他、この自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領（以下「本要領」という。）に定めるところによる。

#### 2 本要領に定めのないもの等の取扱い

本要領に定めのない事項、または本要領により難い場合は、自然環境局自然環境整備課を窓口とし、照会するものとする。

#### 3 用語の定義

本要領においては、次の用語を用いる。

##### （1）「会計法」

会計法（昭和22年法律第35号 最終改正 令和元年法律第16号）

##### （2）「予決令」

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号 最終改正 令和元年政令第44号）

##### （3）「予責法」

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号 最終改正 令和元年法律第16号）

##### （4）「品確法」

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号 最終改正 令和元年法律第35号）

##### （5）「省令」

契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号 最終改正 令和元年財務省令第38号）

##### （6）「会計規則」

環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号 最終改正 令和元年7月1日環境省訓令第4号）

##### （7）「取扱要領」

環境省所管契約事務取扱要領（平成19年環境会発第070629004号 最終改正 令和2年5月22日環境会発第2005223号）

- (8) 「監督検査の事務処理」  
請負工事監督検査の事務処理について（平成19年環境会発第071024002号、環自総発第071024002号）
- (9) 「監督の技術基準」  
請負工事監督検査の技術基準について（平成20年環境会発第080813001号、環自総発第080813001号）の請負工事監督の技術基準
- (10) 「検査の技術基準」  
請負工事監督検査の技術基準について（平成20年環境会発第080813001号、環自総発第080813001号）の請負工事検査の技術基準
- (11) 「工事成績評定要領」  
工事成績評定要領の改定について（平成22年環境会発第100420002号、環自総発第100420003号 最終改正 平成28年環境会発第1609131号）
- (12) 「基本方針」  
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）
- (13) 「工事契約書」  
請負契約書等の制定について（平成14年環境会第489号 最終改正令和2年環境会発第20040155号）で定める工事請負契約書をいう。
- (14) 「工事契約書運用基準」  
請負契約書等の制定について（平成14年環境会第489号 最終改正令和2年環境会発第20040155号）で定める工事契約書の運用基準をいう。
- (15) 「監理業務契約書」  
請負契約書等の制定について（平成14年環境会第489号 最終改正令和2年環境会発第20040155号）で定める工事監理業務請負契約書をいう。
- (16) 「支援業務契約書」  
請負契約書等の制定について（平成14年環境会第489号 最終改正令和2年環境会発第20040155号）で定める発注者支援業務請負契約書をいう。
- (17) 「工事監理等業務」  
工事監理業務請負契約または発注者支援業務請負契約により委託する業務をいう。
- (18) 「契約担当官等」  
取扱要領で定める契約担当官等をいう。
- (19) 「建設業法」  
「建設業法」（昭和24年法律第100号 最終改正 令和元年法律第30号）
- (20) 「主任技術者」、「監理技術者」  
建設業法第26条に基づき設置される者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。
- (21) 「監理技術者補佐」

- 建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。
- (22) 「専門技術者」  
建設業法第26条の2に基づき設置される者をいう。
- (23) 「適正化法」  
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号 最終改正 令和元年法律第37号）
- (24) 「適正化指針」  
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定 令和元年10月18日一部変更閣議決定）
- (25) 「監督職員等」  
監督職員及び契約監督員を総称していう。
- (26) 「監督職員」  
会計法等の定めにより工事契約の適正な履行を確保するために契約担当官等から監督を命ぜられた職員で、工事請負契約書第9条に定める監督職員をいう。
- (27) 「契約監督員」  
会計法等の定めにより契約担当官等が特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、監督業務の一部を国の職員以外の者に委託した監督員をいう。
- (28) 「調査職員」  
会計法の規定に準じて行う設計業務等の請負契約の適正な履行を確保するために契約担当官等から調査を命ぜられた職員で、監理業務契約書第8条または支援業務契約書第9条に定める調査職員をいう。
- (29) 「管理技術者」  
契約の履行に関し、工事監理業務または発注者支援業務の管理及び統括等を行う者で、監理業務契約書第9条または支援業務契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (30) 「契約図書」  
工事契約書及び設計図書を併せていう。
- (31) 「設計図書」  
共通仕様書、標準仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び前記仕様書等に対する質疑回答書をいう。
- (32) 「標準仕様書」  
官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において、統一基準として決定された、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」をいい、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書を含む。本要領において章番号を示すときは、特記なき限り建築工事編を示す。
- (33) 「共通仕様書」

- 環境省自然環境局自然環境整備課で制定した「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」をいう。
- (34) 「特記仕様書」  
共通仕様書及び標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要件を定める図書をいう。
- (35) 「図面」  
入札に際し発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (36) 「現場説明書」  
工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を提示した書類をいう。
- (37) 「質疑回答書」  
共通仕様書、標準仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に関して、入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (38) 「工事」  
本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- (39) 「本体工事」  
設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- (40) 「仮設工事」  
工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事をいう。
- (41) 「現場」  
工事を実施する場所及び工事の施工に必要な場所、並びに設計図書で明確に指定された場所をいう。
- (42) 「工期」  
契約図書に明示された工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (43) 「工事開始日」  
設計図書において規定する工期の始期日をいう。
- (44) 「工事着手日」  
工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、工場製作を含む工事における工場製作工のいづれかに着手することをいう。
- (45) 「通知」  
監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面によって示すことをいう。
- (46) 「指示」  
監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、行うべき事柄等を書面に

- よって示すことをいう。
- (47) 「指導」  
監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について示すもので、指示のような拘束力を持つものではないが、合理的利用によるものである限り、これを尊重させ実施させることをいう。
- (48) 「協議」  
書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得て書面を残すことをいう。
- (49) 「承諾」  
受注者が発注者若しくは監督職員に対し書面で申し出た事項について、発注者若しくは監督職員が書面をもって同意することをいう。
- (50) 「報告」  
受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
- (51) 「提出」  
監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (52) 「書面」  
手書き又は印刷物による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを作成とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (53) 「立会」  
契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (54) 「書類等審査」  
契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料等により、その内容について契約図書との整合を確認することをいう。
- (55) 「段階確認」  
設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場などにより、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (56) 「工事検査」  
検査職員が工事契約書第32条、第38条、第39条に基づいて、工事完成の確認を行うことをいう。
- (57) 「検査職員」  
工事契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (58) 「同等以上の品質」  
品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職

員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。

(59) 「様式〇」

自然公園等整備工事提出書類様式集の様式をいう。

(60) 「S I」

国際単位系をいう。(仏: Le Système International d'Unités、英: International System of Units)

(61) 「J I S 規格」

日本産業規格をいう。

## 第2章 自然公園等整備工事の特色と留意点

### 1 自然公園等整備工事の特色

自然公園等整備工事は、環境省自然環境局が国立公園等において、自然とのふれあいの促進、貴重な動植物の保護、自然生態系が消失・変容した箇所の自然の再生等のために行う公園事業等に係る整備工事であり、その基本の方針は次のとおり整理されている。（自然公園等施設技術指針 第1部II-1-2）

- i 生物多様性の確保や自然環境の保全
- ii 自然体験・自然環境学習を実践する場や機会の拡大
- iii 安全かつ適切な利用の促進
- iv 魅力ある風景づくりの推進
- v 豊かな自然を誰もが楽しむためのユニバーサルデザインの推進

自然公園等整備工事は、これらの事項を実現するために行われるものであり、以下に示すような特色を持っている。

#### ① 工事場所の特殊性

各種行為が規制されている優れた自然環境を有する場所での工事となる。また遠方から訪れる公園利用者等が利用する中での施工となる。

#### ② 工種の多様性

造園や土木工事のみならず、建築・電気・機械・展示等の整備工事も含んだものとなっている。また、各工種の施工規模が小さく、様々な工種が複合した整備工事となることが多い。

#### ③ 施工の特殊性

自然素材の多用、自然地形の尊重、地域特性の重視により、規格化や標準化が困難である。また、資機材の搬入路がなく、ヘリコプターや人力など特殊な運搬方法や、人力を中心とした施工となることが多い。

### 2 自然公園等整備工事の留意点

自然公園等整備工事は、上記に示したような特色を有することから、次のようなことに留意して実施する必要がある。

- (1) 優れた自然環境を有する場所における工事であることから、恒久的な施設の設置工事から、仮設工事や資材の仮置き場などの一時的な軽易な行為に至るまで、地域の自然環境や景観への影響を最小限に抑えるように工夫するとともに、外来種の持ち込みの防止などにも必要に応じて配慮が必要である。
- (2) 工事材料・機材等の準備にあたっては、再生資材の活用や省エネ対応の機材の利用等、環境保全への寄与を考慮する。
- (3) 公園利用者等が利用する中で施工しなければならない場合には、公園利用者等の正常な利用を極力阻害することのないよう配慮しなければならない。

- (4) 様々な工種が複合した整備工事にあっては、各工種が小規模で人力を主体とした施工となることも多く、適切な施工が確保されるよう施工監理をきめ細かく行う必要がある。
- (5) 木材や石材等の厳密な規格化が難しい自然素材を多用することから、資材の検収等を適切に行うよう留意する必要がある。
- (6) 使用する自然素材は、自然地形を尊重し、周辺の自然環境になじませるため、現場における加工や工夫が必要であり、そのための施工計画を作成し、施工監理や検査を適切に実施する必要がある。
- (7) これらの整備工事は、積雪量等の気候条件や標高等により、地域特性に応じた設計がなされており、その趣旨を損なわないように適切に施工するとともに、材料（資材・機材）の運搬においても自然環境等への影響を最小限とするよう配慮しなければならない。

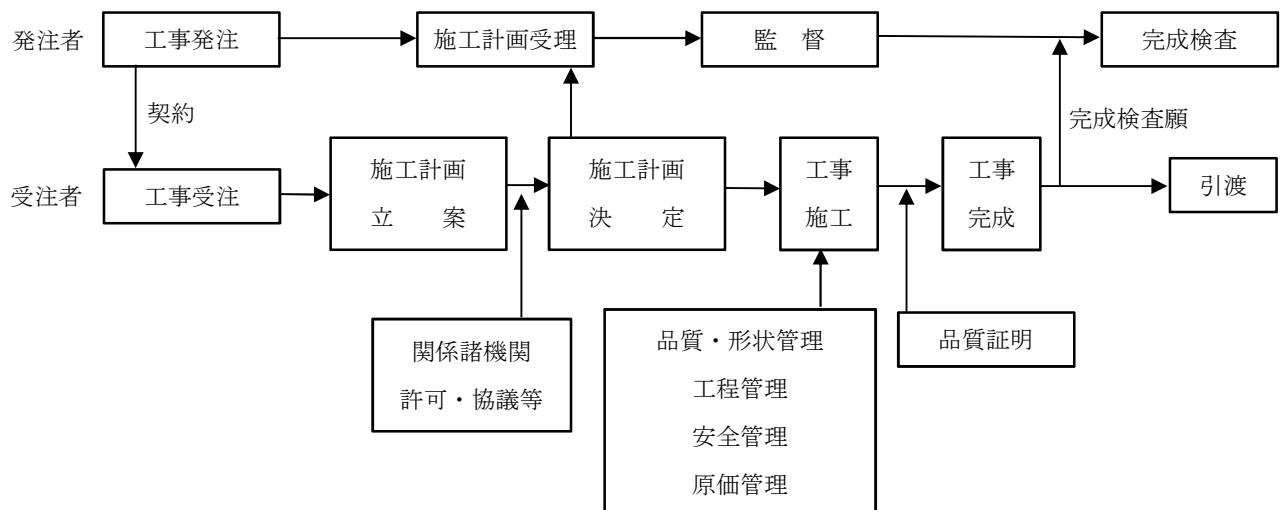
## 第3章 請負工事における発注者、受注者の役割と責務

### 1 発注者、受注者の役割

建設事業における施工は、受注者が行い、目的物の完成のための一切の責任は、原則として受注者にある。したがって、施工管理は工事の完成のために受注者自ら行うものであり、発注者は監督の過程の中で気づいたことについて指摘や助言することはあっても、施工管理をすることはない。監督職員の役割は、所定の工事目的物が契約内容に基づき、適正に施工されているかの確認等である。

発注者は、施工の途中または完成時に適正に契約図書どおり施工されているか確認する義務があり、品質、出来形等の確認は基本的には検査職員が負うこととなる。

図3-1 発注者・受注者の役割



### 2 請負工事における発注者、受注者の責務

#### (1) 発注者の責務

発注者の役割は、全体的な事業計画の策定、施設計画、実施設計積算、工事監督、完成検査、完成検査後の維持管理等である。また、施工における一切の責任は受注者にある。（工事契約書第1条第3項）とはいって、発注者においては、適正に履行されているかを確認する責務がある。欠陥工事はエンドユーザーである国民に対して多大な損失を与えるばかりでなく、お互いの信頼関係にも多大な影響を及ぼす。そのため、会計法に「契約の適正な履行の確保=監督」（会計法第29条の11第1項）、品確法に「工事の監督の適切な実施」（品確法第7条第1項）が明記され監督を行っているものである。

【参考1】会計法第29条の11（契約履行の確保）第1項

1 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

【参考2】品確法第7条（発注者等の責務）第1項

1 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、（中略）仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を（中略）適切に実施しなければならない。

（2）監督職員の責務

監督は、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行の過程において、当該履行の場所において施工状況の確認などを行い、工程及び工事に使用する材料の試験または品質、確認などによって円滑な施工を実施させるものである。

工事契約書第9条には、監督職員の位置づけが規定されており、受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議及び、工事施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図書等の承諾、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査（監督の技術基準では工事施工状況の検査等）または工事材料の試験若しくは検査（監督の技術基準では工事材料の検査等）等の業務を行うことが明記されている。

【参考】工事契約書第9条（監督職員）第2項

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3）受注者の責務

工事の施工はすべて受注者の責任において行われるものであり、工事契約書で「仮設、施工法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」（工事契約書第1条第3項）と明記されている。このため、施工管理、品質管理等工事に必要な事項は受注者が自ら作成し決定する。

【参考】工事契約書第1条（総則）第3項

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4）現場代理人の責務

工事契約書に、工事現場に常駐し、一部を除きこの契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるもの（工事契約書第10条第2項）として位置づけられており、官公庁の事務手続きをはじめとし、工事施工上必要とされる一切の管理責任を負うものである。

【参考】工事契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）第2項、第3項

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

（5）主任技術者等の責務

工事現場における主任技術者及び監理技術者、専門技術者は、施工業務の技術上の管理を行うもの（建設業法第26条第1項、第2項、第26条の2）であるとともに、施工技術に関する一切の事項を処理するものである。

【参考1】建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）第1項

- 1 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、（中略）建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（中略）が政令で定める金額以上になる場合においては、（中略）当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

【参考2】建設業法第26条の2第1項、第2項

- 1 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書きの政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

- 2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書きの政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

## 第2編 監督・検査等の体系

### 第1章 予算執行職員等の責任

国が発注した公共工事の監督職員又は検査職員に任命された職員は、国の予算の執行に携わる重要な職務を行うため、財政法、会計法、その他の法令に準拠し、それぞれの職分に応じてその事務を執行する。予責法では監督又は検査を行うことを命ぜられた職員は「予算執行職員」の1人であり、万一故意又は重大な過失により国に損害を与えたときは同法の規定により弁償の責務を負うこともある。

#### 1 法的位置づけ

以下に予責法を抜粋して概述する。

##### (1) 予責法

第1条（目的）には、

この法律は、予算執行職員の責任を明確にして、法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、もつて国の予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

第2条（定義）第1項には、

この法律において「予算執行職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一～十一 略

十二 前各号に掲げる者から、政令で定めるところにより、補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

第3条（予算執行職員の義務及び責任）第2項及び第3項には、

- 2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。
- 3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

と定められている。

## 第2章 環境省における会計法等に基づく監督の体系（契約担当官等の補助者の場合）

環境省における会計法等に基づき契約担当官等の補助者が行う監督の関係法令等及び体系を次に示す。

### 1 法的位置づけ

以下にそれぞれの法令等に基づく監督に関する部分を抜粋して概述する。

#### (1) 会計法

第29条の11（監督及び検査） 第1項には、

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

と定められている。

#### (2) 予決令

第101条の3（監督の方法）には、

会計法第29条の11 第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本節において「監督」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

第101条の7（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）には、

契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

と定められている。

#### (3) 省令

第18条（監督職員の一般的職務）には、

契約担当官等、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たつては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようになるとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密

に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第19条（監督職員の報告）には、

監督職員は、関係の契約担当官等と緊密に連絡するとともに、当該契約担当官等の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

第21条（監督及び検査の実施についての細則）には、

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるもののか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

と定められている。

#### （4）取扱要領

第四の1（監督職員又は検査職員の任命）には、

契約担当官等は、省令第18条に規定する監督職員又は省令第20条に規定する検査職員を任命するときは、個人指定又は官職指定により、会計規則第26条第2項の規定に準じて行うものとする。

第四の2（主任監督職員又は主任検査職員の指定）には、

契約担当官等は、契約の履行に関し、数人を協同して監督又は検査を行わせる必要がある場合には、当該監督又は検査のとりまとめをさせるため、あらかじめ監督又は検査を行わせようとする職員のうちから、主任監督職員又は主任検査職員を指定することができる。

第四の3（交代事務の引継ぎ）には、

監督職員又は検査職員が交代する場合には、前任者は必要と認める関係書類その他当該監督又は検査の性質若しくは目的に応じ必要な事項を明らかにして、後任者に引き継ぐものとする。

第四の4（監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例）には、

令第101条の7に規定する特別の必要がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 監督又は検査に従事する職員が少數で、かつ当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う職員を区分する必要がないと認める場合
- 二 監督又は検査を行う場所が遠隔地である場合において、当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う者を区分して派遣する必要がないと認める場合

第四の5（監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例）には、

契約担当官等は、4の各号に定めるもののか、特に必要があると認める場合には、会計課長に協議して監督の職務と検査の職務を兼ねさせることができる。

第四の7（実施細目）には、

1から6までの規定に定めるもののか、監督又は検査の実施について必要と認める実施細目は、会計課長においてこれを定める。

と定められている。

## 2 基準類

### (1) 監督検査の事務処理

監督検査の事務処理に基づく監督に関する部分を抜粋して概述する。

#### 1 (通則) には、

環境省の所掌する請負工事における監督及び検査にあたっては、その実施が円滑に進められるよう、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号。以下「要領」という。）によるものほか、本通知の定めるところによるものとする。

#### 2 (監督業務の分類) には、

法第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）に係る業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容はそれぞれ次の業務内容とする。

#### 一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書（「請負契約書等の制定について」（平成14年7月1日付け環境会第489号。以下同じ。）に定める工事請負契約書をいう。）に基づく契約担当官等（要領に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議であって、重要なものの処理
- ハ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整であって、重要なものの処理
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等への報告
- ホ 現場監督総括行及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務掌理

#### 二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なものの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事実施状況の検査及び工事材料の試験又

は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）

で重要なものの処理

- ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務掌理

### 三 一般監督業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で轻易なものの処理
- ロ 契約図書に基づく工事実施のための詳細図等で轻易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で轻易なものの承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

3 (監督職員の担当業務等) には、

- (1) 監督職員（省令第18条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ2の規定に示す監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。
- (2) 監督に必要な技術の程度その他技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、総括監督員、総括監督員及び主任監督員をそれぞれ置かないことができる。その際、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務をそれぞれあわせて担当するものとする。
- (3) 工事請負金額が概ね5,000万円以上の場合、又は博物展示施設事業等の工種、工程及び施工内容等の多岐にわたる調整が必要とされる工事については、原則として監督職員を複数名任命するものとする。
- (4) 監督員を複数任命する場合は、併せて主任監督員を任命するものとする。
- (5) 主任監督員を複数任命する場合は、併せて総括監督員を任命するものとする。

注) 上記(4)に規定する主任監督員及び(5)に規定する総括監督員とは、要領第四の2に規定する「主任監督職員」と同一のものである。

5 (監督の技術基準) には、

監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

6 (契約相手方への通知) には、

契約担当官等は、監督職員を任命した場合にあっては、監督職員の官職及び氏名を、契約監督員に監督を行わせる場合にあっては、その者の所属事業所名、氏名、業務内容等を、それぞれ工事の請負契約ごとに遅滞なく、監督職員通知書又は契約監督員通知書により契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

9 (監督の職務と検査の職務の兼職) には、

監督の職務と検査の職務を兼ねることはできないものとする。

と定められている。

## (2) 監督の技術基準

以下に監督の技術基準を抜粋して概述する。

第1 (目的) には、

この技術基準は、「請負工事監督検査の事務処理について」(平成19年10月24日付け環境省発071024002号、環自総発第071024002号)第5に基づき環境省の所掌する請負工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

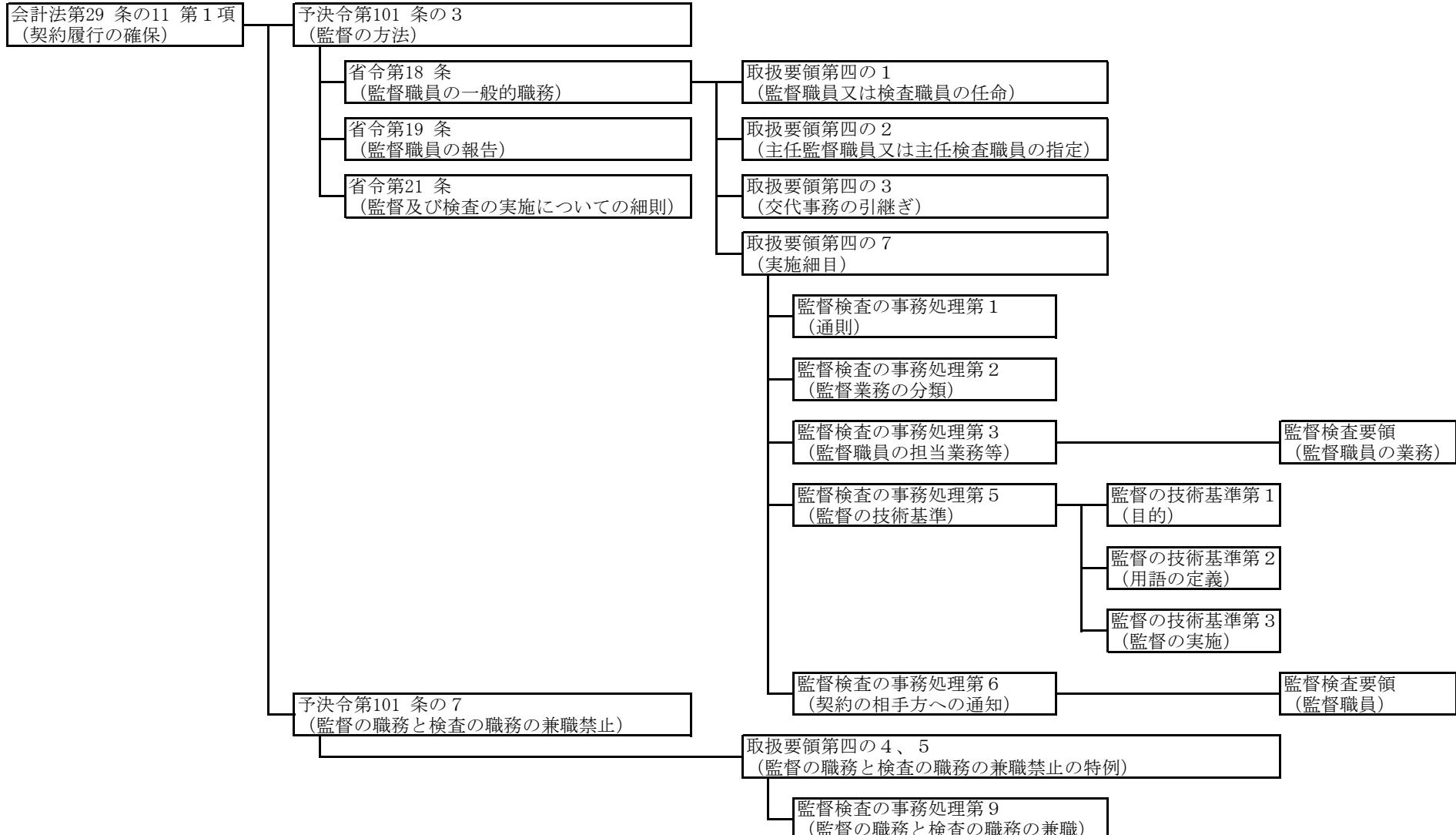
第3 (監督の実施) には、

監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、契約書を示す。

(表省略)

と定められている。

### 3 会計法等に基づく監督の体系（契約担当官等の補助者の場合）



### 第3章 環境省における会計法等に基づく検査の体系（契約担当官等の補助者の場合）

環境省における会計法等に基づき契約担当官等の補助者が行う検査の関係法令等及び体系を次に示す。

#### 1 法的位置づけ

以下にそれぞれの法令等に基づく検査に関する部分を抜粋して概述する。

##### （1）会計法

第29条の11（監督及び検査）第2項には、

2 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

と定められている。

##### （2）予決令

第101条の4（検査の方法）には、

会計法第29条の11 第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

第101条の7（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）には、

契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

第101条の9（検査調書の作成）には、

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

と定められている。

##### （3）省令

第20条（検査職員の一般的職務）には、

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委

任を受けた職員から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 (略)

3 前二項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。

4 検査職員は、前三項の検査を行なつた結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当官等に提出するものとする。

第21条（監督及び検査の実施についての細則）には、

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるものほか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

第24条（検査調書の作成を省略することができる場合）には、

令第101条の9第1項に規定する財務大臣の定める場合は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が二百万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行なつた結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

と定められている。

#### （4）取扱要領

第四の1（監督職員又は検査職員の任命）には、

契約担当官等は、省令第18条に規定する監督職員又は省令第20条に規定する検査職員を任命するときは、個人指定又は官職指定により、会計規則第26条第2項の規定に準じて行うものとする。

第四の2（主任監督職員又は主任検査職員の指定）には、

契約担当官等は、契約の履行に関し、数人を協同して監督又は検査を行わせる必要がある場合には、当該監督又は検査のとりまとめをさせるため、あらかじめ監督又は検査を行わせようとする職員のうちから、主任監督職員又は主任検査職員を指定することができる。

第四の3（交代事務の引継ぎ）には、

監督職員又は検査職員が交代する場合には、前任者は必要と認める関係書類その他当該監督又は検査の性質若しくは目的に応じ必要な事項を明らかにして、後任者に引き継ぐものとする。

第四の4（監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例）には、

令第101条の7に規定する特別の必要がある場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一監督又は検査に従事する職員が少数で、かつ当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う職員を区分する必要がないと認める場合

二監督又は検査を行う場所が遠隔地である場合において、当該監督又は検査に係る契約の内容により、監督又は検査を行う者を区分して派遣する必要がないと認める場合

第四の5（監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例）には、

契約担当官等は、4の各号に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、会計課長に協議して監督の職務と検査の職務を兼ねさせることができる。

第四の7（実施細目）には、

1から6までの規定に定めるものその他、監督又は検査の実施について必要と認める実施細目は、会計課長においてこれを定める。

と定められている。

## 2 基準類

### （1）監督検査の事務処理

以下に監督検査の事務処理に基づく検査に関する部分を抜粋して概述する。

1（通則）には、

環境省の所掌する請負工事における監督及び検査にあたっては、その実施が円滑に進められるよう、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号。以下「要領」という。）によるものほか、本通知の定めるところによるものとする。

7（検査の種類）には、

法第29条の11第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行なう工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の種類は、次のとおりとする。

一完成検査工事の完成を確認するための検査

二既済部分検査工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。）を確認するための検査

8（検査職員の体制）には、

（1）契約担当官等は、検査職員（省令第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）を複数名任命することができる。

（2）2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定め、又は他の検査職員を

指揮監督して検査を行ない、その結果を総括する主任検査職員を定めることができるものとする。

9 (監督の職務と検査の職務の兼職) には、

監督の職務と検査の職務を兼ねることはできないものとする。

10 (検査の技術的基準) には、

検査職員が検査を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

と定められている。

## (2) 検査の技術基準

検査の技術基準を引用する。

1 (目的) には、

この技術基準は、「請負工事監督検査の事務処理について」(平成19年10月24日付け環境会発071024002号、環自総発第071024002号)第10に基づき、環境省の所掌する請負工事の請負契約に係る検査に必要な技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

2 (検査の内容) には、

検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済(完済を含む)部分検査時の確認を省略することができる。

ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

3 (工事実施状況の検査) には、

工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録(写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

4 (出来形の検査) には、

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

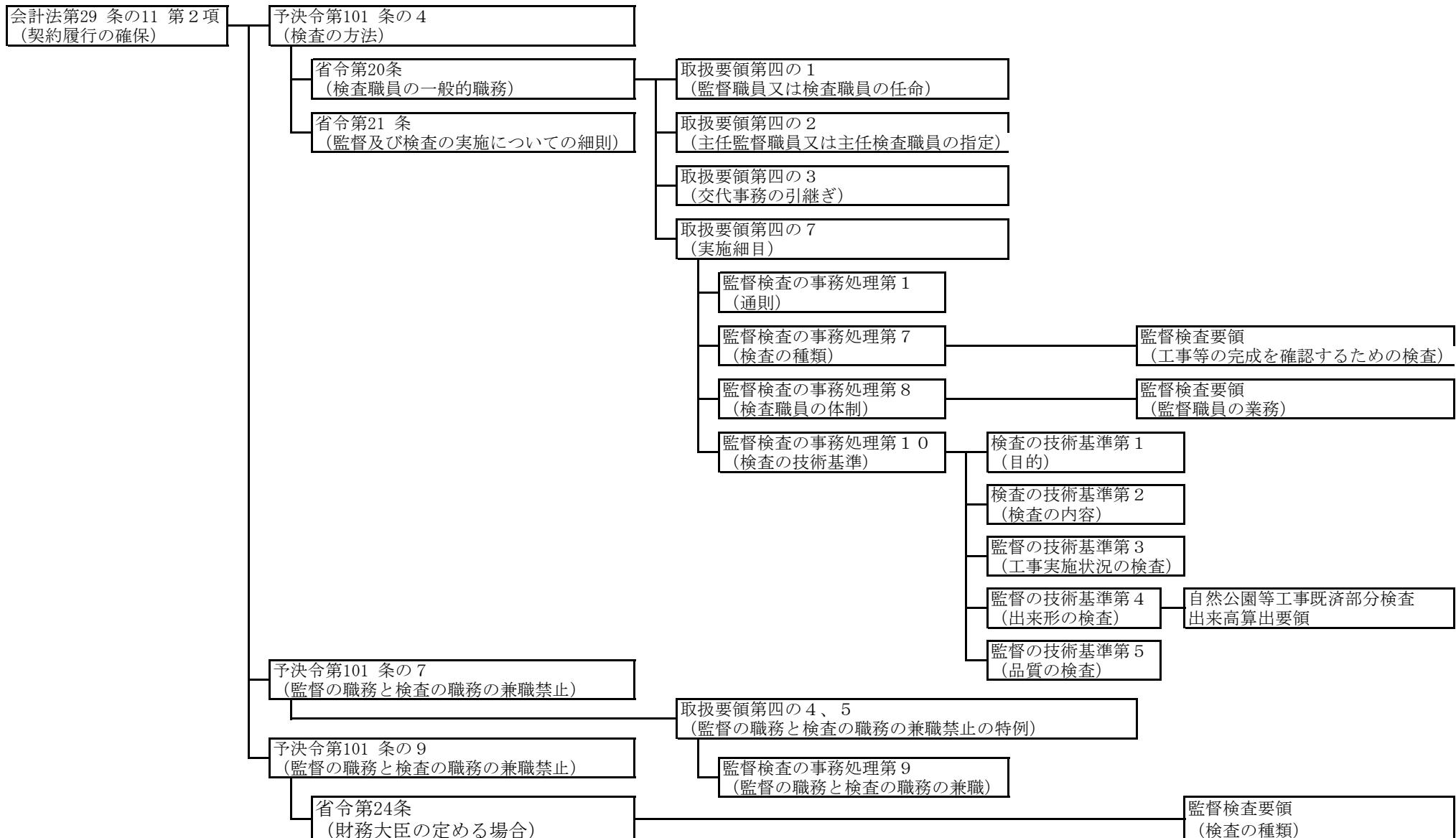
5 (品質の検査) には、

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判

断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

と定められている。

### 3 会計法等に基づく検査の体系（契約担当官等の補助者の場合）



## 第4章 環境省における会計法等に基づく監督の体系（国の職員以外の場合）

環境省における会計法等に基づき国の職員以外が行う監督（いわゆる委託等で行う場合）の関係法令等及び体系を次に示す。

### 1 法的位置づけ

以下にそれぞれの法令等に基づく監督（国の職員以外の場合）に関する部分を抜粋して概述する。

#### （1）会計法

第29条の11（監督及び検査）第1項には、

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

第29条の11（監督及び検査）第5項には、

5 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行なわせることができる。

と定められている。

#### （2）予決令

第101条の8（監督及び検査の委託）には、

契約担当官等は、会計法第29条の11第5項の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により国の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、国の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

と定められている。

#### （3）省令

第21条（監督及び検査の実施についての細則）

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるものほか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

第23条（監督又は検査を委託して行なった場合の確認）には、

契約担当官等は、令101条の8の規定により、国の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なった場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

と定められている。

#### (4) 取扱要領

第四の6（委託監督又は委託検査の契約書）には、

契約担当官等は、令101条の8の規定により、契約に係る監督又は検査を国の職員以外の者に委託して行わせる場合には、別記様式第4号の委託監督・検査契約書によりこれを行うものとする。

第四の7（実施細目）には、

1から6までの規定に定めるもの他、監督又は検査の実施について必要と認める実施細目は、会計課長においてこれを定める。

と定められている。

## 2 基準類

### (1) 監督検査の事務処理

監督検査の事務処理に基づく監督（国の職員以外の場合）に関する部分を抜粋して概述する。

#### 1（通則）には、

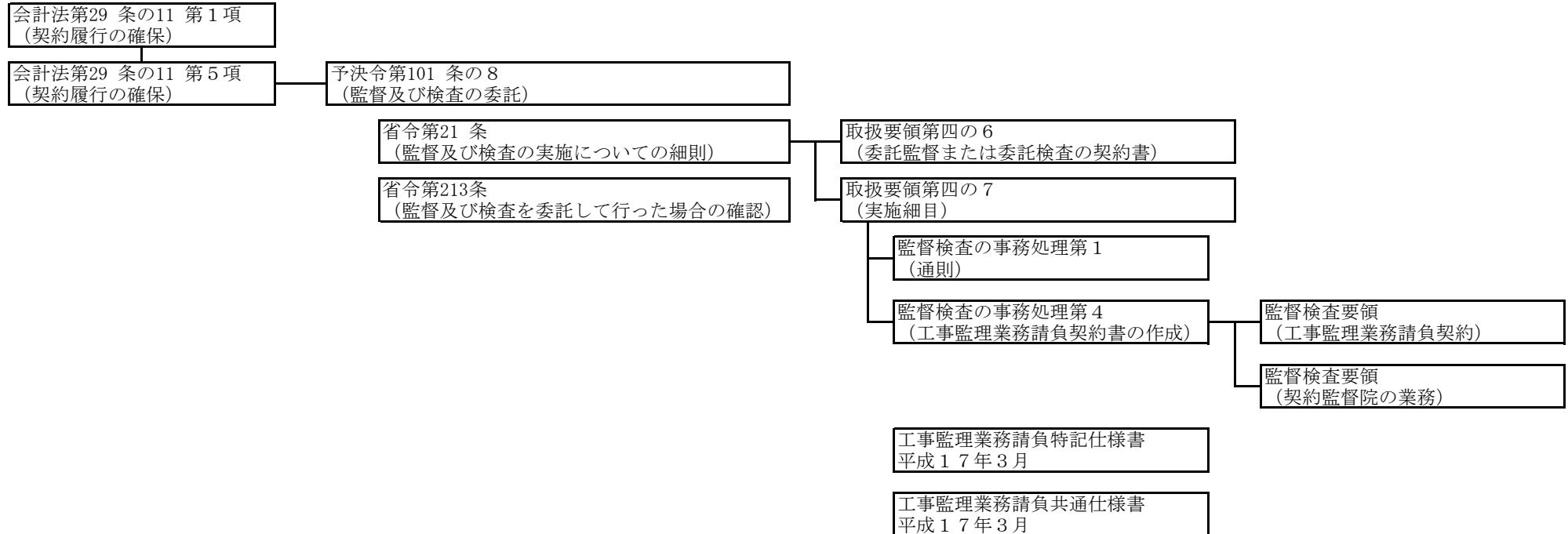
環境省の所掌する請負工事における監督及び検査にあたっては、その実施が円滑に進められるよう、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号。以下「要領」という。）によるものほか、本通知の定めるところによるものとする。

#### 4（工事監理業務請負契約書の作成）には、

契約担当官等は、工事監理業務請負契約書（「請負契約書等の制定について」に定める工事監理業務請負契約書をいう。）により国の職員以外の者（以下「契約監督員」という。）に監督を行わせようとする場合は、監督の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した仕様書を作成して行わなければならないものとする。

と定められている。

### 3 会計法等に基づく監督の体系（国の職員以外の場合）



## 第5章 環境省における品確法に基づく技術検査の体系

環境省における品確法に基づく技術検査の関係法令等及び体系を次に示す。

### 1 品確法の概要

品確法の制定の背景には、公共工事を取り巻く最近の情勢として、国及び地方公共団体の厳しい財政状況の逼迫、一括下請け等の不良・不適格業者の参入、低入札価格での受注増加、受注者間の談合、手抜き工事や粗悪工事に見られる品質低下、技術者不足による公共工事発注者間の能力差等が見られることから、より一層の透明性、公平性の確保と公共工事の品質の確保が重要となってきた状況がある。

### 2 法的位置づけ

以下に品確法に基づく技術検査に関連する部分を抜粋して概述する。

#### (1) 品確法

第1条（目的）には、

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その扱い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第7条（発注者の責務）第1項には、

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の扱い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

第8条（受注者の責務）第1項及び第2項には、

受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

第9条（基本方針）第1項及び第2項には、

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
- 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

と定められている。

また、第9条（基本方針）第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定 令和元年10月18日一部変更閣議決定）（以下「基本方針」という。）が定められ、以下のように記述されている。

第2の1（発注関係事務の適切な実施）には、

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施行状況の確認及び評価その他の発注関係事務（新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施しなければならない。

（以下略）

第2の6（工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項）には、

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術検査（以下、「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

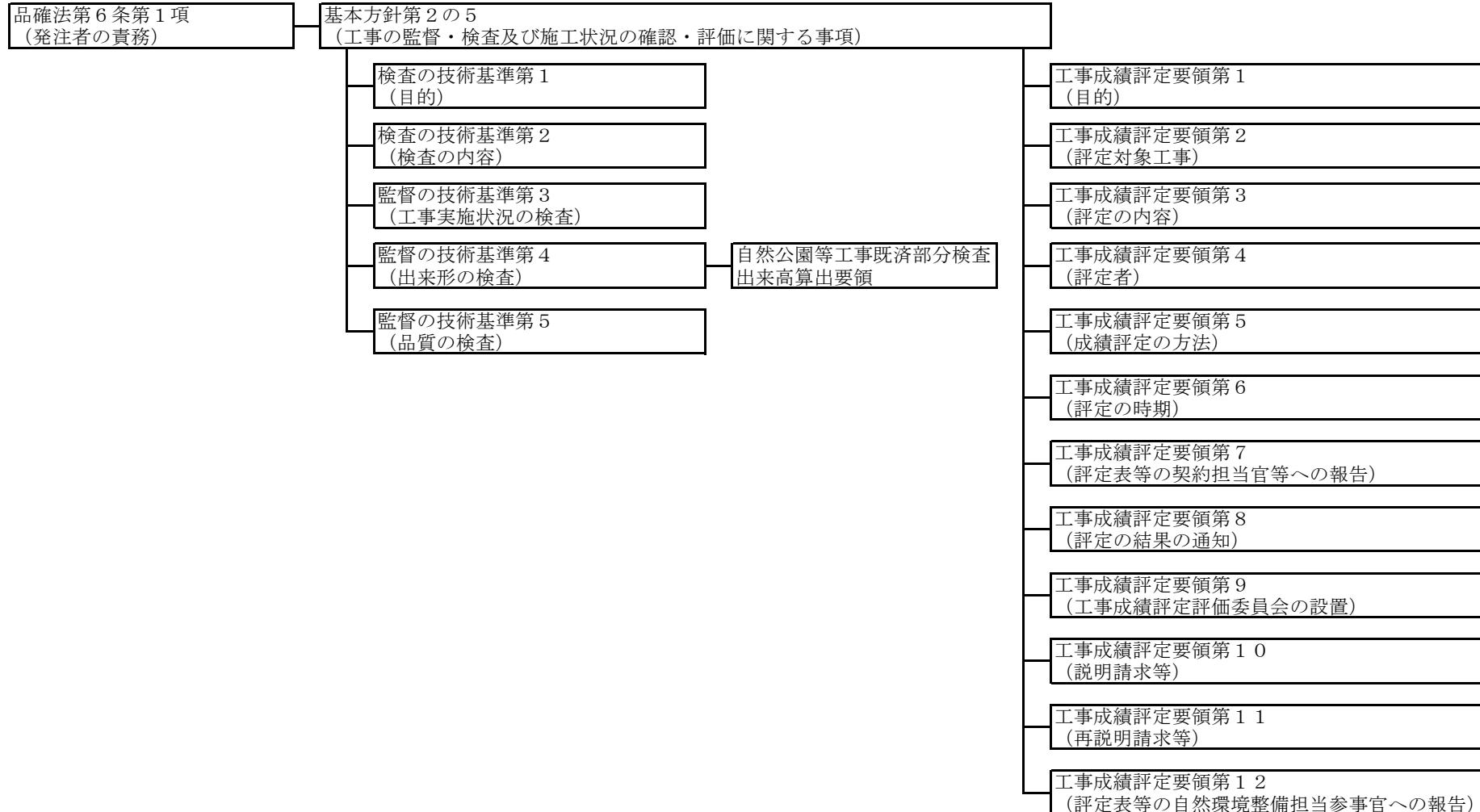
監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

（以下略）

これにより、給付の完了の確認を行うための「給付の検査」と、適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な「技術検査」の2つの検査が存在することになった。

### 3 品確法に基づく技術検査の体系



## 第6章 工事成績評定

環境省における工事成績評定の関係法令等を次に示す。

### 1 法的位置づけ

以下にそれぞれの法令に基づく工事成績評定に関する部分を抜粋して概述する。

#### (1) 品確法

第9条（基本方針）第1項に基づき、基本方針が定められ、以下のように記述されている。

第2の6（工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項）には、

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術検査（以下、「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

これにより工事成績評定が定められ、建築工事の評定結果については、関係省庁間で相互利用を行っている。

#### (2) 適正化法

第17条（適正化指針の策定等）には、

国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第2章、第3章、第13条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第3条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 略

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 略

と定められている。

また、第17条（適正化指針の策定等）第1項に基づき、「適正化指針」が定められ、以下のように記述されている。

第2の5（主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項）には、

（3）将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。（以下略）

これに基づき、工事成績評定が実施されている。

## 2 基準類

以下に工事成績評定要領を引用する。

### （1）工事成績評定

第1（目的）には、

本要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）第6条に基づき、環境省が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関する必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることにより、請負工事の品質確保に資することを目的とする。

第2（評定対象工事）には、

評定の対象とする工事は、原則として、1件の請負金額が500万円を超える請負工事（建築、電気設備、機械設備、土木、自然環境共生、展示・内装仕上、舗装及び水環境処理工事）とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引き込み工事等で契約担当官等（環境省所管契約事務取扱要領（平成19年6月29日付け環境会第070629004号）に規定する契約担当官等をいう。）が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 発注する請負工事が、建築一式工事と土木工事を合わせて発注する等の場合、建築一式工事の評定と土木工事の評定をそれぞれ行い、工事価格による按分で算出した評定点とする。

3 施行委任とする場合の本要領の対象工事は、原則として、1件の請負金額500万円を超える請負工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）とし、土木等の工事については、各都道府県が使用する工事成績評定を用い、各機関の規定に基づき運用するものとする。

第3（評定の内容）には、

工事成績の評定は、工事の施工状況及び工事目的物の品質等について行うものとする。

## 第4（評定者）には、

第3の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11に基づく工事の請負契約についての検査を行う者(以下「検査員」という。)及び監督を行う者(以下「監督員」という。)であり、請負工事監督検査の事務処理について(平成19年10月24日付け環境会第071 024002号環自総発第071024002号)に定める者とする。

- 2 監督員が1名の場合は、その者が主任監督員及び総括監督員がすべき評定を行うものとする。

## 第5（成績評定の方法）には、

成績評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項によるものとする。

- 1 評定は別紙-1又は別紙-3「考查項目別運用表」及び別紙-2又は別紙-4「施工プロセス」チェックリスト」、別記様式第1「工事成績採点表」、別記様式第2「細目別評定採点表」により行うものとする。
    - ① 「考查項目別運用表」は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものである。
    - ② 「施工プロセス」チェックリスト」は監督員が記録し、評定者が施工時における各種考查項目を確認するための参考資料として利用するものであり、小規模な工事、工期が短い工事等においては、総括監督員との協議により、省略してもよいものとする。
    - ③ 「細目別評定採点表」は「考查項目別運用表」より反映され、別記様式第4「工事成績評定通知書」により請負業者に評定の結果を通知する、別記様式5「別表「項目別評定点」」のもととなるものである。
  - 2) 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
  - 3) 工事監理業務を請負契約としている場合は、管理技術者との協議により評定を行うものとする。
- 二 施行委任の場合は、評定者の選定、評定結果の通知の方法等は、施行委任する各都道府県の運用方法を妨げないものとする。

## 第6（評定の時期）には、

検査員は完成検査を実施したとき、主任監督員及び総括監督員は工事が完成(一部完成を含む。)したとき、それぞれ評定を行うものとする。

## 第7（評定表等の契約担当官等への報告）には、

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当官等(「環境省所管契約事務取扱要領」(平成19年6月29日付け環境会発第070629004号)に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に評定の結果を報告するものとする。

## 第8（評定の結果の通知）には、

契約担当官等は、当該工事の請負業者に評定の結果を別記様式第4「工事成績評定通知書」及び別記様式第5「別表「項目別評定点」」により通知するものとする。

## 第9（説明請求等）には、

第8による通知を受けた請負業者は、通知を受けた日から起算して5日（この期間には、行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、別記様式第第6「工事成績評定結果に関する説明請求書」により、通知を行った契約担当官等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当官等は、前項による説明を求められたときは、速やかに別記様式第7「工事成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。
- 3 契約担当官等は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

## 第10（工事成績評定評価委員会の設置）には、

契約担当官等は、「工事成績評定評価委員会細則」を定め、これに基づき「工事成績評定評価委員会」を設置するものとする。

- 2 施行委任とする場合は、施行委任を受けた各都道府県の規定に基づく方法を運用するものとする。

## 第11（再説明請求等）には、

第9第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、別記様式第第8「工事成績評定結果に関する再説明請求書」により、契約担当官等を経由して大臣官房会計課長に対して、再説明を求めることができる。

- 2 契約担当官等は、「工事成績評定に係る説明書（回答）」、「工事成績評定通知書一式」、再説明を求められた根拠となる証拠及び記録書類等のコピーを「工事成績評定に関する再説明請求書」に添付し、大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 3 大臣官房会計課長は、前項による再説明を求められたときは、大臣官房会計課に設置する有識者等による第三者機関の審議の結果を踏まえたうえで、別記様式第9「工事成績評定に係る再説明書（回答）」により契約担当官等を通じて回答するものとする。

## 第12（評定表等の自然環境整備課長への報告）には、

契約担当官等は、第9及び第11の規定に基づく手続きの終了後、別記様式第10「工事成績評定表（集計用）」及び別記様式第11「工事成績共通利用データ」の電子データを速やかに自然環境整備課に提出するものとする。

- 2 施行委任とする場合は、施行委任を受けた各都道府県が、前項の様式に基づいた建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の評定結果の電子データを速やかに自然環境整備課に提出するものとする。

と定められている。

## 第3編 工事監督業務

### 第1章 工事監督の概要

#### 1 工事管理の意義と目的

##### (1) 工事管理の目的

工事管理の目的は、材料及び出来形等の品質確保、工期の厳守、工事現場の環境保全と安全性の向上、並びに経済性の確保等を、同時に満足させることであり、このため、監督職員と受注者が、それぞれの立場を理解しながら互いに協力し、契約図書等に定められた工事の内容を、互いに理解することが必要である。

##### (2) 工事管理の方法

施工管理は、受注者により、その自主的な施工計画に基づいて技術的、合理的に適正にして、安全かつ迅速に工事を施工するために必要な手段であり、工事監理は、監督職員等により、その手段を厳正に監督、指導することである。

このため、監督職員は、工事の施工主体である受注者に、自主的な施工管理を行わせ、重点項目について立会い・検査を行うことにより、適正な施工の確保を図るものとする。

また、工事管理を円滑に行うためには、特に以下に示す点に留意しなければならない。

- ① 監督職員及び受注者は、既存の各種基準や要領を熟知し、その基準等に従って現場管理することはもちろんであるが、基準等の本来の意図するところを十分に理解し、常に管理の目的を念頭において業務を遂行する。
- ② 工事は「工事契約書」に基づいて行われ、契約の履行に際しては、発注者と受注者の関係が対等の立場に位置づけられている。監督職員は、常にこのことを念頭に置きつつ、監督としての責任ある業務を遂行し、厳正な身のふるまいを心がけ、受注者その他工事関係者の範となるように努めなければならない。
- ③ 環境省が自然公園等において実施する工事は、良好な環境の保全と適正な自然とのふれあいを目的に実施されるものであり、監督職員及び受注者は、この主旨を十分理解し、環境への影響及び公園利用者等の適正な利用への配慮を十分に踏まえた工事が実施されるよう努めなければならない。

#### 【補 足】

- 1 工事管理：最も広義な概念を持ち、材料及び出来形等の品質確保、工期の厳守、工事現場の環境保全と安全性の向上、並びに経済性の確保等、工事全体に関する管理をいう。（発注者及び受注者双方の管理行為）
- 2 工事監理：契約の範囲内で、設計図書どおりの工事目的物を完成させるために、受注者に対して行う監督職員の業務の一部をいう。（発注者の監督行為）
- 3 施工管理：契約の範囲内で、設計図書どおりの工事目的物を、技術的、合理的に適正にして、安全かつ迅速に完成させるために、受注者が行う施工に係る管理をいう。（受注者の管理行為）

### 【参考1】建築士法第2条（定義） 第8項

8 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。

## 第2章 監督職員等

### 1 監督職員の任命等

請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督は、契約担当官等が補助者に命じ、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとし、その監督職員の任命等については、次によるものとする。

- (1) 契約担当官等は、監督を行う補助者（省令第18条第1項に規定する監督職員）については、当該工事の規模、監督に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し、監督職員を任命するものとする。
- (2) 上記（1）の手続きについては、監督職員を免ずる場合も同様とする。

#### 【参考】会計法第29条の11（監督及び検査）第1項

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

### 2 監督職員の業務

監督職員は、省令第18条及び第19条の規定並びに工事契約書第9条、「監督検査の事務処理」、「監督の技術基準」に定めるところによるほか、次により監督業務を行わなければならない。

- (1) 受注者から提出される履行報告を確認すること。
- (2) 原則として下検査を行い、検査に立会うこと。
- (3) 工事監理業務または発注者支援業務を委託した場合は、契約監督員と連絡を密にし、必要に応じ工事に関する個別の指示を行うこと。

#### 【参照】

##### 1 請負工事監督検査の事務処理について

（平成19年10月24日付け環境会発第071024002号、環自総発第071024002号）

##### 2 請負工事監督検査の技術基準について

（平成20年8月13日付け環境会発第080813001号、環自総発第080813001号）

#### 【参考1】省令第18条（監督職員の一般職務）

契約担当官等、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当っては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

**【参考2】 省令第19条（監督職員の報告）**

監督職員は、関係の契約担当官等と緊密に連絡するとともに、当該契約担当官等の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

**【参考3】 工事契約書第9条（監督職員）**

略

- 2 監督職員は、契約書に定めるもの及び契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 略
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### 3 工事監理等業務の委託

#### （1）工事監理の意義と内容

工事監理の目的は、材料及び出来形等の品質確保、工期の厳守、工事現場の環境保全と安全性の確保等を満足させることである。これらの目的を達成するため、専門的な知識及び技能を必要とする場合及び国の職員によって監督を行うことが困難な場合等において、監督職員の行う業務の一部を国の職員以外に委託する場合がある。監督職員と契約監督員がそれぞれの立場を理解しながら互いに協力し、受注者を指導監督することが必要である。

#### （2）契約監督員の業務及び権限、責任

契約監督員は、監理業務契約書または支援業務契約書に基づき、仕様書等に定める業務を監督職員の指示に従い遂行することとなるので、業務の内容を十分理解するとともに、その立場も認識し、常に厳正な身のふるまいが求められる。それぞれの契約書による業務及び権限、責任は次のとおりである。

表3-1 監理業務契約書、支援業務契約書による契約監督員の業務及び権限、責任

	項目	条文		内容
		監理業務	支援業務	
業務 及び 権限	秘密の保持	第6条	第1条 第5項	業務上の守秘義務を定める
	管理技術者	第9条	第10条	管理技術者の業務及び権限等を定める
	履行報告	第11条	第14条	契約の履行について監督職員に報告する義務を定める
責任	第三者に及ぼした損害	第23条	第30条	業務の履行に伴い第三者に損害をおよぼした場合の賠償責任を定める

契約監督員は一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で轻易なものの処理、工事実施のための詳細図等で轻易なものの作成、受注者が作成した図面のうち轻易なものの承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものは除く。）及び設計図書の変更、工事の一時中止又は打切りの必要があると認める場合における監督職員への報告等を行う。

### (3) 契約監督員及び管理技術者の技術力等

#### ① 契約監督員の技術力

契約監督員には、下記の技術力が求められる。

ア 設計図、共通仕様書、特記仕様書、積算価格内訳書等を理解し、監督職員の指示のもとに工事監理ができる能力

イ 設計変更が必要となった場合、原設計の設計内容を十分理解し、その設計意図を生かした変更設計図書の作成を行うことのできる能力

ウ 関係官公庁、地元各種団体等と工事内容等について監督職員の指示のもとに調整の補助ができる能力

#### ② 管理技術者の資格

管理技術者は、原則として次の資格のいずれかを有する者とし、詳細は仕様書等による。

##### ア 土木、自然環境共生工事

- ・技術士（環境部門等）
- ・1級造園施工管理技士
- ・1級土木施工管理技士

なお、工事の規模、施工の難易度によっては、次の資格が追加される。

- ・2級造園施工管理技士
- ・2級土木施工管理技士

##### イ 建築、電気設備、機械設備、展示・内装工事

建築基準法に基づく工事監理者を定める必要がある場合においては、建築士法に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。とされている。

表3-2 建築物の工事監理者に必要な資格

① 高さ13mを超える建築物は、すべて一級建築士による工事監理が必要。								
② ①以外の建築物は下表のとおり。（高さが13m以下かつ軒高が9m以下の建築物）								
延べ面積	構造	木造			鉄筋コンクリート造等（注1）		左欄以外	
		階数	1階	2階	3階	2階	3階	1階
30m <sup>2</sup> 以下	資格要件なし				資格要件なし			
100m <sup>2</sup> 以下								資格要件なし
300m <sup>2</sup> 以下	一級、二級建築士、木造建築士				一級建築士、二級建築士			
500m <sup>2</sup> 以下								
1,000m <sup>2</sup> 以下	特殊な用途は一級建築士（注2）			一級建築士			特殊な用途は一級建築士（注2）	
1,000m <sup>2</sup> 超える							一級建築士	

（注1）「鉄筋コンクリート造等」とは、  
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造及び無筋コンクリート造をいう。

（注2）「特殊な用途」の建築物は、  
学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、百貨店及び客席室のある集会場である場合。これら以外の場合は、一級建築士又は二級建築士。

（建築基準法第5条の6、建築士法第3条から第3条の3）

#### (4) 業務開始の確認事項

契約監督員は、業務に先立ち下記の契約図書を熟読し、その内容に精通しなければならない。

- ・監理業務契約書または支援業務契約書
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書及び特記仕様書  
または発注者支援業務共通仕様書及び特記仕様書
- ・自然公園等工事共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・特記仕様書
- ・設計図
- ・質疑回答書
- ・数量計算書等
- ・工事費積算価格内訳書

### 4 監督職員等の権限

監督職員等の権限は、表3-3に区分される。なお、以下の事項は、契約監督員が自主的に判断してはならない。

- ① 設計図書に明示されていない事項の処理
- ② 設計変更、工期の変更、請負代金額の変更に係わる処理
- ③ 関係諸団体や関係機関、及び関係住民との協議に係わる事項の処理
- ④ 天災、その他不可抗力に係わる事項の処理
- ⑤ 工事の中止の通知、工事関係者に対する措置請求その他工事契約書において発注者が行うとされている行為

表3-3 監督職員等の権限

内容		監督職員	契約監督員	備考
1 設計照査	(1) 設計図の照査	○	◎	監督職員○、 契約監督員○の 場合
	(2) 材料表の照査	○	◎	
2 工事全体計画	(1) 関係諸団体との折衝	◎	○	監督職員が主と して実施する が、その際に契 約監督員は監督 職員の指示によ り補助作業を行 う事項。
	(2) 関連工事との調整	○	◎	
	(3) 工事全体工程の検討	○	◎	
3 書類の整備	(1) 工事請負契約に関する書類 ①現場代理人の確認 ②下請負の承諾	◎ ◎	○ ○	監督職員○ 契約監督員○の 場合 契約監督員が主 体性をもって実 施したものにつ いて、監督職員 がチェックする 事項。
	(2) 工事施工状況に関する書類 ①工程の実施状況に関する検討 ②工事日誌 ③工事打合せ記録 ④材料検査簿 ⑤物品貸与簿 ⑥材料支給簿 ⑦品質管理試験に係わるもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	(1) 着工の確認	○	◎	
	(2) 仮設物の設置確認	◎	○	
	(3) 設計図書と工事現場との不一 致等への対応	○	◎	
	(4) 施工の立会い又は確認	○	◎	
	(5) 材料検査	○	○	
	(6) 改造命令	◎	○	
	(7) 破壊検査	◎	○	
	(8) 貸与品及び支給材料の取扱い	○	◎	
4 工事の管理	(9) 工事の変更、中止	◎	○	監督職員○ 契約監督員○の 場合 双方とも、主体 性を持って協同 しながら実施す る事項。
	(10) 臨機の措置	◎	○	
	(11) 施工図関係	○	◎	
	(1) 発生材の照査	○	◎	
	(2) 工事目的物の損害	○	◎	

以上の業務内容に示したように、契約監督員が工事に対して持つ権限は限られたものであり、これを逸脱して行使してはならない。また、表3-1で契約監督員が主体的に判断すべきこととされた事項についても、最終的な確認は監督職員が行い、その責任は監督職員にあることを忘れてはならない。

このため、契約監督員がその業務を円滑に処理するためには、常に監督職員との連絡を密にして、報告に対する指示を仰ぎ、対応することが必要である。さらに、契約監督員は受注者とともに、監督職員の指示のもと、三位一体の協力体制で工事目的物を完成しなければならない。

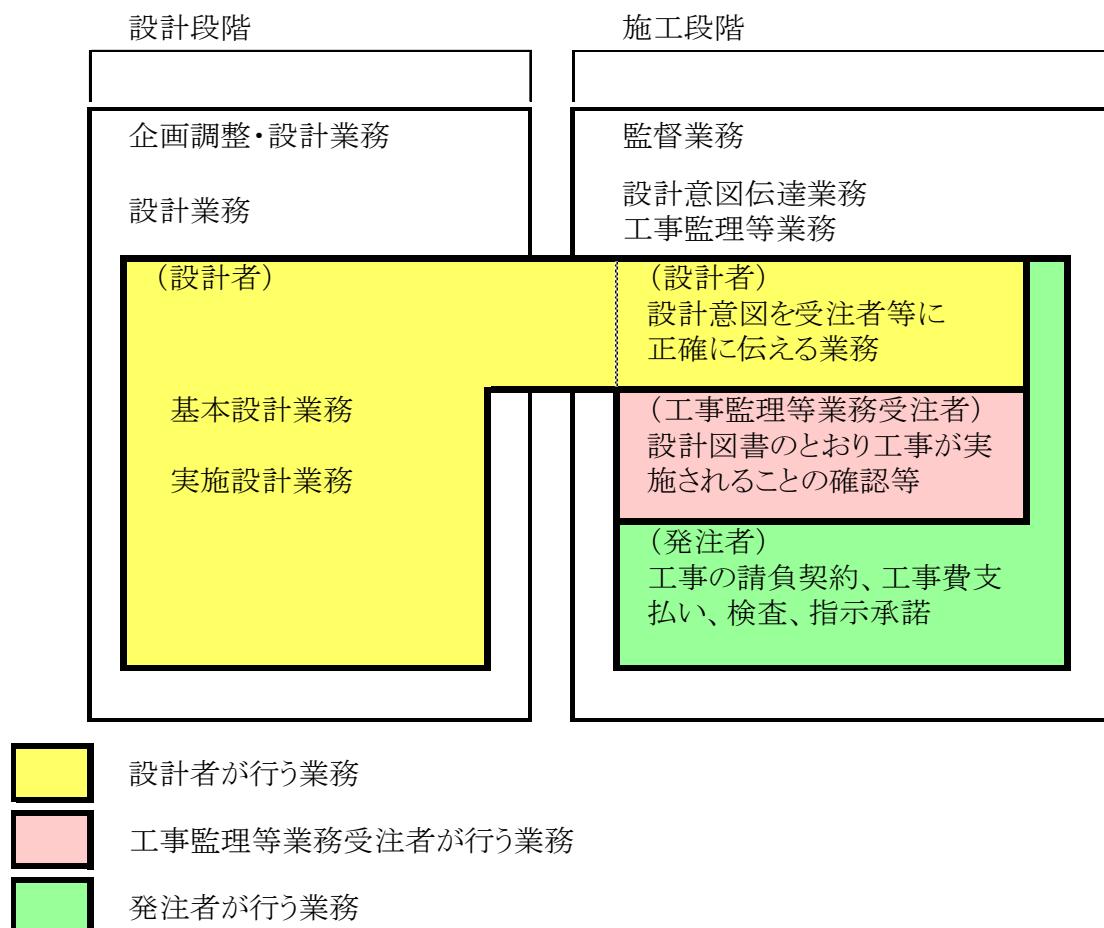
## 5 工事監理等業務の範囲

環境省では、工事請負契約に係る業務、工事費支払い審査や施工図等の承諾などは、原則として発注者側が実施している。

ただし、有資格者が配置できない等の事情により、工事完了検査、契約条件が遂行されたことの確認のほか、受注者等に対する承諾等に関し、工事監理等業務の受注者が実質的に関与する場合もある。

この場合は、実情に応じた請負業務料の算出を行い、工事監理等業務の請負契約を行う必要がある。

環境省における、設計業務、監督業務、工事監理等業務の模式図



※ 告示：平成31年国土交通省告示第98号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」

※ 工事監理業務を第三者に発注したとしても、監督職員には会計法及び工事請負契約等における監督責任は存在する。

【参考】平成31年国土交通省告示第98号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」(建築工事等に適用)

別添一 標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

第2項 一 工事監理に関する標準業務		業務内容
項目		
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	i ) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

第2項 二 その他の標準業務	
項目	業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	<p>(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告</p> <p>工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。</p>
(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7) 工事費支払いの審査	<p>(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査</p> <p>工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。</p>
(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

## 6 工事施工段階における設計者の業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、実施設計の成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務。

平成31年国土交通省告示第98号別添一	
第1項 三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務	
項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点から検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

※ 設計業務請負契約の特記仕様書に記載し、行わせるもの。

## 7 工事監理等に関する標準業務

工事監理等業務の業務内容は建築工事監理業務委託共通仕様書または自然公園等工事発注者支援業務共通仕様書による。

共通仕様書では、承諾行為等は標準業務外となっている。このため、工事監理等業務の受注者が承諾行為等の一部を分担する場合等においては、特記仕様書に業務内容を追加する。

## 8 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附隨する標準外の業務（建築工事等に適用）

告示上の「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」に附隨して実施される業務で、標準外の業務。

- ① 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務。
- ② 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務。
- ③ 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務。

※ これらの業務を、工事監理の追加業務とする場合は、特記仕様書に記載し、請負業務料を計上すること。

## 9 工事監理等における監督職員、設計業務の受注者、工事監理者の関わり（参考）

## A 標準業務

工事監理に関する標準業務及びその他業務の内容	監督職員（調査職員）	設計意図伝達業務の受注者	工事監理等業務の受注者
(1) 工事監理方針の説明			
( i ) 工事監理方針の説明			
① 工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書の作成及び提出。			○
② ①の業務計画書の承諾。	(○)		
( ii ) 工事監理方法変更の場合の協議			
当該業務の方法に変更の必要が生じた場合の協議。	(○)		○
(2) 設計図書の内容の把握等			
( i ) 設計図書の内容の把握			
① 設計内容の把握。			○
② 設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合の、その内容のとりまとめ及び報告。			○
③ ②の報告について行う設計者への確認。	(○)		※○
( ii ) 質疑の検討			
① 受注者等から工事に関する質疑書が提出された場合、品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点からの技術的な検討及び報告。		△	○
② ①の結果、必要に応じて行う設計者への確認。	(○)		※○
③ ②の結果、受注者等へ行う指示、協議等。	○		※○
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告			
( i ) 施工図等の検討及び報告			
① 受注者等が作成した施工図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合の報告。		△	○
② ①の結果、適合しないと認められる場合、必要な措置についてのとりまとめ及び報告。			○
③ ①の結果、適合しないと認められる場合、受注者等への指示、協議等。	○		※○

工事監理に関する標準業務及びその他業務の内容	監督職員(調査職員)	設計意図伝達業務の受注者	工事監理等業務の受注者
<b>(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告</b>			
① 受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関して、受注者等に事前に指示すべき内容の報告。		△	○
② 受注者等が提案又は提出した工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書に適合しているかについての検討及び報告。		△	○
③ ②の結果、適合しないと認められる場合の必要な措置についてのとりまとめ及び報告。			○
④ ②の結果、適合しないと認められる場合の受注者等への指示、協議等。	○		※○
<b>(4) 工事と設計図書との照合及び確認</b>			
受注者等が行う工事が、設計図書に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、受注者等から提出される品質管理記録の確認等。		△	○
<b>(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等</b>			
① (4)の結果、設計図書のとおりに実施されていると認められる場合の報告。			○
② (4)の結果、設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合してしない箇所を示された場合の、必要な措置のとりまとめ及び報告。			○
③ ②の結果、設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合してしない箇所を示された場合の、受注者等への指示、協議等。	○		※○
④ 受注者等が必要な修補を行った場合、その方法が品質確保の観点から適切か否かの確認。			○
⑤ ④の結果、適切と認められる場合の報告。			○
<b>(6) 業務報告書等の提出</b>			
① 工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備及び提出。			○
② 建築基準法に基づく報告書の提出。			※○

## B その他の業務

工事監理に関する標準業務及びその他業務の内容	監督職員(調査職員)	設計意図伝達業務の受注者	工事監理等業務の受注者
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告			
受注者等から提出される請負代金内訳書の、適否の検討及び報告。	<input type="radio"/>		※○
(2) 工程表の検討及び報告			
① 受注者等が作成し、提出する工程表が、工期及び品質を確保できないおそれがあるかについての検討。			○
② ①の結果、工期及び品質を確保できると認められる場合の報告。			○
③ ①の結果、工期及び品質を確保できないおそれがあると認められる場合の、受注者等に対する修正の求めその他必要な措置のとりまとめ及び報告。			○
④ ③の結果、工期及び品質を確保できないと認められる場合の、受注者等への指示、協議等。	○		
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告			
① 受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工期及び品質が確保できないおそれがあるかについての検討。			○
② ①の結果、工期及び品質を確保できると認められる場合の報告。			○
③ ①の結果、工期及び品質を確保できないおそれがあると認められる場合の、受注者等に対する修正の求めその他必要な措置のとりまとめ及び報告。			○
④ ③の結果、工期及び品質を確保できないおそれがあると認められる場合の、受注者等への指示、協議等。	○		
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等			
(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告			
① 受注者等が行う工事が工事請負契約との内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、受注者等から提出される品質管理記録の確認等。			○
② ①の結果、適合していると認められる場合の報告。			○
③ ①の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合の、受注者に対して指示すべき事項の検討及び報告。			○
④ ③の結果、適合していないと認められる箇所がある場合の、受注者等への指示、協議等。	○		※○

工事監理に関する標準業務及びその他業務の内容	監督職員（調査職員）	設計意図伝達業務の受注者	工事監理等業務の受注者
⑤ ④の結果、受注者等が必要な修補等を行った場合の確認及び報告。			○
(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等			
① 工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告。			○
② 工事請負契約書に定められた指示及び承認。	○		※○
(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査			
① 設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合の報告。			○
② ①の結果、調査職員の指示を受けて行う、必要な範囲の破壊検査。			○
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い			
受注者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しの立会い。			※○
(6) 関係機関の検査の立会い等			
① 関係機関の検査の立会い。			○
② ①の結果、その指摘事項等について、受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づく報告。			○
③ 建築基準法に基づく検査書類の作成等			※○
(7) 工事費支払いの審査			
① 工事期間中の工事費支払い請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、報告する。			※○
② 最終の支払い請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、報告する。			※○
(8) 完成図の確認			
① 受注者等が作成し、提出する完成図の確認。			※○
② ①の結果、工事請負契約に適合していると認められる場合の報告。			※○
③ ①の結果、工事請負契約に適合していないと認められる場合の受注者等に対して指示すべき事項の検討及び報告。			※○
④ ③の結果、工事請負契約に適合していないと認められる場合の受注者等への指示、協議等。			※○

※ 工事監理等業務の仕様書に含まれている場合に限る

△ 設計意図を正確に伝達する目的により行う質疑応答、説明、検討、助言に限る

## 10 提出書類等

### (1) 調査職員の通知

発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を通知しなければならない。変更したときも同様とする。（調査職員通知書（自然公園等設計業務様式集（以下「業務様式集」という。）第1号様式）、調査職員変更通知書（業務様式集 第1－1号様式）

また、2名以上の調査職員を置き、契約書に定める権限を分担させたとき又は発注者の権限の一部を委任したときには、その権限の内容を通知しなければならない。（監理業務契約書第8条第1項、第3項、支援業務契約書第9条1項、3項）

※調査職員は、事務の簡素化等の観点から監督職員と兼務する場合が多い。

#### 【参考1】 監理業務契約書第8条（調査職員）第1項、第3項

発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときには、その権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

#### 【参考2】 支援業務契約書第9条（調査職員）第1項、第3項

発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときには、その権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

### (2) 管理技術者の通知

受注者は、管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。変更したときも同様とする。（監理業務契約書第9条第1項、支援業務契約書第10条第1項）（管理技術者等通知書（業務様式集 第6号様式）、管理技術者の経歴等（業務様式集 別紙1）、管理技術者等変更通知書（業務様式集 6号－1様式）

#### 【参考1】 監理業務契約書第9条（管理技術者）第1項

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

#### 【参考2】 支援業務契約書第10条（管理技術者）第1項

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

## 第4編 工事監理業務

### 第1章 工事監理業務（共通事項）

#### 1 工事監理の意義と留意点

##### （1）工事監理の意義

監督職員は、常に次のような工事現場の実現に努め、適正な施工管理が行われるよう受注者を監督・指導するものとする。

- ① 施工技術・品質管理が優れ、均一な品質で良く整理された工事現場であること。
- ② 作業工程が計画どおり実施される工事現場であること。
- ③ 安全対策が十分に確保され、環境保全に留意された工事現場であること。
- ④ 設計変更やそれに伴う契約変更等において、変更することの必要性、変更金額の妥当性が認められること。

##### （2）工事監理の留意点

施工管理は、工事材料の品質・規格が設計図書に示されている規定に適合しているか、また、工事目的物の品質・形状・寸法及び施工方法が、設計図書に示されている規定及び受注者の施工計画どおり適正に施工されているかを工事の施工の過程で確認し、欠陥の防止に努めることである。

監督職員は、受注者が施工管理を行うにあたって、過誤や不正の生じない現場の保持に努めさせ、次のような管理が行われるよう指導するものとする。

###### ① 一般事項

- ア 受注者に設計図書を熟読させ、照査を十分に行わせる。
- イ 工事現場全体の整理・整頓と規律を遵守させる。
- ウ 試験又は検査によって、不合格と判明した工事は、直ちに再施工又は適切な指示を厳正に行う。
- エ 能率的な作業方法による工事を行わせる。
- オ 作業員に正確な作業を行わせる。
- カ 工事の施工状況が確認しやすい作業方法をとらせる。
- キ 反復やり直しの少ない作業方法をとらせる。

###### ② 品質管理

工事材料及び工事目的物の品質については、設計図書に示されている試験又は検査を、施工の過程で実施することによって、それぞれの品質、規格の確認を行い、品質の均一性の確保、適正な施工方法、不具合箇所の対策等の技術的指導を行うこととなる。

監督職員が、受注者に対して行う指示又は承諾の多くは、これらの試験又は検査の結果に基づいて行うことになるので、常に正確な状況や結果が報告されるよう指導しなければならない。

### ③ 出来形管理

工事目的物の形状・寸法が設計図書及び検査基準どおりの精査で正確に、かつ、外観の見栄えが良く入念に仕上げられるよう施工過程における日常管理を強調する。

特に、出来形検査では、各作業過程における作業員の認識の向上について、下請負者等に対する指導・教育体制の強化を図らせる。

### ④ 施工法管理

工事目的物を完成するための施工方法は、設計図書で指定する場合を除き、受注者の自施工となるが、特に、工事完成後に外面から施工の状況が確認できない工事や、検査が極めて困難な工事等については、努めてその工事の施工に立会し、検査あるいは、その他の方法で施工の状況を確認し、受注者に写真、記録、その他の資料を提出させなければならない。

## 2 安全管理

### (1) 安全管理上の留意点

事故は社会的に大きな影響を及ぼすものであることから、受注者は「労働安全衛生規則」等関係法令の規定を遵守して、あらゆる手段を講じて事故防止に努めなければならない。このために、監督職員は工事中の安全確保を全てに優先させるよう受注者を指導し、特に事故防止に必要な事項は、末端作業員まで徹底するよう受注者の責任を喚起させなければならない。

また、自然公園内の作業では、一般的な安全管理事項に加え、崩落、雪崩、高波等の自然災害や雷雨、降雪等の急激な天候の変化、危険な動物等自然地特有の災害が予測される。

このため特に、下記の点に留意し工事中の安全確保を行うよう受注者を指導しなければならない。

- ① 公園利用者等の安全を確保するために、適切な措置を行う。
- ② 煙草等の火気取扱いについて注意事項を厳守する。
- ③ 海岸部の作業では滑落、高波等に注意する。
- ④ 作業場所周辺でのハチの巣の有無やクマの出没等危険のある動物等の生息状況に注意し、危険回避の対策を行う。
- ⑤ 豪雨、降雪等の天候の変化を予測し、作業の中止等について迅速な判断を行う。
- ⑥ 高所作業時及び転倒、滑落の危険のある場所での作業では安全帯を着用する。
- ⑦ 資機材の運搬・輸送（ヘリ、モノレール、クレーン等）時の注意事項を厳守する。

#### 【参照】

ヘリコプターによる輸送業務の安全管理について

（平成22年10月8日付け自然環境担当参事官事務連絡）

### (2) 安全関係の法令等

建設工事の安全に関しては労働安全衛生法を柱として、電気、消防など他分野に及ぶ法令に

よって規定されている。ここではこのうち主要なものについて解説する。

#### ① 労働基準法

憲法27条（勤労条件の法定の原則）に基づき、労働者の労働条件の最低基準を定める基法、総則、労働契約、賃金、労働時間、休息、休日及び年次有給休暇、安全及び衛生、年少者、妊娠婦等、技能者の養成、災害補償、就業規則、寄宿舎、監督機関、雑則から成り、付属法として労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害防止団体法等がある。

なお、本法は労働条件のあらゆる領域において最低基準を規定しているが、安全及び衛生については労働安全衛生法によることとしている。また、本法では、本法の厳格な施行を監督する機関として労働基準監督署とその権限を規定するとともに、本法の違反者に対する罰則についても触れている。

#### ② 労働安全衛生法

労働災害、職業病の急増に対応し災害防止対策を強化するため、労働基準法の「安全及び衛生」の部分を独立拡充して制定された法律で、建設工事の安全に関する法体系の中心となっており、関係規則に労働安全衛生規則等がある。

なお、本法は総則、労働災害防止計画、安全衛生管理体制、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、機械等並びに危険物及び有害物に関する規制、労働者の就業に当たつての措置、健康の保持増進のための措置、快適な職場環境の形成のための措置、免許等、安全衛生改善計画等、監督等、雑則、罰則から成る。

#### ③ 労働安全衛生規則

労働安全衛生法及び労働安全衛生施行令の規定に基づき、同法を実施するために定められた厚生労働省令の一つであり、通則、安全基準、衛生基準、特別規制から成る。

なお、本法は第一編「通則」では安全衛生管理体制など、第二編「安全基準」では建設機械、型枠支保工、爆発・火災・電気・掘削作業・ずい道建設・墜落・飛来等の危険の防止、通路・足場等、第四編「特別規制」では特定元方事業者に関する特別規制などについて細部にわたり規定している。

#### ④ 労働基準監督署

労働基準監督署は、労働基準法において規定される同法の監督機関として設けられる組織である。また、労働基準監督署は受注者から提出される工事計画について事前にその内容を審査するとともに、工事期間中に受注者が労働関係法令を遵守するよう隨時立入検査等を実施して監督を行う。

なお、工事の発注機関は労働災害の防止について受注者を指導する立場であるので、労働基準監督署のこれらの業務に協力しなければならない。

### （3）安全管理体制

#### ① 労働安全衛生法における協議組織の設置

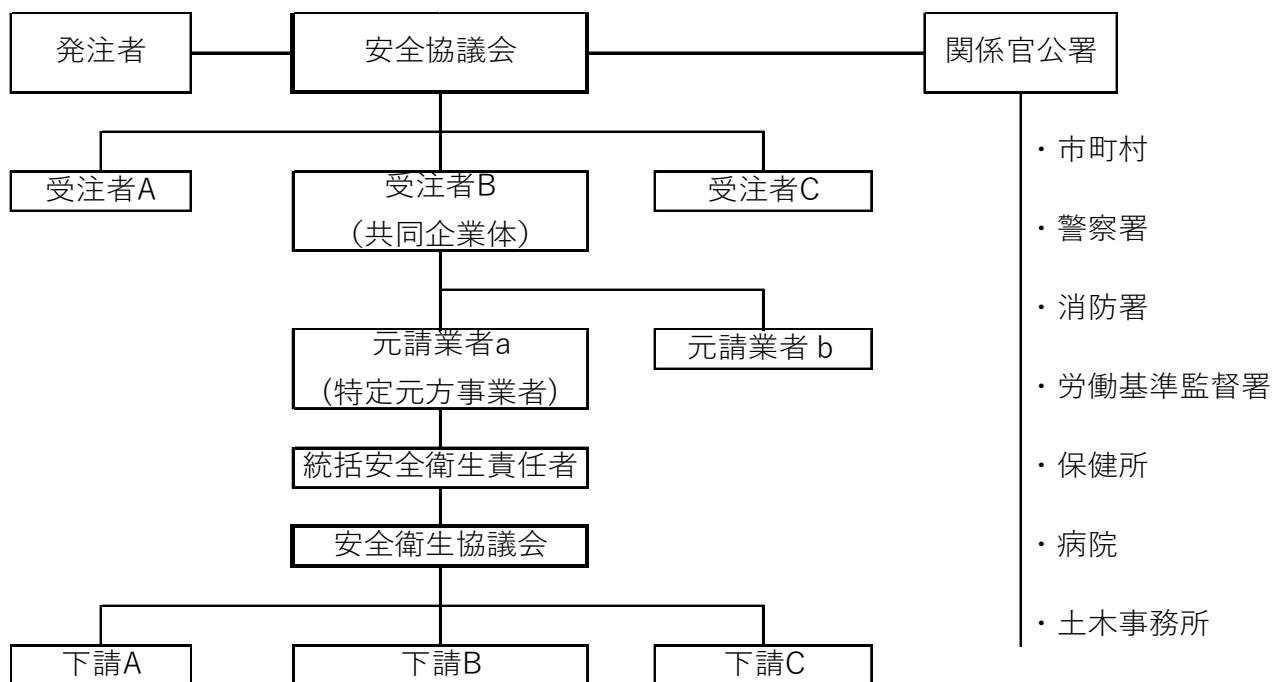
労働安全衛生法第30条の規定により、特定元方事業者（元請業者）は、複数の業者が混在して作業を行う一定規模以上の現場においては、各請負者間の連絡調整を密にし、下請業

者も含めた全体の労働災害を防止することを目的に、全ての関係請負者が参加する協議組織を設置し運営しなければならないとされている。

## ② 安全協議会

複数の元請業者（特定元方事業者）が混在している工事現場では、前述した労働安全衛生法に規定される協議組織とは別個の組織として、元請業者（特定元方事業者）間の調整を行うための安全協議会を組織するように各請負者を指導しなければならない。

労働安全衛生法に規定される協議組織



## （4）事故の報告と処置

### ① 事故発生時の連絡系統

事故発生時の連絡系統及び連絡先を緊急時連絡体制（様式1.5(6)）として表に作成し、現場事務所に掲示しておくよう受注者を指導する。

### ② 報告方法

工事中に不幸にも事故等が発生した場合、受注者は直ちに事故に関する関係機関へ連絡するとともに監督職員に通報する。受注者から事故発生の通報を受けた監督職員は、直ちに契約担当官等に事故の概要を報告する。監督職員は、折り返し受注者と連絡を取り、事故の詳細について速やかに報告書を提出させ、原因等を把握する。なお、二次災害等の恐れがある場合は、その防止策を検討し指示する。また、契約担当官等は、本省担当課へ報告を行う。事故報告の具体的手順等は下記による。

**ア 速報連絡（第一報）**

事故発生の場合、とりあえず事故発生の旨の連絡を電話等により監督職員に連絡するものとする。なお、事故等の内容、程度に不明な点がある場合でも迅速な情報伝達を第一として行う。

**イ 事故発生報告書による報告（第二報）**

監督職員は、電話等による速報を受けた後に事故発生報告書（様式 3.13）を作成し、提出するよう受注者を指導する。

**ウ 報告事項**

- ・受注者名
- ・危害を加える行動をした者の住所、氏名、年齢、性別、職種、職歴年数等
- ・危害を受けた者の住所、氏名、年齢、性別、職種、職歴年数等
- ・自らの行動で被災した者の住所、氏名、年齢、性別、職種、職歴年数等
- ・事故の場所
- ・事故の発生状況
- ・負傷等の程度
- ・物損状況
- ・事故発生後の処置
- ・その他

報告書の説明資料として、必要に応じて現場位置図、現場写真等を添付する。

**（5）防災体制の確立**

工事の施工中における豪雨、豪雪、出水及び強風等に対して、常にその被害を最小限にとどめるよう、監督職員は受注者と協力して防災体制を確立しなければならない。

① 気象関係に係わる災害対策にあたっては、地形等現地の状況を勘案して施工時期を決定することが望ましく、梅雨期、台風期等の出水期の施工は、工程について特別な配慮をすべきある。

② 防災体制は、緊急時に備えて監督職員側にもその体制を準備する。

受注者側については、施工計画書の中にその体制が盛り込まれ、緊密な連絡がとれるよう指導する。

防災体制には、次のような組織、人員の配置計画を考慮する。

- ・気象情報の収集、伝達
- ・防災上必要な物資の調達、配備
- ・通信、輸送関係の確保
- ・関係機関への連絡及び報告
- ・緊急時の人員、資機材の確保
- ・工事現場の巡回、点検
- ・避難及び救護

- ③ 災害発生時における公園利用者及び工事関係者等の安全確保は、すべてに優先させなければならない。

### 3 品質管理

監督職員は、標準仕様書、共通仕様書の施工管理基準を十分に理解し、品質の確保に努めなければならない。そのために、各工事の施工段階において使用材料、品質管理状況、出来形寸法等について確認しておく必要がある。特に完成後、不可視となる出来形部分等は特に注意して写真撮影を行う。

### 4 工程管理

#### (1) 工程管理の留意事項

監督職員は、受注者が工程管理を行うにあたり定められた工期内に適正かつ安全に施工できるよう、実施工工程を適確に把握し、特に下記の点に留意して受注者の指導及び調整に努めなければならない。

- ① 工事の進捗状況に応じた工程を十分に把握して、常に遅延しないよう留意する。
- ② 施工方法が適切でなく、工事の遅延が予想される場合は、時期を失すことなく施工機械、作業員の増強、施工計画の変更等について適切な指示を行って工事の促進を図る。
- ③ 他の工事と施工上密接な関係がある場合は、双方の工事の施工が円滑に進捗するよう適切な調整を図る。

#### (2) 工事工程管理

監督職員は受注者に対して、週間工程表の提出を求めるとともに、月1回、工種の多い工事にあっては、週1回程度の定期工程会議を開催し、工事全体の進捗状況を把握する。

なお、工程会議は他工事も含めた工事とし、全体の工事の調整を行うものとする。

また、工事進捗状況が当初の工程計画より遅れている場合は、速やかに原因及び問題点等について報告を求め、迅速な対応を指示する。

### 5 契約変更等

#### (1) 契約変更

工事を発注するにあたっては、工事期間中の変更が生ずることがないよう事前の計画及び調査を慎重に行うことが必要である。しかし、実際の工事施工においては、設計変更や災害等により、変更契約が必要となる場合がある。変更契約の主なものは以下のとおりである。

- ① 工期の変更（工事契約書第24条）
- ② 請負代金額の変更（工事契約書第25条）
- ③ 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（工事契約書第26条）
- ④ その他条件変更

変更契約については、変更内容について、発注者と受注者で協議・合意に至る経緯を打ち合わせ記録等で整理しておく必要がある。

## (2) 設計変更

設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期しない特別な状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならず、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行う。

設計変更については、後日その費用負担のあり方について、発注者と受注者でトラブルになることもあり、変更内容について、発注者と受注者で協議・合意した上で施工を行い、変更に至る経緯を打ち合わせ記録等で整理しておく必要がある。

設計変更及び設計変更に伴う契約変更は、以下の通知により取り扱うこととなっている。

### 【参照】

設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて

(平成19年11月28日付け環境会発第071128001号、環自総発第071128001号)

## (3) 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更

請負契約締結後の賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負代金額が不適当になった場合、請負代金額の変更を行うことがある。契約書第26条の規定により、以下の条項からなる。

実際の適用に当たっては、他の公共機関の動向を踏まえ慎重に検討しなければならない

### ① スライド条項（全体、単品）

スライド条項は、工期内で請負契約締結の日から1年を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求できるものであり、工事全体の変動にかかる全体スライド条項と特定の工事材料の変動にかかる単品スライド条項からなる。

### ② インフレ条項

インフレ条項は期間の限定をつけずに急激なインフレ又はデフレが生じた場合に請負代金額を変更するものである。

## 6 環境対策

### (1) 環境対策上の留意点

工事に際しては、周辺の環境保全に万全を期さなければならない。また、工事に伴って発生する環境に対する諸問題を適確に把握し、その対策について十分な検討を行い、適切な対応を指示することが必要である。

① 事前に予測しうる問題点に対しては、設計、施工計画及び工事実施の各段階において十

- 分な調査検討を行うことが重要である。
- ② 工事対象地の自然環境について保全が必要と確認された場合は適切な対処を指示する。
  - ③ 工事に際しては、公園利用者等への支障を最小限とした施工計画を実施するとともに、公園利用者等に対する理解を得るためのPR方法も検討する。
  - ④ 常に、資材及び作業機械・工具の整理整頓に努めるとともに、吸い殻、ゴミの管理を徹底させる。

#### (2) 環境関係の法令

自然公園内の工事では自然公園法をはじめ様々な自然環境保全の関連法が関係してくる。以下に主要な関連法を示す。

- ① 自然公園法
- ② 自然環境保全法
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ④ 絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律
- ⑤ 文化財保護法
- ⑥ 森林法

#### (3) 自然環境の保全

動植物の保護等については万全の注意を払う。特に指定植物や指定動物、希少種などの生息生育に影響をおよぼす場合は、移植若しくは養生・移動を行うなど、事前に対応策を指示する。

- ① 作業場敷や資材置場敷が必要な場合は、原則として裸地を利用するが、やむを得ず植生等にかかる場合は足場の設置等により保護を図る。
- ② 作業用通路や作業通行止めによる迂回路を設ける場合は、短期間・短ルートを原則として、各現場に合わせて植生等に影響がでない工法で実施する。
- ③ 掘削土砂等を仮置きする場合は、降雨等により流失し、周辺の植生等に影響をおよぼすことのないよう、土嚢積みやシート掛け等の対策を講じる。
- ④ 資材や工具等からの外来種の進入防止対策を図る。

#### (4) 残土・建設廃棄物等の処理

工事により発生する残土・建設廃棄物等については、周辺環境に影響をおよぼすこのとなりよう、関係法令に遵守した適切な対応を指示する。

- ① 残土を現場内で処理する場合は指定場所に運搬処理し、降雨等により流失しない程度に転圧する等の対策を講じる。
- ② コンクリートミキサーの清掃等により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し処理する。なお、搬出が困難な場合は、自然環境に影響をおよぼさない処理方法を事前に協議する。
- ③ 建設副産物のリサイクルの推進に当たっては、必要に応じ建設副産物情報交換システム

(COBRIS) を活用し、適正処理の推進、リサイクルの向上及び各種書類作成作業の省力化を図ることとする。

#### (5) 公園利用者等への配慮

公園利用者等の動向に配慮し、公園利用者等への支障を最小限とした施工を行うよう指示する。

- ① 公園利用者の動線を考慮し、見やすい位置（工事現場の入口、登山道の入口など）に、工事名・工事期間・事業主体名・工事請負者名等を記した表示板及び迂回路等を記した指導板を設置する。
- ② 保全対策に伴う移植等の作業にあたっては、腕章等を着用し、公園利用者等の誤解を受けないよう配慮する。

## 第2章 工事監理業務（建築、電気設備、機械設備、展示・内装工事）

建築、電気設備、機械設備、展示・内装工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針をそれぞれ適用する。

### 第3章 工事監理業務（土木、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事）

土木、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事については、環境省自然環境局の自然公園等工事監理指針（自然公園編）を適用する。

## 第4章 工事の各段階における監理項目

### 1 工事着工時

#### (1) 工事契約書の精読

- ・請負契約の締結後は、「工事契約書」を精読し、疑問点は関係機関等と打ち合わせ、明確にしておく。

#### (2) 設計図書の検討

- ・設計図書に記載されている形状寸法、構造物の設計耐力並びに既存樹木（林）や既存構造物及び文化財等の処理等を把握しておく。
- ・関連工事との取り合い部について双方の図面を照合し、位置・寸法・納まり等を検討する。
- ・契約監督員は、受注者と協議した結果は記録簿に整理し、特に重要な事項については監督職員に報告し、了解を得ておく。

#### (3) 現地踏査及び境界ぐい等の確認

- ・契約締結後、速やかに受注者と共に、境界ぐい、境界周辺の状況、障害物の有無等を確認し、要所は撮影記録しておく。
- ・図面に明記のない文化財、既存樹木（林）及び既存構造物等については、その処理方法等を早めに協議する。なお、移植等を行う場合は、位置・時期・保護方法等を明確に取り決める。
- ・工事道路は、道路管理者（地方公共団体等）と関係事務所等との協議・了解事項（使用期間・維持管理等）を再確認するほか、現状を撮影しておく。また、周辺環境に影響をおよぼすことがないことを確認しておく。
- ・排水流末は、現場排水直結の可否、その他に関し、地方公共団体等との事前協議・了解事項を再確認するほか、現状を撮影しておく。また、周辺環境に影響をおよぼすことがないことを確認しておく。
- ・引込み給水管・ガス管・電線等は、その容量及び工事施工上の障害の有無について、受注者に調査させる。特に設置後に永年経過したものや不明な場合には、不慮の事故が発生しやすいので、十分な注意が必要である。

#### (4) 別途工事や関連工事との調整

- ・既発注工事については、担当者から経過やその他必要事項についての説明を受け、相互の工事が互いの工事進捗を阻害しないよう、協力し合う。
- ・未発注工事についても、上記に準じて協力体制を取れるよう準備する。
- ・具体的な取り合い関係の協議は、充分な余裕を持って施工上及び工程上、双方に有利な状態をつくり出すよう工夫する。

### (5) 実施工程表の検討

- ・実施工程表は、制限条件内（現場環境、設計図書、質問回答事項等）で無駄なく、無理なく、考案されているかどうかを検討の上、承諾する。
- ・実施工程表の承諾は、双方での検討を経て決定したものであり、よほどの事態が生じない限り、常に計画通りに工事を進捗させるよう指導する。
- ・実施工程表の立案は、労務や資材発注計画と連動するものであり、受注者の実施工程表を検討する際は、これらの資料も提出させチェックする。

### (6) 仮設計画等の検討

- ・受注者が仮設計画図等を作成する以前に、既定条件（質問回答、特記仕様書等）以外に付加すべき指示（希望）事項があれば」、明確に指示する。また、公園利用者等への安全対策を考慮するとともに、周辺環境に影響をおよぼさないように指示すること。
- ・仮設計画図及び計画書の承諾にあたっては、以下の要点に留意する。

#### ア 仮囲い・工事表示板

大きさ・構造・仕上げ・安全対策等について、適確なものであるかどうか確認する。

#### イ 現場事務所

特記仕様書又は現場説明事項によるが、設置する場合は、その位置や規模・内容の妥当性とともに、土地所有者や関係機関等との調整が済んでいるか否かを確認する。

#### ウ 工事用道路

本設道路との取り合い関係及び現地地盤状況に適応した構造であるか。また、公園利用者等に対する動線の確保及び安全対策等について確認する。

#### エ 仮設電力（動力を含む）

受変電設備の容量は、工事最盛期の最大使用量を満たすか否か。また、引込み位置・経路について、他工事の支障とならないか及び安全対策等を確認する。

#### オ 仮設給水

水量は、コンクリート打設時の最大数量を満足するか。また、引込み位置での水圧値、渇水期の予備対策及び井戸を使用する場合は、水質・湧水量・吸上ポンプの適性・周辺環境への影響等を確認する。

#### カ 仮設排水

排水流末の状況判断、排水溝の位置や構造、敷地内の湧水や溜水の処理方法、周辺環境への影響等を確認する。

#### キ 仮設機械

使用する建設機械の適性、作業効率や安全性、排ガス・低騒音対策、周辺環境への影響等を確認する。

#### ク 資材置場

工事の作業効率を配慮しているか、他工事の支障とならないか、品質管理上の問題とならないか、周辺環境への影響等を確認する。

#### (7) 仮設物の設置確認

- ・前記の仮設計画において承諾したとおりの配置及び内容であるかどうかを現地にて確認する。
- ・周辺環境におよぼす影響がないことも確認する。

#### (8) 環境対策の検討

- ・工事に伴う周辺環境への配慮については、着工前にその対策について十分検討するとともに、公園利用者等に対して理解を得るため、掲示板等によるPRも検討する。
- ・工事対象地の自然環境について、着工前にその状況を確認し、動植物の希少種などの保全が必要と認められるものが確認された場合には、適切な対処を指示する。
- ・工事により発生する廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、所謂「建設リサイクル法」や「廃掃法」に則るとともに、周辺環境に影響をおよぼすことのないよう、適切な処理を指示する。

#### (9) 事務処理

- ・事務処理については、必要書類とその運用に精通し、必要に応じて受注者に指示する。
- ・現場関係書類は、工事報告に支障をきたさないよう、常に整理しておく。
- ・契約書類に添付する工程表は、質問回答書などで付加された制約条件等をも満足したものであることを確認し承諾する。
- ・提出書類は、期限を厳守する。
- ・着工時に受注者と協議及び打ち合わせした事項は、全て書面に記録させ、出席者全員で確認し監督職員に提出させる。

## 2 工事施工時

#### (1) 施工体制報告書の検討

- ・工事の現場着手に先立ち、受注者から施工体制台帳を添付した、施工体制報告書を提出させ、工事の管理体制、緊急時の連絡体制、配置される技術者の資格及び員数、下請け契約等が適切かを確認の上、承諾する。

#### (2) 細部工程表の検討

- ・細部工程表は、工事の施工に直接影響をおよぼすものであるため、全体の工程及び関連工事を考慮の上、承諾する。

#### (3) 施工計画書の承諾

- ・施工計画書は、受注者が当該工事で実際に施工することを具体的な文章にし、そのとおりに施工すると約束したものであり、記載内容は、仮設計画、安全・環境対策、工程計画、

品質計画、養生計画等である。

- 施工計画書には次の2種類がある。

ア 総合施工計画書

工事の着工に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合的な計画書。

イ 工種別施工計画書

一工程の着手前に総合施工計画書に基づいて、工種別の施工計画を定めたものであり、施工要領書と呼ばれるものも含む。

記載内容について設計図書との相違、品質管理方法、施工技術者の資格等を確認の上、承諾する。

(4) 施工図等の承諾

- 設計図書は、そのままでは施工や部品の製作には不十分であり、工事の実施に際しては具体的な形態・規格・寸法・使用等を明示した施工図、原寸図等を作成することとなる。記載内容について設計図書との相違がないか確認するとともに、工事完成後施設の利用者等の安全性・利便性及び維持管理等に関し問題が残らないか検討の上、承諾する。

(5) 使用材料の承諾

- 設計図書に明示されている材料は、要求する仕様・性能・規格等を示したもので、具体的なメーカーの選択は受注者の自由となっており、決して特定銘柄を強制してはならない。ただし、周辺環境との調和あるいは維持管理等に関し、明確な理由があり特に別途要請があるものについては、受注者にその旨の協力を申し入れる。
- 材料の検査は、あらかじめ品質証明書等を提出し監督職員の承諾を受けたものを除き、設計図書に従って要求する仕様・性能・規格等を満足しているかどうかについて、適正な器具等を用いて行う。
- 検査結果は、材料検査確認書に必要事項（年月日・材料名・試験方法・合格数量・問題点等）を記録するとともに、不合格品があれば、直ちに交換を指示する。

(6) 施工段階における検査

- 施工段階における検査は、完成後の修復が困難であるため、不良箇所は直ちに改善・修復するよう指示しなければならない。

(7) 防災措置や安全管理等

- 監督職員は、受注者に対し安全管理を徹底させるとともに、予期せぬ不慮の事態に備えて、工事施工場所付近の救急病院、警察署、消防署、労働基準監督署等、関係機関の所在及び連絡体制を明確にしておくように指導する。
- 監督職員は、工事にあたって隨時、現場を点検して、安全管理の状態について、受注者が

次の事項を行っているかを確認する。

ア 場内の管理状態

仮設道路や仮設排水路等の整備状況、危険箇所及び立入禁止区域の表示等の措置、並びに深い床堀部・マンホール・桟類等への転落防止等に対する措置。

イ 危険物等の保安状態

危険物貯蔵設備、火気取扱場所の設備、電気保安設備、危険物取扱者資格の有無。

ウ 消火設備の機能

公設消火栓付近の整理整頓、備え付け消火器具等の数量と機能。

エ 資材の整理整頓

資材の集積状態の安全性。

オ 養生・足場・桟橋類の保全状況

養生資材等への落下への備えや、足場類の緊結状態・横搖れ防止等の措置。

カ 山留め工の保全状況

長期にわたる工事や、雨期又は湧水のある箇所での床堀及び掘削工事の安全性。

キ 建設機材や諸設備の保全状況

休止中の機器の点検管理、機械への慣れやその他に起因する倒壊等への対処。

ク 公園利用者等に対する安全管理

公園利用者等への安全対策並びに工事の案内等の有無。

ケ 動植物の保全措置

- ・監督職員は、交通事故の防止のため、大量の資材や土砂を運搬するにあたっては、所轄の警察署及び道路管理者と協議の上、必要な措置（横断歩道の設置、交通整理員の配備、付け替え道路の築造等）を行うとともに、工事関係者に事故防止を指導する。
- ・工事の途中で行う各種の測定や調査に際しては、工事との取り合い及び安全対策について、十分配慮して行うこととする。
- ・工事中の不測事故で、公益施設管路（水道・ガス・電気・電話等）に接触し、又は破損した場合は、直ちに工事を一時中止し、遅滞なく当該機関に通報できるように連絡先を周知徹底しておく。

(8) 発生材や廃棄物の処理

- ・発生材については、受注者から当該調書を引き継ぐにあたり、種類別品目及び数量の確認を必ず行い、その結果を速やかに監督職員に報告しその後の処置について指示を受ける。
- ・工事の結果や過程で生じた建設副産物や廃棄物については、関係法令等の規程を遵守し、適正な処理が進められているかどうかを、写真や管理票等を提出させて確認する。

(9) 関連工事との調整

- ・工事全体の円滑な進捗を図るため、関連する工事全体を通して少なくとも月1回、工種の多い工事にあっては週1回程度の定期会合を開き、調整に努めること。

#### (10) 事務処理

- ・事務処理については、必要書類とその運用に精通し、必要に応じて受注者に指示する。
- ・工事関係書類は、工事報告に支障をきたさないよう、常に整理しておく。
- ・工事実施段階で必要な書類は、様式集による。

### 3 工事完成前及び完成検査時

#### (1) 社内検査の実施

- ・監督職員は、工事が完了した時点で受注者に社内検査を実施させ、その結果を社内検査報告書にまとめ提出させる。（第5編第4章）

#### (2) 工事完成下検査の実施

- ・監督職員は、受注者からの社内検査報告書を受けて、検査職員の立場及び見方で、設計図書に要求している諸条件（数量・品質・規格・形状・機能等）及びその出来映えを現場代理人と主任技術者又は監理技術者立ち会いのもと確認し、未済部分及び手直し箇所があれば指摘して対処させ、完成検査に備える。
- ・書類等については、主に下記の事項について確認し、不備があれば受注者を指導し完成検査までに整理させなければならない。
  - ア 計画書、施工図、承諾図等
  - イ 材料搬入及び検収書類
  - ウ 品質、出来形及び出来高管理書類
  - エ 工事写真
  - オ 設計変更関係書類
  - カ 打ち合わせ記録簿、関係機関協議書等

#### (3) 事務処理

- ・事務処理については、必要書類とその運用に精通し、必要に応じて受注者に指示する。
- ・工事完成段階で必要な書類は、第5編第4章及び様式集による。

#### (4) 検査職員の補助

- ・監督職員は、検査職員の要請があれば完成検査に立ち会うとともに、受注者側の立会いとして、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び社内検査組織の責任者を立ち会うよう指導する。また、検査職員の指摘事項は、監督職員と受注者がそれぞれ記帳し、検査終了後、直ちに照合及び整理して、手直し調書（手直し完了予定日を付記）を作成させる。
  - ア 検査の結果、重大な指摘事項があった場合の措置
    - 契約担当官等より受注者に、修補を求めるとともに検査指摘事項施工計画書を提出させる。

修補完了後、受注者に修補完了報告書を提出させ、監督職員が確認し、再検査を行う。なお、再検査については、三者（検査職員、監督職員、現場代理人）協議の上、その日時及び検査方法を決定する。

イ 検査の結果、軽微な指摘事項があった場合の措置

- ・契約担当官等より受注者に修補を求める。
- ・修補完了後、受注者に修補完了報告書を提出させ、監督職員が確認し、検査職員に報告する。

#### （5）工事完成検査に際しての留意事項

- ・工事完成検査において監督職員は、工事全体を管理する立場から、中心的位置にあることを自覚し、検査が円滑に進められるように努め、検査職員の工事に関する質問事項等に対しては、積極的に回答しなければならない。

## 第5章 工事監理における提出書類

### 1 工事着工時

#### (1) 工事契約書

工事契約書に基づいて監督・検査業務等を行う必要があるため、その写しを工事関係書類に添付しておくこと。また、入札説明書及び質疑回答書等で、工事の履行上必要となるものもあわせて添付しておくこと。

#### (2) 着工届

着工届については、次によること。

- ① 契約が成立すれば、翌日から準備行為が始まるところから、実質現地での作業が行われなくとも契約上の着工日を工事着手日として「着工届（様式1.1）」を提出させること。
- ② 「工事に着手すべき期日」とは、工事開始日であるが、その定めがないときは、契約書における工期の初日がこれに当たる。
- ③ 受注者が正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。（工事契約書第47条第1項第2号）
- ④ 受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。（共通仕様書1-1-1-13）

#### 【参考1】工事契約書第47条（発注者の催告による解除権）第1項第2号

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

#### 【参考2】共通仕様書1-1-1-13（工事着手）

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

#### (3) 請負代金内訳書及び工程表

請負代金内訳書及び工程表については、次によること。

- ① 契約締結後14日（標準日数）以内に、設計図書に基づいた「請負代金内訳書（様式1.2）」及び「契約工程表（様式1.6）」を発注者に提出させること。（工事契約書第3条）  
内訳書の様式等については「工事費内訳書の提出及び取扱いについて（平成30年3月22日環境会発第1803221号）」による。
- ② 請負代金内訳書は、設計書の内訳と著しい相違（数量や仕様に対する単価の誤り等）がある場合は内容の確認を行うこと。「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行に

ついて」（平成28年5月19日環境会発第1605193号）により積算数量書活用方式を採用している場合は同通知による。請負代金を変更する場合も同様とする。

- ③ 契約工程表は、実施工程の基礎となるばかりでなく、請負代金額の変更等を行う場合の参考となるので、受注者に対し必ず監督職員を経由して提出するよう指示するとともに、内容についても確認、指導を行うこと。（工事契約書運用基準第3条関係（1））

【参考1】工事契約書第3条（請負代金内訳書及び工程表）1項、3項

受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

【参考2】工事契約書運用基準第3条関係（1）

（1）請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び請負者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとすること。

【参考3】工事費内訳書の提出及び取扱いについて

1 対象工事

競争入札に付する全ての工事において工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、以下①（當縫工事にあっては②）に示す形式（以下「提出形式」という。）とする。

① 参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札の場合には押印すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

② 参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札の場合には押印すること。）。なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

（4）契約の保証

契約の保証については、次によること。

契約の保証（工事契約書第4条）

ア 契約の解除における違約金等の請求を行うことになった場合、対応する必要があるため、その保険証券等の写しを原則として契約後14日以内に「火災保険等加入状況報告

- 書（様式1.8）」により提出させること。（工事契約書第4条第1項）
- イ 受注者が履行保証保険契約を締結したときには、契約締結後直ちに保険証券を発注者に寄託させること。（工事契約書第4条第1項）
- ウ 保証金額が、請負代金額の10分の1以上となっていることを確認すること。（工事契約書第4条第2項）
- エ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額の変更を行うこと。（工事契約書第4条第5項）

【参考1】工事契約書第4条（契約の保証）

受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

[注]

政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事については、第2項及び第4項中の「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

【参考2】工事契約書運用基準第4条関係（3）

- （3）[注]において、「契約の保証を免除する場合」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。
- 一 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
  - 二 略

## (5) 前払金及び中間前払金

## ① 前払金

ア 1件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事が対象となっており、前払金の支払いを行う場合は、「請求書（前払金）（様式1.7(1)）」により発注者に提出させること。

その際、前払金保証事業会社等と締結した保証契約の証書及び添付書類として保証事業会社に提出する前払金使途明細書の写しを「火災保険等加入状況報告書（様式 1.8）」により提出させること。（工事契約書第35条第1項、工事契約書第37条）

イ 前払金の請求額が、請負代金額の 10 分の 4 以内となっているか確認すること。（工事契約書第35条第1項）

ウ 請負代金額の変更があった場合には、前払金の額の変更を行うこと。（工事契約書第35条第5項、第6項）

## ② 中間前払金

ア 1件の請負代価が 1000 万円以上で、かつ、工期が 150 日以上の土木建築に関する工事が対象となっており、中間前払金の支払いを行う場合は「請求書（中間前払金）（様式1.7(1)）」により発注者に提出させること。ただし、工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること及び工事の進捗額が当初契約額の 2 分の 1 以上であることが支払いの条件となっている。

その際、前払金保証事業会社等と締結した保証契約の証書及び添付書類として保証事業会社に提出する前払金使途明細書の写しを「火災保険等加入状況報告書（様式 1.8）」により提出させること。（工事契約書第35条第3項、工事契約書第37条）

イ 中間前払金の請求額が、請負代金額の 10 分の 2 以内となっているか確認すること。（工事契約書第35条第3項）

ウ 請負代金額の変更があった場合には、前払金の額の変更を行うこと。（工事契約書第35条第5項、第6項）

エ 支出負担行為担当官は受注業者から中間前払金にかかる「認定請求書（様式 6.15(1)）」が提出されたときは下記の調査を行い「認定調書（様式 6.15(2)）」を作成すること。

- ・当該契約に係る工期の 2 分の 1（国庫債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過していること。
- ・おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも 2 分の 1（国庫債務負担行為にあっては、年割額の 2 分の 1）以上であること。
- ・上記の認定は、工事出来高報告書、工事進捗状況報告書、工事日誌等の資料により行うこと。
- ・認定調書は 2 部作成し 1 部を受注者に交付し、他の 1 受注者の提出する請求書に添えて支出官に提出する。

## 【参照】

- 1 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について
- 2 公共工事の代価の中間前金払について

※前金払及び中間前金払ができる対象範囲と前払率については、あらかじめ各省庁の長が財務大臣と協議を行うこととなっている。（予算決算及び会計令臨時特例第4条）この協議は毎年度当初に行われる。

## 【参考1】 工事契約書第35条（前払金及び中間前払金）

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額

を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) の額を差し引いた額を返還しなければならない。

#### 8 略

##### 【参考2】工事契約書第37条（前払金の使用等）

受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

## (6) 火災保険等

火災保険等については、次によること。

- ① 受注者が保険契約締結後、保険証券の写しを「火災保険等加入状況報告書（様式 1.8）」により提出させること。（工事契約書第 57 条第 1 項）
- ② 火災保険等の加入期間は、工事の検査及び引渡しが、契約書の規定で完成の通知を受けた日から 14 日以内に行わなければならないと定められているため、原則として工事の着工日から工事の完成期日後 14 日とするように指導すること。
- ③ 会社全体の工事を一括して加入している場合又は組立保険等については、本工事が含まれる旨の保険会社の証明となる文書を添付させること。

### 【参考】工事契約書第 57 条（火災保険等）

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

## (7) 下請負人の通知

監督職員は下請負人を含めた工事現場の施工体制を把握し適切な工事監督を行うために、原則として以下のとおり下請負人についての通知を求めるものとする。

- ① 下請負人の商号又は名称その他必要な事項を「下請負人通知書（様式 1.14）」により提出させること。（工事契約書第 7 条）
- ② 下請負人通知書の範囲は原則として次による。
  - ア 総合工事の場合 電気設備工事、機械設備工事、特殊専門工事
  - イ 専門工事の場合 下請内容及び下請金額により決定する。
  - ウ 受注者が直接下請負として契約している場合で、以下に該当する場合は①及び②に関わらず提出させること。
    - a 当該下請負の工事金額が、専門工事発注の場合の A ランクに該当する場合
    - b 当該下請負の工事金額が、元請負工事金額の 25% を超える場合
    - c その他、監督職員が必要と認める場合
- ③ 下請けの選定については、建設業の許可を受けていない者または営業を停止されている者等を除くよう指導すること。
- ④ 建設業法では、共同住宅を新築する建設工事以外で元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負が可能となっているが、適正化法により、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は適用しないとなっており、国等が発注する公共工事については、一括下請負は全面的に禁止されている。（建設業法第 22 条第 3

- 項、建設業法施行令第6条の3、適正化法第12条)
- ⑤ 建設工事の一括下請負は、施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下を招くとともに、不当な中間搾取による工事費用の増加、労働条件の悪化等に繋がるものであるため、一括下請負に該当するか否かの確認を(8)施工体制の報告により適切かつ確実に行うこと。
- ⑥ 公共工事の入札及び契約に関し、受注者である建設業者に一括下請負と疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならないことになっている。(適正化法第11条)
- ⑦ 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- ア 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- イ 下請負者が、環境省の指定した名簿に登載された工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- ウ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- ⑧ 監督職員は、施工体制台帳の写しにより下請負人を含めた施工体制が把握できるときは、同台帳の写しの提出をもって下請負人通知書の提出とみなすことができる。

【参考】施工体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底について

(平成13年4月9日付け環境省発第320号)

【参考1】工事契約書第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

【参考2】工事契約書第7条(下請負人の通知)

発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

【参考3】建設業法22条(一括下請負の禁止)第3項

前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

【参考4】建設業法施行令第6条の3(一括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事)

法第22条第3項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事とする。

【参考5】適正化法第11条(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

## 【参考6】 適正化法第14条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

## (8) 施工体制の報告

施工体制の報告については、次によること。

- ① 公共工事の受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは施工体制台帳を作成しなければならない。（建設業法第24条の8第1項、建設業法施行令第7条の4、適正化法第15条第1項）
- ② 工事の現場着手に先立ち、施工体制台帳の写しを工事着手（実際に工事の施工に着手すること）までに「施工体制報告書（様式1.5(1)）」により提出させるとともに、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示させておくこと。（適正化法第15条第1項、第2項）
- ③ 受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。（適正化法第15条第3項）
- ④ 発注者は、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。（適正化法第16条）
- ⑤ 公共工事に係る施工体制台帳については、2次以下の下請契約についても下請負代金の額等の書面の写しを添付すること。（建設業法施行規則第14条の2第2項）
- ⑥ 新たな下請契約の締結や変更等が生じた場合は、その都度遅滞なく作成または修正するよう指導すること。（建築業法施行規則第14条の5第3項、第4項）
- ⑦ 公共工事の入札及び契約に関し、受注者である建設業者が施工体制台帳の作成や現場への備え付け、再下請負人の通知、施工体系図の掲示の違反と疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならないこと。（適正化法第11条）

## 【参照】 1 施工体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底について

（平成13年6月28日付け環自整第233号）

## 2 工事現場における適正な施工体制の確保等について

（平成27年10月1日付け環境会発第1510017号 改正 平成28年7月1日環境会発第1607012号）

## 3 工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

（平成27年10月1日付け環境会発第1510018号）

## 4 施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について

（平成15年11月18日付け環境会発第031118001号）

## 5 施工体制台帳の作成等についての改正について

（平成24年10月24日付け環境会発第121024303号 改正 令和元年8月8日付け環境会発第1908088号）

## 6 施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

(平成24年10月24日付け環境会発第121024304号 改正 平成27年10月1日付け環境会発第1510010号)

## 7 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について

(平成24年10月24日付け環境会発第121024305号 改正 平成28年8月18日付け環境会発第1608181号)

### 【参考1】建設業法第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）第1項

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

### 【参考2】適正化法第15条（施工体制台帳の作成及び提出等）

公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

### 【参考3】適正化法第11条（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

### 【参考4】適正化法第16条（各省各庁の長等の責務）

公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の

施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

**【参考5】建設業法施行規則第14条の2（施工体制台帳の記載事項等）第2項**

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第2号口の請負契約及び同項第4号口の下請契約に係る法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札適正化法第2条第2項に規定する公共工事をいう。第14条の4第3項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

**【参考6】建築業法施行規則第14条の5（施工体制台帳の記載方法等）第3項、第4項**

3 作成建設業者は、第14条の2第1項各号に掲げる事項の記載並びに同条第2項各号に掲げる書類及び第1項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第1項第1号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 第14条の2第1項各号に掲げる事項又は同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

**(9) 緊急時連絡体制**

緊急時連絡体制については、次によること。

- ① 着工後、早期に連絡体制をつくらせて「緊急時連絡体制（様式1.5(6)）」により提出させるとともに、工事関係者等の見やすい場所に掲示するよう指導すること。  
連絡方法、内容及び手続き等については、十分な打ち合わせを行い作成させること。

**(10) 監督職員の通知**

監督職員の通知については、次によること。

- ① 発注者は、監督職員を置いたときは「監督職員通知書（様式1.11(1)）」により、その氏名を受注者に通知すること。変更したときも同様とする。  
② 2名以上の監督職員を置き、契約書に定める権限を分担させたとき又は発注者の権限の一部を委任したときにあつては、その権限の内容も通知すること。（契約書第9条第1項、第3項、工事契約書運用基準第9条）  
③ 工事監理業務請負契約による契約監督員をおいたときも同様に「契約監督員通知書（様式1.11(2)）」にて通知すること。  
④ 発注者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、監督員に關

する事項を、書面により受注者に通知しなければならない。（建設業法第19条の2第2項）

【参考1】 契約書第9条（監督職員）第1項、第3項

発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

【参考2】 工事契約書運用基準第9条（1）

（1）第3項にいう「2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について2名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督職員通知書に明示すること。

【参考3】 建設業法第19条の2（現場代理人の選任等に関する通知）第2項

2 注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。

（11）現場代理人等の通知

現場代理人等の通知については、次によること。

① 現場代理人

ア 受注者に、現場代理人の氏名その他必要な事項を「現場代理人等通知書（様式1.3(1)）」及び「経歴書（様式1.3(2)）」により提出させること。また、これらの者を変更したときは「現場代理人等変更通知書（様式1.4）」により提出させること。（契約書第10条第1項）

イ 原則として、契約後14日以内に提出させること。

ウ 現場代理人は経歴書の提出は義務づけられていないが、自然公園等を整備する公共工事であるため、提出を求める。なお、資格についての規定等はない。

エ 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。（工事契約書第10条第5項）

オ 現場代理人の常駐、技術者の専任等に係る取扱いについては、各通知を参考に取り扱うこと。

## 【参考】建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

(平成25年3月12日付け環境省発第1303122号 改正 平成26年4月1日付け環境省発第14040131号)

## 【参考1】工事契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二、三 略

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

## 【参考2】建設業法第19条の2（現場代理人の選任等に関する通知）第1項

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第3項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

## ②主任技術者（監理技術者）

- ア 受注者に、主任技術者又は監理技術者の氏名その他必要な事項を「現場代理人等通知書様式1.3(1)」及び「経歴書（様式1.3(2)）」により提出させること。また、これらの者を変更したときは「現場代理人等変更通知書（様式1.4）」により提出させること。（契約書第10条第1項）
- イ 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置させること。（建設業法第26条第1項）ただし、下請契約（当該下請が2以上あるときには、それらの請負代金の総額）が、4,000万円（建設一式工事の場合は6,000万円）以上になる指定建設業の場合は、監理技術者を配置させること。（建設業法第26条第2項、建設業法施行令第2条）
- ウ 原則として、契約後14日以内に提出させること。
- エ主任技術者または監理技術者の資格については、建設業法第26条によるほか、現場の技術上の管理をつかさどる者として、関係法令で定められた資格及びその他の技術的資

格を有する者であることが当然必要である。したがって、資格については下記を基準として、入札時にあらかじめ指定しておくこと。ただし、資格の格付け（種別、級別）については、それぞれの工事の規模により選定すること。

- a 土木（総合）工事 土木施工管理技士
- b 建築（総合）工事 建築士、建築施工管理技士
- c 電気（専門）工事 電気主任技術者、建築設備士、電気工事施工管理技士
- d 機械（専門）工事 管工事施工管理技士、技術士（機械、水道、衛生工学）、建築設備士
- e 自然環境共生（専門）工事 土木施工管理技士、造園施工管理技士、技術士（環境、衛生工学）
- f 展示内装仕上（専門）工事 建築士、建築施工管理技士
- g その他 専門工事で監督職員が必要と認める資格

才 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が3,500万円（建設一式工事の場合は7,000万円）以上のものは、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなくてはならない。ただし、監理術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の職務を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

（建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条）

- カ 現場専任制度については、元請け・下請けにかかわらず適用されるので注意すること。
- キ 専任の監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示することになっているので、常に携帯させること。（建設業法第26条第5項）
- ク 技術者の専任等に係る取扱いについては、各通知を参考に取り扱うこと。
- ケ 環境省における工事種別の、建設業法における建設業の種別の取扱いは、参考10のとおりなので、当該種別に係る資格要件を有するものとすること。

【参照】建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

（平成25年3月12日付け環境会発第1303122号 改正 平成26年4月1日付け  
環境会発第14040131号）

【参考1】工事契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）第1項

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 略
- 二 (A) [ ]主任技術者
- (B) [ ]監理技術者
- 三 略

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。[ ]の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

### 【参考2】建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。
- 5 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- 6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

### 【参考3】建設業法第26条の2

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

- 2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当

該建設工事を施工させなければならない。

**【参考4】 建設業法第7条（許可の基準）第2号**

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第26条の7第1項第2号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

**【参考5】 建設業法第15条（許可の基準）第2号**

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ～ハ 略

**【参考6】 建設業法施行令第2条（法第3条第1項第2号の金額）**

法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、4,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000万円とする。

**【参考7】 建設業法施行令第5条の2**

法第15条第2号 ただし書の政令で定める建設業は、次に掲げるものとする。

- 一 土木工事業
- 二 建築工事業
- 三 電気工事業
- 四 管工事業
- 五 鋼構造物工事業
- 六 輸送工事業
- 七 造園工事業

**【参考8】 建設業法施行令第27条**

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

## 二、三 略

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

## 【参考9】一般競争（指名競争）参加資格審査申請書作成要領

## 建設工事関係

## 別紙2 工事種別と建設業法の工事の種類との対応関係

希望工事種別	建設工事の種類
土木工事	土木工事（土）・とび・土工・コンクリート工事（と）・石工事（石）・タイル・れんが・ブロック工事（タ）・鋼構造物工事（鋼）・鉄筋工事（鉄）・塗装工事（塗）・解体工事（解）
建築工事	建築工事（建）・大工工事（大）・左官工事（左）・とび・土工・コンクリート工事（と）・石工事（石）・屋根工事（屋）・タイル・れんが・ブロック工事（タ）・鋼構造物工事（鋼）・鉄筋工事（鉄）・板金工事（板）・ガラス工事（ガ）・塗装工事（塗）・防水工事（防）・内装仕上工事（内）・建具工事（建）・清掃施設工事（清）・解体工事（解）
自然環境共生工事	土木工事（土）・造園工事（造）
電気設備工事	電気工事（電）・電気通信工事（通）
機械設備工事	管工事（管）・機械器具設置工事（機）・熱絶縁工事（熱）・消防施設工事（消）
舗装工事	舗装工事（舗）
水環境処理工事	管工事（管）・しゅんせつ工事（しゅ）・機械器具設置工事（機）・さく井工事（さ）・水道施設工事（水）・清掃施設工事（清）
展示・内装仕上工事	塗装工事（塗）・内装仕上工事（内）・建具工事（建）

## 建設業法による技術者制度（概略）

許可を受けている業種 (建設業法第15条第2号、施行令第5条の2)		指定建設業 土木工事業、建築工事業、舗装工事業、管工事業、電気工事業、造園工事業、鋼構造物工事業		その他 (左記以外の22業種)		
建設業の許可	許可の種類 営業所に必要な技術者の資格要件 (建設業法第7条第2号、第15条第2号)	特定建設業 ※1 ※4		一般建設業 ※2 ※3	特定建設業 ※1 ※5	一般建設業 ※2 ※3
工事現場の技術者制度	元請工事における下請け合計金額 (建設業法第3条第1項(施行令第2条)、建設業法第16条)	4,000万円以上、建築一式工事は6,000万円以上	4,000万円未満、建築一式工事は6,000万円未満	4,000万円以上、建築一式工事は6,000万円以上は契約できない	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者 (建設業法第26条第1項、第2項、施行令第2条)	監理技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
	技術者の資格要件 (建設業法第26条第1項、第2項)	※1 ※4	※2 ※3	※1 ※5	※2 ※3	
	技術者の専任 (建設業法第26条第3項、施行令第27条)	公共性のある工作物に関する建設工事で請負金額が3,500万円以上のときに必要 (建築一式の場合は7,000万円以上)				
	資格者証の必要性 (建設業法第26条第5項)	国、地方公共団体等発注の場合は必要	必要ない	国、地方公共団体等発注の場合は必要	必要ない	

注) ※1 1級国家資格者等 ※4 国土交通大臣特別認定者

※2 1級、2級国家資格者等 ※5 指導監督的な実務経験

※3 実務経験者

### ③ 専門技術者

ア 受注者に、専門技術者の氏名その他必要な事項を「現場代理人等通知書（様式1.3(1)）」及び「経歴書（様式1.3(2)）」により提出させること。また、これらの者を変更したときは「現場代理人等変更通知書（様式1.4）」により提出させること。

（契約書第10条第1項）

イ 原則として、契約後14日以内に提出させること。

ウ 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工するときに、施工の技術上の管理をつかさどるものとして、専門技術者を置かなければならない。ただし、軽微な建設工事については、専門技術者を配置しなくてもよいことになっている。（建設業法第26条の2第2項、建設業法施行令第1条の2）

エ 自ら施工しない場合は、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。この場合、下請け業者の技術者については、主任技術者を置かせること。（建設業法第26条第1項、建設業法第26条の2第2項）

#### 【参考1】工事契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）第1項

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一、二 略

三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

#### 【参考2】建設業法第26条の2（主任技術者及び監理技術者の設置等）第2項

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

#### 【参考3】建設業法施行令第1条の2（法第3条第1項 ただし書の軽微な建設工事）

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負ときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。

## (12) 電気保安技術者

電気保安技術者については、次によること。

- ① 電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行う者を置くものとして定められているため、資格も又は知識及び経験を証明する資料を添付して「電気保安技術者通知書（様式1.3(3)）」により提出させること。
- ② 電気保安技術者に必要な資格は、事業用電気工作物に係る工事の場合は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の免状を有するもの又はこれと同等の知識及び経験を有する者とし、一般用電気工作物に係る工事の場合は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とすること。
- ③ 事業用電気工作物においては、電気主任技術者を選任することが義務づけられているため、電気事業法に基づく資格に対応した者を原則として発注者側が選任する必要がある。ただし、既存施設等に係る工事において、既に電気主任技術者が選任されている場合は、責任範囲を明確にできないことなどにより、選任しないこともできる。

### ※1 事業用電気工作物の概要

一般用電気工作物以外の電気工作物（高圧受電設備等）をいう。受電設備のみではなく、それに接続される電路、機器、器具等も含まれる。

### ※2 一般用電気工作物の概要

- ア 他の者から600V以下の電圧（低圧）で受電するもの。
- イ 次の電気工作物で、同一の構内に設置する600V以下の出力合計が50kw未満のもの。
  - a 太陽光発電設備であって、出力50kw未満のもの。
  - b 風力発電設備であって、出力20kw未満のもの。
  - c 水力発電設備であって、出力20kw未満のもの及び最大使用水量1m<sup>3</sup>/s未満のもの（ダムを伴うものは除く。）。
  - d 内燃力を原動機とする火力発電設備であって、出力10kw未満のもの。
  - e 燃料電池発電設備（固体高分子型又は固体酸化物型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1MPa（液体燃料を通ずる部分にあっては、1.0MPa）未満のものに限る。）であって出力10kw未満のもの

### ④ 電気主任技術者の適用範囲

免状の種類	適用範囲
第1種電気主任技術者	事業用電気工作物の工事、維持及び運用
第2種電気主任技術者	電圧170kV未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用
第3種電気主任技術者	電圧50kV未満の事業用電気工作物（出力5,000kW以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用

## ⑤ 資格又は学歴による適用範囲

最大電力	資格及び同等の知識及び経験
500kW 以上 の需要設備	1級電気工事施工管理技士
100kW 以上 500kW 未満 の需要設備	1級電気工事施工管理技士 第一種電気工事士 高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者
100kW 未満 の需要設備	100kW 以上の需要設備に適用する資格等を有するもの 2級電気工事施工管理技士 第二種電気工事士 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業したもの

## (13) 技能士等

技能士等については、次によること。

### ① 技能士

ア 特記仕様書及び設計図書に適用することが定められた場合、資格を証明する資料を「技能士通知書（様式1.3(4)）」により提出させて確認を行うこと。

イ 技能士は、特記仕様書に定めた職種及び作業の種別により、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出すること。また、工事作業中は1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行わせること。

ウ 技能検定職種のうち建設工事に関連するものは次のとおりとなっている。

造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、鉄工、工場板金、家具製作、建具製作、竹工芸、畳製作、表装、ウェブデザイン、園芸装飾、塗料調色、商品装飾展示、フラワー装飾など

② 技能資格者

- ア 設計図書に定められた技量を有する者又はこれらと同等以上の能力のあるものとし、資格又は能力を証明する資料を「技能士通知書（様式1.3(4)）」により提出させて確認を行うこと。
- イ 技能資格者は、設計図書に定められた技量を有するもの又はこれらと同等以上の能力のあるものとし、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出すること。

※ 技能資格者の概要

① 溶接施工等の技能資格者

- ア (社)日本溶接協会が検定した技量資格を有する者
- イ 他の機関等による検定又は試験等により、これらと同等以上の能力があると証明された者

② 鉄骨の超音波探傷試験における技能資格者

- ア (社)日本鋼構造協会の建築鉄骨品質管理機構により認定された、建築鉄骨超音波検査技術者

- イ (社)日本非破壊検査協会により認定された資格を有する者

③ 鉄筋のガス圧接における技能資格者

- ア (社)日本圧接協会が認定した圧接技量資格者

- イ これらと同等以上の能力があると証明された者

(14) 工事実績情報の登録

工事実績情報の登録については、次によること。

- ① 工事実績情報を登録することが特記された、請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に登録させることとなっているため、登録内容について確認を行い、定められた期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の休日等は含まない。）内に登録の手続きを行わせ、工事カルテ受領書の写しを「工事実績情報登録報告書（様式1.10）」により提出させること。

ア 工事受注時 契約締結後 10日以内

イ 登録内容の変更時 変更契約締結後又は変更届提出後 10日以内

（変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。また、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるもとする。）

ウ 工事完成時 工事完成後 10日以内

エ 内容に誤りがあったときは、誤りを確認した時点で「訂正手続き」を行う。

【参照】工事実績情報サービス（CORINS）の対象工事について

（平成14年9月13日付け環境省発第622-2号）

### (15) 建設業退職金共済制度の掛け金

建設業退職金共済制度の掛け金については、次によること。

- ① 工事契約締結後1ヶ月以内に「建設業退職金共済制度の掛金収納書（様式1.9）」を提出させること。
- ② 工事契約当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度（以下、「建退共制度」という。）の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、書面によりその理由及び共済証紙の購入予定時期を申し出たときは、この限りではない。
- ③ 期限内に収納書を提出できない旨申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、追加購入したときは収納書を工事完成時までに提出させること。追加購入しなかった場合、社員による施工で自社の退職金制度がある場合などにより、共済証紙を購入しない場合などは、その理由を書面により申し出をさせること。
- ④ 共済証紙の購入について、受注者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意すること。なお、的確な把握が困難である場合は、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考として購入してもよい。この場合、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」に70%を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注者に対し「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求める。
- ⑤ 下請契約を締結する際は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を現物にて交付すること、又は掛金相当額を下請代金中に算入するようにさせることにより共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

【参照】建設業退職金共済制度の普及徹底について

（平成11年3月18日付建設省経労発第24号）

### (16) 仮設物の設置

仮設物の設置については、次によること。

- ① 工事に伴う仮設物（現場事務所、仮囲い、資材置き場、電気・通信設備、給排水設備、作業用通路等）を、工事用地等に設置する場合は、利用者等の安全及び利便性の確保、並びに使用目的等を確認する必要があるため「仮設計画承諾願（様式1.13）」により仮設計画に係る図面等を提出させて承諾すること。
- ② 「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」（工事契約書第1条第3項）とされているが、仮設物の計画に際しては、一般的の通行等に対する安全確保及び自然環境に対する影響、自然公園の管理運営等を十分に考慮するよう指導を行うこと。
- ③ 契約書に規定する工事用地等の使用は、「国の事務、国の事業遂行のため、国が当該施設を提供するものであるものであるから、この基準における使用収益とはみなさない

ことができる。」とされており、国有財産法に規定される「使用又は収益の許可」に該当しないため、「行政財産の使用許可」の手続き（「使用料の納付」を含む。）は必要ないが、当該事業以外に使用する必要となる場合は、「行政財産の使用許可」の手続きをとること。また、工事用地等の使用許可等の手続きについては、次によること。

ア 環境省が所管する工事用地等の場合

国有財産を管理する部局長の承諾を得ること。

イ 他の国の機関及び自治体等が所管する工事用地等の場合

発注者が使用許可等を受けた用地に、工事に伴う仮設物を設置する場合は、受注者が、その用地を所管する管理者の求める手続きを行うこと。この場合、事前に契約担当官等と協議し、部局長の承諾を得て手続きを行うこと。

ウ 民有地等の場合

発注者が賃借契約等を行った民有地等に、工事に伴う仮設物を設置する場合は、受注者が、その契約書に基づく手続きを行うこと。この場合、事前に契約担当官等と協議し、部局長の承諾を得て手続きを行うこと。

エ その他

受注者の技術提案等により、契約書に基づく工事用地等以外の使用（仮設物の設置を含む。）を行う場合は、事前に契約担当官等と協議し、部局長の承諾を得て手続きを行うこと。

【参照】行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について

（昭和33年1月7日付蔵管第1号 最終改正：令和2年2月7日付財理第419号）

【参考】工事契約書第16条（工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

### (17) 官公署等への手続き

官公署等への手続きについては、次によること。

- ① 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な手続きは受注者が行うこととされているが、手続きが遅れると工期に影響するものがあるので遅滞なく手続きを行うよう指導し、これにより工事工程及び使用開始等に遅れが生じないよう監理を行うこと。
- ② 官公署等への手続きを行うにあたって、事前に申請・届出の書類の確認を行うこと。
- ③ 官公署に提出した届出、許可関係の書類については、その都度、提出した書類の写しとともに「官公署等届出一覧表（様式 1.12）」により整理し、承諾、回答等についても確実に確認すること。

【参考】 主な官公署公署への申請手続き一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
共通 関係 管理施設等の道路使用等	道路占有許可申請	国 (受注者代行)	道路管理者	着工前	目的、場所、期間、構造、方法、時期、復旧方法	道路法32条 <地方条例>
	道路使用許可申請	国 (受注者代行)	警察署長	着工前	目的、場所、期間、方法	<道交法>77条
	支障移転請求	国 (受注者代行)	供給会社等	着工30日前まで		
	工事負担金	国 (設計者代行)	供給会社等	着工30日前まで		
建築 関係 建築物・工作物	計画通知 [確認申請] (建築物、工作物)	国 (設計者代行)	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む。工作物は建基令138条に指定されたもの	<建基法>18[6]条
	建築工事届	国 (設計者代行)	都道府県知事	着工前	防火、準防火地域、都市計画区域内及び10m <sup>2</sup> を超える場合	<建基法>15条
	建築物除去届	国 (設計者代行)	都道府県知事	着工前	防火、準防火地域、都市計画区域内及び10m <sup>2</sup> を超える場合	<建基法>15条
	省エネ措置の届出	国 (設計者代行)	都道府県知事等	着工21日前まで	エネルギーの効率的利用のための措置（外壁・窓等からの熱損失防止等）	<省エネ法>75条、 75条の2
	建設リサイクル法 対象建設工事通知 [対象建設工事届]	国 (受注者代行)	都道府県知事	着工前 [着工7日前まで]	特定建設資材の種類、着工の時期・工程の概要等	<建設リサイクル法>11[10]条
	建設工事の計画届	国 (受注者代行)	労働基準監督署長	工事開始14日前まで	高さ31mを超える建築物等の建設、解体、石綿除去作業等	<安衛法>88条の4 <安衛則>90条
	建設工事の計画届	国 (受注者代行)	労働局長審査会 (都道府県単位)	工事開始 14日前まで	高さ100m以上の建築物等の建設	<安衛法>89条 <安衛則>94条の2
	工事完了通知 [工事完了届]	国 (受注者代行)	建築主事	完了日から 4日以内		<建基法>18[7]条
	自費工事願	国 (受注者代行)	道路管理者 警察署長	着工30日前まで		道路法62条
	特定建築物届	国 (受注者代行)	都道府県知事	使用開始 後1ヶ月以内	所在地、用途、延面積、構造設備の概要、建築物環境衛生監理技術者名、その他	<ビル管法>5条 ※施行令1条に該当する建物
	防火対象物使用届	国 (受注者代行)	消防長（市町長、消防署長）		使用前 設計書、計算書、系統図、平面図等を添付	<火災予防条例>

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
電力 電気設備関係	保安規程届	国 (設計者代行)	産業保安監督部	着工前		<電事法>42条
	主任技術者選任又は解任届	国 (設計者代行)	産業保安監督部	着工前		<電事法>43条
	受電届	国 (設計者代行)	産業保安監督部	受電開始の30日前まで	受電電力3,000kW以上の需要設備	電気使用制限等規則7条
	工事計画届 (注)1	国 (設計者代行)	産業保安監督部	着工30日前まで	受電電圧10kv以上の需要設備	<電事法>48条
	使用前安全管理審査申請	国 (受注者代行)	産業保安監督部	使用前自主検査後30日以内	受電電圧10kv以上の需要設備	<電事法>50条の2
	自家用電気工作物使用開始届	国 (受注者代行)	産業保安監督部		譲受け又は借受けた場合	<電事法>53条
	自家用電気使用申込	国 (受注者代行)	電力事業者	着工前		電気供給約款 電気需要約款
	電気需給契約	国 (受注者代行)	電力事業者	供給承諾時		電気供給約款 電気需要約款
	自家用電気工作物落成予定通知	国 (受注者代行)	電力事業者	落成予定確定時		電気供給約款 電気需要約款
	自主検査成績書	国 (受注者代行)	電力事業者	送電前		電気供給約款 電気需要約款
通信	電灯・動力使用申込	国 (受注者代行)	電力事業者	着工前		電気供給約款 電気需要約款
	加入申込	入居官署の長 (受注者代行)	電気通信事業者	利用意志確定次第		電話サービス 契約約款12条 (NTTの場合)
	専用申込	入居官署の長 (受注者代行)	電気通信事業者	利用意志確定次第		専用サービス 契約約款11条 (NTTの場合)
	自営端末設備の接続請求	入居官署の長 (受注者代行)	電気通信事業者	完成前		電話サービス契約 約款別記16 専用サービス契約 約款別記11 (NTTの場合)
航空障害	航空障害航空障害標識を設置しないことについての申請	国 (設計者代行)	航空局	着工前 (4週間前まで)		航空法51条
	航空障害灯の設置届	国 (設計者代行)	航空局	工事完成時	60m以上の高さの物件を設置するとき	航空法51条

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
電気設備関係	高層建築物等予定工事届	国 (設計者代行)	総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に31mを超える建築を行うとき	電波法102条の3
	高層建築物等工事計画届	国 (設計者代行)	総合通信局	伝搬障害防止区域に指定されたとき	(建築中の場合)	電波法102条の3
	一般放送の業務登録申請及び業務開始届	国 (受注者代行)	総合通信局	(登録)業務開始前1.5ヶ月前 (開始)業務開始前	引込端子数が501端子以上の有線テレビジョン施設の場合	放送法126条、129条
	一般放送の設備設置届及び業務開始届	国 (受注者代行)	総合通信局	着工前(2週間前まで)及び業務開始前	引込端子数が51から500までの有線テレビジョン施設の場合	<有線法>3条 放送法133条
	有線電気通信設備設置届	国 (受注者代行)	総合通信局	着工前(2週間前まで)	引込端子の数が50端子までの有線テレビジョン施設の場合	<有線法>3条
	電柱共架申請	国 (受注者代行)	電柱所有者 (電気、電気通信事業者)	着工前	電柱番号、電柱所在地、共架設備内容等	
	同時再放送同意書	国 (受注者代行)	放送局	着工前	アンテナの設置場所、加入者数、業務区域	
消防	工事整備対象設備等着工届出	国 (受注者代行)	消防長又は消防署長	着工10日前まで	自動火災報知設備等	消防法17条の14 ※甲種消防設備士が届出 <消防則>33条の18
	電気設備設置届出	国 (受注者代行)	消防長(市町村長、消防署長)	設置工事開始7日前まで	変電設備(20kW以上)、内燃機関による発電設備、蓄電設備(4,800Ah以上)等	<火災予防条例>
	消防用設備等設置計画届出	国 (受注者代行)	消防長(市町村長、消防署長)	着工10日前まで	非常警報設備、誘導灯、非常コンセント、無線通信補助設備等	<火災予防条例>
	消防用設備等設置届出	国 (受注者代行)	消防長(市町村長、消防署長)	工事完了後4日以内	消防用設備等に関する図書及同試験結果報告書添付	消防法17条の3の2
給水設備関係	上水道(給水装置)水道工事申込兼施工承認申請	国 (受注者代行)	水道事業管理者	着工前	案内図、配置図、配管図添付の上承認を受ける(上水道-給水装置)	<地方給水条例>
	工事完了届	国 (受注者代行)	水道事業管理者	完了届	工事完成図添付	<地方給水条例>
	指定水道工事店設計審査申込	国 (受注者代行)	水道事業管理者	着工前	指定された者が施工審査を受ける	<地方給水条例>
	指定水道工事店工事検査申込	国 (受注者代行)	水道事業管理者	完了時	工事竣工後、工事検査を受ける	<地方給水条例>
	給水申込	国 (受注者代行)	水道事業管理者	使用前	申込後、量水器取付	<地方給水条例>
	専用水道確認申請	国 (設計者代行)	国(厚生労働大臣) その他(都道府県知事)	着工前	給水量、水源の種別、地点、水質試験、施設の概要等	水道法50[33]条 <水道則>21条
	給水開始前の届	国 (受注者代行)	厚生労働大臣	使用前	水質検査、施設検査	水道法50[13]条 <水道則>10,11条

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
給水設備関係	高さ8m槽超過高架	計画通知・確認申請(工作物)	国(設計者代行)	建築主事	着工前	配置図、平面図、構造図、断面図添付	<建基法>88条(18[6]条)
		工事完了届	国(設計者代行)	建築主事	完了した日から4日以内	検査を受けて検査済証受領	<建基法>18[7]条 <建基令>138条
排水設備関係	公共下水道に下水排水	排水設備計画届	国(設計者代行)	下水道事業管理者	着工前	工事調書、案内図、配置図、排水設備技術者選任	<地方下水道条例>
		工事完了届(除外施設)	国(受注者代行)	下水道事業管理者	完成後5日以内	検査を受けて検査証受領	<地方下水道条例>
		使用開始(変更)届	国(受注者代行)	下水道事業管理者	使用前	新設開始、休止施設の再使用	<地方下水道条例>
地下水採取関係	河川以上に50m以上汚水排水/日	汚水排出届	国(受注者代行)	河川管理者	使用前	汚水の水質、量、処理方法、排出方法	河川法16条の5
		建築物用地下水採取許可申請	国(設計者代行)	都道府県知事(指定都市の長)	着工前(国は協議のみ)	揚水設備の配置構造図添付	<地下水法>5[4]条
浄化槽関係		地下水採取届	国(設計者代行)	都道府県知事(指定都市の長)	指定地区となった日から1ヶ月以内	使用している地下水揚水設備の用途、構造、場所	<地下水法>6条 <地下水則>4条
		計画通知[確認申請]	国(設計者代行)	建築主事	着工前	見取図、形状、構造、大きさ	<建基法>18[6]条
		浄化槽設置届	国(受注者代行)	都道府県知事、保健所を設置する市にあっては市長	着工21日前まで(型式は10日前まで)	見取図、形状、構造、大きさ	浄化槽法5条 既設建物に新たに浄化槽を設置する場合
消防設備関係		工事完了届(計画通知[確認申請]に基づく)	国(監理担当者)	建築主事	完了した日から4日以内	検査を受け検査済証受領	<建基法>18[7]条 ※施工中に中間検査が行われることもある
		防火対象物使用届出書	国(受注者代行)	消防長(市町村長消防署長)	使用前	設計書、計算書、系統図、平面図等を添付	<火災予防条例>
		工事整備対象設備等着工届出書	国(受注者代行)	消防長又は消防署長	着工10日前まで	設計書、系統図、仕様書等添付	消防法17条の14 <消防則>33条の18 ※消防設備士が届出
		消防用設備等設置届出書	国(受注者代行)	消防長又は消防署長	完了した日から4日以内	消防用設備等に関する図書及び試験結果報告書添付	<消防則>31条の3

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
ガス設備関係	都市ガス ガス工事申込	国 (受注者代行)	供給会社	着工前	設計図、建物平面図	<ガス法>17条 供給規程
	液化石油ガス 液化石油ガス 液化石油ガス貯蔵又は取り扱いの開始届 (300kg 以上貯蔵)	国 (受注者代行)	消防長又は消防署長	着工前	取扱数量、位置、構造、消防設備の概要	消防法9条の2 <危険令>1条の10
	特定高圧ガス消費者の消費の届(3,000kg 以上)	国 (受注者代行)	都道府県知事	消費開始20日前まで	位置、構造、設備、消費の方法	<高ガス法>24条の2 <液ガス法>38条の3
冷凍設備関係 (注2)	1トン以上の冷凍能力、他のガスオーバルコーカーによるボンベン以上 100トントン以上50	高压ガス製造許可申請	国 (受注者代行)	都道府県知事	製造開始の20日前まで	ガスの種類、製造計画書添付 <高ガス法>5条 <冷凍則>3条
	20	製造施設完成検査申請	国 (受注者代行)	都道府県知事	完成時	検査を受けて検査済証受領 <高ガス法>20条 <冷凍則>21条
	30	高压ガス製造開始届	国 (受注者代行)	都道府県知事	製造開始時	<高ガス法>21条 <冷凍則>29条 ※<高ガス法>5条の1の2で定める値を<高ガス令>3条で規定
35	30	高压ガス製造届	国 (受注者代行)	都道府県知事	製造開始の20日前まで	ガスの種類、製造計画書添付 <高ガス法>5条 <冷凍則>4条

工事区分	申請・届出の名称		提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
ボイラー及び設備関係 第1種圧	新設構造検査申請		製造者	労働局長	製造後	検査を受け刻印及び明細書に検査済印を受ける	<安衛法>38条 <ボイラー則>5条、51条 第一種圧力容器 ※現場組立のボイラーにあっては設置完了後に構造検査を受ける
ボイラー 小型	設置報告		受注者	労働基準監督署長	完成時	構造図、明細書、配置図	<安衛法>100条 <ボイラー則>91条 (小型ボイラー小型圧力容器)
火を使用する設備関係	ボイラー・熱風炉 (火炉・小型かまど等)	火を使用する設備等の設置届	国 (受注者代行)	消防長(市町村長、消防署長)	着工7日前まで	設備概要、配置図	消防法9条 <地方火災予防条例>
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所関係	指定数量の30倍超過等	危険物保安監督者選任届	国 (受注者代行)	都道府県知事又は市町村長、消防署長	選任したとき遅滞なく		消防法13条 <危険令>31条 <危険則>48条
指定数量以上	危険物設置許可申請 (製造所・貯蔵所・取扱所)	国 (受注者代行)	都道府県知事又は市町村長	着工前	製造所等の構造、設備図面添付		消防法11条 <危険令>6条
	水張、水圧検査申請	製造者	都道府県知事又は市町村長	施工中	容器に配管、付属品を取り付ける前に申請		<危険令>8条の2の2
	完成検査申請	国 (受注者代行)	都道府県知事又は市町村長	完成時	検査を受け検査証受領		<危険令>8条
指定数量以上の1	少量危険物の貯蔵の取扱届出	国 (受注者代行)	消防署長	完成時	品名、数量等		<地方火災予防条例>
ばい煙関係	ばい煙発生施設設置届	国 (受注者代行)	都道府県知事又は政令市の市長	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種類、構造、使用方法、処理方法		<大気法>6条10条31条 <大気令>13条 <地方条例>

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
振動関係	伴う指定建設工事に特定建設する場合を工事に特定建設する場合を	特定建設作業実施届 (騒音、振動)	国 (受注者代行)	市町村長	作業開始 7日前まで	特定建設作業の場所、期間、振動防止の方法等	<騒音法>14条 <振動法>14条
		特定施設設置届 (騒音、振動)	国 (受注者代行)	市町村長	着工30 日前まで	特定施設の種類ごとの数、騒音振動防止方法、配置図等	<騒音法>6条 <振動法>6条 <地方条例>
騒音関係	指定地域内に特定施設を設ける場合	特定施設使用届 (騒音)	所有者	市町村長	特定施設となつた日から30日以内	特定施設の種類ごとの数、騒音防止方法、配置図等	<騒音法>7条 ※指定地域となつた場合の既存施設
		計画通知[確認申請] [設置届] [廃止届] [完了届]	国 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図、昇降機据付平面図	<建基法>18[6]条 <建基則>1条
国が事業者の場合の施設関係	ボイラー・圧力容器	ボイラーの設置届 小型ボイラーの設置届	各省庁の長 (一部受注者代行)	人事院	完了時	検査代行機関の検査済証添付(小型ボイラーを除く)	<人事則>10-4 33条(別表7,8)
		圧力容器の設備届	各省庁の長 (一部受注者代行)	人事院	完了時	検査代行機関の検査済証添付、第一種圧力容器(小型圧力容器を除く)	<人事則>10-4 33条(別表7,8)
エレベータ		エレベータの設備届	各省庁の長 (一部受注者代行)	人事院	完了時	積載荷重1トン以上、設置者の検査証、建築主事の検査済証写し及び構造図添付	<人事則>10-4 33条(別表7,8)

- (注) 1 表中の〔 〕は国以外が設置する場合を示す。
- 2 冷凍設備で、第1種製造者は設置許可、第2種製造者は設置届が必要である。
  - 3 フルオロカーボンのうち不活性ガス以外のガス、アンモニアは5t以上50t未満。
  - 4 国が設置するボイラーに関しては、落成検査に代わり設置検査を行わなければならない。
- (その他) 自治体において規定がある場合があるので、手続等に関しては十分確認を行うこと。

#### 表中の法令の略称

- ・道交法：道路交通法
- ・建基法：建築基準法
- ・建基令：建築基準法施行令
- ・建基則：建築基準法施行規則
- ・騒音法：騒音規制法
- ・振動法：振動規制法
- ・安衛法：労働安全衛生法
- ・安衛則：労働安全衛生規則
- ・省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- ・ビル管法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・電事法：電気事業法
- ・有線法：有線電気通信法
- ・消防則：消防法施行規則
- ・水道則：水道法施行規則
- ・地方条例：都道府県及び市町村条例
- ・地下水法：建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・地下水則：建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則
- ・ガス法：ガス事業法
- ・危険令：危険物の規制に関する政令
- ・危険則：危険物の規制に関する規則
- ・高ガス法：高圧ガス保安法
- ・液ガス法：液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律
- ・液ガス則：液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律施工規則
- ・冷凍則：冷凍保安規則
- ・ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・大気法：大気汚染防止法
- ・大気令：大気汚染防止法施行令
- ・騒音法：騒音規制法
- ・振動法：振動規制法
- ・人事則：人事院規則

## 2 天災・条件変更及び契約変更等

### (1) 設計変更

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期内みだりに設計変更の必要が生じないようにすること。また、設計図書の作成時において予期し得ない設計変更が発生した場合については、次によること。また、その変更が設計の意図するものと異なる場合は、設計者の承諾を受けること。

① 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、請負代金額の変更を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うこと。（工事契約書運用基準第3条関係（1））

② 設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、当該設計変更の内容を「工事打合せ記録（様式3.4(1)）」により契約担当官等に報告すること。

ア 次に該当する設計変更を行う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受けること。

- ・新工種にかかるもの
- ・変更見込み金額の累計が請負代金額の10%を超えるもの
- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

イ 工事施工上及び公園管理上生ずる設計変更（現場限りで処理される軽微な変更を含む。）については、原則として、監督職員がその必要が生じた都度、受注者と確認すること。

ウ 当該施設管理者等から変更の希望があった場合は、変更理由について当初の設計時点での設計者の考え方との相違点等も含めて十分検討の上慎重に対処すること。

③ 設計変更の精算は、受注者と調整の上、工期末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことができるものとする。「設計変更総括整理表（様式2.2(1)）」、「設計変更内訳書（様式2.2(2)）」、「設計変更内訳明細書（様式2.2(3)）」、「設計変更概要書（様式2.2(4)）」及び「関係図面（様式2.2(5)）」を作成し、請負代金及び工期の変更がない場合は「工事請負契約書第18条及び第19条による設計変更協議書（様式2.2(6)）」を発注者と受注者で取り交わすこと。

④ 設計変更に伴い契約変更手続きの必要が生じた場合は「（2）契約変更」による。

【参照】設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

（平成19年11月28日付け環境会発第071128001号、環自総発第071128001号）

【参考1】工事契約書第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第 1 項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの  
発注者が行う。
  - 二 第 1 項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
発注者が行う。
  - 三 第 1 項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 【参考2】工事契約書第 19 条（設計図書の変更）

発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 【参考3】工事契約書第 31 条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**【参考4】 工事契約書運用基準第3条関係（1）**

（1）請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び請負者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとすること。

**【参考5】 標準仕様書1.1.1（適用範囲）（e）**

設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の（1）から（5）による。

- （1）質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
- （2）現場説明書
- （3）特記仕様書
- （4）図面
- （5）標準仕様書・共通仕様書

**【参考6】共通仕様書1-1-1-4（適用）4. 設計図書間の不整合**

特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

**（2）契約変更**

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要が生じないようにすること。また、設計図書の作成時において予期し得ない設計変更等が発生したことに伴う契約変更については、次によること。

- ① 設計変更等に伴う契約変更については、設計変更等のあと、直ちに契約変更協議書を作成し、契約変更を行うこと。（工事契約書第24条第1項、第25条第1項）
  - ア 工期の変更に係る契約変更の場合は、「契約変更協議書（工事請負契約書第24条（様式2.1(4)）」を作成すること。
  - イ 請負代金額の変更又請負代金額及び工期の変更に係る契約変更の場合は、「契約変更協議書（工事請負契約書第25条又は第24条及び第25条）（様式2.1(5)）」を作成すること。
  - ウ 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、請負代金額の変更を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うこと。（工事契約書運用基準第3条関係（1））
- ② 変更見込み金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途の契約とすること。（設計変更

に伴う契約変更の取扱いについて)

- ③ 一式工事において、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としない。(設計変更に伴う契約変更の取扱いについて)
- ④ 協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合、協議事項を決定し「工事請負契約書第 25 条又は第 24 条及び 25 条に係る協議が整わなかつた場合の通知について（様式 2.1(6)）」により受注者に契約変更する旨を通知すること。(工事契約書第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項)
- ⑤ 契約変更協議が整つた場合は、「工事請負変更契約書（第回）（様式 2.1(1)）」を作成し、発注者と受注者で取り交わすこと。
- ⑥ 契約変更後の契約金額が 150 万円を超えない契約で契約書の作成を省略できる場合（会計法第 29 条の 8、予算決算及び会計令 100 条の 2）には、「工事請負変更請書（様式 2.1(2)）」を作成すること。
- ⑦ 工程の変更が生じた場合は、受注者に「変更工程表（様式 2.1(3)）」を作成させ、契約担当官等に提出させること。
- ⑧ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく変更契約書を作成し、発注者と受注者で取り交わすこと。(設計変更に伴う契約変更の取扱いについて)
- ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約にかかる事項及び変更の理由を公表すること。(設計変更に伴う契約変更の取扱いについて)

【参照】設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

(平成 19 年 11 月 28 日付け環境会発第 071128001 号、環自総発第 071128001 号)

【参考 1】工事契約書第 24 条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

【参考 2】工事契約書運用基準第 23 条関係（3）

（3）第 2 項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第 15 条第 7 項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第 17 条第 1 項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第 18 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 19 条においては、設計図書の変更が行われた日、第 20 条第 3 項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第 43 条第 2 項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

【参考 3】工事契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14

日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### 【参考4】工事契約書運用基準第24条関係（3）

（3）第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

#### 【参考5】工事契約書第31条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （3）賃金又は物価変動等に基づく請負代金額の変更等

請負契約締結後の賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負代金が不適当になった場合における請負代金額の変更等については、次によること。

- ① 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後（残工事の工期が2月以上ある場合）に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、必要に応じ相手方に対して請負代金額の変更請求を「〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について（様式2.3(1)）」により行うこと。（工事契約書第26条第1項、工事契約書運用基準第25条関係（1））
- ② 発注者又は受注者は、工事契約書第26条第1項の請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に対応する請負代金額を控除した額）と

変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

ただし、「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、工事契約書第26条第1項の請求があった日から起算して、14日以内で契約担当官等が受注者と協議して定める日において、総括監督員に確認させること。この場合、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めること。（工事契約書第26条第2項、工事契約書運用基準第25条関係（2））

③ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが「〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（様式2.3(3)）」にて協議して定めること。

また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、「〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかつたことの通知について（様式2.3(4)）」にて受注者に通知すること。（工事契約書第26条第3項）

④ 工事契約書第26条第3項及び第7項の請負代金変更の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、「〇〇工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更による協議日について（様式2.3(2)）」を受注者に通知しなければならない。  
(工事契約書第25条第8項)

⑤ 特別な要因（主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別の要因）により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、工事契約書第26条第1項から第4項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。  
(工事契約書第26条第5項、工事契約書第25条関係（6）)

⑥ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、工事契約書第26条第1項から第5項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。（工事契約書第26条第6項）

⑦ 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、請負代金額の変更を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うこと。（工事契約書運用基準第3条関係（1））

⑧ 工事契約書第26条第5項、第6項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知すること。（工事契約書第26条第7項）

⑨ 工事契約書第26条第5項及び第6項の運用については、各通知、事務連絡により行うこ

と。

- ⑩ 請負代金の変更協議が整った場合は、「工事請負変更契約書（第回）（様式2.1(1)）」を作成し、発注者と受注者で取り交わすこと。

【参照】

- 1 工事請負契約に係る単品スライド条項の運用について  
(平成20年8月1日付け環境会発第080801002号、環自総発第080801003号)
- 2 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について  
(平成20年11月6日付け環境会発第081106001号、環自総発第081106001号)
- 3 請負代金額の減額変更を請求する場合における単品スライド条項の運用について  
(平成21年3月26日付け環境会発第090326008号、環自総発第090326004号)
- 4 賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について  
(平成26年2月24日付け環境会発第1402244号)

【参考1】工事契約書第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### 【参考2】工事契約書運用基準第25条

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことことができる。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で契約担当官等が請負者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において請負者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとすること。
- (3) 第3項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。
- (5) 契約担当官等は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別の要因をいう。
- (7) 第3項及び第7項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

### 【参考3】工事契約書第31条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (4) 変更届

受注者に名義変更、改印、代表者変更等が発生した場合は、遅滞なく「変更届（様式2.4）」を提出させること。

#### (5) 工事の一時中止

工事を一時中止する場合や、一時中止した工事を再開する場合は、次によること。

① 工事用地等の確保ができない等のため（現実に受注者が工事を施工できないと認められとき）又は天災等であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、発注者がその必要があると認めるときに、発注者は工事の中止内容を直ちに「〇〇工事の（ ）一時中止について（通知）（様式2.5(1)）」により受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させること。（工事契約書第20条第1項、第2項、工事契約書運用基準第20条関係（1））

また、一時中止させた工事の全部又は一部の施工を再開するときは、「〇〇工事の（ ）一時中止の（ ）再開について（通知）（様式2.5(2)）」により受注者に通知すること。

② 発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、前払金等の不払により受注者が工事の施工を中止した場合に、工期若しくは請負代金額の変更を行う場合は「2契約変更」により手続きを行うこと。（工事契約書第20条第3項、第44条第2項）

③ 工事を一時中止する場合は、「営繕工事に係る工事一時中止ガイドラインについて（参考送付）」を参考にすること。

④ 次のいずれかに該当する場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じなければならない。（工事契約書第20条第1項）

ア 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

⑤ 次のいずれかに該当する場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。（工事契約書第20条第2項）

ア 工事着手後、特定猛禽類の生息、貴重植物の生育等環境問題等の発生により、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

イ 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行が不適当であると認めた場合

ウ 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合

エ 受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合

オ 別工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

⑥ 工事の全部又は一部の施工について一時中止するときは、受注者に工事現場を直接に保全させること。

【参照】「営繕工事に係る工事一時中止ガイドラインについて（参考送付）」

（平成21年3月4日付け事務連絡）

【参考1】工事契約書第44条（前払金等の不払に対する工事中止）第1項

受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の

全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

【参考2】工事契約書第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【参考3】工事契約書第31条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## （6）不可抗力による損害

天災等による損害が生じたときは、次によること。

① 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者に指示してその事実の発生後直ちにその状況を「天災その他不可抗力による損害通知書（様式2.6(1)）」及び「被災内訳及び内容確認書（様式2.6(2)）」により発注者に通知させること。（工事契約書第30条第1項）

② 発注者は、工事契約書第30条第1項による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を「天災その他不可抗力による損害の確

認の通知について（様式 2.6(3)）」により受注者に通知すること。（工事契約書第 30 条第 2 項）

- ③ 受注者は、工事契約書第 30 条第 2 項により損害の状況が確認されたときは、必要に応じ、損害による費用の負担を「天災その他不可抗力による損害額等について（請求）（様式 2.6(4)）」にて発注者に請求すること。（工事契約書第 30 条第 3 項）
- ④ 発注者は、受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他の受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用（第 2 項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用）の額の合計額のうち請負代金額（被害を負担する時点における請負代金額）の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。また、1 回の損害額が当初の請負代金額の 5/1000 の額（この額が 20 万を超えるときは 20 万円）に満たない場合は、当該損害の額は 0 として取扱うこと。

なお、受注者への通知は「天災その他不可抗力による損害額について（通知）（様式 2.6(5)）」により行うこと。（工事契約書第 30 条第 4 項、工事契約書運用基準第 29 条関係（1）（2）（3））

- ⑤ 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ算定すること。（工事契約書第 30 条第 5 項）

#### ア 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### イ 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### ウ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- ⑥ 契約担当官等は、現場説明書により工事契約書運用基準第 29 条関係（1）及び（2）の事項を了知させること。（工事契約書運用基準第 29 条関係）

#### 【参考 1】工事契約書第 30 条（不可抗力による損害）

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具

に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
  - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
  - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
    - 一 工事目的物に関する損害
 

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - 二 工事材料に関する損害
 

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
  - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 【参考2】 共通仕様書1-1-1-48（不可抗力による損害）2、3
2. 設計図書で定めた基準
 

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

    - (1) 波浪、高潮に起因する場合
 

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

## (2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量を言う。）が150mm以上
- ④ その他設計図書で定めた基準

## (3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの。）が15m/秒以上あった場合

- (4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
- (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

## 3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

## 【参考3】工事契約書運用基準第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。
- (4) 契約担当官等は、現場説明書により（1）及び（2）の事項を了知させること。

## (7) 工事関係者に関する措置請求

工事関係者に関する措置請求は、次によること。

- ① 発注者（総括監督員のみに委任できる）は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、必要に応じ、受注者に対して「是正等措置請求書（発注者）（様式2.7(1)）」により、必要な措置をとるべきことを請求すること。（工事契約書第12条第1項、工事契約書運用基準第12条関係）
- ② 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、必要に応じ、受注者に対して「是正等措置請求書（発注者）様式2.7(1)」により、必要な措置をとるべきことを請求すること。（工事契約書第12条第2項）
- ③ 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、必要に

応じ、発注者に対して「是正等措置請求書（受注者）（様式 2.7(2)）」により、必要な措置をとるべきことを請求すること。（工事契約書第12条第4項）

【参考1】工事契約書第12条（工事関係者に関する措置請求）

発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

【参考2】工事契約書運用基準第12条

第1項に規定する契約担当官等の権限は、その権限の重要性にかんがみ、総括の監督職員のみに委任できるものとすること。

（8）損害額及び増加費用

工事契約書において、受注者に損害を及ぼしたとき又は受注者が増加費用を必要とした場合の費用負担について、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項、第25条第3項、第27条第4項、第28条、第29条第1項及び第44条第2項に規定されている。

【参考1】工事契約書第15条（支給材料及び貸与品）第7項

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【参考2】工事契約書第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【参考3】工事契約書第18条（条件変更等）第5項

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**【参考4】工事契約書第19条（設計図書の変更）**

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**【参考5】工事契約書第20条（工事の中止）第3項**

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**【参考6】工事契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第2項**

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**【参考7】工事契約書第23条（発注者の請求による工期の短縮）第2項**

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**【参考8】工事契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第3項**

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

**【参考9】工事契約書第27条（臨機の措置）第4項**

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

**【参考10】工事契約書第28条（一般的損害）**

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

**【参考11】工事契約書第29条（第三者に及ぼした損害）第1項**

工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

【参考12】工事契約書第44条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 工事施工時

(1) 施工計画書

施工計画書については、次によること。

① 総合施工計画書と工種別施工計画書は、重複する部分が多いので、これをまとめて工事施工計画書として「工事施工計画書（様式3.5）」により提出させること。

② 総合施工計画

工事の着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた、総合施工計画を作成させること。

総合施工計画書の標準記載内容を参考に示す。

ア 工事概要（工事名、工事場所、工期、工事内容等を簡略に記載する。）

イ 受注者の組織（組織表）

・現場施工体制（現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者）

・現場安全・衛生管理体制（統括安全衛生責任者等）

ウ 現場仮設計画

・仮設建物の大きさ及び位置

・電力、電話、給排水、ガス等の引込み並びに火を扱う場所

・工事施工のための仮設（揚重、運搬、ストックヤード、養生等）

エ 施工中の環境対策（自然環境の保護、保全を含む）

オ 火災及び予想される災害・公害の種類及び対策

カ 出入り口の管理及び交通安全

キ 危険箇所の点検方法

ク 緊急時の連絡方法（掲示）

ケ 夜間警戒

③ 工種別施工計画

品質計画、一工程の施工の確認及び具体的な計画等を記載した施工計画書（施工要領書を含む。）を、当該工事の施工に先立ち作成させること。

簡易な工事においては、受注者は監督職員と協議し一部を省略又は統合してもよい。

④ 受注者の施工計画によっては、契約条件（工期も含む。）どおりの工事目的物が得られないと判断される場合、社会的・技術的常識に明らかに反すると判断される場合には、契約の履行についての受注者等に対する指示又は協議を行い、事態が重要な場合等については発注者を通じて行うこと。

**【参考1】工事契約書第1条（総則）第3項**

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

**【参考2】標準仕様書 1.2.2 施工計画書**

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。  
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
- (5) 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

**【参考3】共通仕様書 1-1-1-9 施工計画書****1. 一般事項**

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

（略）

**2. 変更施工計画書**

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

**3. 詳細施工計画書**

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

## (2) 実施工程表等

### ① 総合工程表

総合工程表については、次によること。

ア 工事の着手に先立ち、実施工程表（受注者の様式による。）を作成させること。

イ 別契約の関連する他の工事等との工程や建築工事と電気設備工事、機械設備工事等のような関連する工事間の乗込み工程の時期、期間等については十分確認を行うこと。

### ② 週間又は月間工程表

週間又は月間工程表については、次によること。

ア 必要に応じて、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成させること。工事月報（進捗状況報告）に当月及び翌月の月間工程表を添付させると進捗状況が分かりやすくなる。週間工程表は、様々な工種が入り施工を行うような工事の場合に作成させると状況を的確に把握できる。

イ 月間工程表は毎月の25日までに翌月の工程を「月間工程表（様式3.6(1)）」により提出させ、その都度工事の進捗状況及び公園管理運営業務等への影響について確認し、指導を行うこと。

また、週間工程表は毎週の金曜日に次週の工程を「週間工程表（様式3.6(2)）」により提出させて、再度工程の確認及び作業内容を十分に把握すること。

ウ 条件変更等により工程の変更及び工期に変更があった場合は、速やかに実施工程表を訂正させること。

エ 実施工程より14日以上の遅れが確認された場合は、契約の履行を確認するため、その理由と対策などを記した文書等を提出させること。

オ 簡易な工事においては、受注者の負担とならないよう配慮すること。

## (3) 工事の定期報告

工事の全般的な経過を記録した書面を作成させ、監督職員と協議した結果及び工事の全般的な経過を記載した書面を作成させること（標準仕様書1.2.4）となっているため、監督業務も記載できる欄を設けた「工事日誌（様式3.10）」として提出させること。

監督職員は、請負者から提出された工事日誌をチェックし、必要事項を監督日誌の欄に記入すること。ただし、簡易な工事においては、請負者は監督職員と協議し一部を省略又は統合してもよい。

### 【参考1】 工事契約書第11条（履行報告）

受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

### 【参考2】 標準仕様書1.2.4 工事の記録

(1) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。

(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。

(3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
- (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
  - (イ) 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
  - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
  - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。
- (6) (1)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

**【参考3】 共通仕様書 1-1-1-32 9. 記録及び関連書類**

受注者は、自然公園等工事の施工管理及び規格値を定めた自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）及び設計図書により施工管理及び写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）等に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

**【参考4】 共通仕様書 1-1-1-33 履行報告**

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

**(4) 主要（資材・機材）発注先の通知**

主要（資材・機材）発注先の通知については、次によること。

- ① 品質管理の一貫として、主要な資材・機材については発注先を「主要（資材・機材）発注先通知書（様式3.1）」により提出させて確認すること。
  - ② 施工方法等については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める（工事契約書第1条第3項）ものであるが、既存施設との取り合いや保守等に不具合のある場合、又は不的確と判断される発注先の場合は、協議を行うこと。
  - ③ 材料の選定について設計図書に定めのあるときは、環境負荷を低減するため「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に定められた特定調達品目を選定すること。
- 設計図書に定めのない場合においても、環境物品等の使用を積極的に推進すること。

- ④ 工事に使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、アスベストを含有しないものとすること。

**【参考1】 標準仕様書 1.4.1 環境への配慮**

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。
- (2) 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しない

ものとする。

【参考2】 共通仕様書 1-1-1-39 10. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

（1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

（2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

（5）工事使用材料（資材・機材）の搬入・検査及び試験並びに同等品の使用

工事使用材料（資材・機材）の搬入・検査及び試験並びに同等品の使用については、次によること。

① 材料（資材・機材）の搬入及び検査

ア 材料の搬入ごとに、「工事材料搬入報告書（様式3.2(1)）」により監督職員へ報告させること。

また、現場で規格や品質確認ができないものについては、使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を「品質証明書（様式3.2(5)）」とともに提出させること。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けている場合は資料の提出を省略することができる。

イ 搬入された材料（資材・機材）の数量等は、「工事材料整理表（様式3.2(2)）」により整理しておくこと。

ウ 現場に搬入した材料は、あらかじめ監督職員が承諾した場合を除き、種別ごとに検査を行い「材料検査確認書（様式3.2(3)）」を作成し、「材料検査確認一覧表（様式3.2(4)）」に整理させること。

また、工事に使用される材料については、指定された品質、規格であるかどうかを正確に検査する必要があり、工事材料のには完成後では隠蔽されて品質、規格の確認が不可能となるものが多く、これらの材料については施工前に特にきびしく検査、確認を行うこと。なお、設計図書に定めるJIS又はJASのマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

エ 事前評価制度による評価が行われたものは、評価書の写し又は名簿、及び認定表示により確認を行うことでよい。

a 「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

b 「公共住宅用資機材品質性能評価事業」（B L（ベターリビング）部品）

オ 監督職員が特別な事情で検査、確認を行うことができない場合は、主任技術者（または監理技術者）による自主検査・確認を実施させ、速やかにその記録を報告させること。監督職員は、報告書について検討し、問題がなければ承諾を与えること。

また、報告の内容について疑義がある場合は直ちに事情を聴取し、必要と認めた場合は監督職員が直接検査、確認をするまでその材料の使用を見合わせるよう指示すること。

カ ウによる検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として抽出検査としても良いが、監督職員が指示した場合はこの限りでない。。

キ 材料の搬入の報告及び検査は、材料の付属品等については、必要としないこととする。

#### 【参考1】工事契約書第13条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### 【参考2】標準仕様書1.4.2 材料の品質等

- (1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。  
なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
- (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定めるJ I S又はJ A Sの材料で、J I S又はJ A Sのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。
- (4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。

- (5) 調査を要する材料は、調査表等を監督職員に提出する。
- (6) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。
- (7) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8による。

【参考3】 共通仕様書 1-1-1-26 品質証明

1. 材料の品質

工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。ただし、設計図書に指示がある場合及び監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

2. 品質証明の提出

使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。

3. 工事全般の品質

品質証明は材料のみに限らず、契約図書及び「自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）」等の関係図書に基づき、工事全般にわたり、出来形、品質、写真管理等を的確に行うものとする。

② 材料（資材・機材）の検査に伴う試験

ア 材料の試験は、設計図書に定められた場合及び試験によらなければ、定められた条件に適合することが証明できない場合に行う。

イ 試験に先立ち試験計画書を作成させ、提出させること。

また、試験の方法はJIS、JAS、JES、JEM、SHASE-S等に定めがある場合はこれによるものとし、該当するものが無い場合は、これらに準じた方法を十分検討し適切な試験を行うこと。

ウ 製造者において、実験値等が整備されているもの（工場試験によるデータ等）は、監督職員の承諾により、性能を証明する資料を提出させることで試験に代えることができる。

エ 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行わせること。受注者から「確認・立会願（様式5.1(1)）」を提出させ、原則として監督職員が立会うこと。

試験及び試料の採取は、公的機関等の信頼がおける機関で行う場合は、監督職員の立会いは行わなくてもよいが、それ以外及び工事現場で行う場合は原則として立会うこと。

また、試験の結果については「工事材料試験成績報告書（様式3.3(1)）」により報告させるとともに「工事材料試験成績報告書提出一覧表（様式3.3(2)）」により整理させること。

オ 監督職員が特別な事情で検査、確認を行うことができない場合は、主任技術者（または監理技術者）による自主検査、確認を実施させ、速やかにその記録を報告させること。監督職員は、報告書について検討し、問題がなければ承諾を与えること。

また、報告の内容について疑義がある場合は直ちに事情を聴取し、必要と認めた場合

は監督職員が直接検査・確認をするまでその材料の使用を見合わせるよう指示すること。

### ③ 同等品の使用

ア 設計図書に品質、性能でなく製品名や製造所が指定されている場合であって、指定以外の材料を使用することは、原則として認めてはならない。

しかし、種々の理由によりやむを得ず認めようとする場合には、材料の品質、性能等の証明となる資料等を提出させ、発注者及び設計者等の指示をうけること。

イ 材料の品質、性能等の証明となる資料及び試験方法等については、②によること。

ウ 祖悪品は排除するように指導し、また、特定の高価な材料を指示してはならない。

## (6) 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、次によること。

① 支給材料及び貸与する建設機械器具の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。（工事契約書第15条第1項）

② 支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、支給材料又は貸与品の検査を行うこと。（工事契約書第15条第2項）

また、検査の方法は「（5）工事使用材料（資材・機材）の搬入・検査及び試験並びに同等品の使用」に準じて行うこと。

特に、保管していた残材・発生材又は転用材及び備蓄材料等を活用するものは、引渡しに係る検査及び試験等による確認は重要である。

③ 受注者から、引渡しの日から7日以内に、「支給材受領書（様式3.7(1)）」又は「貸与品借用（返納）書（様式3.7(2)）」を提出させること。（工事契約書第15条第3項）

④ 工事の完成、設計図書の変更等によって、不用となった支給材料又は貸与品は受注者から返還させること。（工事契約書第15条第9項）

⑤ 故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者から発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償させること。（工事契約書第15条第10項）

【参考】請負工事における材料等の支給に関する取扱要領の制定について

（昭和40年3月18日建設省発厚第5号）

【参考1】工事契約書第56条（契約不適合責任期間等）第10項

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

【参考2】環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（無償貸付）第2条

環境大臣又はその委任を受けた者（以下「環境大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合に限り、物品を無償で貸し付けることができる。

一から六 略

【参考3】工事契約書第15条（支給材料及び貸与品）

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（7）発生材の処理等

発生材の処理等については、次によること。

① 再生資源の利用及び再資源化等

ア 規模の大小並びに届出等の要否に係わらず、建設副産物の発生の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に努めること。

イ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）の対象工事

自然公園等整備工事（直轄直営工事）のうち、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が以下のもの（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条）及び都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事とする。

- a 建築物の解体工事 床面積の合計 80 m<sup>2</sup>以上
- b 建築物の新築・増築工事 床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以上
- c 建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等） 請負金額 1億円以上
- d 建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 請負金額 500 万円以上

※ 解体工事

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事。

※ 建築物以外のもの（参考）

土木工作物、木材の加工又は取り付けによる工作物、コンクリートによる工作物、石材の加工又は積方による工作物、れんが・コンクリートブロック等による工作物、形鋼・鋼板等の加工又は組み立てによる工作物、機械器具の組み立て等による工作物及びこれらに準ずるもの。

ウ 対象工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項）国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条）

- a 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- b 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- c 工事着手の時期及び工程の概要
- d 分別解体等の計画
- e 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- f その他主務省令で定める事項

※ 国の機関等においては、計画に変更があった場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第3項の変更通知は要しない。

エ 建設リサイクル法により、対象となった工事について建設資材を搬入する場合は、受注者に「再生資源利用計画書（実施書）（建設資材搬入工事用）（様式1.15(1)）」を作成させること。

オ 建設リサイクル法により、対象となった工事について建設資材を搬出する場合は、受注者に「再生資源利用推進計画書（実施書）（建設副産物搬出工事用）（様式1.15(2)）」を作成させること。

カ 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」により、請負契約書（下請契約を含

む。)において、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、分別解体等を行うことについて、合意の確認が行われている工事については、その状況を確認する必要があることから、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用推進計画書（実施書）を提出させることが望ましいが、受注者に負担を強いいるものであってはならない。

キ 様式については、自治体で定めている場合があるので確認が必要である。

【参照】

- 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約書及び設計図書への記載事項並びに積算上の取扱い等について（平成14年9月20日付け環自整第403号）
- 2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務の手続きについて（平成14年7月1日付け環境会第490号一部改正平成22年7月30日付け環境会発第100730005号）

【参考1】 建築基準法第2条（用語の定義）第1号

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

【参考2】 建築基準法施行令第1条第3号

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

【参考3】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第1条（特定建設資材）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

【参考4】 標準仕様書1.3.11 発生材の処理等（2）（ア）

発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは特記による。

なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのちに、調書を作成して監督職員に提出する。

【参考5】 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 別表第2（第2条、第11条、第12条関係）抜粋

第1欄 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊

第2欄 建設業

第3欄 その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。

**【参考6】 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 別表第7（第7条、第22条、第23条、第31条関係）抜粋**

第1欄 建設業

第2欄 土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材

第3欄 その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。

**【参考7】 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条（再生資源利用計画の作成等）第1項、第4項**

発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

- 一 体積が1,000立方メートル以上である土砂
  - 二 重量が500トン以上である碎石
  - 三 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物
- 4 建設工事事業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後1年間保存するものとする

**【参考8】 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条（再生資源利用促進計画の作成等）第1項、第4項**

発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、次の各号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

- 一 体積が1,000立方メートル以上である建設発生土
  - 二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの
- 4 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後1年間保存するものとする。

**【参考9】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条（対象建設工事の届出等）**

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

## 六 その他主務省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

### 【参考10】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条（国等に関する特例）

国の機関又は地方公共団体は、前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない

## ② 廃棄物の処理

引渡しを要するもの及び現場において再利用、再資源化を図るもの以外は、すべて構外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、受注者にマニュフェストの確認・集計を行わせ、監督職員に報告させる。（マニュフェストE票の写しを提出させることにしてもよい。）

産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写し ····· 様式添付なし  
(電子マニュフェストも同様に取扱うこと。)

※ 廃棄物の処理については、排出事業者（請負者等）が廃棄物処理法に基づいて処理し、最終処分（再資源化等を含む）が終了したことの確認が義務付けられている。

受注者は、廃棄物の引渡しから90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）にマニュフェストのD票が戻ってこないとき、及び最終処分の報告が180日以内に戻ってこないときは、処理の状況を把握し、必要な措置を講じ、講じた措置等を「措置内容等報告書」により都道府県又は政令指定都市に30日以内に提出することになっているので、工事完成までに確認ができない場合においては、後日、確実に報告させること。

## ③ 発生材の引渡し

- ア 建物等の改築、模様替え、解体等の工事の実施に伴い発生する材料（機器を含む）のうち、特記仕様書等により引き渡しを指定されたものは、場所を指示して集積させ、「発生材報告書（様式3.7(3)）」及び「発生材調書（様式3.7(4)）」により報告させること。
- イ 引き渡しを要しないものについては、関係法令に従い速やかに場外搬出処分させること。また、受注者に対し、その処理方法、処理場所について文書により報告を求めるこ。
- ウ その他当初予測できなかった埋設物、出土品等が発見された場合、受注者に直ちに報告するよう指導し、監督職員は契約担当官等に報告し、指示を受けること。ただし、軽微

なものは監督職員の指示による。

エ 引渡しを受けた発生材は、物品管理官又は担当部局へ確実に引渡すこと。  
発生材のうち、引渡しを要するものとして指定されたものは、監督職員の指示をした場所に整理し、調書を作成して監督職員に提出する。（標準仕様書 1.3.11）

#### (8) 工事打合せ記録

工事打合せ記録については、次によること。

- ① 工事の進行に伴い、必要とされる部分の納まり、各施工部分の工法等施工上の打合せ及び工事の工程、安全管理等の打合せは、施工精度、工事工程を大きく左右するものであり、監督職員は、設計の意図を十分理解の上、的確な指示をあたえなければならない。  
また、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人が工事の履行について打合せを行った内容を確認し、記録しておく重要な書類であり、打ち合わせた内容によっては、工事契約書第18条「条件変更等」に基づく変更契約や設計変更等を行わなければならない事項もあるので、記載内容については行き違いがないよう明確にし、「工事打合せ記録（様式3.4(1)）」によりすべて記録させるよう受注者を指導し、出席した関係者全員に確認させ、記名押印させた上で提出させるとともに、必要により関係書類等を添付させること。
- ② 電話等及び口頭による打合せを行った場合においても、受注者に「電話等打合せ記録（様式3.4(2)）」により記録させて、書面により確認すること。

#### 【参考】工事契約書第9条（監督職員）第2項、第4項

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

#### (9) 施工図、製作図等

施工図、製作図等については、次によること。

- ① 設計図書は、そのままでは施工や機材の製作には不十分な場合があるので、当該工事の施工に先だって、施工上の納まりや取り合い等精度を確保するため、施工図、製作図の作成又は見本等を必ず一定期間前に提出させるよう指導し、「施工図・製作図等承諾願（様式3.8(1)）」により提出させ速やかにチェックを行い承諾するとともに、「施工図・製作図等提出一覧表（様式3.8(2)）」により整理しておくこと。  
なお、監督職員の承諾のない部分の施工等は、着手させてはならない。

- また、色彩、柄等については、受注者を指導して色彩、柄等の決定を必要とする部分の表を作成させ、色見本、材料見本等を揃えて提出させること。
- ② 施工図、製作図、見本品等のチェックについては、下記事項を留意の上行うこと。
- ア 設計図書と相違がないこと及び設計の意図が反映されていること。
  - イ 別契約の関連する他の工事等との調整が十分なされていること。
  - ウ 工事完成後の維持管理、利用者の安全性・利便性及び環境保全等に関して問題がないこと。
  - エ 設計図書に示されたものと変わる場合は、必要により設計変更等の手続きを行う。
  - オ 色彩等の決定に当たっては、当該施設関係者及び発注者との調整及び設計者の意図を反映するため打合せを十分に行うこと。
- ③ 将来の改修等に備えて、必要な施工図（CADデータ）等を提出させること。この場合、著作権の使用権は、当該建築物等に限って発注者に委譲されるものであること。
- ④ 施工図・製作図等の提出を必要とするものについては、「(21)書類の提出基準」によること。

**【参考1】工事契約書第9条（監督職員）第2項、第4項**

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一、三 略

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

**【参考2】標準仕様書1.2.3 施工図等**

- (1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

**(10) 施工の確認及び報告（建築工事等に適用）**

施工の確認及び報告については、次によること。

- ① 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、「施工管理報告書（様式4.2(1)）」により報告させるとともに「施工管理報告書提出一覧表（様式4.2(2)）」により整理すること。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行うこととなっているが、受注者

の行う確認については、必ず主任技術者（または監理技術者）が行うよう指導すること。

② 次のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備させること。

ア 隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

イ 一工程の施工を完了した場合

ウ 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合

エ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

③ 確認及び報告を必要とする工事の内容及び規模等については、「(21) 書類の提出基準」によること。

#### 【参考1】標準仕様書 1.5.4 一工程の施工の確認及び報告

(一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

#### 【参考2】標準仕様書 1.2.4 工事の記録

(1) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。

(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。

(3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

(4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。

(ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

(イ) 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

(ウ) 一工程の施工を完了した場合

(エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合

(5) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

(6) (1)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

#### (11) 施工の検査等（建築工事等に適用）

施工の検査等については、次によること。

① 設計図書に定められた場合、一工程の報告をした場合、監督職員の指示した工程に達した場合は、受注者に「工事検査願（様式 4.3(1)）」により検査の請求をさせた後、監督職員は検査を行いその結果を「検査確認書（様式 4.3(2)）」により記録するとともに「工事検査一覧表（様式 4.3(3)）」により整理させること。以後、検査に合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、原則として抽出検査としてもよい。ただし、監督職員が指示をした場合はこの限りでない。

また、見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等を判断できるものとし、承

諾をすること。

② 施工の検査等に伴う試験は、設計図書に定められた場合及び試験によらなければ、定められた条件に適合することが証明できない場合に行うこと。

また、試験の方法は JIS、JAS、JES、JEM、SHASE-S 等に定めがある場合はこれによるものとし、該当しない場合は、これらに準じたものとして十分検討し行うこと。

③ 特別な事情で監督職員が検査を行うことができない場合は、工事施工管理報告書を十分検討の上、適正な施工が行われていると判断される場合は、承諾を与えることとする。

ただし、この場合、工事施工管理報告書の内容について適当でない部分がある場合は、直ちに事情を聴取し、必要と認めた場合は、監督職員の検査実施まで、その部分に関連する次の工程の工事の施工を見合させるよう指示すること。

④ 工事施工管理報告書の提出を要しない場合であって、工事検査が必要な場合に、特別な事情で監督職員が検査を行うことができない場合は、③にらい、「工事施工管理報告書」を提出させて検討確認を行う、または監督職員自ら確認を行うこと。

⑤ 次の「工事施工検査・確認の手続き（フロー）」を参照し受注者を指導すること。

⑥ 検査及び試験を行う場合の工事の内容及び規模等については、「（21）書類の提出基準」によること。

【参考】標準仕様書 1.5.4 一工程の施工の確認及び報告

(1) 設計図書に定められた場合又は 1.5.4 により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。

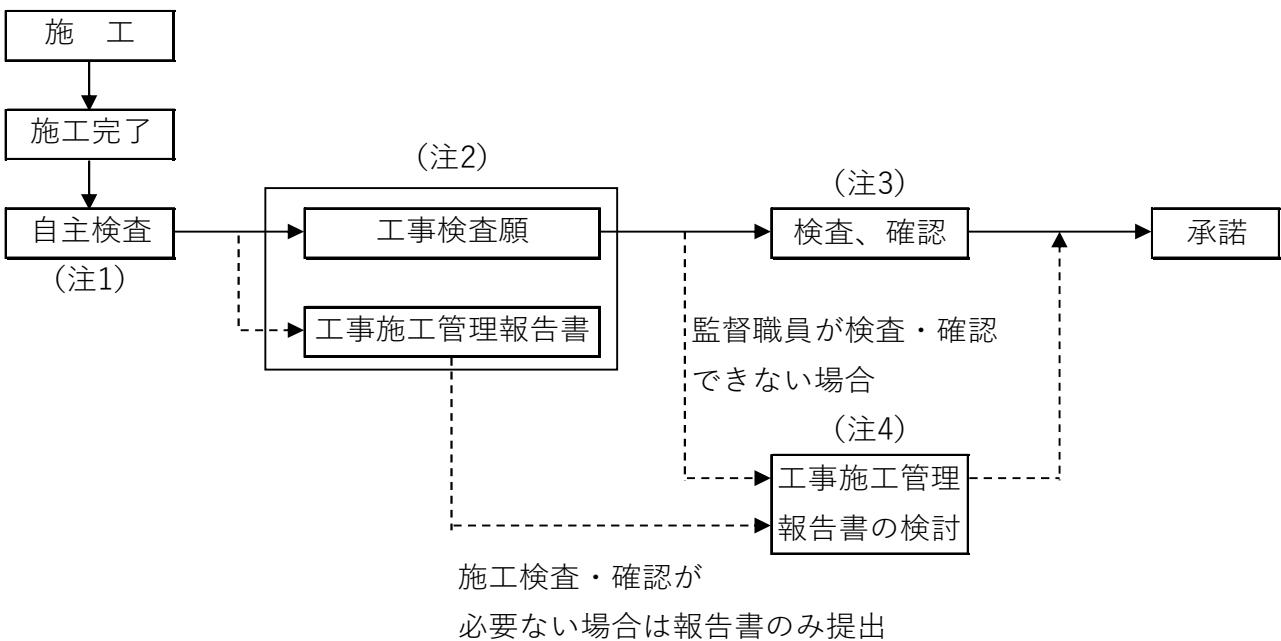
(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。

(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。

(4) 検査に用いる基準巻尺は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級とする。

## 工事施工検査・確認の手続き（フロー）

一般工事



（注1） 施工部分の工事が完了したとき、受注者は直ちに自主検査を行う。

（注2） 自主検査の結果を工事施工管理報告書にまとめ、監督職員あてに工事検査願と同時に提出する。

（注3） 検査・確認により、指摘があった場合、指摘部分の改善完了の報告があるまで次工程の着手を承諾しない。

（注4） 工事施工管理報告書による検討確認で、内容に適当でない部分がある場合は事情聴取を行い、または監督職員自ら確認を行い、適当であることを確認するまで次工程の着手を承諾しない。

【参考】 工事契約書第14条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）第3項～第5項

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

## (12) 施工の立会い等（建築工事等に適用）

施工の立会い等については、次によること。

- ① 設計図書に定められた場合及び監督職員が指示した場合は、立会いをして施工させる。  
なお、受注者に適切な時期に「確認・立会願（様式5.1(1)）」により立会いの請求を行わせ、立会いの日時について指示をする。
- ② 立会いの記録は、設計図書に定められた場合及び発注者又は監督職員の指示する場合を除き、原則として不要とする。
- ③ 特別な事情で監督職員が立会いを行うことができない場合は、工事施工管理報告書を十分検討の上、適正な施工が行われていると判断される場合は、承諾を与えることとする。  
ただし、この場合、工事施工管理報告書の内容について適当でない部分がある場合は、直ちに事情を聴取し、必要と認めた場合は、監督職員の確認実施まで、その部分に関連する次の工程の工事の施工を見合わせるよう指示すること。
- ④ 工事施工管理報告書の提出を要しない場合であって、工事立会いが必要な場合に、特別な事情で監督職員が立会いを行うことができない場合は、③にならい、「工事施工管理報告書」を提出させて検討確認を行う、または監督職員自ら確認を行うこと。

## 【参考1】工事契約書第9条（監督職員）第2項、第4項

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

## 【参考2】工事契約書第14条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）第3項～第5項

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな

ければならない。

【参考3】標準仕様書1.5.7 施工の立ち合い

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

(13) 段階確認（土木工事等に適用）

受注者は各施工の段階において、その施工が設計図書に適合しているかどうか、「確認・立会願（様式5.1(1)）」を提出し、監督職員による確認を受けることとなっている。確認を行った場合は、「段階確認書（様式5.1(2)）」を作成し、「段階確認一覧表（様式5.1(3)）」に整理させること。確認を必要とする工事の内容については、「(21)書類の提出基準」によること。なお、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して確認すること。

(14) 施工段階の確認及び報告（土木工事等に適用）

特別な事情で監督職員が段階確認を行うことができない場合は、受注者が確認を行いその状況を、施工管理記録、写真等の資料を添付し、「施工段階管理報告書（様式5.2(1)）」により監督職員に報告することとなっている。

報告書は「施工段階管理報告書提出一覧表（様式5.2(2)）」に整理させること。

受注者の行う確認については、必ず主任技術者（または監理技術者）が行うよう指導すること。監督職員は、施工段階管理報告書を十分検討の上、適正な施工が行われていると判断される場合は、承諾をあたえることとする。

施工段階管理報告書の内容について適当でない部分がある場合は、直ちに事情を聴取し、必要と認めた場合は、監督職員の確認実施まで、その部分に関連する次の工程の工事の施工を見合させるよう指示すること。

監督職員は、「工事施工検査・確認の手続き（フロー）」を参照し指導すること。

【参考】共通仕様書1-1-1-24（監督職員による確認及び立会等）

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号について行うものとする。

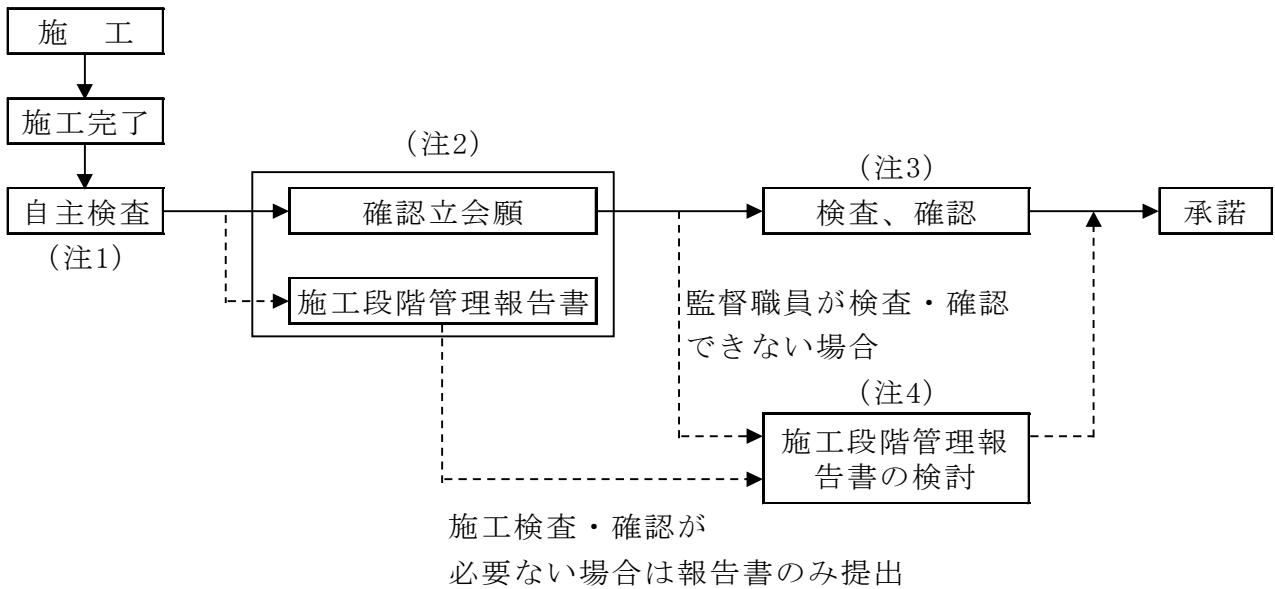
- (1)受注者は、各施工の段階において、その施工が設計図書に適合しているかどうか、監督職員による確認を受けなければならない。
- (2)受注者は、事前に段階確認に係る報告（種別、細別、施工予定期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4)受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができます。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

## 工事施工検査・確認の手続き（フロー）

一般工事



（注1） 施工部分の工事が完了したとき、受注者は直ちに自主検査を行う。

（注2） 自主検査の結果を施工段階管理報告書にまとめ、監督職員あてに確認立会願と同時に提出する。

（注3） 検査・確認により、指摘があった場合、指摘部分の改善完了の報告があるまで次工程の着手を承諾しない。

（注4） 施工段階管理報告書による検討確認で、内容に適当でない部分がある場合は事情聴取を行い、または監督職員自ら確認を行い、適当であることを確認するまで次工程の着手を承諾しない。

### (15) 工事写真

工事写真については、次によること。

- ① 工事着手前の敷地、建物及び工作物等の現状写真、工程報告写真、施工状況写真、工事検査状況写真、機材試験状況写真等の工事写真については、「工事写真帳（様式任意）」等により整理させること。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備させること。
  - ア 隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
  - イ 一工程の施工を完了した場合
  - ウ 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
  - エ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

【参考】工事契約書第14条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）第3項

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

### (16) 現場の休止届

現場の休止届については、次によること。

- ① 年末年始等長期間現場を休止する場合、緊急連絡先、保安体制を記入し「現場休止届（様式3.9）」により提出させること。

### (17) 工事日誌

工事日誌については、次によること。

- ① 工事の記録については、監督職員と協議した結果及び工事の全般的な経過を記載した書面を作成することとなっているため、「工事日誌（様式3.10）」を作成させること。  
また、監督職員は、「工事日誌」をチェックし、必要事項を監督日誌の欄に記入すること。

### (18) 工期の延長

工期の延長については、次によること。

- ① 天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工事期間内に工事を完成することができない場合、受注者から工事期間の延長の請求ができることとなっている。（工事契約書第22条第1項）

工期の延長が必要な場合は、「工期延長申請書（様式3.11）」及び必要により資料等を提出させ、下記により検討の上、その請求が適正かつ止むを得ないと判断される場合は、その旨を契約担当官等に具申すること。

- ア 理由が真にやむを得ないものであるかどうか。
- イ 延長の期間が適当であるかどうか。

(19) 安全確認を必要とする工事（建築工事等に適用）

安全確認を必要とする工事については、次によること。

- ① 工事の施工に伴って、その工事の不備が原因で、直接人命に危険を及ぼすおそれのある工事（以下「特定工事」という。）については、施工計画及び施工の実施にあたり、特に入念な指導監督を行うとともに、それぞれの特定工事の着手に先立ち、施工区分、施工場所、工程、施工内容、施工管理者、下請責任者等を記載した「特定工事着手届（様式4.1(1)）」を受注者から提出させること。  
特定工事着手届のない特定工事及び監督職員の承諾のない特定工事は着手させないこと。
- ② 特定工事の施工については、監督職員自らが立会か、主任技術者（または監理技術者）が立会することとするが、主任技術者（または監理技術者）を立会させて実施した場合は、工事完了後直ちに、受注者から監督職員に電話等により報告させること。
- ③ 実施工程が一週間をこえる場合は、一週間ごとに実施状況を、受注者から監督職員あて報告させること。
- ④ 特定工事完了後受注者は、設計図書等に指定された試験、検査、確認等を完全に実施し、安全確認をしてから速やかに「特定工事施工報告書（様式4.1(2)）」を提出させるとともに、受注者に「工事検査願（様式4.3(1)）」により検査の請求をさせたること。  
報告の内容について疑義のある場合はただちに事情聴取し、状況によっては、次の工程に進むことを停止させて監督職員自ら検査、確認を行うこと。
- ⑤ 監督職員は、提出された「特定工事施工報告書」を検討し、適正な施工が行われていると判断される場合は承諾をあたえることとなっている。ただし、この場合の承諾は、次の工程に進むことの承諾のみに限定し、監督職員は後日現場に赴いた時に必ず施工状況を確認すること。
- ⑥ 次の「工事施工検査・確認の手続き（フロー）」を参照し受注者を指導すること。
- ⑦ 提出された「特定工事着手届」「特定工事施工報告書」は、「特定工事施工報告書提出一覧表（様式4.1(3)）」により整理させること。
- ⑧ 特定工事とは、下記の工事をいう。

ア 建築工事

- ・防火区画部分の穴埋め、たて穴区画等防災的に重要な部分の施工
- ・その他これらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

イ 電気設備工事

- ・非常用照明設備工事
- ・非常用コンセント設備工事
- ・接地工事
- ・漏電遮断機設備工事

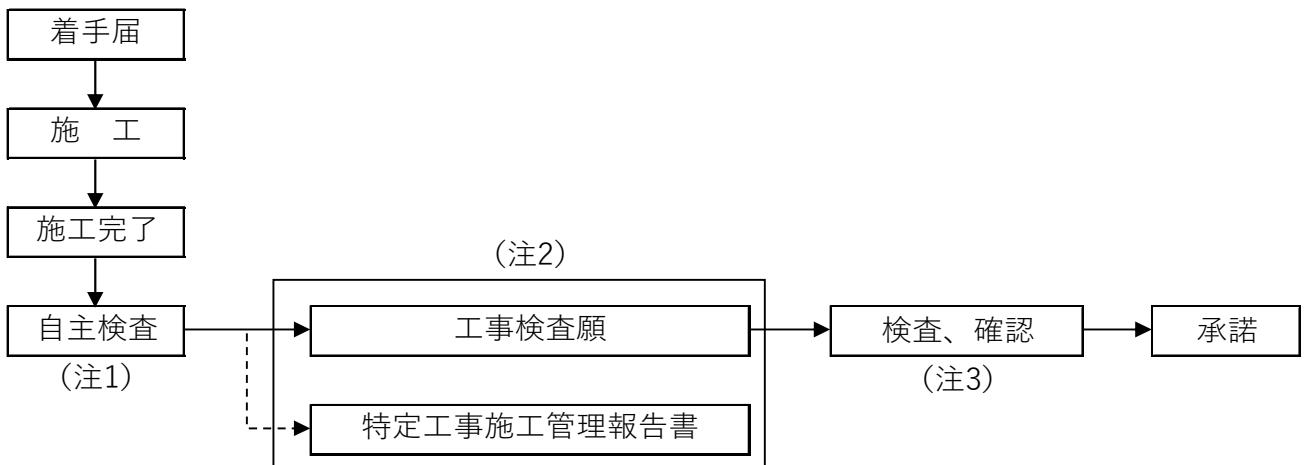
- ・防火区画を貫通する配管等の周囲の穴埋め工事
- ・その他それらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

ウ 機械設備工事

- ・燃料用ガス設備工事
- ・防災用ガス設備工事
- ・防火区画を貫通する配管、風道等の周囲の穴埋め工事
- ・その他これらに類する工事で、監督職員が指定する工事または施工部分

## 工事施工検査・確認の手続き（フロー）

特定工事



（注1） 施工部分の工事が完了したとき、受注者は直ちに自主検査を行う。

（注2） 自主検査の結果を特定工事施工報告書にまとめ、監督職員あてに工事検査願と同時に提出する。

（注3） 検査、確認により、指摘があった場合、指摘部分の改善完了の報告があるまで次工程の着手を承諾しない。

## (20) 安全確保及び環境保全

安全確保及び環境保全については、次によること。

① 工事現場の安全確保及び環境保全については、常に徹底した注意を心掛けるよう指導を行い、定期的にその実施状況を報告させること。

特に作業が公園利用者及び管理業務と複層する場合は、必ず事前に当該施設管理者と打合せを行い、承諾を受けてから着手するよう指導すること。

② 万一事故等が発生した場合は、直ちに「緊急時連絡体制表」により通報させるとともに「事故発生報告書（様式3.13(1)）」、「事故発生報告書〔受注者用〕（1/3）（様式3.13(2)）」、「事故発生報告書〔受注者用〕（2/3）（様式3.13(3)）」及び「事故発生報告書〔受注者用〕（3/3）（様式3.13(4)）」により状況を報告させること。

ただし、事故が極めて軽微である場合は監督職員の指示によること。

## (21) 書類の提出基準

## ① 建築工事、展示・内装工事

## ア 主要（資材・機材）発注先通知書、工事材料搬入報告書、材料検査確認書の提出基準

工事区分	材料名	最少数値	提出基準		摘要
			A	B	
土工事	購入土	30m <sup>3</sup>	○	○	
基礎工事	杭		○	○	
コンクリート工事	生コンクリート	10m <sup>3</sup>	○	○	
鉄筋工事	鉄筋、溶接金網	1t	○	○	
鉄骨工事	鋼材、高力ボルト	1t			
	耐火被覆材	50m <sup>2</sup>	○	○	
ブロック ALCパネル工事	主要構造部に用いるコンクリートブロック、れんが、ALCパネル、PCコンクリート製品	30m <sup>2</sup>	○	○	
防水工事	防水工事	30m <sup>2</sup>	○	○	
石工事	石材、擬石材	10m <sup>2</sup>		○	
タイル工事	タイル	10m <sup>2</sup>		○	
木工事	構造材、造作材	1m <sup>3</sup>	○	○	
屋根工事	屋根葺材	30m <sup>2</sup>		○	
金属工事	軽量鉄骨下地材、金属成形材	30m <sup>2</sup>		○	
左官工事	セメント、プラスター、吹付け材料	30m <sup>2</sup>	○	○	
建具工事	木製建具、金属製建具	20m <sup>2</sup>		○	
ガラス工事	特殊ガラス	20m <sup>2</sup>		○	
塗装工事	塗料	30m <sup>2</sup>	○	○	
内装工事	ボード類、断熱材、化粧材	30m <sup>2</sup>	○	○	
雑工事	家具類、展示物類、ブラインド等		○	○	

（備考）1. 提出基準 A 欄 延面積の合計が 10m<sup>2</sup>以上 300m<sup>2</sup>未満の新築、増築工事及び延面積の合計が 10m<sup>2</sup>以上 500m<sup>2</sup>未満の改修工事の場合。

又は、建築一式工事で請負金額が 3,000 万円未満の工事及び前記以外の工事で請負金額が 2,000 万円未満の工事。

B 欄 上記以上の工事の場合。

- 延面積が 10m<sup>2</sup>未満の新築、増築、改修工事については、提出を要しないこととする。
- 各材料の施工面積が最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているものについては、数値にかかわらず提出させること。
- その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## イ 品質証明書の提出基準

工事区分	材料名	最少数値	提出基準		摘要
			A	B	
基礎工事	杭		○	○	
鉄筋工事	鉄筋、溶接金網	1 t	○	○	
鉄骨工事	鋼材、高力ボルト	1 t	○	○	
	耐火被覆材	50 m <sup>2</sup>			
ブロック ALCパネル工事	主要構造部に用いるコンクリートブロック、れんが、ALCパネル、PCコンクリート製品	30 m <sup>2</sup>	○	○	
防水工事	防水工事	30 m <sup>2</sup>	○	○	
タイル工事	タイル	10 m <sup>2</sup>	○	○	
木工事	構造材、造作材	1 m <sup>3</sup>	○	○	
屋根工事	屋根葺材	30 m <sup>2</sup>		○	
金属工事	軽量鉄骨下地材、金属成形材	30 m <sup>2</sup>		○	
左官工事	吹付け材料	30 m <sup>2</sup>	○	○	
建具工事	金属製建具	20 m <sup>2</sup>		○	
ガラス工事	特殊ガラス	20 m <sup>2</sup>		○	
塗装工事	塗料	30 m <sup>2</sup>	○	○	
内装工事	ボード類、断熱材、化粧材	30 m <sup>2</sup>	○	○	

(備考) 1. 提出基準 A 欄 延面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以上 300 m<sup>2</sup>未満の新築、増築工事及び延面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の改修工事の場合。

又は、建築一式工事で請負金額が 3,000 万円未満の工事及び前記以外の工事で請負金額が 2,000 万円未満の工事。

B 欄 上記以上の工事の場合。

2. 延面積が 10 m<sup>2</sup>未満の新築、増築、改修工事については、提出を要しないこととする。
3. 各材料の施工面積が最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。  
ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているものについては、数値にかかわらず提出させること。
4. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## ウ 工事施工計画書の提出基準

工事区分	提出基準
1. 仮設工事	a. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事 b. 地下工事を含む新築、増築工事
2. 土工事	a. 地下工事 b. 根切りの深さが2m以上の工事、山止めを必要とする工事で山止め面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事 c. 根切り面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の工事
3. 基礎工事	a. 既製杭打工事 b. 場所打杭工事 c. 特殊仕様杭打工事、特殊地業工事
4. 鉄筋及びコンクリート工事	a. 主要構造部に要するコンクリート量が20m <sup>3</sup> 以上の工事 b. 主要構造部に要する鉄筋量が5t以上の工事
5. 鉄骨工事	a. 主要構造部に要する鉄骨量が5t以上の工事
6. コンクリートブロック工事	a. 補強コンクリートブロック造工事 b. 構造壁以外のブロック等で面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事 (A L C版、P C版等を含む)
7. 防水工事	a. 施工面積が30m <sup>2</sup> 以上の工事(ひとつの材料面積)
8. 石工事	a. 張り石及び敷石等面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事(ひとつの材料面積)
9. タイル工事	a. 張り面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の工事
10. 木工事	a. 木造建物 b. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事 (木材の使用量1m <sup>3</sup> 以下の場合を除く) c. a及びb以外の工事で、木材の使用量が3m <sup>3</sup> 以上の場合
11. 屋根及び樋工事	a. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事
12. 金属工事	a. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事
13. 左官工事	a. 塗面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上の工事
14. 建具工事	a. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事 b. 建具面積の合計が100m <sup>2</sup> 以上の工事(ただし、木製、金属製別)
15. 塗装工事	a. 塗装面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の工事
16. 内装工事	a. 延面積が300m <sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が500m <sup>2</sup> 以上の改修工事
17. 雑工事	a. 監督職員の指示による。
18. 解体工事	a. 延面積が10m <sup>2</sup> 以上の工事

(備考) その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## エ 施工図、製作図等承諾願の提出一覧表

図面名	工事区分	提出を要する施工図等
計画図	仮設工事	総合仮設計画図、仮設建物計画図
	土工事	掘削計画図、止め計画図
	基礎工事	杭打計画図
	コンクリート工事	コンクリート打設計画図
		コンクリート型枠計画図
	鉄骨工事	鉄骨建方計画図
施工図	鉄筋コンクリート工事	コンクリート寸法図、鉄筋工作図、型枠工作図
	鉄骨工事	軸組図、梁伏図、柱・梁詳細図、アンカーブラン
	ブロック、ALCパネル工事	割付け図、PCコンクリート原寸図、ALCパネル原寸図
		PCコンクリート取付け詳細図、ALCパネル取付け詳細図
	防水工事	割付け図
	石工	割付け図
	タイル工事	目地割り図、納まり詳細図、役物リスト
	木工事	造作図、間仕切り軸組詳細図、継手・仕口詳細図
		床・天井下地組図
	屋根工事	納まり詳細図
	金属工事	製作金物工作図、天井・壁下地軽量鉄骨詳細図
		天井・壁金属板張り詳細図
	左官工事	特殊部分納まり詳細図、目地割り図
	金属製建具工事	配置図、詳細図
	木製建具工事	配置図、詳細図
	内装工事	壁・天井その他造作詳細図、ボード類割付け図
		壁・天井その他総合図（設備との合わせ図）
	雑工事	各種家具類詳細図、展示物詳細図

- (備考) 1. 上記のうち、内容が単純なものについての提出の要否は、監督職員の指示によること。
2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## オ 工事施工管理報告書、工事検査願の提出基準

N O. 1

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
仮設工事	地縄張り検査	○	△		○		
	ベンチマーク検査	○	△		○		
	足場等の安全性の確認	○	○				
土工事	埋設物の確認	○	○				
	根切り底の検査	○	△		○		
	埋戻し・盛土の確認	○	○				
	整地状況の確認	○	○				
	載荷試験立会	△	△	○	○		
基礎工事	杭芯検査	△	△	○	○		
	試験杭打ち立会	△	△	○	○		
	本杭打ち立会	○	△		○		
	継手確認	○	△		○		
	支持力の確認	○	△		○		
	載荷試験立会	△	△	○	○		
	杭頭処理確認		○				
	杭芯ずれ確認	○	△		○		
	割り石・砂利地業確認	○	○				
	捨てコンクリート地業・墨出し検査	○	△		○		
鉄筋工事	材料試験立会		○				
	各構造部配筋検査	△	△	○	○		
	ガス圧接状況確認	○	○				
	ガス圧接外観検査	△	△	○	○		
	ガス圧接引張り試験立会		○				
コンクリート工事	基準墨出し検査	○	△		○		
	型枠検査	○	△		○		
	コンクリート試験練り立会	○	△		○		
	試験練りコンクリート圧縮強度試験立会	○	△		○		
	コンクリート打込み立会	○	△		○		
	スランプ試験、空気量試験、温度試験立会	○	△		○		
	コンクリート初期養生確認	○	○				
	コンクリート圧縮強度試験立会	○	○				
	コンクリート躯体検査・墨出し検査	○	△		○		

N O. 2

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
鉄骨工事	材料試験立会	○	△		○		
	基準巻尺照合確認	△	△	○	○		
	現寸検査	△	△	○	○		
	高力ボルトルク係数値確認試験		○				
	高力ボルト締付け検査	○	○				
	溶接状況確認		○				
	溶接完了検査	○	△		○		
	アンカーボルト埋込み検査	△	△	○	○		
	建て入れ検査	○	△		○		
	鋸止め検査		○				
既製コンクリート工事	耐火被覆工事検査	△	△	○	○		
	コンクリートブロック積み縦やり方検査	○	△		○		
	コンクリートブロック積み配筋検査	△	△	○	○		
	コンクリートブロック積み施工状況確認		○				
	コンクリートブロック積み配筋状況確認		○				
	コンクリートブロック積み検査	△	△	○	○		
	れんが積み施工状況確認		○				
既製コンクリート工事	れんが積み検査	○	△		○		
	プレキャストコンクリート配筋検査		○				
	プレキャストコンクリート、コンクリート検査		○				
	プレキャストコンクリート製品試験立会	○	○				
	プレキャストコンクリート製品検査	○	△		○		
	プレキャストコンクリート取付け検査	△	△	○	○		
防水工事	A L Cパネル取付け検査	△	△	○	○		
	防水下地検査	△	○	○	○		
	防水層検査	△	△	○	○		
	防水層施工状況確認		○				
石工事	防水層水張り検査	○	△		○		
	石工事施工状況確認		○				
	石工事完了検査	○	○	○	○		

N O. 3

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
タイル工事	タイル下地検査	△	△	○	○		
	タイル施工状況確認		○				
	タイル接着力試験	○	△		○		
	タイル工事完了検査	○	△		○		
木工事	木下地組検査	△	△	○	○		
	木工事施工状況確認		○				
	化粧材取付け検	○	△		○		
屋根工事	屋根工事施工状況確認		○				
	屋根工事完了検査	○	△		○		
	ルーフドレン・樋通水試験	○	○				
金属工事	鋸止め処理確認		○				
	取付け状況確認		○				
	取付け完了検査	○	△		○		
左官工事	下地検査	△	△	○	○		
	調合確認		○				
	施工状況確認		○				
	仕上り検査	○	△		○		
建具工事	特殊建具製作状況確認	○	○				
	現場取付け状況確認		○				
	現場取付け検査	○	△		○		
	補修・鋸止め確認		○				
	建具周囲モルタル詰め検査	○	△		○		
	外部・水場回り漏水検査	○	△		○		
	自閉装置等作動試験	△	△	○	○		
ガラス工事	ガラス取付け確認		○				
	ガラス取付け検査	○	△		○		
塗装工事	下地被塗面の検査	△	△	○	○		
	塗装状況確認		○				
	塗装仕上げ面の検査	○	△		○		
内装工事	下地検査	△	△	○	○		
	施工状況の確認		○				
	仕上り検査	○	△		○		

N O. 4

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
雑工事	施工状況の確認		○				
	取付け完了検査	○	△		○		

(備考) 1. A 欄 延面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以上 300 m<sup>2</sup>未満の新築、増築工事及び延面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の改修工事の場合。

又は、建築一式工事で請負金額が 3,000 万未満の工事及び前記以外の工事で請負金額が 2,000 万円未満の工事。

- B 欄 上記以上の工事の場合。
2. 延面積が 10 m<sup>2</sup>未満の新築、増築、改修工事については、提出を要しないこととする。
  3. 各工事の施工面積（量）がア「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」の最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。
  4. △印は、監督職員が特別な事情で検査、確認を行うことができなかつた場合に提出させることとする。
  5. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

カ 材料試験成績報告書の提出一覧表

工事区分	提出を要する機材試験成績表
基礎（地業）工事	既製杭 製品検査試験成績書（メーカー） 骨材、細骨材等試験成績表 鉄筋引張り試験成績表 製品曲げ試験成績表 場所打ち杭 鉄筋工事及びコンクリート工事に準ずる。
鉄筋工事	ミルシート〔メーカー〕 ガス圧接引張り試験成績表〔公的機関〕 圧接部非破壊検査成績表〔公的機関〕
コンクリート工事	骨材、細骨材アルカリ反応試験成績表〔生コン工場〕 混和剤試験成績表〔メーカー〕 骨材、細骨材、セメント試験成績表〔メーカー〕 試験練り成績表（スランプ、塩分、圧縮強度等）〔公的機関〕 現場採取供試体試験成績表
鉄骨工事	ミルシート〔メーカー〕 製品検査成績表〔メーカー〕 高力ボルト検査成績表〔メーカー〕 溶接部非破壊検査成績表〔公的機関〕
防水工事	製品検査成績表〔メーカー〕
ブロック、ALCパネル工事	ALCパネル品質検査成績表〔メーカー〕
金属製建具工事	製品検査成績表〔メーカー〕
塗装工事	特殊材料試験成績表〔メーカー〕
内装工事	特殊材料試験成績表〔メーカー〕

(備考) 1. ア「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」に従い提出する。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## キ 工事概要書の提出基準

- A. 延面積が 300 m<sup>2</sup>以上の新築、増築工事。
- B. 延面積が 500 m<sup>2</sup>以上の改修工事。
- C. 増築、改修面積の合計延面積が 500 m<sup>2</sup>以上の工事。
- D. 建築一式工事で請負金額が 3,000 万円以上の工事及び前記以外の工事で請負金額が 2,000 万円以上の工事。
- E. その他、監督職員が必要と認める工事。

(備考) 1. 総合発注工事の場合は、一括して提出すること。

2. 上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

## ク 指定工事保証書の提出一覧表

## A. 防水工事保証書

- a 請負書、専門施工業者、材料メーカー 3 者の連名で保証し、2 部提出する。
- b 保証期限を明記する。  
なお、保証開始年月日は、「工事引渡し書」の日付けと同日とする。
- c 工事（保証）範囲を明記する。
- d 施工箇所が明確に解るよう、図面を添付する。（配置図、屋根伏図等に朱塗りする。）

## B. その他、工法、機器等で保証機関の明示のあるものについては、保証期間及び条件等明記したものを提出させる。

## ② 電気設備工事

## ア 主要（資材・機材）発注先通知書の提出基準

工事区分	機材名
構内外線設備工事	トランス、PAS
受変電設備工事	受配電盤、トランス、コンデンサ、CVCF、遮断器、PAS
主幹配線設備工事	ワイヤリングダクト、ケーブルラック
動力配線設備工事	分電盤、制御盤
避雷設備工事	突針、中継端子箱
外灯設備工事	照明機器、ポール、開閉器盤
電灯コンセント設備工事	照明機器
電話設備工事	電話器、端子盤
時計・拡声設備工事	時計、端子盤、アンプ、レピータ、スピーカ
インターホン設備工事	親機、子機、端子盤、スピーカ
テレビ共同受信設備工事	ブースタ、整合器、機器収納盤、アンテナ、ポール
呼出設備工事	親機、マイク、端子盤、スピーカ
防災設備工事	受信盤、感知器、端子盤
自家発電設備工事	発電機盤、起動盤、発電機、原動機、各槽
太陽光発電設備工事	太陽電池アレイ、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、系統連系保護装置、蓄電池制御装置、接続箱
風力発電設備工事	風車発電装置、監視制御装置、パワーコンディショナ、計測保護装置、蓄電池制御装置
中央監視設備工事	監視盤、端子盤
共通工事	各種電線管及び付属品、各種電線及びケーブル、配線機器類

（備考） 1. 上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## イ 工事施工計画書の提出基準

工事区分	工事内容	提出基準
1. 配管、配線工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築、機械設備工事との施工区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 梁貫通孔、壁型枠孔及びその補強</li> <li>2) マンホール、ハンドホール、盤類の基礎等</li> <li>3) 自動制御用配線</li> </ul> </li> <li>・電話会社との施工区分</li> <li>・機材搬入方法</li> <li>・作業場所 (位置、面積、足場)</li> <li>・作業工具と工法</li> <li>・施工に必要な資格者 (溶接工、消防設備士等)</li> <li>・機材の保管場所</li> <li>・防火区画、耐震壁等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が300m<sup>2</sup>以上の新築、増築工事及び延面積が500m<sup>2</sup>以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が2,000万以上の場合</li> <li>c. 園地、野営場等において全停電を伴う工事の場合</li> </ul>
2. 機器据付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築、機械設備工事との施工区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) コンクリート基礎</li> <li>2) 制御機器及び配線</li> <li>3) 試験運転調整</li> </ul> </li> <li>・機器の搬入方法 (道路、閉口部、養生、揚重機器等)</li> <li>・機器の据付方法 (アンカー、据付精度、耐震計算書等)</li> <li>・機器据付後の養生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が300m<sup>2</sup>以上の新築、増築工事及び延面積が500m<sup>2</sup>以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が2,000万以上の場合</li> <li>c. 園地、野営場等において全停電を伴う工事の場合</li> <li>d. 変電設備工事で新設変圧器300KVA以上の場合</li> <li>e. 自家発電設備工事、太陽光発電設備工事、風力発電設備工事の場合</li> <li>f. 通信設備工事で、改修前と仕様が変わる場合</li> </ul>
3. 専門工事	受変電設備で工事区分1～2の工事内容	a. すべて提出のこと

(備考) その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## ウ 施工図、製作図等承諾願及び工事材料搬入報告書の提出基準

工事区分	機材名
構内外線設備工事	トランス、遮断器、PAS
受変電設備工事	受配電盤、トランス、コンデンサ、CVCF、遮断器、PAS
主幹配線設備工事	ワイヤリングダクト、ケーブルラック
動力配線設備工事	分電盤、制御盤
避雷設備工事	突針、中継端子箱
外灯設備工事	照明機器、ポール、開閉器盤
電灯コンセント設備工事	照明機器
電話設備工事	電話器、端子盤
時計・拡声設備工事	時計、端子盤、アンプ、レピータ、スピーカ
インターホン設備工事	親機、子機、端子盤、スピーカ
テレビ共同受信設備工事	ブースタ、整合器、機器収納盤、アンテナ、ポール
呼出設備工事	親機、マイク、端子盤、スピーカ
防災設備工事	受信盤、感知器、端子盤
自家発電設備工事	発電機盤、起動盤、発電機、原動機、各槽
太陽光発電設備工事	太陽電池アレイ、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、系統連系保護装置、蓄電池制御盤
風力発電設備工事	風車発電装置、監視制御装置、パワーコンディショナ、計測保護装置、蓄電池制御装置
中央監視設備工事	監視盤、端子盤

(備考) 1. 上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## エ 工事施工管理報告書、工事検査願の提出基準

N O. 1

工事区分	工事内容	最少数値	提出基準	
			管理報告	検査願
共通工事	1. ケーブル相互の接続及び端末処理	2ヶ所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2. 同上接続部絶縁処理	2ヶ所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3. 配管の布設	延長 50m	<input type="radio"/>	
	4. 総合調整、各種試験		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5. 塗装	30m <sup>2</sup>	<input type="radio"/>	
	6. 外壁区画貫通部の防水処理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電灯、動力、弱電設備	1. 照明機器またはプルボックスなどの取付け	20ヶ所	<input type="radio"/>	
	2. 壁埋込盤類キャビネットボックスの取付け	2ヶ所	<input type="radio"/>	
	3. 主要機器及び盤類の設置など		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
避雷設備	1. 突針の取付け		<input type="radio"/>	
	2. 導線の建築物への接続		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
受変電設備 中央監視設備	1. 基礎の地業、配筋、コンクリート打込み状況	20m <sup>2</sup>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2. 基礎ボルトの位置及び取付け	10ヶ所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3. 電気室埋込み配線の布設		<input type="radio"/>	
	4. 配電盤類の設置		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5. 電線の布設		<input type="radio"/>	
	6. 外壁貫通部の防水処理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	7. 電線の機器への接続		<input type="radio"/>	
	8. 枠組などの塗装		<input type="radio"/>	
自家発電設備	1. 基礎の地業及び配筋、コンクリート打込み状況	5KVA	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2. 基礎ボルトの位置及び取付け	5KVA	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3. 埋設配管の布設	5KVA	<input type="radio"/>	
	4. 地中埋設管の布設	5KVA	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5. 機械類の設置		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	6. 外壁貫通部の防水処理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	7. 電線の機器への接続		<input type="radio"/>	
構内配線設備	1. 盤類キャビネットの取付け		<input type="radio"/>	
	2. 主要機器の設置		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3. 地中電線の経路及び布設		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	4. マンホール、ハンドホール等の設置		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

N O. 2

工事区分	工事内容	最少数値	提出基準	
			管理報告	検査願
太陽光発電設備 風力発電設備	1. 基礎の地業及び配筋、コンクリート打込み状況		○	○
	2. 基礎ボルトの位置及び取付け		○	○
	3. 埋設配管の布設		○	
	4. 地中埋設管の布設		○	○
	5. 機械類の設置		○	○
	6. 外壁貫通部の防水処理		○	○
	7. 電線の機器への接続		○	

(備考) 1. 最少数値未満の工事については、提出を要しないこととする。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## 才 材料試験成績報告書の提出一覧表

N o. 1

工事区分	試験区分	試験項目
電力設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具標準試験 (J I Sマーク表示品、(財)日本建築センターの防災性能評定マーク及び誘導灯認定委員会の認定表のあるものはそれによる)</li> <li>・分電盤、開閉器箱、制御盤標準試験 (J I Sマーク表示品はそれによる)</li> <li>・遮断機、電磁開閉器、電磁接触器、保護継電器、制御継電器標準試験 (J I Sマーク表示品はそれによる)</li> <li>・バスダクト及び付属品標準試験</li> <li>・ケーブルラック試験</li> <li>・マンホール及びハンドホールの鉄蓋の標準試験</li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁抵抗及び絶縁体力試験、接地抵抗試験、非常用照明装置照度測定試験</li> <li>・照明器具点灯試験、コンセント極性試験、分電盤試験 (外観、構造、シーケンス試験)</li> <li>・制御盤現地試験 (外観、構造、シーケンス、動作特性)</li> </ul>
受変電設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具単体の標準試験 (J I Sマーク表示品はそれによる)</li> <li>配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、計器用変成器、指示計器、最大需要電流計、積算計器、高調波計、記録電気計器、保護継電器、制御継電器、デマンド監視装置、交流遮断器、自動力率制御装置、変圧器、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル、断路器、限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧電磁接触器、避雷器、高圧カットアウト、キュービクル式配電盤及び高圧閉鎖配電盤の標準試験</li> <li>絶縁抵抗試験、耐電圧試験、継電器試験、配電盤温度試験</li> <li>・直流電源装置の標準試験</li> <li>・バスダクト及び付属品の標準試験</li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工の標準試験 (構造試験、性能試験)</li> <li>・変圧器ごとの低圧回路漏れ測定試験</li> </ul>

No. 2

工事区分	試験区分	試験項目
自家発電設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機の試験（製造者の社内規格による試験）</li> <li>　　ディーゼルエンジン駆動陸用同期発電機性能試験</li> <li>　　ガスタービン駆動同期発電機性能試験</li> <li>　　絶縁抵抗試験、耐電圧試験、総合電圧変動特性試験、（設計図書に指示する場合）</li> <li>　　最大電圧降下特性試験（設計図書に指示する場合）</li> <li>　　過電流耐力試験（形式試験としてもよい）　過速度耐力試験</li> <li>　　波形くるい率試験（形式試験としてもよい）</li> <li>　　温度試験（形式試験としてもよい）　効率算定試験（形式試験としてもよい）</li> <li>・原動機の試験（製造所の社内規格による試験）</li> <li>　　発電機と組合わせた状態での性能試験、過速度試験、調速機試験、保安装置試験</li> <li>　　始動停止試験、速度特性試験、燃料消費率試験</li> <li>　　配電盤の試験（受変電設備工事の試験項目による）</li> <li>・補機付属装置試験</li> <li>　　空気圧縮機（製造者の社内規格による試験）　整流装置及び蓄電池試験</li> <li>　　主燃料槽水圧試験、燃料移送ポンプ試験（全圧力、揚油量、軸圧力、水圧試験）</li> <li>　　冷却水ポンプ試験（揚程、揚水量、軸動力、水圧試験）</li> <li>　　冷却塔冷却能力試験（製造者の社内規格による試験でもよい）</li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始動停止試験、充気または充電試験、負荷試験及び燃料消費率試験、振動試験</li> <li>・保安装置試験及び継電器試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験</li> <li>・耐電圧試験、接地抵抗試験、排気背圧測定試験（製造者の社内規格による試験）</li> <li>・圧力試験</li> </ul>
通信設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気時計装置の標準試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験</li> <li>・拡声装置の標準試験、温度上昇測定試験、耐電圧試験</li> <li>・呼出し・出退表示装置の標準試験、温度上昇測定試験、耐電圧試験</li> <li>・インターホン装置の標準試験</li> <li>・テレビ共同受信装置の標準試験</li> </ul>

N o. 3

工事区分	試験区分	試験項目
通信設備工事	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁抵抗試験、接地抵抗試験</li> <li>・電気時計設備の標準試験</li> <li>・拡声装置の標準試験</li> <li>・呼出し・出退表示装置の標準試験</li> <li>・インターホン設備の動作試験</li> <li>・テレビ共同受信設備機能試験</li> <li>・非常放送設備、火災報知設備、非常警報設備、ガス漏れ警報設備試験等（消防用設備等試験結果報告書の試験基準による）</li> <li>・自動閉鎖設備機能試験</li> </ul>
構内交換設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換機、中継台、ボタン電話主装置試験（製造者の社内規格による試験）</li> <li>・電源装置試験（製造者の社内規格による試験）</li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工の標準試験（構造試験、機能試験）</li> </ul>
中央監視制御設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具単体の試験（JISマーク表示品はそれによる）</li> <li>・警報盤及び表示操作盤の標準試験</li> <li>・監視制御装置の標準試験</li> <li>・交流無停電電源装置の標準試験</li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁抵抗試験</li> <li>・施工の標準試験（機能試験）</li> </ul>
太陽光発電設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具単体の標準試験（JISマーク表示品はそれによる）           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 太陽電池モジュール 電気出力特性、絶縁性能 JIS C 8918 及び JIS C 8939</li> <li>2) 接続箱 絶縁抵抗、耐電圧 JIS C 8980</li> </ul> </li> <li>・パワーコンディショナー及び系統連係保護装置           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 緊急停止試験 効率損失 JIS C 8961 出力力率（連係運転時） 交流出力電流歪（連係運転時）（自立運転時） 保護装置特性（系統連係技術要件ガイドライン及び製造者の社内規格による試験）</li> </ul> </li> </ul>
	施工試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験、緊急停止試験、出力力率試験、保護装置特性試験</li> </ul>

N o. 4

工事区分	試験区分	試験項目
風力発電設備工事	機材試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>器具単体の標準試験 (JISマーク表示品はそれによる)</li> <li>ブレード、軸、支持材等は建築基準法に計算方法による計算で、構造耐力上の安全を確認する</li> <li>外観検査、絶縁抵抗測定、絶縁耐力測定、保護装置試験、遮断器・開閉器関係試験、監視・制御装置及び保安警報装置試験</li> </ul>
	施工試験	構造試験（製造者の社内規格による試験）、絶縁抵抗試験、総合動作試験（製造者の社内規格による試験）、接地抵抗試験

(備考) その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

#### 力 工事概要書の提出基準

- A. 受変電設備工事等で工事金額が 2,000 万円以上の工事。
- B. 自家発電装置、太陽光発電設備工事、風力発電設備工事等の機器設置（更新）工事で、機器本体の金額が 1,000 万円以上の工事。
- C. 照明器具、配線等の更新（改修）工事で、更新（改修）部分の延面積が 500 m<sup>2</sup>以上の工事。  
外部工事にあっては、工事金額が 2,000 万円以上の工事。
- D. その他、監督職員が必要と認める工事。

(備考) 1. 総合発注工事の場合は、上記にかかわらず建築工事に倣い、一括して提出すること。

2. 上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

## ③ 機械設備工事

## ア 主要（資材・機材）発注先通知書の提出基準

工事名	機材名
弁類	各種弁類
ポンプ類	渦巻ポンプ、水中モータポンプ、電動真空給水ポンプ
槽類	鋼板製水槽、F R P 製水槽、圧力水槽、貯湯槽、膨張水槽、還水槽、熱交換器、ヘッダー
電気材料	盤類、電動機
衛生工事材料	定水位調整弁、鋼製簡易ボイラ、ガス湯沸器、消火機器、衛生陶器、水処理装置
空調工事	材料 ボイラ、冷凍機、冷温水発生器、冷却塔、送風機、空気調和機、ファンコイルユニット、空気清浄装置、全熱交換器、ファンコンベクター、防火・防煙ダンパ、ヒストダンパ、排煙口、自動制御機器類
合併浄化槽	槽、機器
昇降機	エレベータ、ダムウェータ、エスカレータ
共通工事	各種配管材、各種継手及び収縮継手類

（備考） 1. 上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## イ 工事施工計画書の提出基準

N o. 1

工事区分	工事内容	提出基準
1. 配管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築、電気設備工事との施工区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 梁貫通孔、壁型枠孔及びその補強</li> <li>2) 自動制御用電気配管、配線</li> </ul> </li> <li>・機器搬入方法</li> <li>・作業場所（位置、面積、足場）</li> <li>・作業工具と工法           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 管の接続方法</li> <li>2) 管の防錆方法</li> <li>3) 管の支持方法</li> </ul> </li> <li>・施工に必要な資格者（溶接工、消防設備士等）</li> <li>・配管材料の保管場所</li> <li>・防火区画、耐震壁等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が 300 m<sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が 500 m<sup>2</sup> 以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が 2,000 万以上の場合</li> </ul>
2. 風道工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築、電気設備工事との施工区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 梁貫通、壁開口及びその補強</li> <li>2) 天井吹出し口用枠及び点検口</li> <li>3) 外気ガラス</li> <li>4) 防火区画、耐震壁等</li> </ul> </li> <li>・機材の搬入方法</li> <li>・工法（要領）           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 風道の接続方法</li> <li>2) 風道の支持方法</li> </ul> </li> <li>・作業場所（位置、面積、足場）</li> <li>・材料の保管場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が 300 m<sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が 500 m<sup>2</sup> 以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が 2,000 万以上の場合</li> </ul>
3. 機器の据付工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築、電気設備工事との施工区分           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) コンクリート基礎</li> <li>2) インターロック及び電源</li> <li>3) 試運転調整</li> </ul> </li> <li>・機器の搬入方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>（通路、開口部、養生、揚重機器等）</li> </ul> </li> <li>・機器の据付け方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>（アンカー、耐震計算書、据付精度等）</li> </ul> </li> <li>・機器据付け後の養生</li> <li>・機器据付けに必要な資格者           <ul style="list-style-type: none"> <li>（ボイラ据付け工事作業主任者等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が 300 m<sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が 500 m<sup>2</sup> 以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が 2,000 万以上の場合</li> <li>c. 機械室内のすべて</li> </ul>

N o. 2

工事区分	工事内容	提出基準
4. 保温塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保温の施工方法（種別ごと）</li> <li>・継ぎ目の処理方法</li> <li>・外装材の防水処理方法</li> <li>・貫通部の処理方法</li> <li>・塗装方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 建築工事の延面積が 300 m<sup>2</sup> 以上の新築、増築工事及び延面積が 500 m<sup>2</sup> 以上の改修工事の場合</li> <li>b. 請負金額又は下請金額が 2,000 万以上の場合</li> </ul>
5. 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験方法</li> </ul>	a. すべて提出のこと
6. 専門工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房設備は、工事区分 1～5 の工事内容</li> <li>・昇降機設備は、工事区分 3, 5 の工事内容</li> </ul>	a. すべて提出のこと

(備考) その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

#### ウ 施工図、製作図等承諾願及び工事材料搬入報告書の提出基準

機材区分	機材名
ポンプ類	渦巻ポンプ、水中モータポンプ、電動真空給水ポンプ、油ポンプ
槽類	鋼板製水槽、FRP 製水槽、圧力水槽、貯湯槽、膨張水槽、還水槽、熱交換器、ヘッダー
電気材料	盤類、電動機
衛生工事材料	定水位調整弁、鋼製簡易ボイラ、ガス湯沸器、消火機器、衛生陶器、水処理装置
空調工事材料	ボイラ、冷凍機、冷温水発生器、冷却塔、送風機、空気調和機、ファンコイルユニット、空気清浄装置、全熱交換器、ファンコンベクター、防火・防煙ダンパ、ヒストダンパ、排煙口、自動制御機器類
合併浄化槽	槽、機器
昇降機設備	エレベータ、ダムウェータ、エスカレータ
共通	各種計器類

(備考) 1. 上記の工事区分に該当する機材は、すべて提出すること。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## エ 工事施工管理報告書、工事検査願の提出基準

工事区分	工事内容	最少数値	提出基準	
			管理報告	検査願
共通工事	1. 配管類の接続状況延長	50m	○	
	2. 地中配管の経路及び布設	50m	○	
	3. 配管類の勾配及び支持	50m	○	
	4. ダクト類の接続状況	50m	○	
	5. 保温及び塗装の状況（隠蔽部）	50m	○	
	6. 基礎の地業、配筋、コンクリート打込み状況	20m <sup>2</sup>	○	○
	7. 基礎ボルトの位置及び取付け	10ヶ所	○	
	8. 機器組立、据付け状況		○	
	9. 総合調整、各種試験		○	○
ボイラー及び蒸気直接暖房設備工事	1. 機器組立、煙道等の組立状況		○	○
	2. 地震感知器据付け		○	○
さく井設備工事	1. 掘削の位置、地業等		○	○
	2. ケーシングの接続状況		○	○
	3. スクリーンの沈設位置		○	○
	4. 砂利充填状況		○	○
自動制御設備工事	1. 盤類の据付け状況		○	○
独立鉄筋コンクリート煙突建築工事	1. 突針部及び配管配線、接地極の埋設状況		○	○
	2. 建築工事の提出基準による		○	○
昇降機設備及び電動ダムウェータ設備工事	1. 主要機器及び盤類等の設置		○	○
	2. ピット内の防水処理		○	○

(備考) 1. 最少数値未満の工事については、提出を要しないこととする。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。
3. 鉄筋コンクリート製煙突を建築する工事の提出基準は、建築工事の鉄筋工事、コンクリート工事に準ずる。

## 才 材料試験成績報告書の提出一覧表

## 【機材試験】

No. 1

機材区分	機材項目	試験項目
弁類	減圧弁	水圧及び作動
	安全弁	水圧及び作動
	温度調節弁	水圧及び作動
	電磁弁	水圧及び作動
	電動弁	水圧及び作動
ポンプ類	渦巻ポンプ	揚程、揚水量、軸動力及び水圧試験
	水中モータポンプ	揚程、揚水量、軸動力及び水圧試験
	電動真空給水ポンプ	給水圧力、揚水量、空気量、真空度及び電流値
	油ポンプ	全圧力、揚油量及び電流値
槽類	鋼板製水槽	満水及び内部防錆被膜
	F R P 製水槽	満水
	圧力水槽	水圧及び内部防錆被膜
	貯湯槽	圧及び内部防錆被膜 (エポキシ樹脂コーティングを施した槽のみ)
	貯油槽	地下式 水圧
		その他 満水
	膨張水槽	開放形 満水及び内部防錆被膜
		密閉形 水圧及び内部防錆被膜
	還水槽	満水及び内部防錆被膜
	熱交換器	能力及び水圧
	ヘッダー	水圧
		その他 水圧及び内部防錆被膜
電気材料	盤類	動作、絶縁抵抗及び耐電圧
	電動機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
衛生工事材料	定水位調整弁	水圧及び作動
	銅製簡易ボイラー	熱出力及び水圧
	ガス湯沸器	熱出力及び水圧
	消火機器	水圧または耐圧

## 【機材試験】

N o. 2

機材区分	機材項目	試験項目
空調工事材料	ボイラー	熱出力、水圧及び騒音
	冷温水発生機	熱出力、水圧、冷凍能力、電動機出力、振動、騒音及び気密耐圧
	冷凍機	冷凍能力、電動機出力、振動、騒音、水圧及び気密耐圧
		冷凍能力、水圧、騒音及び気密耐圧
	温風暖房機	熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音
	冷却塔	冷却能力及び騒音
	送風機	風量、全圧、回転数、軸動力及び騒音
	パッケージ形空気調和機	能力、風量、静圧、軸動力、振動及び騒音
	ユニット形空気調和機	能力、風量、静圧、軸動力、振動及び騒音
	ファンコイルユニット	能力、風量、定格消費電力及び騒音
	空気清浄装置	補集率及び初期抵抗
	全熱交換器	全熱交換率、顯熱交換効率
	ファンコンベクター	能力、風量、定格消費電力及び騒音
防火・防煙ダンパ ピストンダンパ	漏気量及び作動	
	排煙口	漏気量及び作動
合併浄化槽	自動制御機器類	耐圧及び作動
	槽	満水
電気工事用機材	機器	水圧及び作動
	盤類	動作、絶縁抵抗及び耐電圧
昇降機設備	電動機	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
		J I S A 4 3 0 2 (昇降機の検査標準) 及び日本エレベータ協会標準試験

## 【施工試験】

N o. 3

工 事 区 分		試 験 項 目
ボイラー及び蒸気直接暖房設備工事		水圧試験、効率試験 蒸気配管 水圧試験 油配管 空気試験 水配管 水圧試験 冷媒配管 窒素ガス、炭酸ガスまたは乾燥空気による気密試験、絶縁試験、作動試験
さく井設備工事		予備用水試験 段階用水試験 連続用水試験 水質試験
給排水、衛生器具及び給湯、消火設備工事		給水管 水圧試験 污水配管 満水試験、煙試験、通水試験 排水ポンプの吐出管 水圧試験 給湯配管 水圧試験 消火設備 「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める告示の制定」に基づく外観試験、性能試験 送水管 水圧試験 ハロゲン化物及び粉末消火配管 空気または窒素ガスによる気密試験
合併浄化槽設備工事		汚水移送管及び消泡管 水圧試験 空気管及び散気管 気密試験
ガス設備工事		気密試験 点火試験
空気調和及び換気設備工事		耐圧及び気密試験 冷凍機その他 「冷凍保安規則」及び「ボイラ及び圧力容器安全規則」の摘要を受ける冷凍機の耐圧及び気密試験は、法規の定めるところによる
自動制御工事		総合調整試験
昇降機設備		施工試験 J I S A 4 3 0 2 (昇降機の検査標準) 及び日本エレベータ協会標準試験

- (備考) 1. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。
2. ボイラー及びさく井工事については、別途法令等による提出（届出）書類があるので注意。

## カ 工事概要書の提出基準

- A. 空調設備工事、冷暖房設備工事等で工事金額が2,000万円以上の工事。
- B. 受水槽等の機器設置（更新）工事で、機器本体の金額が1,000万円以上の工事。
- C. 老朽配管更新等の工事で、更新（改修）部分の延面積が500m<sup>2</sup>以上の工事。外部工事にあっては、工事金額が2,000万円以上の工事。
- D. その他、監督職員が必要と認める工事。

（備考） 1. 総合発注工事の場合は、上記にかかわらず建築工事に倣い、一括して提出すること。

2. 上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

## ④ 土木工事、自然環境共生工事、水環境処理工事、舗装工事

## ア 主要（資材・機材）発注先通知書、工事材料搬入報告書、材料検査確認書の提出基準

工事区分	材料名	最少数値	摘要
土工	購入土 地盤改良材	30m <sup>3</sup> 1t	
基礎工	杭		
コンクリート工	生コンクリート	10m <sup>3</sup>	
鉄筋工	鉄筋、溶接金網	1t	
鉄骨工	鋼材、高力ボルト	1t	
既成コンクリート工	コンクリートブロック、れんが、P Cコンクリート製品 コンクリート縁石、コンクリート排水溝類	30m <sup>2</sup> 30m	
石工	石材、擬石材	10m <sup>2</sup>	
タイル工	タイル	10m <sup>2</sup>	
左官工	セメント	30m <sup>2</sup>	
塗装工	塗料	30m <sup>2</sup>	
施設工	卓ベンチ、標識、車止め 手摺、柵 その他木製品	3箇所 30m 1m <sup>3</sup>	
植栽工	芝、吹付け種子、植生マット	50m <sup>2</sup>	
舗装工	コンクリート舗装材、アスファルト舗装材、特殊舗装材	50m <sup>2</sup>	

（備考） 1. 各材料の施工面積等が最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。

ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているもの及び外來種混入のおそれ等環境配慮上事前確認が必要な植栽、土壤等については、数値にかかわらず提出させること。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## イ 品質証明書の提出基準

工事区分	材料名	最少数値	提出基準		摘要
			A	B	
基礎工	杭		○	○	
鉄筋工	鉄筋、溶接金網	1 t	○	○	
鉄骨工	鋼材、高力ボルト	1 t	○	○	
既成コンクリート工	コンクリートブロック、れんが、PCコンクリート製品	30 m <sup>2</sup>	○	○	
防水工	防水材料	30 m <sup>2</sup>	○	○	
タイル工	タイル	10 m <sup>2</sup>		○	
左官工	吹付け材料	30 m <sup>2</sup>	○	○	
塗装工	塗料	30 m <sup>2</sup>	○	○	

(備考) 1. A 欄 土木一式工事で請負金額が3,000万円未満の工事及び前記以外の工事で請負金額が2,000万円未満の工事。

- B 欄 上記以上の場合。
2. 各材料の施工面積が最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。  
ただし、その機材に性能、規格等が特に指定されているものについては、数値にかかわらず提出させること。
  3. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## ウ 工事施工計画書の提出基準

工事区分	提出基準
1.仮設工	a. 地盤面（水面）より高さ2m以上又は、支点間長さ5m以上の橋梁工事 b. 地盤面（水面）より高さ3m以上の擁壁工事 c. 請負金額又は下請金額が、2,000万円以上の場合
2.土工	a. 根切り深さが2m以上の工事、山止めを必要とする工事で山止め面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事 b. 根切り又は、造成面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の工事 c. 地盤改良面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事
3.基礎工	a. 既成杭工事 b. 場所打杭工事 c. 特殊仕様杭工事
4.鉄筋及びコンクリート工	a. 橋梁等の構造物でコンクリート量が20m <sup>3</sup> 以上の工事 b. 橋梁等の構造物で鉄筋量が5t以上の工事
5.鉄骨工	a. 橋梁等の構造物で鉄骨量が5t以上の工事
6.既成コンクリート工	a. 擁壁等面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事（ひとつの材料面積） b. 排水溝等長さが100m以上の工事（ひとつの材料面積）
7.石工	a. 張り石及び敷石等面積が100m <sup>2</sup> 以上の工事（ひとつの材料面積）
8.タイル工	a. 張り面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の工事
9.左官工	a. 塗り面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上の工事
10.塗装工	a. 塗装面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の工事
11.施設工	a. 監督職員の指示による。
12.植栽工	a. 植栽面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の工事
13.舗装工	a. 舗装面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の工事
14.構造物撤去工	a. 地盤面（水面）より高さ2m以上又は、支点間長さ5m以上の橋梁工事 b. 地盤面（水面）より高さ3m以上の擁壁工事 c. 面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の舗装工事

(備考) その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## エ 施工図、製作図等承諾願の提出一覧表

図面名	工事区分	提出を要する施工図等
計画図	仮設工	総合仮設計画図、仮設建物計画図
	土工	掘削計画図、止め計画図、造成計画図、地盤改良計画図
	基礎工	杭打計画図
	コンクリート工	コンクリート打設計画図
	鉄骨工	架設計画図
	植栽工	植栽配置計画図、植栽リスト
	舗装工	舗装計画図
施工図	鉄筋及びコンクリート工	コンクリート寸法図、鉄筋工作図、型枠工作図
	鉄骨工	梁伏図、各部詳細図、アンカープラン
	既成コンクリート工	割付け図、各部詳細図
	石工	割付け図
	タイル工	目地割付け図、各部詳細図、役物リスト
	左官工	目地割付け図、各部詳細図
	施設工	配置図、各部詳細図、材料リスト

- (備考) 1. 上記のうち、内容が単純なものについての提出の要否は、監督職員の指示によること。
2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

## 才 施工段階管理報告書、段階・立会願の提出基準

N O. 1

工 事 区 分	工 事 内 容	提 出 基 準				摘 要	
		管 理 報 告		検 查 願			
		A	B	A	B		
準 備 工	支障木等着手前現況確認	△	△	○	○		
	支障木等伐採・移植完了確認	△	△	○	○		
仮 設 工	やり方確認	○	△		○		
	ベンチマーク確認	○	△		○		
	足場等の安全性の確認	○	○				
土 工	埋設物の確認	○	○				
	根切り底の確認	○	△		○		
	埋戻し・盛土の確認	△	△	○	○		
	整地状況の確認	○	○				
	表土保存状況確認	△	△	○	○		
	矢板工打込状況確認	△	△	○	○		
	矢板工打込完了確認	△	△	○	○		
基 礎 工	杭芯確認	△	△	○	○		
	試験杭打ち立会	△	△	○	○		
	本杭打ち立会	○	△		○		
	継手確認	○	△		○		
	支持力の確認	○	△		○		
	載荷試験立会	△	△	○	○		
	杭頭処理確認		○				
	杭芯ずれ確認	○	△		○		
	割り石・砂利地業確認	○	○				
鉄 筋 工	材料試験立会		○				
	各構造部配筋確認	△	△	○	○		
コンクリート工	基準墨出し確認	○	△		○		
	型枠確認	○	△		○		
	コンクリート試験練り立会	○	△		○		
	試験練りコンクリート圧縮強度試験立会	○	△		○		
	コンクリート打込み立会	○	△		○		
	スランプ試験、空気量試験、温度試験立会	○	△		○		
	コンクリート初期養生確認	○	○				
	コンクリート圧縮強度試験立会	○	○				
	コンクリート軸体検査・墨出し確認	○	△		○		

N O. 2

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
鉄骨工	材料試験立会	○	△		○		
	基準巻尺照合確認	△	△	○	○		
	高力ボルト締付け確認	○	○				
	溶接状況確認		○				
	溶接完了確認	○	△		○		
	アンカーボルト埋込み確認	△	△	○	○		
	架設状況確認	○	△		○		
	架設完了確認	○	△		○		
	錆止め確認		○				
既製コンクリート工	施工状況確認		○				
	PCコンクリート製品配筋確認		○				
	PCコンクリート製品出来型確認		○				
	PCコンクリート製品取付け確認	△	△	○	○		
石工	施工状況確認		○				
	完了確認	○	△		○		
タイル工	下地確認	△	△	○	○		
	施工状況確認		○				
	接着力試験	○	△		○		
	完了確認	△	△	○	○		
左官工	下地確認	△	△	○	○		
	調合確認		○				
	施工状況確認		○				
	仕上り確認	○	△		○		
塗装工	下地被塗面の確認	△	△	○	○		
	塗装状況確認		○				
	塗装仕上げ面の確認	○	△		○		
施設工	製品確認	△	△	○	○		
	取付け状況の確認		○				
	取付け完了確認	△	△	○	○		

N O. 3

工事区分	工事内容	提出基準				摘要	
		管理報告		検査願			
		A	B	A	B		
植栽工	土壤搬入時の確認	△	△	○	○		
	種子搬入時の確認	△	△	○	○		
	樹木、芝搬入時の確認	△	△	○	○		
	植栽施工状況確認		○				
	植栽完了確認	△	△	○	○		
舗装工	掘削底の確認	○	△		○		
	路床処理の確認	△	△	○	○		
	路盤施工状況の確認	○	△		○		
	表層工施工状況の確認	○	△		○		
	表層工完了の確認	△	△	○	○		

(備考) 1. A 欄 土木一式工事で請負金額が 3, 000 万円未満の工事及び前記以外の工事で請負金額が 2, 000 万円未満の工事。

- B 欄 上記以上の場合。
- 各工事の施工面積（量）がア「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」の最少数値未満の場合は、提出を要しないこととする。
  - △印は、監督職員が特別な事情で段階確認を行うことができなかつた場合に提出させることとする。
  - その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

カ 材料試験成績報告書の提出一覧表

工事区分	提出を要する機材試験成績表
基礎（地業）工	既製杭 製品検査試験成績書（メーカー） 骨材、細骨材等試験成績表 鉄筋引張り試験成績表 製品曲げ試験成績表 場所打ち杭 鉄筋工事及びコンクリート工事に準ずる。
鉄筋工	ミルシート〔メーカー〕
コンクリート工	骨材、細骨材アルカリ反応試験成績表〔生コン工場〕 混和剤試験成績表〔メーカー〕 骨材、細骨材、セメント試験成績表〔メーカー〕 試験練り成績表（スランプ、塩分、圧縮強度等）〔公的機関〕 現場採取供試体試験成績表
鉄骨工	ミルシート〔メーカー〕 製品検査成績表〔メーカー〕 高力ボルト検査成績表〔メーカー〕 溶接部非破壊検査成績表〔公的機関〕
既製コンクリート工	品質検査成績表〔メーカー〕
防水工	製品検査成績表〔メーカー〕
塗装工	特殊材料試験成績表〔メーカー〕

（備考） 1. ア「主要（資材・機材）発注先通知書等の提出基準」に従い提出する。

2. その他、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。

#### キ 工事概要書の提出基準

1. 土木一式工事で請負金額が3,000万円以上の工事及び前記以外の工事で請負金額が2,000万円以上の工事。
2. その他、監督職員が必要と認める工事。

- (備考) 1. 総合発注工事の場合は、一括して提出すること。
2. 上記に該当する工事であっても、単純な工事については、監督職員の指示によること。

#### ク 指定工事保証書の提出一覧表

- A. 防水工事保証書
- a 請負書、専門施工業者、材料メーカー3者の連名で保証し、2部提出する。
  - b 保証期限を明記する。なお、保証開始年月日は、「工事引渡し書」の日付けと同日とする。
  - c 工事(保証)範囲を明記する。
- B. その他、工法、機器等で保証機関の明示のあるものについては、保証期間及び条件等明記したものを作成する。

## 第5編 工事検査業務

### 第1章 工事検査の概要

#### 1 検査の目的

工事検査とは、工事目的物が契約図書に定められた形状および機能を十分に満足しているかを確認するためのものであり、工事の途中または完成時において、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえ等を確認する行為である。

工事検査の大きな目的は、次の3つがある。

- ①工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として受け取り、その代価を支払ってよいことを確認すること。
- ②工事成績を評定することにより、受注者の適正な選定および指導育成に資すること。
- ③検査時の指導を通じて、工事の適性かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資すること。

#### 2 検査の種類

工事検査は、工事目的物が設計図書に定められた出来形・品質・数量を規定値の範囲内で確保されているかを確認するための行為であり、会計法第29条第11項に「給付の完了の確認」として定められている。また、工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

以上2つの大きな柱である工事目的物の受け取り確認と、目的物を建設するための中間技術検査がある。

##### (1) 完成検査

工事完成時に行う検査

##### (2) 既済部分検査

###### ① 完済部分検査

工事完成前に指定部分の完成を確認し代価の一部を支払って受け取るための検査。

###### ② 既済部分検査

工事完成前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う検査。

##### (3) 中間技術検査

工事期間中に、発注者の発議により行う検査で、給付の対象としない。

##### (4) その他（監督職員の確認等）

###### ① 維持修繕等

維持修繕に関する工事で当該工事後直ちに検査しなければ完了確認が困難な事案。

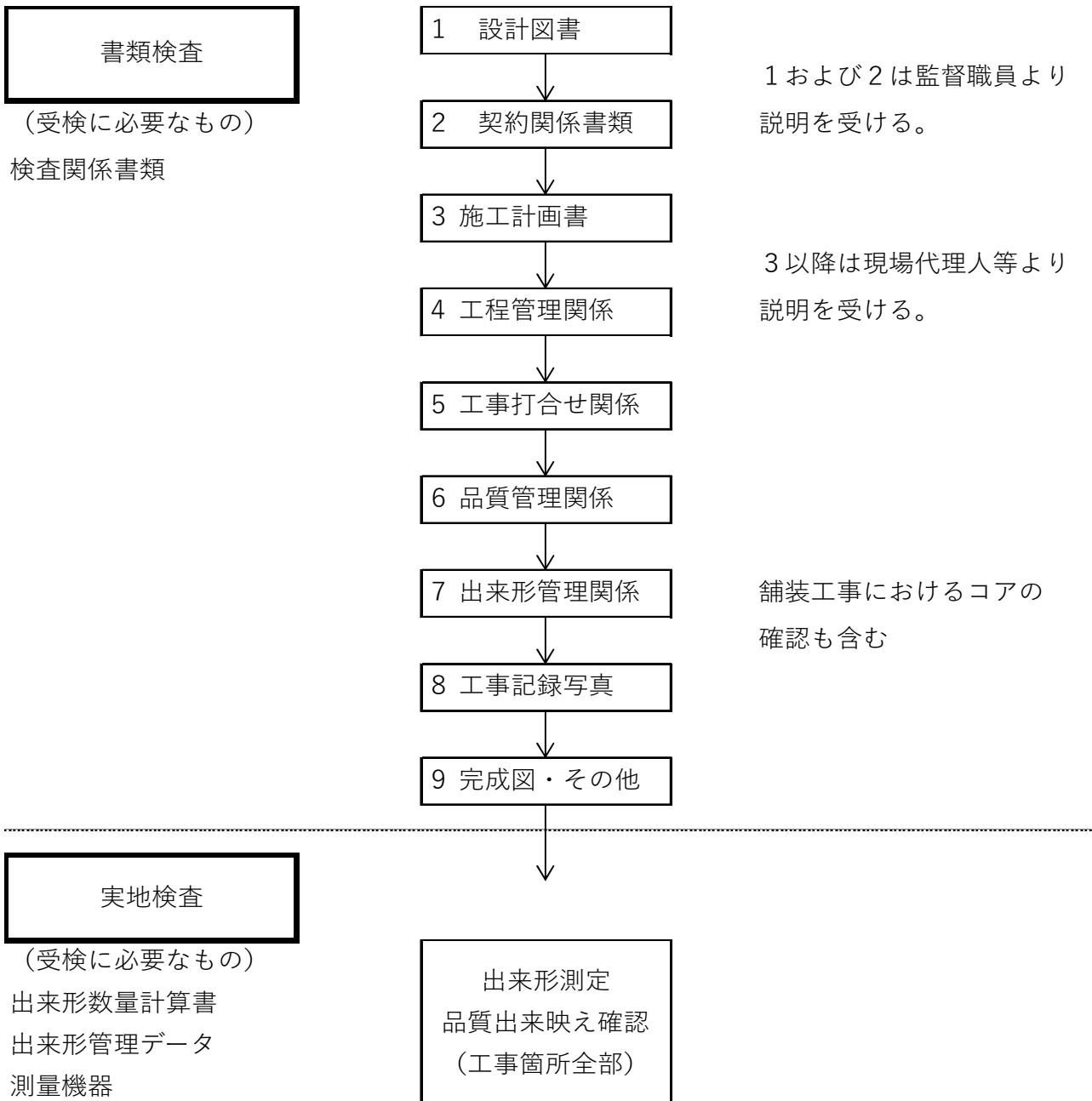
###### ② 部分使用

工事目的物の全部、または一部を受注者の承諾を得て使用する場合で、確認すること。

### 3 検査の方法

#### (1) 検査の順序

検査の順序について標準的な例を下記に示すが、これは工事の種類、検査職員または検査時の状況等により適宜変更して差し支えない。



## (2) 検査関係図書

下記の技術的事項について確認検査を行う。

- ① 工事実施状況
- ② 出来形
- ③ 品質
- ④ 出来ばえ

実務としては、通常、書類検査と実地検査とに分けて行う。

なお、検査に必要な関係図書として、次のようなものが完備されていなければならない。

ア 契約書（施工体制台帳、体系図含む）	ケ 工事履行報告
イ 数量内訳書（変更を含む）、図面	コ 工事記録写真
ウ 仕様書	サ 出来形管理関係及び品質監理関係
エ 請負代金内訳書	シ 完成図
オ 施工計画書（実施工程表）	ス 台帳関係
カ 工事打合せ記録	セ 工事概要書
キ 材料確認願	ソ その他
ク 段階確認書	

## (3) 検査における目のつけどころ

### ① 書類検査

#### ア 契約内容について

設計図書に基づき、工事内容、工事規模、仕様書などについて監督職員より説明を受け工事全般を把握する。また、契約関係図書にも目を通し、提出された検査関係の書類に誤りはないか、各項目についてチェックする。

#### イ 施工計画書（実施工程表）

施工計画は、受注者の考え方を知る重要なものである。現場における各工種の施工方法、順序等写真等と合わせ確認する。実施工程において、工事全体の流れを把握する。

#### ウ 品質管理資料

品質管理表によって必要なデータ・シートの提出を求め、設計図書や管理過程と試験内容について十分に管理されているかどうか、また、特別の処置を要するものについてもその管理がどうであったかをチェックする。さらに、試験数値が所定の規格値を満足しているかどうか、資料の整理は適切かなどを確認する。

#### エ 出来形関係図書

出来形管理データに基づきチェックを行い、場合によっては測定基準に基づいて測定された寸法について、出来形数量と契約数量とを対比して過不足の程度をチェックする。さらに、契約上はその出来形寸法が規格値等を満足しなければならないもので、すでに不可視部分になっているものについては施工の際の検査結果表および写真等により判定する。

## オ 確認を必要とする工事材料

材料確認願、数量確認データ、記録写真等によって確認する。

## カ 工事履行報告と工事打合せ記録

施工中やむを得ず生じた工事内容の変更、これによる設計変更に伴う契約変更の取扱い、また工程の変化と工事打合せ記録の内容等について適切な処置がとられているかどうかを確認する。

## キ 安全管理状況

工期中の事故の有無、安全指導や交通処理など安全施工のためにとられた具体的な手段またはその処理状況を確認する。

## ク 工事記録写真

記録写真が写真管理基準どおり撮影されているか、その内容は設計図書や品質試験および出来形関係図書と適合しているか、また、その整理はどうか、特に不可視部分については適正な施工を確認できる写真であるかどうかを調べる。

## ケ 完成図・その他

特記仕様書等で指示されている完成図、台帳類があればそれらを確認する。

## ② 実地検査

実地検査については、原則として次に示す方法により当該工事の出来形の測定や、品質出来ばえ等の確認をして合否を判定するものとする。

## ア 可視部分の検査

## a 品質検査

品質については目視確認と単純な判断方法（契約の条件等によってまちまちであるが、たとえばある種のコンクリート強度をシュミットハンマーで測定することなど）によって行い、特に必要と判断した場合には、契約書に基づきその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができる。

## b 出来形検査

原則として、書類上確認した出来形寸法が現地と一致しているかどうかを検測することになるが、中間任意の箇所についても検測し、測定カード等に記入しながら規格値によるものについては検測数値の全てが、また、合格判定値によるものについては所定の抜取り箇所の平均値がそれぞれの数値が満足しているかを判定するものとする。

## イ 出来ばえ検査

景観への納まり、自然環境保全上の配慮がなされているか確認する。

## ウ 不可視部分などの検査

検査時に不可視部分または可視部分でも検査職員による測定または確認が困難と判断される部分の出来形や品質については、監督職員の行った段階確認の資料や適正な施工を確認できる記録写真等により行うことを原則とする。

## エ その他

構造物または付属設備などで、可動操作等が出来るものについては実際に操作して検査する。

#### (4) 合否の判定

書類検査および実地検査の結果について、とりあえず現場代理人に口頭で合否および手直しなどを通知する。

合格の場合は口頭で合格を通知し、後日、書面により検査結果（合格通知）を通知する。不合格の場合の処置については、その状況に応じ適正に処理するものとする。

#### (5) 検査のまとめ

工事検査によって工事の完成または既済部分の出来高を認めたときは、検査調書を作成するとともに「成績評定表」および「技術検査復命書」、「検査確認書」を添えて、技術検査の結果を発注者である地方環境事務所長等に復命する。

### 4 検査の留意点

#### (1) 工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約書・仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品および工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書・工事打合せ記録 その他関係書類	工法検討、施工方法および手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表・工事打合せ記録	工程管理状況および進捗内容
4 安全管理	契約図書・工事打合せ記録	安全管理状況、交通処理状況および措置内容、関係法令の遵守状況

検査は実地において行うものであるが、実地において検査が出来ない場合は、出来形管理表、写真、ビデオ等により検査を行うことが必要である。

#### (2) 品質検査

品質検査は主に試験結果を記載した証明書により行うことになる。設計図書との対比は当然のことであるが、日付についてもチェックを行うことが必要である。

検査機器を使って実際に検査を行える場合は現場状況等考慮の上、実施することが必要である。例としてシュミットハンマーによるコンクリート強度の計測等非破壊で試験が行えるので有効である。

## (3) 注意すべき事項

項目	検査職員の着目点	監督職員・受注者の留意点
1 施工管理		
施工計画	<p>施工計画書の施工方法と実施の施工方法が合っているか。</p> <p>施工方法が明確かつ簡潔に示されているか。</p> <p>自然環境への配慮がされているか。</p>	<p>施工計画に変更が生じた場合は変更計画書を作成する。</p> <p>施工計画書は簡潔に誰にでもわかるように作成する。</p> <p>施工方法は、出来るだけフロー図を利用し、フロー図の脇に現場条件、規格値、確認事項等記載する。</p> <p>また、わかりにくい箇所は、図面で標示する。</p> <p>地図、図面を挿入する場合は使用目的を考え、はつきりしたものを使用する。</p> <p>作業ヤードの計画や後片付けに留意する。</p>
工程管理	<p>施工機械の使用は適正か。大型機械により周囲が荒らされていないか。</p> <p>工事内容変更に伴う工程計画変更が明確に記録されているか。</p>	<p>大型機械を導入する際は周辺を荒らさないよう留意して計画する。</p> <p>工程表は工期の検討または他事業との調整等に必要な資料であるので、数量・工種・工期等に変更がある場合は、実態に合わせ工程計画の変更を行う。</p> <p>工程表は検査時はもちろん、監督職員も進捗状況を把握するため適宜提出を求め日々の管理をしておく。</p>
履行報告	実施工工程表と工事履行報告の整合が取れているか。	<p>工程表の形式はバーチャートでもネットワークでも良く、その現場把握に適した使いやすいものを作成する。</p> <p>履行報告は、実施工工程の見直し時で修正する。</p>

項目	検査職員の着目点	監督職員・受注者の留意点
書類管理	打合せ簿等から結論が読み取れるか。  日付等記入漏れがないか。	打合せ簿等にて協議を行った場合、必ず結論を明記する。  例：工法に関する協議における施工の可否
写真管理	黒板、テープの数値が読みとれるか。  写真の撮影目的が明確で、目的に即した情報が適切に読み取れるか。	特に試験資料の日付を見落とさないよう留意する。  黒板は出来るだけ手前に持ってくる。また、テープは読む数値ができるだけ手前に持ってくるようにする（写真に数値等はつきり撮る。）。
完成図	工事の流れがわかるか。  必要な情報が読み取れるか。  完成図が鮮明か。また出来形と一致しているか。	例えば、鉄筋状況の写真で見た場合、どの鉄筋をチェックしているか判断がつかない。  鉄筋に着色または色つき磁石を鉄筋に付けることにより目的物がわかる。また、アルバムに図面を添付すればさらに確認がしやすくなる。  工事写真のアルバム作成の基本は、工種別に1サイクルの写真を整理することが基本である。  ただし、同じ工程内容を繰り返すものは代表的な箇所の1サイクル分を整理する。  また施工フロー図を添付することにより、1サイクルの流れがより明確になる。  写真管理基準の撮影項目、頻度等が施工計画書および実施上不十分な場合が多いため適切に写真撮影を行う。  原図が不鮮明な部分は書き直す。承諾等で形を変えて施工している場合は、実際の出来形図とする。

項目	検査職員の着目点	監督職員・受注者の留意点
2 施工状況 品質管理	<p>品質証明書における補償期限は適切か。施工時期と整合しているか。</p> <p>試験資料採取の状況が明確に記録されているか。</p>	<p>証明書の提出された時は期限内であったが、現場にて使用した時は期限切れであった。 →再提出するよう指導する。</p> <p>品質証明書の試験日を記入する。</p> <p>テストピース採取がどこか、位置等明確でない。 (例) 鋼材からテストピースを採取する位置は鋼材No. 標示部であればミルシートとの確認ができる (テストピースと採取位置の写真を撮る。)。</p>
出来形管理	<p>計測値が合っているか。</p> <p>設計照査が適切に行われているか。</p> <p>すりつけ部に段差がないか。</p>	<p>現地マーキングミスまたはマーキングがしていないため、計測値が合わない。</p> <p>検査時の実施値が設計に合う (規格値の範囲で) ことは当然であるが受注者が事前に計測した値とほぼ同じ数値になるはずである。</p> <p>設計どおりに施工することは基本である。設計時期と施工時期のずれ又は条件が変わった場合、受注者は新たな気持ちで現地を見直し不整合があればすみやかに発注者と協議し変更すべきである。</p> <p>当該工事施工区域は、よくできているが、工区間とのすりつけが不十分なものがある。特に舗装については、水たまりが生じやすいので、発注者と協議し、手直しをすべきである。</p>

## 5 検査職員の資質と心得

### (1) 検査職員に求められる資質

工事検査の目的は、「1 検査の目的」で記載のとおりであり、検査職員は請負工事として実施された公共工事の目的物を国民の代表者として受け取り、公共資金から代価を支払って良いという最終的な確認行為を行う者である。したがって、検査職員には工事目的物が発注者の意図する目的に適合しているかどうかを実地で判断するため、幅広い技術力と豊富な技術経験、的確な判断力を有するなどの検査技術上の資質のみでなく、国民の代表者としての高い倫理観、受注者には対等・厳正・公正な態度や品性のある言動で接するなどの優れた人間的な側面での資質の両面について求められる。

さらに、施工技術、関係法令、各種基準、要領など、工事の施工および施工管理に係わる技術は検査の実施に不可欠であり、検査職員は日頃よりこれら技術力の研鑽に心がけるとともに、新技術の情報および新材料・新工法の施工技術等の取得にも努めなければならない。

一方、受注者とは契約上対等の立場であることから、検査の実施にあたっての受注者との対応には節度ある態度で臨み、厳正・公正を旨とし、高圧的・威圧的な態度に陥らないようにならなければならない。このことから、検査職員は日頃より自己管理に努め、人間的な側面での修養にも心を配ることが大切である。

公共工事の検査業務に携わる検査職員に求められる資質について、以下に列举する。

#### ① 幅広い技術力と豊富な技術経験を有していること

公共工事の計画、調査、設計施工、および管理全般にわたる幅広い技術力を有し、検査に関する法令、基準、要領や工事に関する法令等についても精通していることが求められる。

工事の施工に伴う施工方法、仮設など一切の手段は受注者の責任に任されているが、検査では、安全に配慮した施工がなされたか、工事目的物に悪影響のない施工がされたか、品質に問題のない施工がされたかなど判断しなければならない。このためには、幅の広い技術の知識と豊富な技術経験を合わせ持つことが求められる。

特に近年は、大規模な工事、新工法・新技術による工事、高度の専門的な工事など先端的な技術等を活用した工事も進展してきており、検査職員は日頃から新技術情報の取得など幅広い技術力の研鑽に努め、検査に際して受注者への技術的な指導ができることが望ましい。

#### ② 的確な判断力を有していること

いかに知識や経験を積んでいても、それを実地に生かす判断力が弱くては適切な工事検査は期待できない。

検査職員は受注者から提出された工事施工についての資料、実地における検査や観察結果に基づいて、品質のばらつき状況、構造物の出来形状況、構造物の機能・操作等をその場で判断し、合否の判定をしなければならない。

検査職員は、日頃から物事の本質を見極める力を養うよう努力し、自らの技術力と経験

を総合して的確な判断ができるように努めることが大切である。

③ 高い倫理観を持ち、優れた人格、品性を身につけていること

検査は、公共工事の目的物を受注者から引き渡しを受けるために行うものであり、検査に合格すれば目的物の対価として公共資金が支払われることから、厳正かつ公正に実施する必要があり、検査職員は国民の代行者として高い倫理観を持つことが求められる。

一方、受注者とは対等の立場であり、検査における受注者との良好な人間関係を適切に維持するためには、検査職員個人の人間性も大きく係わってくる。受注者と検査職員というお互いの立場を十分認識し、適切な検査を実施するうえで、礼儀正しさ、言葉の適確さ、感情的にならない、信頼がおけるなど、検査職員個人の人間として優れた人格、品性が求められる。

一人の人間として、優れた人格、品性を身につけることは容易ではないが、検査職員は少しでも自分がそれに近づくよう努力精進を重ねることが大切である。

以上、検査職員に求められる資質を挙げたが、検査職員は、厳正かつ公正に検査を実施するとともに、日頃より自らの技術水準の向上を図るとともに、人間性の向上にも留意してたゆまぬ努力を惜しまないことがなにより大切である。

(2) 検査職員の心得

検査実施に当たって検査職員として心がける事柄や受注者との対応態度など検査職員の心得は、次の事項が大切である。

① 実地および資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う

検査職員として厳守すべき原点である。施工管理資料や実地において疑問が生じた場合には曖昧なまま判断することは避け、受注者に的確な質問を行い納得できる事実を把握したうえで厳正に対処する。ただし、細大漏らさずを期するために本質を逸脱した検査に陥ることのないように注意することが大切である。

② 客観かつ公正な判断と態度で行う

検査は、工事目的物が設計図書に適合したものであるかどうかを確認するものであり、自らの知識・経験から主観にとらわれたり、受注者の対応に感情的になったりすることのないよう、常に客観的かつ公正な判断と態度に心がける。

③ 受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う

検査は受注者が作成した資料や実測に基づき行うが、疑念という先入観を持たず受検者を信頼して誠意を持って行う。ただし、盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識・経験にてらして質すべきは質すという態度が大事である。

④ 受注者とは対等であるとの認識を持って接する

検査をする側と受ける側との立場の違いはあるが、受注者に対して優位にあるかのような態度は厳に慎むべきである。立場や職務の違いはあっても上下の関係はないので、受注者とは対等であるとの認識を持って接することが肝要である。

⑤ 工事の目的・内容を把握し、主眼点をおき資料や現場をよく観察する

公共工事の検査は全数検査ではなく、抜き取り方式を基本としているので、検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切である。ポイントを心得た効率的で的確な検査を行うには日頃からの技術や知識の研鑽の他、場合によっては事前の準備をすることも必要である。

⑥ 質問、指摘、指示等は明確に行う

受注者に対する質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉ではっきりと内容が伝わるように具体的かつ明確に行う。

また、趣旨との相違、要領を得ない回答でもむやみに話の腰を折らず、理解して聞き取るという態度で接し、疑問点などに対してはその場で受検者に伝えて相手に調べる時間を与えるなど納得のいく検査を行うよう心がける。

⑦ 検査職員としての誇りと信念を持つ

検査職員は、国民の代行者として、公共工事の目的物を受け取ることから、予算の執行を行う職員として、法令等の規定に違反することのないよう、予算の適正な執行を図らなければならない。

検査職員は、技術力や経験といった検査技術上の資質はもとより、倫理観・人格など人間的側面での優れた資質も求められるものであり、検査職員としての誇りと信念を持って検査に臨まなければならない。

検査職員は以上の心得を念頭において的確な検査を実施し、検査終了時には受注者に対して合否の判定、検査結果についての講評を明確に行う。

また、検査終了後、受注者の適正な選定および指導育成に資するための工事成績評定を客觀かつ公正に行わなければならない。

## 6 検査における受注者・監督職員の心得

### (1) 受注者の心得

工事の検査は、「4 検査の種類」のとおり種々の検査があるが、検査職員が行う検査は、いずれの場合でも、工事目的物が設計図書に定められた出来形・品質に適合しているかどうかの確認を行う。完成検査の場合には、合格と判定されれば、受注者は発注者に工事目的物を引き渡し、その代価の支払いを受けて工事の請負契約が終了するが、中間で行う検査であっても、請負代金の支払いの有無にかかわらず、受注者にとって重要な節目であることに変わりはない。

受注者は、受検するにあたって検査に必要な出来形・品質などの施工管理資料、施工状況等が判る工事写真および関係資料、現地においては、基準となる測点および基準高さなどを明確にして検査に臨まなければならない。

また、浄化槽工事等品質証明を義務付けられた工事では、受注者は社内検査等に基づき、品質証明員が施工途中で実施した社内検査の結果を整理して、検査時に品質証明として提出しなければならない。

検査の受検に当たっては、当該工事に従事している現場代理人、主任技術者等、品質証明員等が立会うものとし、受検に臨む受注者の心得としては次のようなことが望まれる。

① 謙虚、誠意を持って受検に臨む

受注者は、公共工事の受注者として社会的使命を自覚し、契約書に基づき、自らの責任で工事目的物を施工、完成させたものであり、自信を持って検査に臨むべきである。

受検に際しては、資料等に基づいて契約履行の内容を謙虚な態度で誠意を持って検査職員に説明することが肝要である。また、検査職員との立場の違いを意識するあまり、説明すべきところを控えてしまうといったことのないようにすることも大切である。

② 検査職員の質問に対し的確にきびきびと答える

受注者として当然のことであるが、工事内容、要求される品質、施工状況および結果等について、十分理解、掌握していかなければならない。最近は工事が大型化、複雑化し、さらに技術が専門分化、高度化してきていることもある、検査職員の質問に明確な回答がなされなかつたり、時間を要するような場合もある。

受検に際しては、検査職員の質問に対して的確に回答し、検査職員が容易に理解できるようにすることが大切である。

③ 提出資料の十分な理解と適切で効率の良い整理

工事の施工状況、出来形、品質等を表す資料はそれぞれの資料の目的を十分理解して作成するのは当然のことである。また、単に資料を整えるだけでなく、創意工夫を行って、効率よく施工の内容を証明できるように整理することが重要である。特に不可視部分の資料は重要であり、写真などにより明確に判定できるように留意する。

なお、これらの資料は、それぞれの目的に応じて、施工過程において日常的に的確に作成整理し、それ以降の施工に生かすことが大切である。

④ 現場における検査に必要な機器および足場等の準備

検測に必要な測量器具等はもちろんのこと現場によっては、投光器、命綱、防塵マスクの準備が必要な場合もある。また、交通量の多い現場であれば交通整理人の配置も必要であるなど、工事現場は多種多様であり、円滑な検査ができるよう事前に準備しなければならない。

また、現地には、基準となる測点、基準高などマーキングが適切に残されていることも大切である。

現地の調査は、設計図書および出来形図と現地実測との対比を行うので、現地のマーキングが不確実であったり、欠陥状況では的確な検測ができないため、しっかりした杭を打つことやマーキングを行い、現地での検査時にすぐ確認できるようにしておくことが大切である。

さらに、工事現場は高所および地下など仮設足場が必要な場合があり、安全で確実な足場および機器等を準備し、万全を期さねばならない。

(2) 監督職員の心得

監督とは契約図書に基づく発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認および把握等を行い、契約の適正な履行を確認する業務である。

監督職員は、工事内容を理解することはもちろんのこと、施工状況の確認・把握を行い、さらには円滑な施工の確保を図るため地元対応や関係機関との協議・調整を行うなど多岐にわたる業務を実施し、契約の適正な履行の確保に努めなければならない。

したがって、監督職員は受注者と同様に現場および周辺の状況はもとより工事の施工状況等に精通しているが、受検時には監督職員は発注者側の立場で検査に対応することが肝要であり、次の事項に注意しなければならない。

① 的確で簡潔な総括説明をする

検査に先立ち監督職員は、工事の位置、工事の内容、主要工事の工法など、短時間の中で要点を押さえた的確で簡潔な工事の総括説明を実施する。

② 受検者は、受注者であるとの認識を持つ

監督職員は現場の事情に精通し、工事を完成させるため、努力してきたこともあって、検査職員の受注者に対する質問に対して、心情的に現場の立場で受注者の弁護や助言および不必要的回答等を行う場合があるが、検査はあくまでも受注者が受けるものであるとの認識を持つこと。

③ 検査中の状況把握

検査中は、検査職員の質問趣旨や検査状況と受注者の受検状況をしっかりと把握し、誤解が生じないよう、また、質問に合っていない回答をしていないか等の状況の把握を行う。

## 第2章 工事検査の技術

### 1 検査の分類

検査の実施時間、目的、場所、回数および方法等は、その工事量、工種数、あるいは検査に要する費用、時間または検査を実施しなかったために起きる判断の誤りによる損害などを考慮して定めなければならない。

また、検査は、実施段階、実施場所、実施方法などによって、分類することができる。

表2-1 検査の分類

分類	検査の種類	内容
施工の段階による分類	材料確認（検査）	<p>材料確認（検査）には、品質と数量の確認がある。品質は、品質証明書、試験成績証明書との照合により確認するほか、公的機関において実施した試験結果により確認する場合もある。数量は、材料の現場搬入時に数量を確認する。</p> <p>なお、二次製品については、目視による不良品の排除に材料確認の一環として行うべきである。</p>
	段階確認（検査）	<p>工事完成後明視できなくなる部分などについて、設計図面との適合を確認するもので、主要な工事段階の区切り等において、監督職員等により実施される。また、施工者自身も内部検査を適期に効果的に行い、工事目的物の品質・性能が保証できるようにしなければならない。</p> <p>これは、建設工事は性質上、工事完成後に施工の適否を判断することが困難であり、また、仮に不適当であることを発見することができたとしても、それを修復するには相当の費用と期間を要する場合が多く、施工の各段階で逐次監理することが合理的であることによるものである。</p>
	既済部分検査 (契約に定めのある場合に実施)	工事の途中段階で、契約に定められた出来高を確認し、工事代金の一部を支払うために行う検査で、完了部分の出来形、品質等について設計図書との適合を確認する。
	完成検査	工事が完成し、工事目的物の引越しと工事代金の支払いを行うために実施する。
検査位置による分類	定位置検査	コンクリートの圧縮強度試験のように試験場で行う検査、または鋼橋製作工事の仮組検査のように工場で行う検査等がある。
	現場検査	工事現場で、実測しながら行う出来形検査等がある。
試験方法による分類	破壊検査	品質、出来形が工事目的物を破壊しなければ確認できない場合に行う。
	非破壊検査	一般に行う検査で測量、試験データ等をもとに出来形、品質の確認を行う。

分類	検査の種類	内容
検査箇所による分類	全数検査	100%検査または個別検査ともいわれる。ロット中の全部を検査し、その結果によって対象ロットの合格・不合格を判定する検査と、個々のロットの品物を対象に良品・不良品を振り分けるための検査がある。
	抜取検査	<p>検査は全数を検査することが望ましいが、この場合、検査に時間や費用を要することになるから一般的にはロットの中から一定の試料を抜き取って検査する抜取検査方法である。抜取検査には、不良箇所、欠点数で表す計数抜取検査と、ロットの判定基準を計量値（特性値）で表す計量抜取検査とがある。また、消費・生産者のそれぞれの保護から規定した型として、基準型、選別型、調整型、連続生産型の抜取検査がある。さらに、試料の抜取形式により1回抜取り、2回抜取り、多数抜取りなどがあり、それぞれの目的によって組み合わせて用いられている。</p> <p>土木工事の検査の場合は、一般に計量基準型1回抜取検査が用いられる。</p>
	無試験検査	受注者がサンプルなどによる試験を直接行わず、例えば鋼材製造者の鋼材規格証明書（ミルシート）などのように、品質情報とか技術的条件に基づいて要求項目を満足しているかを判定する検査である。

## 2 検査の技術

工事検査にあたっては、まず契約内容をよく理解することが大切である。しかし、検査に際し短時間ですべてを把握することは非常に困難であることから、各工事に共通する契約約款（契約書）、共通仕様書、各基準、指針、要領などは、検査職員の基礎知識として常日頃から精通しておくことが重要である。

### （1）契約内容の把握

公共工事は現地に即した単品生産であり、それぞれの現地に適応した設計・施工条件で発注、契約されているので、契約内容を把握し検査にあたらなければならない。

#### ① 契約図書の把握

契約図書とは、契約書および設計図書をいい、設計図書とは、図面、仕様書、現場説明書および質問回答書をいう。

#### ア 契約書

契約書とは会計法の定めによると、契約の目的、契約金額、履行期限、監督および検

査、遅延利息危険負担等の事項を記載したものとなっており、これは公共工事標準請負契約約款でいう工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金等の重要な契約事項を記載する書面の部分と、発注者と受注者間の権利義務の内容を定める条項部分を含めたものである。その契約書については、各条項のもつ基本的な考え方についても把握しておく必要がある。

#### イ 設計図書

設計図書とは、図面などの各種の図書を総称したものであり、発注者が受注者に対して工事目的物の形状、品質、施工方法などを示したものである。検査の大きな目的は、工事目的物の設計図書との適合を確認することにあるので、設計図書の内容を把握しないなれば検査はできない。

公共工事は現地に即して実施されるものであり、個々の工事毎に作成される設計図書の内容は、それぞれの工事によって異なる。特に、図面は工事の範囲や工事目的物を図や表で表したものであるが、その内容は工事によって千差万別である。図面は一定のルールに基づいて作成されており、その見方は共通したものが殆どである。したがって、一件一件の工事において示される図面は異なっても、その把握方法が異なるものではないので、一般的なルールを認識していれば図面の理解ができ、設計内容の把握ができる。

仕様書は工事を実施するうえでの発注者の要求事項であり、一般的には共通仕様書とその工事のみに特に定められた特記仕様書で示されるが、前者についてはどの工事にも共通するので、契約書と同様に常日頃から検査職員の知識として取得しておかなければならない。なかでも「総則」は契約書を補完する事項が多く、その基本的な考え方を理解しておくのがよい。

#### ② 施工計画書の把握

施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載し、監督職員に提出されたものであり、契約図書には含まれない。

この施工計画書の内容には契約上の二つの大きな要素が含まれる。それは、前述の契約図書でも述べたように、設計図書によって指定された部分と、受注者の任意で実施する部分がある。

指定部分とは、発注者が設計図書で指定している部分、すなわち工期、出来形、品質あるいは、施工方法などで、施工計画書においてもこの部分は設計図書に拘束されなければならない。また、設計図書に記載された事項が、現地との不整合などで変更の必要が生じた場合は、変更指示に基づき「変更施工計画書」を提出するなどの処置が講じられてなければならない。

一方、任意の部分とは、受注者の責任において実施する部分である。この部分は建設業者に施工方法等の選択を任せることにより、効率的、合理的な選択が行われることを期待するとともに、民間技術力の開発、進歩を促進することにもなると考えられたもので、当該受注者の技術力、あるいは心がまえを表しているといえる。ただし、任意といっても受

注者は、関係する各法規、指針などは遵守して実施しなければならないことは当然のことである。

また、任意の部分であっても、施工途中の現場条件の変更等で施工計画の変更の必要が発生した場合は、指定部分と同様に速やかに変更施工計画書の処置をとり、監督職員に提出されていなければならない。

以上のような点を留意のうえ、検査にあたっては施工計画書を十分把握しておかなければなければならない。

## (2) 工事実施状況を見る技術

実施状況の確認は、工事の目的物が定められたプロセスで施工されたか否かを確認するものである。

契約内容を把握したうえで、受注者が設計図書に基づき計画して提出された施工計画書の施工方法、施工手順を写真（ビデオを含む。）等の資料により確認する。

### ① 工程管理の確認

工程管理の確認は、単に定められた工期内に工事目的物が完成しているか否かの他に、工程の進捗状況が工事目的物の品質に密接に関係していることから工程管理の確認は重要なポイントの一つである。

工事着手前に入念に調査・検討し、立案されているはずの工程計画も、一般には工事着手後種々の状況変化が生じ、当初作成した工程計画も現実から外れたものとなり、役に立たなくなってくるものである。これらの原因は、不確定要素や、天候等の不具合現象に起因するものであり、遅延の原因を追求せずに、ただ短絡的な便法により調整しようとすると、工期末になって取り返しのつかない事態が発生することがある。

それは、工事の遂行するために計画され、準備されたあらゆる作業本来の正常な運営を阻害し、知らず知らずの間に潜在的な無理が重なり、ひいてはそれが突貫工事の増大と管理機能の喪失という形で現れ、その結果は、工事目的物の品質低下となっていくものである。

このため、工程管理は工事の進捗に伴って発生する状況の変化に正しく対応できるようその原因を明確に把握し、必要に応じて早期に対策が講じられ、実施できるよう変更・修正されていなければならない。

工程はともすれば遅延の方向に向かう現象になりやすいので、これを防止するためたえず先行度をもち、かつ弾力性のある計画を準備し進捗させることが必要であって、工事初期よりできるだけ予定より先行させ、中期においてもこの傾向を継続し、かつ工期を短縮するよう実施することが必要である。

特に河川関係工事の出水、現道で行う道路工事の交通量、あるいは冬期の積雪などは、当然予想される原因として、事前に組込んだ工程計画を立てておくことが望ましい。

## ② 自然環境の確認

自然公園等整備工事においては、その現場の自然状況、規制事項を十分に把握したうえで、施工計画を立て、工事の進捗に伴って発生する様々な状況を正しく理解し、必要以上の自然破壊等が起こらないよう事前に対処してあるかが重要なポイントである。

## ③ 安全管理の確認

最近の建設工事における大型化や、新工法の導入による技術開発の進展には目覚ましいものがある。さらに熟練労働者不足や高齢化等に伴う合理化対策、また、施工技術力の向上対策も行わなければならないという状況において、建設工事における重大事故の発生は建設業全体に対する社会的信用に大きな影響を与えるものである。したがって工事現場において良好な労働条件を確保すると共に、快適な作業環境を構築し、作業員並びに公園利用者の安全を図らなければならない。

このためには、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法などの諸法規を遵守すると共に、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針および建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき工事の安全に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

## ④ 使用材料の確認

公共工事で構築する構造物は厳しい環境下にあっても定められた耐用期間に耐えるものでなければならない。しかし、中には期待している耐用期間に至らないうちに破損することもあるが、この原因の一つに材料の使用上の誤りがある。そこで材料の基本的性質を熟知し、適用を誤らないことが大切である。

材料は、広範囲で極めて種類も多いが、一般的に要求される性質としては以下のとおりである。

- a 使用目的に適した物理的性質を持つこと。  
応力、強度、許容応力度、衝撃値、クリープ限界、疲労限界および弾力性係数など。
- b 使用環境に対して、耐久的であること。  
耐候性、耐摩耗性、耐化学薬品性、その他。
- c 作業性（加工性）が優れていること。
- d 運搬、取扱いが容易なこと。

## ⑤ 施工状況の確認

完成した工事目的物の品質が確保されているかどうかを見極めるためには、材料の品質および各種の施工試験データの確認の他に、工事目的物が完成に至る過程、すなわち、実際の施工状況が仕様書、指針、要綱などに定められた事項を守っているかどうかが重要なチェックポイントである。

### (3) 出来形を見る技術

出来形管理とは、工事目的物が使用目的を満たせているかどうかを判定するための精度（目的物の長さ、厚さ、幅、高さ、面積、体積、位置等といった設計図書に示されている数量の精度）を、定められた規格値内に納めるために行う施工管理である。出来形の精度は、機能的、経済的な損失を左右するものであるから、品質管理の場合の重要性と同じくおろそかにできない。

工事検査は図面に示されている寸法と施工された工事目的物の寸法の差が規格値内に納まっているか、場合によっては図面の寸法あるいは数量以上のものができていて、さらに機能が確保できていれば適合と判断できる。しかし、前にも述べたとおり、図面に示されている寸法すべてを検査でチェックすることは不可能であることから、一般的に抜取検査の手法が使われている。

定めたロット毎に測定された値が規格値内で安定しているか、それともバラついているかによってその他の箇所の信頼度は異なるものと考えられる。したがって、適否の判断だけであれば規格値内に納まっているか否かで判定できるが、出来形全体の信頼性を評価するためには測定値が規格値内でどのような挙動状況にあるかは重要なポイントである。

出来形は、検査時に直接測定できるものと、そうでないものがある。出来形が設計図書に適合しているかどうかを確認するには、①実地において形状寸法等を測定する（実測）、②受注者の施工管理資料から出来形を確認する、③検査用の機器を用いて、出来形の確認をするなどの方法がある。

①の方法は、直接出来形の確認を行うものであるが、②および③の方法は間接的な確認になる。現状においては、検査用機器はごく限られた用途のもののみであり、その精度の問題もあって、出来形の確認は①および②の方法によっているのが一般的である。検査機器については検査機器の活用で述べる。

#### ① 実測による出来形の確認

検査時に実地において測定が可能な出来形は、測量機器を用いて直接出来形を測定し、設計図書との適合を確認する。出来形の中には、長さや幅、高さのようにその寸法を測定できるものと、平面位置や基準高のように、ある基準点から測量を行わないと測定できないものがある。

##### ア 出来形寸法の測定

出来形の大部分は、その寸法を測定できるので、長さを測る測量器具によって出来形寸法を測定する。使用する測量器具は、基本としてはスチールテープである。測定対象が短尺のものの場合には、コンベックスルールを用いてもよい。また、橋梁の支間長のようにテープ使用が不適当、または困難な場合には、光波測距儀を用いる場合もある。

測定は一人で出来ない場合が殆どであり、複数の人数で行う。検査職員は自ら出来形寸法を確認するか、補助者に命じて確認させ、その報告を受けて確認してもよい。測定にあたっては、厳密な測定の必要がないからといって粗雑な測定でよいわけではなく、

延長であれば水平にたるみのないようにテープを張ると共に、長さ、幅、高さでは、最短長を与えるようにテープを張るなど、基本的な事柄に注意を怠らないようにしなければならない。

工事目的物によって一部が地中に隠れている場合等は上げ墨からの測定になる場合があるので、上げ墨の写真管理資料を確認のうえ測定する必要がある。また、測定単位は、設計図書に示された単位で計測しなければならない。

#### イ 設置位置の測定

橋梁下部工のように、その設計位置（平面位置、基準高）の出来形次第によっては、構造物自体は設計図書に示された寸法に適合していても、橋脚あるいは橋台として、設計上要求される出来形に適合しない場合がある。即ち、平面位置を誤れば、上部工が架設できない場合があるし、基準高を誤れば、縦断線形に影響を及ぼし、結局上部工にも影響するなどである。このような場合には、設計図書に適合しているとはいえないでの、極端な場合にはつくり直さなければならないケースも考えられる。したがって、出来形の確認の必要がある。

しかし、実地において、平面位置を測定して確認することは検査の実態上からは困難である。この点については、本質的に受注者の責任に帰することであるので、一般には検査において直接測定を行わなくてもよい。しかし、受注者が位置を特定するために行った工事測量の成果について、必要十分な措置がとられているかを確認することは必要である。

即ち、設計図書に示された設置位置は、監督職員から指示された基準点をもとに受注者が工事測量を行って、その平面位置や基準高が現地におとされる。これをもとに工事目的物の施工が行われるが、工事測量の結果は監督職員へ提出することになっている。また、現地には工事用の仮 B.M が設置される。したがって、受注者のとった処置に対する検査職員の一般的な確認は次による。

工事測量の結果が提出されていることを確認し、仮 B.M が必要な測量精度で位置および高さの変動がないように設置されていることを確認する。

一方、基準高については、近傍の仮 B.M から水準測量を行えば設計図書に適合した高さの位置に施工されているか否かは確認できる。特に必要な場合を除き、誤差処理を行うような厳密な水準測量を行う必要はない。ただし、粗雑な測量では、受注者の施工管理資料の値との差が大きくなつて、設計図書との適合が判断できず、結局再度測量し直さなければならないことが起きかねないので注意する必要がある。また、測定単位は、設計図書に示された基準高の単位で計測しなければならないことはいうまでもない。

#### ② 施工管理資料から出来形をみる技術

検査時には既に埋め戻しされていたり、コンクリート中に埋め込まれているために直接測ることができない出来形は、受注者が作成した施工管理資料を用いて確認する。

資料としては出来形管理資料と出来形管理写真がある。それぞれ施工管理基準により工種別に測定項目、測定基準、撮影項目、撮影頻度等が定められているので、設計図書で示されて工種ごとに整理された施工管理資料によって出来形を確認する。

#### ア 出来形管理資料から出来形をみる

受注者が行う出来形管理の結果は、下記様式に整理される。

- ・測定結果総括表
- ・測定結果一覧表
- ・出来形管理図表
- ・出来形管理図（工程能力図）
- ・○○工度数表

これらの図表は必ずしもすべてが整えられている必要はなく、測定数の大小によって使い分ければよいので、出来形をみるときには必要な資料で確認する。

出来形をみるには、a 出来形寸法そのものが出来形の規格値を満足しているか否か、b 出来形寸法のバラツキの程度はどうかの2つの視点がある。もちろん、施工管理基準に適合して管理されている必要があるので、測定数の不足や、測定の必要な項目が測定されていないといったことがないかあらかじめ確かめておく。

##### a 出来形寸法そのものが出来形の規格値を満足しているか否か

出来形をみる a の視点は、まさに検査の適否の判定そのものである。設計値と実測値の差が工種ごとに定められている出来形規格値内であれば適合であり、そうでなければ不適合である。

出来形寸法の適否は、測定結果一覧表を用いて、各測定点あるいは測定区分ごとに設計値と実測値の差とそれに対応する規格値を対比して判定する。この際データそのもののチェックはできないので、後述する出来形管理写真との突き合わせが重要になる。必要な測定項目についてすべて規格値内にあるか否かを確認するのであるが、計算された設計値との差をみるだけでなく、計算が正確に行われているかどうかを適切な頻度でチェックするように留意することも大切である。

##### b 出来形寸法のバラツキの程度はどうか

出来形をみる b の視点については、工事成績評定に必要なものであり、出来形管理図表や工程能力図を用いて行う。

#### イ 出来形にかかわる他の資料から出来形をみる

つぎに、出来形の数・量に関するものの確認について述べる。単体として本数や個数でカウントできるものは実地においても確認できるし、特に技術も要しない。しかし、塗料や種子、薬液のような材料の使用量や残土量のような量（体積）についての出来形は、使用量等の計算書などの資料と出来形管理写真をあわせて確認す

る。量については規格値はないので、契約図書に示された量が使用されていることが確認できればよい。

量についての出来形にかかる資料としては、使用量等を計算した書類、施工記録紙（流量計のチャート紙など）、出来形管理資料（塗膜厚測定）、納入を証明する書類等がある。

設計図書に示された体積数値（設計値）と使用量等を計算した書類を確認のうえ、計算値が実際の施工で使われたことを上に述べた他の資料および出来形管理写真で確認する方法をとる。計算書以外の資料を1つで確認するか複数で確認するかは設計図書の定めによる。

#### ウ 出来形管理写真から出来形をみる

出来形管理写真として撮影された写真は、a 形状にかかるもの、b 数量にかかるもの、c 出来形を表す状況にかかるもの、およびd 土質にかかるものに大別できる。

##### a 形状寸法にかかる出来形写真

設計図書に示された形状寸法（設計値）と出来形寸法が対比できるように撮影されるので、写真に写っている出来形寸法を読み取って、対応する図面に表示された設計値と対比して確認する。撮影にあたっては、寸法が確認しやすいように工夫された下記のような測定器具や補助具が用いられている。

- ・スライドロッド（幅と深さが同時に測れる。ユニロッドがセットになったもの。）
- ・リボンテープ（幅広の帶テープ。大きいので寸法を読み取りやすい。）
- ・箱尺（高さ方向の寸法を表すのに他の器具とあわせて用いられることがある。）
- ・カラーマグネット（鉄筋間隔を示すために使用される補助具で、鉄筋に磁石の力で、くっつけて用いられる。）

写真が目的を理解して適切に撮影されていれば、寸法の読みとりは難しくない。例えば、1枚の写真では寸法が読みとれないような寸法の出来形写真では、全体の測量写真と零点部分と出来形寸法を読みとれる部分をそれぞれ拡大して撮影した写真がセットになっていれば、寸法の確認は容易であるし、1枚におさまってしまう寸法のものなら余程のことがない限り、寸法の読みとりに支障はない。①実測による出来形の確認で述べたように、最短長を与えるように測定がされているか、零点は正確におさえられているかなどに留意することは必要である。

鉄筋工の出来形写真では、配筋された鉄筋にカラーマグネットをつけて、これにロッドのように寸法がわかる器具をそわせて写真が適切に撮られていれば、

鉄筋間隔の読み取りができる。また、鉄筋のかぶりを表す写真では、せき板との間隔が正しく写るように撮影されていれば問題ない。

出来形写真から寸法を読み取るのに困難な例としては、以下のようなものがある。

- ・撮影する方向（あるいは角度）が適切でない場合
  - ：逆光状態のため、ロッドが光って寸法がよく読めない。
  - ：角度が悪いために、正しい寸法の測定が行われているかわからない。
- ・撮影する時間が適切でない場合
  - ：夕暮れ時で、写真が暗く、寸法がよく読めない。
  - ：フラッシュのために光って寸法が読めない。
- ・撮影に対象物の大きさへの配慮が足りない場合
  - ：比較的大きな寸法を表すのに、1枚の写真だけのため、ロッドなどが小さく写っていて、寸法がよく読めない。
  - ：複数のセット写真で工夫されているが、部分拡大写真の寸法が小さくて読めない。
- ・撮影目的が理解されていない場合
  - ：鉄筋間隔がわかるように撮影すべきなのに、ロッドなどが不適切で単位長中の鉄筋本数はわかるが、間隔の寸法が読めない。

写真からの読み取りが困難な場合は、出来形管理資料で該当するものを確認する。段階確認が行われていれば、その資料で確認する。また、必要な場合には検査に立会している監督職員にヒアリングする方法もあるが、みだりに行わない。

検査時にはすでに施工が完了していて、写真を撮り直すことはできないので、整理された写真で見るしかないが、実際の撮影は整理された写真以外にもされているので、受注者に確かめさせる方法もあるが、あまり期待できない。

#### b 数量にかかわる出来形写真

ここでは量（体積）にかかわる出来形写真について述べる。使用材料はその収容容器（カン、袋など）に入っているものが多い。これらは使用前の材料が充たされた状態の容器数量を表す写真と、使用後の空カンあるいは空袋数量を表す写真があるので、これを確認して使用量の計算書の数量と対比確認する。残量があれば、その写真を確認して同様に行う。

カンや袋などの容器を用いない材料については、写真では量を的確に表現することは困難なので、写真からの確認はむずかしい。材料の入荷状況や施工現場へ取り下ろした状況写真を他の資料の補助資料としてみるにとどめる。

#### c 出来形を表す状況にかかわる写真

盛土工や路盤工の敷均し厚、擁壁工の裏込厚など施工途中の出来形にかかわる写真である。これらの写真も寸法については簡易な丁張り同様のもので寸法がわかるように表示したり、近傍のコンクリート部にマーキングするなどの工夫をして写真が撮影されているので、これから読み取る。

#### d 土質にかかわる写真

土砂や岩の掘削に伴う土質等にかかわる写真は、土質が変われば撮影されている。設計図書で示された土質区分に対応した土質を表す写真はそろっていなければならない。

土質にかかわる写真のみでは土質の確認はむずかしいので、他の資料（土質柱状図、実物試料、試験結果表など）とあわせて、設計図書との適合を確認する。

#### エ 出来形管理資料と出来形管理写真の突き合わせ

出来形管理資料と出来形管理写真を突き合わせて出来形寸法を確認することは、出来形の確認のためだけでなく、整理された資料の確かさ（施工管理の信頼性）をみるうえでも欠くことはできない。

資料に整理された寸法の数値はそれに対応する写真があれば確認は容易であるが、すべてを突き合わせてみるには時間がかかるし、そこまで行う必要もないので、その工事の主要な工種について検査基準の検査密度程度の箇所の寸法を資料と突き合わせてみる。これで、資料と写真の整合性に問題がなければ適合と判断する。

### （4）品質を見る技術

#### ① 自然公園等整備工事における品質管理

自然公園等整備工事においては、工事を計画する者、設計する者、施工する者がそれぞれ異なる場合が多いので、発注者の意図が明確に受注者に伝わるよう、種々の設計条件を契約上明示する必要がある。

請負工事において、契約書は、発注者、受注者間の法律的な権利義務を明示するが、技術的内容は図面・仕様書により示される。この場合、図面には通常工事の目的物の形状および寸法を示し、仕様書には一般に使用する材料の形状寸法、品質（場合によっては仮設機械など施工方法も含む）と目的物の品質・規格・機能・操作性等発注者が求める品質全般について明示する。

したがって、受注者は、この仕様書に示された品質・規格・機能・操作性を十分に満足すべく管理目標を定め、自主的に管理する。一方、発注者は、所定の品質・規格どおり施工されているかについて、定められた検査方法で適否の判定を行い、不適合のものについては契約の取り決めに従って処置がとられる。したがって、品質基準と検査基準が明確に定められていることが品質管理の前提で、目的物の機能と工事施工上の諸条件を考慮してこれらの基準を決めなければならない。

品質にかかわる検査は、適否の判定のみであれば、品質が規格値内に收まり、かつ機能・操作性が確保されていれば適合と判断できるため、そこに視点を置けばよい。しかし、前述したように全数をチェックすることは不可能に近い。したがって、出来形の場合と同様に抜取検査によって定められたロット毎に測定された値が、規格値内で余裕をもって安定している場合と、ばらついて余裕がない場合とでは、その信頼度は異なると考えられる。全体の信頼性を評価するためには、測定値が規格値内でどのような挙動状況にあるかを見極めることが重要なポイントである。そこに品質管理の状況を検査する意義がある。

## ② 品質管理の方法

十分ゆとりを持って規格値を満足するような構造物を施工するためには、次の二つの条件を同時に満足することが必要である。

ア 構造物が規格を満足していること。

イ 工程（例えば、原材料、設備、作業者、作業方法など、品質管理における測定値がでてきた源）が安定していること。

つまり、構造物の規格条件を満足していても工程が不安定であると、施工中に構造物が不満足な内容になっているという不安が残ることになり、また、工程が安定していても規格はずれでは満足とはいえない。

品質管理の手順を簡単に述べると、最初のデータによって製品が十分ゆとりを持って規格を満足していることを、ヒストグラムで確かめる。そして、そのデータを用いて管理図を描き、その間のデータが安定しているかを確かめる。もし安定しているならば、その管理限界を同程度延長し、将来の工程を管理する。そこで管理限界線外にでるものがあれば工程に異常ありと判断してその原因を追求し、再びこのようなことがないよう処置を施す。

また管理限界線内にあればこの状態を維持することである。このように、常に現場管理に生かされてこそ品質管理といえるのである。

したがって、この品質管理が単なる数値処理に終わらないよう、真に現場管理に活用されているかどうかを見抜くことが検査においては必要である。

## ③ 品質特性の選択

受注者は、品質管理の第一段階として構造物に要求されている品質・規格を正しく把握することはいうまでもないが、この設計品質を満たすためには、何を管理の対象項目とするかを決めることが最も重要である。これを品質特性（管理特性、管理項目と呼ぶこともある。）という。例えば、設計品質に対し、的をはずれた品質特性を選ぶことになれば何の意味も持たない品質管理となるので、十分注意する必要がある。一般に、品質特性を決める場合には、次の条件を考慮して決められている。

ア 工程の状態を総合的に表すものであること。

イ 設計品質に重要な影響を及ぼすものであること。

- ウ 代用特性（求めたい真の特性と密接な関係があり、真の特性の代わりに用いる特性）  
 または、工程要因を品質特性とする場合は、真の特性との関係が明らかなものであること。  
 エ 測定しやすい特性であること。  
 オ 工程に対して処置の取りやすい特性であること。

表2-2 品質特性の一例

工種		品質特性	試験方法
土工	材料	最大乾燥密度・最適含水比	締め固め試験
		粒度	粒度試験
		自然含水比	含水比試験
		液性限界	液性限界試験
		塑性限界	塑性限界試験
		透水係数	透水試験
		圧密係数	圧密試験
	施工	施工含水比	含水比試験
		締め固め度	現場密度の測定
		C B R	現場C B R試験
		たわみ量	たわみ量測定
		支持力値	平板載荷試験
		貫入指数	各種貫入試験
路盤工	材料	粒度	ふるい分け試験
		含水比	含水比試験
		塑性指数	液性限界試験・塑性限界試験
		最大乾燥密度・最適含水比	締め固め試験
		C B R	C B R試験
	施工	締め固め度	現場密度の測定
		支持力	平板載荷試験、C B R試験
コンクリート工	骨材	比重及び吸水率	比重および吸水率試験
		粒度（細骨材、粗骨材）	ふるい分け試験
		単位容積重量	単位容積重量試験
		すり減り減量（粗骨材）	すり減り試験
		表面水率（細骨材）	表面水率試験
		耐久性	安定性試験

コンクリート工	コンクリート	単位体積重量 混合割合 スランプ 空気量 圧縮強度 曲げ強度	単位体積重量試験 洗い分け試験 スランプ試験 空気量試験 圧縮強度試験 曲げ強度試験
アスファルト舗装工	材 料	骨材の比重および吸水率 粒度 単位容積重量 すり減り減量 軟石量 針入度 伸度	比重および吸水率試験 ふるい分け試験 単位容積重量試験 すり減り試験 軟石量試験 針入度試験 伸度試験
	プラント	混合温度 アスファルト量・合成粒度	温度測定 アスファルト抽出試験
	舗設現場	敷き均し温度 安定度 厚さ 平坦性 混合割合 密度	温度測定 マーシャル安定度試験 コア採取による測定 平坦性試験 コア採取による混合割合試験 密度試験

#### ④ 品質標準の決定

品質標準とは、施工に際して実現しようとする品質の目標値である。品質は必ずある値の付近でばらつくものであるので、設計品質そのものを目標にすれば当然その値を満足しないものができる。

したがって、このばらつきの程度を考慮して、余裕をもった品質を目標としなければならないが、経済性を追求するあまりに余裕のない目標値を設定し、規格値をはみ出すような例がよく見られる。場合によっては、コンクリートの試験練りや試験盛り土のように、事前に実験することにより、最初は概略の標準をつくり施工の過程に応じて結果をフィードバックしながら標準を改定していく方法をとる必要がある。

#### (5) 出来ばえを見る技術

出来ばえは品質と密接な関係があり、一般的に出来ばえの良くないものは品質の面で注意の必要な場合が多い。したがって、出来形、品質とともに、工事目的物が美しく機能的に仕上がっているということも非常に重要なことである。美しい出来ばえに仕上げるためには、

受注者の細心の気配り、技術力あるいはセンスが求められる。したがって、出来ばえをみるには仕上げ面、とおり、すり付けなどのほか、色、艶、仕上げセンスなど全般的な外観とともに機能面についても、目視、観察を行う。

出来ばえの評価は、遠くからでも欠陥がよく目立つもの、近づいて注意して見ないと分からないもの、遠くから見ても近くから見てもきれいなもの、などに分類される。出来ばえを見るには次の視点により実施するとよい。

#### ① 全体的美観が良好であること

すべての工種に要求されることであるが、まず現場全体が整然と仕上がっており、きめ細かな施工が随所にうかがえることが必要である。

また、装飾による以外は一般的に色むらがあつてはならない。たとえば法面の植生の状況によるむら、盛土面の含水状況によるむら、コンクリート面の色むらなどのほかにブロック積（張）の面、舗装面、塗装面などの色むらについても遠望からの目視によって判定する。

#### ② 切土面の仕上げは良好であること

切土は、用地境界などに特別の制約がない限り土質の変化に伴い安定した勾配で切られていることが基本的に大切である。切土面については、浮き石は除去されているか、掘削機の爪痕は残っていないか、あるいは、湧水の処理はなされているか、などについて目視により観察を行う。

#### ③ 盛土面の仕上げは良好であること

盛土材は適正に管理された材料を使用することは当然のことであるが、施工中においても雨水の処理、湧水の処理も大切な管理項目である。これらの管理を怠ると、盛土法面に水がにじみ出し美観を損ねることがある。また、路肩の転圧不足、土羽打ち不足から盛土面にクラックが発生することもあり、これらについても注視するとよい。

#### ④ 芝付けの施工は良好であること

芝は正常に活着していることが最も大切なことであるので、その活着の程度や色むらがあつてはならない。また、法面は十分に締め固められているか、芝の通りは良好か、耳芝は良好に植え付けてあるか、張り芝の目串は良好か、植生マットの串は十分か、マットの端部は土中に巻き込んであるか、などについて観察を行う。

#### ⑤ 埋戻し部の施工は良好であること

埋戻しは十分転圧し、排水勾配を確保しながら仕上げなければならないが、転圧が不十分であると、部分的な陥没や、埋戻し表面にクラックが発生することがある。

#### ⑥ 天端仕上げが良好であること

コンクリート構造物の天端は、通常木ゴテを使い、面木に沿って入念に仕上げなければならぬが、仕上げが不足すると、表面に凹凸の状態が残っていたり、骨材が露出しているとして美観を損ねる場合がある。また、道路面に露出する天端などは、ほうき等により粗面仕上げされていることが望ましい。

⑦ コンクリートの表面に漏水箇所がないこと

コンクリートは入念に締め固めを行い、緻密なコンクリートに仕上げなければならないが、構造物の背面に水分を多く含んでいる箇所などでこれを怠ると、コンクリート表面に漏水し美観を損ねる場合がある。また、コンクリートに発生したクラックから漏水する場合もあり、発見した場合は適切な処置が必要である。

⑧ コンクリートの表面は良好であること

コンクリートの表面にはクラックが発生したり、型枠のつなぎ部分の不整合から表面に段差が生じたり、生コンクリートの締め固め不足からジャンカが発生したり、型枠はく離材の不良からコンクリート表面に黒いシミが残ったり、あるいは型枠締め付け材の後処理が不十分等コンクリートの打設、または養生など管理が不十分な場合には、その結果がすぐ表面に現れるので目視によりよく観察する。

⑨ 伸縮目地の施工は良好であること

コンクリート構造物あるいは法面の吹き付けコンクリートなどの伸縮目地は、その位置が適切であるとともに、湾曲や凹凸があつてはならない。また、相接する両部にズレが生じていないか、目地から水がにじんでいないか、目地材がコンクリート面から大きくはみ出していないか、などについて観察する。

⑩ とおりが良好であること

道路の路肩線、水路の天端等図面に示された線形が正確に描かれているか、あるいは局部ではコンクリート構造物の一辺が図面どおりに湾曲や凹凸もなく仕上がっており、などについて目視、場合によっては水糸等を使って判定する。

⑪ コンクリートの面取りは良好であること

コンクリート構造物の大きさまたは、部材の厚さに見合う面取りの大きさであるか、また、面木のズレなどがないよう設置されているかなどを目視により観察する。

⑫ 合い端の施工は良好であること

ブロック積擁壁または石積擁壁の施工に当たっては、所定の勾配を保ちながら凹凸のないように積み込まなければならない。合い端の凹凸は美観を損ねるだけでなく強度的にも問題となる。

⑬ 取り付け施工は良好であること

異なる工法が相接する箇所は緻密な施工計画のもとできめ細かな施工が望まれる。例えば、護岸工、擁壁工と橋台、地山、盛土の取り付け、あるいは、法面保護工の端部と地山のような箇所で弱点にもなるところである。これらの箇所については全体的に馴染みよく施工されていて違和感がないか、また、取り付け部に隙間がないか、端部の処理は良好に行われているか、などについて観察する。

⑭ 構造物等とのすり付け施工は良好であること

異なる工法が相接する箇所で、一方の形状にすり付ける部分については、施工が粗雑になりやすく、取り付け施工同様きめ細かな施工が望まれる。施工箇所の例としては、護岸工、擁壁工と地山とのすり付け、コンクリート法枠工など法面保護工の端部と地山とのす

り付け、舗装工の起終点の現道へのすり付け、あるいは暫定施工時の端部のすり付けなど、随所に施工されているが、これらについてもきめ細かく入念に施工されているか、馴染みはよいか、すり付け長さは良好か、などについて観察する。

⑯ 舗装の平坦性は良好であること

出来映え検査などでの平坦性は、縦断方向、横断方向も含めた面としての平坦性について目視、計測機器などで測定する。特にローラーマーク、舗装継ぎ目などに注意する。

⑰ 舗装むら、フラッシュ箇所がなく良好であること

合材の混合不良、舗設温度の不良、あるいは舗設技術などにより、舗装むらやフラッシュ箇所が発生し、美観を損ねる場合があるので、目視により観察する。

⑱ 舗装工で、くぼみ、クラックおよび手直し箇所がなく良好であること

路盤工等の不良箇所では、くぼみ、クラック等が発生する場合がある。特に路肩付近、フィニッシャからはずれた拡幅部分では発生しやすく、後での手直しは美観を損ねる。

⑲ 路面の雨水処理は良好であること

降雨あるいは融雪による路面上の水は、路面から側溝、排水溝、配水管へと自然に流下しなければならないが、途中で水たまりができるなど機能面で支障がないか、目視あるいは部分散水などを行い検査するとよい。

⑳ 樹木の配植は良好であること

周辺の自然環境にあった配植になっているか等を観察する。

以上、いくつかの事例を述べたが、その他の事項についても、日常よりいろいろな事例を調査し、その技術を研鑽することが必要である。

## (6) 不可視部分を見る技術

「不可視部分」とは埋め戻しなどによって構造物が隠れてしまい、検査時点では直接出来形や品質が確認できない部分を思いがちであるが、目視の可能なコンクリート構造物であっても、表面を見ただけでコンクリートの調合は指定どおり行われているのか、あるいは、打込みや締固めは設計図書通りになされているのかなどを確認することは不可能に近い。つまりでき上がった物が見えるかどうかとともに、その物をつくる過程も「不可視部分」ということが出来る。

したがって、自然公園等整備工事においては大半が不可視部分といつても過言ではない。例えば、木橋工事は、形としては可視部分が大半であるが、工事費の大部分を占める木材の品質は、製材の「品質証明書」でしか確認できないのである。

このため自然公園等整備工事の検査にあたっては、不可視部分の確認が、出来形および品質の適否を判断するのにあたって非常に重要である。不可視部分を確認する方法として、一般に次の3点がある。

① 写真（ビデオ）あるいはデジタルカメラによる確認

② 品質証明書等各種資料による確認

### ③ その他の方法による確認

#### ① 写真（ビデオ）あるいはデジタルカメラによる確認

不可視部分の確認をする場合に用いる最もポピュラーな方法で、最近はビデオも多用されるようになった。写真と違いビデオおよびデジタルカメラの場合は連続性があるため、継続して確認する必要のある施工方法をチェックする場合に特に有効である。埋め戻しによって構造物が埋まってしまう場合の確認方法として「上げ墨」（構造物がいくら地中に埋まっているかを示す表示を、地表の構造物に示した線のことを行う。）を打つか、その位置が地中部からいくらの位置にあるかを写真により確認するのである。

鉄筋径および、配置間隔等を確認するのも写真で行うが、いくら規定通りに配置していたとしても、組立鉄筋の不足や結束の不完全、あるいは、コンクリート打設時の不注意（例えば、バイプレータを必要以上に鉄筋に接触させる等）によって正規の間隔がとれなくなったりした場合、その構造物は所定の強度が得られないこととなる。このような連続した施工状況を確認する場合は、ビデオおよびデジタルカメラの方が有効である。

書面検査時に最初に目を通すのが施工計画書である。それは請負った工事目的物を受注者自らの責任においてどのように施工していくかを記述したものであって、いわばその会社の“心”を表したものといえる。その内容を知ることによって、施工に対する受注者の熱意の度合いを測り知ることもできる。（これも一つの不可視部分を見る方法といえる。）施工計画書通りに施工されているかどうかを確認するのは、当然のことながら写真ということになる。

しかし、全てを写真により証明することは不可能である。つまり、この確認方法は一つの手段と考えるべきでこれによって全てを確認できるものではないことを認識しておく必要がある。

検査技術とは直接関係ないが、参考のために写真撮影の心得としては、設計図書で示してあることが、忠実に実行されているのかがわかるように撮られていなければ意味がない。

そのためには、各種寸法をあらためる場合、折尺、ポールまたは箱尺等をそえ、目盛りがよく写るようにアップで各部分を撮り、あわせてその全体を写す必要がある。特に目盛りを写したアップ写真は、被写体の真正面から水平（直角）になるように撮る必要がある。

肉眼では判別できる場合でも、写真では判別できない場合が往々にしてあるので、撮影にあたっては細心の注意が必要である。

#### ② 品質証明書等各種資料による確認

前述の写真（ビデオ）による確認方法が主に「工事実施状況」、「出来形」に適用されることが多いのに対し、資料による確認方法は主に「品質」に適用されることとなる。

構造物を施工するにあたって一番のチェックポイントは支持地盤である。いくら設計図書通りに完全な構造物を構築したとしても、支持地盤が所定の強度を有していなければ、その構造物は設計の目的を達し得ない。支持地盤の確認を行う場合には、通常の資料（地質図、写真、土質試験結果表、杭打設記録表、ボーリングコア等）によるほか、現位置で

の採取試料も含めて行う必要がある。

また、すでに述べたように、品質は工程と密接な関係があり、品質確保の面においても実施工程表、工事週報等により工程のチェックを行う必要がある。例えば、土工事主体の工事では、工程の進捗は特に天候に左右される面が強く、長雨や断続的な天候不順で工程が遅れ、この遅れを取り戻すため、無理な工程＝雑な施工＝品質不良というパターンはあり得ることである。そのため実施工程表、工事週報、各種伝票等も不可視部分を見る上で重要な資料となり得るのである（ただし、提出義務のない書類については任意での確認しかできない。）。

### ③ その他の方法による確認

その他の確認方法としては、次のような方法があるが、これらの方法は何れも「見る技術」からは、ここではその詳細は省略する。なお、監督職員は検査職員とは役割・権限の異なる発注者の立場であって、受注者ではないので、特に必要な場合に協力を求めるべきである。

- ア 各種の試験結果の活用（原位置における載荷試験等）
- イ 各種の検測機器の活用
- ウ 監督職員の把握した書類およびヒアリングの確認による
- エ 破壊しての検査

以上不可視部分を見る技術について述べたが、検査職員としては不可視部分を見る技術を養うことは非常に重要である。ただ、長期間をかけてでき上がったものをごく限られた時間で全てを確認することは、現実的には困難である。今後検査のための各種機器が開発され、構造物の鉄筋の配置状況などが正確、かつ、迅速に計測できるようになったとしても、一つ一つの施工状況まで確認することは容易なことではない。受注者は善良な施工を行うだけでなく、自らの責任において工事目的物の品質を証明できる各種資料を整備しなければならないことはいうまでもない。

## （7）検査機器の活用

実地で検査を行う場合、検査の対象となる工事目的物の品質や出来形を確認するために、検査機器を使うことがある。検査機器を用いることにより、工事目的物の品質や出来形を直接その場で計測して客観的な合否の判定の判断資料として利用することができる。また、不可視部分を見る検査機器も開発されており、これを活用することにより不可視となった部分を構造物以外から確認することが可能である。これからは検査機器を活用して検査の客観化、効率化を図る必要がある。

### ① 測量機器

測量機器は、基本的に距離、角度を測量する機器と水平を規準することにより高さの差

を測定する（水準測量）機器が含まれる。工事目的物の出来形を計測するための基本的な機器である。

以下に、距離の測量、角度の測定、水準測量の機能にわけて説明する。

#### ア 距離の測定に必要な機器

距離測定には、巻尺、光波測距儀等を利用して測定する直接法と角度を測定して計算する間接法があり、使用される機器は下表のとおりである。

表2-3 距離測定に使用される機器

測量の区分	機器による区分	主要機器	補助機材
直接距離測量	巻尺による測量	スチールテープ コンベックスルール	ポール、ピン、指標台、温度計、張力計、錘球（下げ振り）など
	電波、光波による測定	光波測距儀 (反射鏡)	ポール、巻尺、錘球（下げ振り）、無線機（トランシーバー）など
間接距離測量	角度の観察による測定	トランシット アリダード	標尺、ポール、巻尺、平板など

#### イ 角度の測定に必要な機器

角度測定に用いられる機器には、測量ではトランシットが多く用いられる。

#### ウ 水準測量に用いられる機器

水準測量に用いられる機器には、自然公園等整備工事では自動レベルが多く用いられる。

### ② その他の機器

#### ア 膜厚計

鋼構造物の塗装の被膜等の厚さを計測する機器である。原理は電磁誘導式のものと高周波渦電流式のものがあり、電磁誘導式のものは鋼等の磁性体上の非磁性膜の厚さを、高周波渦電流式のものは非磁性金属上の絶縁被膜の厚さを測ることができる。測定範囲は0～1500 $\mu$ m（1.5mm）程度であり、精度は50 $\mu$ m以上の場合、±3%程度である。

機器は片手に乗る程度のポータブルなものでプローブを塗装膜に押し付けるだけで直ちに膜厚の計測ができる。鋼構造物の塗装厚の確認等によく使われる。

#### イ シュミットハンマー

この機器は、コンクリートの圧縮強度を現場において非破壊で計測するものである。測定の原理は、スプリングでハンマーをコンクリートに当ててその反撃硬度（弾性的なはねかえり）を測定してコンクリート強度を知るものである。測定範囲は10N/m<sup>2</sup>～50N/m<sup>2</sup>程度で、20N/m<sup>2</sup>以下は計測値のバラつきが大きくなる。精度は±3N/m<sup>2</sup>程度である。機器の大きさは、全長約35cm、重量約1kgの小型円筒状で、計測方法はランジャーハンマーをコンクリート測定面に当て、面に対して直角を保ちながら押し付けると機器の中のハンマーがコンクリート面を衝撃し、その反撃度が指針で示される。反撃度から換算図

を用いて圧縮強度を推定する。1回の測定では3cm以上の間をあけて20点測定しその平均値を測定値とする。測定面は、型わくに接していた面で、質が均一でモルタルにおおわれた平滑な平面部を選定し、凸凹や付着物、上塗り等は除く必要がある。また、骨材や鉄筋の部分にシュミットハンマーがあると大きな測定値がでることになるので、セメント部分のデータをとるよう留意する必要がある。測定値は一般にバラつきが大きく、20点の測定値を使うのもこの点に理由がある。反響やくぼみ具合などから判断して明らかに異状に認められる値、または、その偏差が平均値の20%以上になる値があればそれを捨て、これに代わるものとつてから平均値を求める。コンクリート構造のコンクリートの品質の確認によく使われる。

### 3 検査で着目すべき事項

検査は常に厳正、公正、客観的でなければならない。そのためには、冷静な判断が求められる。自然公園等整備工事の検査は、次のことについて実施する。公共工事の検査は、発注者が定めている「検査技術基準」に基づいて実施されるのが普通である。

- ア 工事実施状況の検査（契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理）
- イ 出来形の検査
- ウ 品質の検査
- エ 出来ばえの検査

検査は、発注者が求める工事目的物が定められた出来形、品質を確保し、出来上がっているかどうか確認するものであるが、自然公園等整備工事の特殊性から、直接可視により出来形、品質を確認することが出来ない部分が多い。特に品質の確認は、各試験データとともに、施工状況がどうであったか、あるいは、仕様書に定められている施工方法が守られて施工されているかなどは重要な事項である。さらに自然公園等整備工事では、施工中の利用者の安全とか、自然環境保全といった事項についての確認が必要である。したがって、検査、試験といった可視的な検査とともに、工事の実施状況、いわゆる工事目的物が完成に至るプロセスについても検査が必要なわけである。

このことを念頭に次の点に着目して検査を行うとよい。

#### （1）契約の履行にあたって、責任ある対応がなされているか

発注者は、工事を発注する場合、事前に各種の調査を実施して設計を行っているが、中には設計内容と現地の状況に不一致が生じたり、設計条件に合わない状況が生じる場合もある。

このことより、共通仕様書により受注者に「設計図書の照査」を義務付けている。この考え方は、契約書の「条件変更」に基づくものである。しかし、受注者が設計図書の内容について一般的な照査は行うが、決して設計計算書の細部までチェックするというものではない。受注者は現場状況を把握し、設計条件との不一致はないか、あるいは、設計通りで施工した

場合、発注者が意図している目的が達成できるかなどについて、マクロ的見地から常に責任を持って照査し、該当する事実がある場合は、発注者に確認を求めるべきである。

受注者がこれらを怠り、責任ある対応をしなかった場合には、工事目的物はその目的を100%達成できない場合が生じる可能性がある。「各々対等な立場に置ける合意に基づいて、信義に従って誠実に履行する。」と明記された契約書の定めに反することとなる。したがって、検査では契約の履行にあたっての受注者の責任ある対応について見極めることが大切である。

#### (2) 工事施工は適切に実施されているか

設計図書で指定された施工方法、あるいは、関係法規、共通仕様書、指針、要綱等は遵守されなければならない。施工状況については検査段階では既に終了している場合が多いので、不可視部分の重要なものについては検査の補完としての監督職員の段階確認に委ねるが、その他の施工状況は受注者の責任で証明される必要がある。品質に直接影響する土の転圧状況、コンクリートの打込み状況等の確認は必須であるが、その他にも残土および建設副産物の処理状況、安全管理状況、建設機械の目的外使用などにも着目すべきである。

#### (3) 出来形管理は適切に行われているか

受注者は出来形管理基準に従って計測し、その結果を管理図に整理しているので、その状況について測定値が規格値内にあるか、あるいは、その分布の状況はどうかなど、一般的な見方は当然行う必要はあるが、その他特に着目しなければならない事項として、写真または、図面を見る際には、主鉄筋と配力鉄筋の位置が応力関係に基づき正しく配置されているかについても、常に念頭に置きチェックを行う事が大切である。また、現場においてはコンクリート吹き付け等、特に急な斜面などで、作業姿勢が十分でない箇所については出来形が不足しがちであるので検査に十分注意する必要がある。

その他、管理図において測定結果の分布にバラつきがある箇所は、現地において抜き取りチェックの必要性があると考えられる。

#### (4) 品質管理は適切に行われているか

品質管理も出来形管理と同様に、その管理基準に従い整理されている資料により、管理図の状況、試験の方法、サンプル採取方法などについて検査を進めるが、その中で特に着目すべき点について述べる。最近では、構造物のプレキャスト化が進み工場での生産が増えていく状況にある。これらは現地で生産するより品質管理がやりやすい環境にあることから、社内検査の充実などにより、相対的に品質は向上しているといえる。したがって検査では、工場製品についてはミルシートとか、メーカーの社内検査データ、あるいは、公共機関の試験データ結果等に委ねるケースが多い。しかし、このように良好な品質管理環境にもかかわらずデータに疑問があつたり、現物に欠陥が見られる場合は、ずさんな管理を証明するものとなり、その工場全体の品質管理体制に問題があると考えられることから、単品生産の現場より問題は大きいと見るべきである。

また、現地で築造する構造物等の品質では、まずコンクリートに着目する。コンクリートは、生コンのJIS工場で生産されたものが使われていることから、生コンそのものより、その打設状況に着目すべきである。そのため、とくに打設方法、養生方法（特に暑中、寒中コンクリート）および、脱型時期は十分なチェックが必要である。盛土の品質においては、特に含水比管理が重要である。いくら転圧等に注意を払い施工しても、材料の管理が悪ければ良好な品質は保たれない。盛土は比較的破壊検査が容易なこともあります、試験データ、あるいは、現場の目視において、疑問な点があれば破壊検査を実行して確認するなどの決断も必要である。

#### （5）出来ばえ状況は適切か

自然公園等整備工事における工事目的物の出来ばえの良さは当然であるが、特に周辺環境との調和に着目し、受注者として心がまえを見極めることが大切である。

周辺の自然環境とのすり付け、植栽における配植等、特に全体の出来ばえに影響を及ぼす事項に着目すべきである。

## 第3章 工事検査の実際

### 1 検査の実際

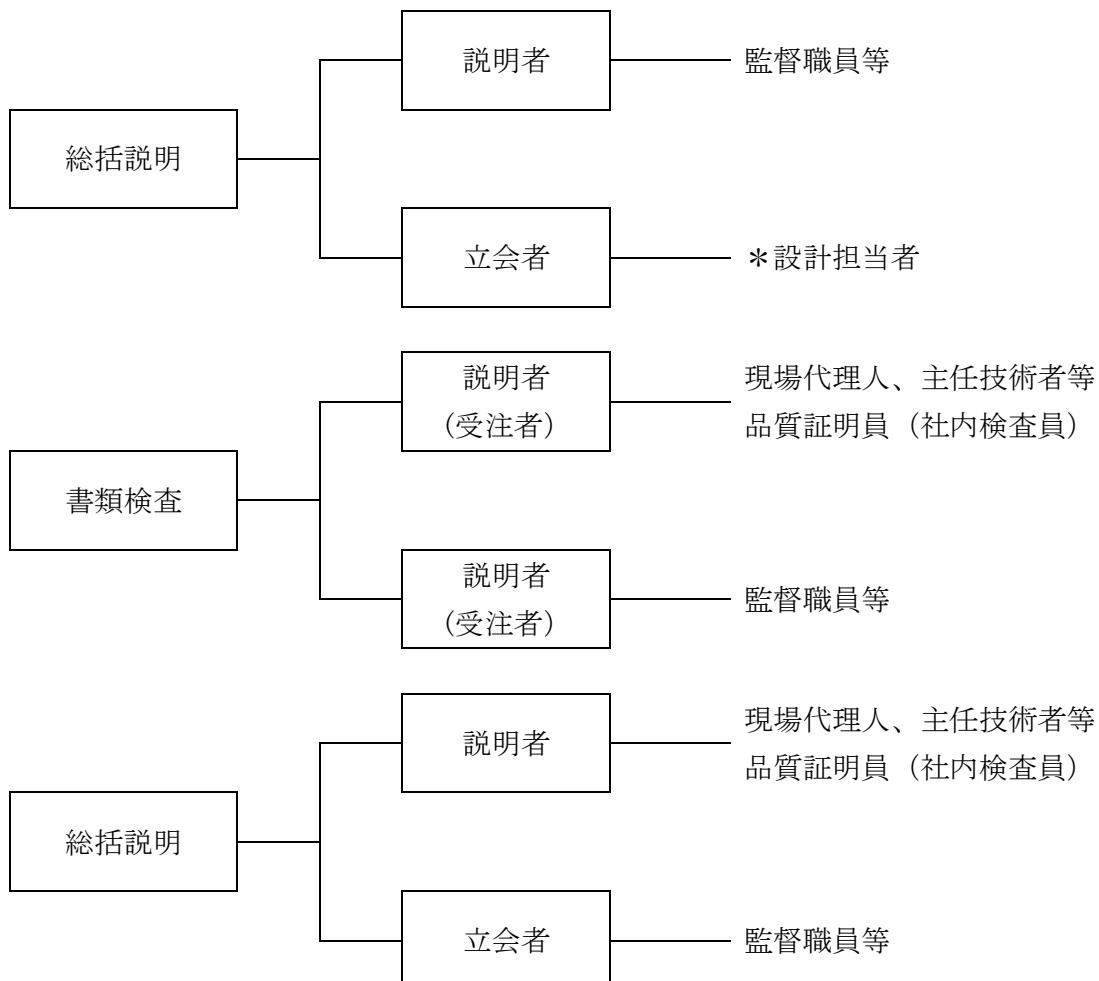
#### (1) 検査に立会う人

受注者は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための一切の手段について自らの責任で定め、契約を履行しなければならない。したがって検査にはこれらの内容を熟知している現場代理人や主任技術者等が立会う必要がある。

検査は、検査職員が行うものであるが、検査を円滑、かつ効率的に行う上で、発注者の立場で当該工事の目的・内容等に精通している設計あるいは監督業務に携わった者が立ち会うこと必要である。ただし、受検者はあくまで受注者である。

検査職員は、検査基準等に基づき検査を行い、立会者は的確に説明等の対応を行い、検査を円滑に遂行する。

検査の実施にあたっての受検体制は、次のような体制で実施する。



\*印は、必要に応じて立ち会う

図3-1 検査の実施にあたっての受検体制

## (2) 検査の方法

検査の実施については、「2 書面を中心とした検査」以降で詳しく述べるが、大別すると書面を中心とした検査と現地での実測、目視確認、操作等で行う検査がある。検査の方法は、定められている検査基準に基づき実施される。

### ① 工事実施状況の検査

契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、デジタルカメラ、ビデオによる記録を含む。）と契約図書とを対比し、次の検査対象書類及び留意事項により行う。

表3-2 検査対象書類一覧表

項目		関係書類	内容
1	契約書類の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品および工事発生品の処理状況 その他契約書等の履行状況 (他に掲げるものを除く。)
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	工法研究、施工方法および手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程書、工事打合簿	工程管理状況および進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合簿	安全管理状況、交通処理状況および措置内容、関係法令の遵守状況

表3-3 検査の留意事項一覧表

## ■契約書類の履行状況

種別	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
(1)契約書	1)現場代理人および主任技術者等	・主任技術者等の資格 経歴書	資格者証の写し
(2)共通仕様書 (総測)	1)設計図書の照査	・照査体制、照査内容、証査結果	
	2)請負代金内訳書および工程表の提出	・監査職員への提出 (契約締結後 14日以内)	
	3)施工計画書	・施工計画書記載事項 ・提出時期(開始後 30日以内)	
	4)工事カルテ作成登録	・工事請負代金額 500万円以上 工事対象に契約後、変更後、完成後 10日以内に J A C I C への提出	工事カルテ受領書
	5)工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	
	6)施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督 職員への提出 下請契約の請負代金額が 4,000万円 以上(建築一式は 6,000万円)	施工体制台帳 下請契約台帳、 再下請契約届お よび施工体系図
	7)設計図書の変更等	・完成図の監督職員への提出	
	8)工期変更	・「事前協議」の実施 ・工期変更協議の対象の受注者への 通知 ・工期変更協議書の監督職員への提 出	事前協議資料 通知書 工期変更協議書
	9)支給材料および貸与品	・支給材料および貸与品要求書の監 督職員への提出(使用予定日の 14 日前) 支給品精算書の監督職員への 提出	支給材料および 貸与品要求書 支給品清算書
	10)工事現場発生品	・現場発生品の監督職員への引渡 ・掘削による発生材料を工事に用い る場合の監督職員との協議、承諾	現場発生品調書 協議書、承諾書
	11)工事材料の品質	・品質証明書等の提出 ・指定材料の確認の適正な実施	品質証明等

種別	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
(2)共通仕様書 (総測)	12)監督職員による検査(確認を含む)および立会等	・立会願の監督職員への提出 ・設計図書および監督職員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施	段階確認資料
	13)数量の算出	・出来形数量の算出および監督職員への提出	
	14)施工管理	・建設材料品質記録の監督職員への提出	品質記録図、生コンクリート品質、記録表、コンクリート2次製品、品質記録表、木材
	15)履行報告	・工事履行報告書の監督職員への提出	工事履行報告書
	16)爆発及び火災の防止	・火薬類の使用に先立ち監督職員への使用計画書の提出	使用計画書
	17)事故報告書	・監督職員への通報および事故報告書の提出	事故報告書
	18)官公庁への手続等	・官公庁への提出に当っての監督職員への事前報告 ・地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告	報告書
	19)保険の付保および事故の補償	・建設業退職金共済組合への加入義務(契約締結後1ヶ月以内)	掛金収納書
(3)施工計画書	1)工事概要		
	2)計画工程表	・施工工程順序は適切か。	
	3)現場組織表	・現場代理人、主任技術者等、各管理担当(工程、出来形、品質、機械、安全巡回員、事務等)が適切に配置されているか。	
	4)安全管理	・安全協議会が組織されているか。 ・安全訓練実施計画は適切か。 ・公園利用者の安全確保は適切か。	
	5)指定機械	・設計図書により指定された建設機械に適合しているか。	

種別	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
(3)施工計画書	6)主要材料	・品名、規格および確認方法（承諾、カタログ等）が適切か。	
	7)施工方法 (仮設備計画を含む)	・特記仕様書に指定された工法、対策となっているか。	
	8)施工管理計画	・出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か。	
	9)緊急時の体制および対応	・緊急時の連絡体制は適切か。 ・緊急時の対応組織および緊急用資機材の確保体制は適切か。	
	10)交通管理	・過積載による違法運行の防止指導体制および過積載車両に対する処置方法は適切か。 ・交通整理員配置計画は適切か。 ・現道工事における安全施設配置は適切か。 ・工事用資材および機械等の輸送計画は適切か。	
	11)環境対策	・自然環境保全対策は適切か。 ・騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か。 ・公園利用者および周辺住民への対応および苦情処理計画は適切か。 ・残土、建設廃棄物の処理は適切か。 ・工事完了後の跡片付けは適切か。	
	12)現場作業環境の整備	・現場事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場および現場周辺の景観への配慮は適切か。 ・地域周辺行事への積極的参加。 ・雑排水、屎尿、ゴミ等の処理対策は適切か。	
	13)再生資源の利用の促進	・建設副産物の適正な処理および再生資源の活用が図られているか。 (再生資源利用促進計画書) (再生資源利用計画書)	

## ■工事実施状況

検査項目	検査留意事項	検査方法	備考
1) 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画工程と実施工程との整合</li> <li>・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し</li> <li>・工程回復努力</li> </ul>	実施工程表	
2) 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全協議会の活動状況</li> <li>・安全訓練の実施状況</li> <li>・過積載運行防止指導状況および過積載車両に対する処理結果</li> <li>・交通整理員および安全施設配置状況</li> <li>・公園利用者の安全対策状況</li> </ul>	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真	
3) 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な試験機関での実施</li> <li>・試験成績表が規格を満足</li> <li>・2次製品のカタログ・パンフレットの貼付</li> </ul>		
4) 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書どおりの施工方法 写真</li> </ul>		
5) 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な試験立会頻度</li> <li>・社内検査実施状況、結果および改善処理結果</li> </ul>	写真 写真、関係資料	
6) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応努力</li> </ul>	写真、関係資料	
7) 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全に対する適切な処置</li> <li>・騒音、振動、塵埃、水質汚濁の適切な処理</li> <li>・苦情に対する適切な処理</li> <li>・残土、建設廃棄物の適切な処理</li> <li>・再生資源の適切な処理</li> <li>・工事完了後の跡片付けの適切な処理</li> </ul>	マニフェスト、写真	
8) 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所、作業宿舎等の景観への配慮の積極的な実施</li> <li>・地域周辺行事への積極的な参加</li> <li>・雑排水、屎尿処理、ゴミ等の対策</li> </ul>	写真、臨場 写真	
9) 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示・承諾、協議等の適切な処理(区分、時期、内容)</li> <li>・管理手法、整理手法の適格性・創意工夫</li> </ul>		

## ② 出来形状況の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法および出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、下表の検査内容および検査密度により現地で実測し、確認を行う。ただし、外部から目視確認、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行う。

表3-4 出来形検査の実施一覧表

工種			検査内容
共通	一般施工	共通的工種	矢板工 基準高、変位、根入長、延長 法枠工 吹付工 植生工 厚さ、法長、間隔、幅、延長
		基礎工	基準高、根入長、偏心量
		石ブロック	基準高、法長、厚さ、延長
		一般舗装工	路盤工 基準高、幅、厚さ 舗装工 基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長
		土工	基準高、幅、法長、法勾配
		道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長
		橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位
		橋梁上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンパー
		コンクリート橋上部	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー
		トンネル	基準高、幅、厚さ、深さ、高さ、間隔、延長
標識	施設工		材質、幅、高さ、表示内容、設置位置、方向、数量
植栽	植栽工		樹高、幹周、枝張、数量、植穴、支柱
その他の構造物			工種に応じ 基準高、幅、厚さ、高さ、法長、長さ、等

### ③ 品質の検査

品質の検査は、品質および品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、下表の検査内容および検査方法により行う。ただし、外部から目視確認、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行う。

表3-5 品質検査の実施一覧表

工種		検査内容
共通	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質および形状は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul>
	基礎工	<ul style="list-style-type: none"> <li>支持力は、設計図書等と対比して適切か。</li> <li>基礎の位置、上部との接合等は適切か。</li> </ul>
	土工	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。</li> <li>支持力または密度は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul>
	無筋、鉄筋コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul>
	構造物の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物または付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul>
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤工           <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤材料の合成粒度は、設計図書等と対比して適切か。</li> <li>支持力または締固め密度は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul> </li> <li>アスファルト舗装工           <ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト使用量、骨材粒度、密度および舗設温度は、設計図書等と対比して適切か。</li> </ul> </li> </ul>

### ④ 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付け等の程度および全体的な美観は良好か等、全体的な外観について目視確認により行う。

例えば、コンクリートの表面仕上げは豆板もなく美しく仕上がっているか、擁壁、ブロック積み、路肩等の法線のとおりかどうか、法面処理、雨水処理の構造が良好か、取付け部分のすり付け施工は良好か、標識の表示・仕上・方向は適切か、植栽樹木の枝葉の付き具合は適当か、構造物は周辺の自然景観に馴染んでいるか、などを実施する。

### ⑤ 検査結果の処理

検査終了後、検査職員は受注者に対し検査結果の通知と講評を行う。

### (3) 検査結果の報告

検査が終了したときは、次の調書などを提出することになっている。

#### ① 納付の完了の確認（会計法に基づく検査）

納付の完了を確認したときは、検査職員は工事の完成または、既済部分の出来高を確認した検査調書を作成し契約担当官に提出する。

##### ・納付の完了の確認

工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していく、発注者として受け取り、その代価を支払ってよいことを確認すること。

#### ② 検査結果の復命

技術検査を完了したときは、検査職員は技術検査復命書を作成し、遅滞なく検査命令書に復命する。

#### ③ 検査結果の成績評定

検査を完了したときは、検査職員は工事成績の評定者の一人として、厳正かつ的確な工事成績評定を実施する。

工事成績評定については、第6編工事成績評定に述べる。

## 2 書面を中心とした検査

### (1) 設計図書の内容の把握

設計図書は、発注者が示した工事目的物の特徴、品質、性能、形状寸法、および施工に当たっての条件等であり、その内容を十分理解しておくことは検査を行うに当たっての基本的な事項である。

設計図書の内容の把握は以下の点に留意する。

- ① 工事場所の周辺地域の状況など工事の施工環境について、工事位置図、平面図、完成写真等から概要を把握しておく。
  - ア どのような自然環境地域（保護の重要度、利用状況）での工事か。
  - イ 山岳地の地形条件の厳しい中での工事か。
  - ウ 供用中の施設の機能を維持しながらの工事か。
  - エ 他の施設への影響あるいは利用者等の安全対策を十分考慮すべき工事か。等
- ② 工事目的物の形状寸法、品質、性能等の一般的な把握および主要な工種は何か。
- ③ 施工に当たって特別な条件を付していれば、その内容を把握する。
- ④ 検査時に不可視となる部分で、写真等での確認に技術や時間を要するものは何か。
- ⑤ 検査時においては出来形の測定が容易ではなく、後続する工事に出来形精度が影響するものがあるか。

## (2) 契約履行に伴う関係書類

工事の請負契約を締結し、契約を履行するのに伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴う関係書類等が整備される。

これらを便宜上、契約関係書類と工事関係書類に分けて以下の説明に用いる。

### ① 契約関係書類

契約関係書類には、工事契約書をはじめとする下記のものがある。

表3-6 契約関係書類

工事契約書	現場発生品届	部分完成届
工事着工届	支給品引渡通知書	部分引渡書
現場代理人等通知書	支給品受領書	工期変更協議書
工程表	支給品精算書	施工体制台帳および施工体系図
請負代金内訳書	貸与物品引渡通知並びに受領書	工事カルテ
工事履行報告	中間前払金認定請求書	その他
完成届	既済部分検査申告書	
工事引渡書		

契約関係書類は契約によって異なるので、前記表の書類がどの工事の請負契約においても必ず全て必要ということにはならない。しかし、検査時には契約に基づく必要な書類は整っていることが必須条件である。

### ② 工事関係書類

工事の施工に伴い、工事施工に関する手続き書類や、施工管理資料等が整備されていく。

これらの書類は工事の施工に伴い段階的に整備されていくので、工事関係書類と呼ぶことにする。工事関係書類には下記のものがある。

表3-7 工事関係書類

施工計画書	工事打合簿（報告綴）	出来形管理図表綴
工程表	工事打合簿（その他綴）	休日、夜間作業届綴
工事打合簿（指示綴）	使用材料の品質証明書等綴	その他（安全管理、関係機関との打合簿等）
工事打合簿（承諾綴）	材料確認仮綴	工事写真アルバム（初・含む）
工事打合簿（協議綴）	段階確認書綴	完成写真
工事打合簿（提出綴）	品質管理図表綴	

工事関係書類は、工事が設計図書に適合したものであるかどうかを確認する上で、現地で確認できるものと同じく重要なものであり、かつ、工事成績評定を行う上でも重要なものである。検査は、これらの書類をもとに受注者との対話を通じて、品質や出来形に関する疑問点を聞き取ったり、工事施工における受注者の創意工夫や、地域住民との協調、環境対策、安全管理への取り組みなどについて実施する。

### (3) 工事実施状況の検査

#### ① 契約書類等の履行状況

契約書類の履行状況は、前ページに掲げた契約書類に基づき検査する。契約によっては不用な書類もあるので検査に当たっては、まず必要な書類が整っているかどうかを確認する。

つぎに日付を追って整理された関係書類に目を通し、当初契約の内容、工期、工事内容の変更内容とその理由を把握するとともに、以下の点に留意する。

- ア 主任技術者等の資格は、経歴書、合格証明書等により検査する。
- イ 工事の一時中止の理由および手続きについて把握する。
- ウ 工期変更の協議（工期変更対象通知、変更協議書）について処理結果を把握する。
- エ 工事に伴う事項について、報告は適切に行われているか。事故の内容は事故報告書により把握する。
- オ 支給品、貸与品、現場発生品の処理は適切に行われているか。

#### ② 施工体制台帳および施工体系図、工事カルテ

施工体制台帳および施工体系図並びに工事カルテの検査に当たっては、これらが契約において義務づけられた趣旨を理解しておく。検査は以下の点に留意する。

- ア 施工体制台帳および施工体系図が提出されているか。
- イ 下請負いの契約内容が契約書の規定（一括委任又は一括下請負の禁止）に抵触していないか。
- ウ 概略の施工分担について把握しておく、工事実施状況の検査時の参考とする。
- エ 施工体系図の掲示状況については、仮設物の設置状況写真等により検査する。
- オ 「工事カルテ」は提出前の監督職員の確認を受けているか。
- カ 「工事カルテ受領書」の写しが提出されているか。

#### ③ 工事施行状況

##### ア 施工計画書

施工計画書は、契約図書には含まれてないか、受注者が工事の施工方法を表した重要な資料であり、工事実施状況について記載事項と対比しつつ検査を行う必要があるので内容を把握しておく必要がある。

留意点は以下のとおりである。

- a 工事概要
  - ・設計図書と対比されているか。
- b 計画工程表
  - ・施工の工程、順序は適切か。
- c 現場組織表

- ・現場代理人、主任技術者等、各管理担当（工程、出来形、品質、写真、安全、機械、事務）、安全巡視員等が適切に配置されているか。

d 安全管理

- ・安全管理に必要な組織作り並びに責任者は適切か。
- ・月半日以上と規定されている安全教育・訓練計画は適切か。
- ・公園利用者および第三者施設と近接して工事を行う場合の安全対策は適切か。
- ・危険物を使用する場合の安全対策は適切か。

e 指定機械

- ・掲載漏れは無いか。
- ・設計図書に指定されている内容と比べて適切か。

f 主要資材

- ・掲載漏れは無いか。
- ・品名・規格および材料試験の方法等は適切か。

g 施工方法（仮設備計画を含む）

- ・仕様書等に示された工法、手順に適合しているか。
- ・通常の方法により難い場合で、あらかじめその理由と対処方法を施工計画書に記載している事項（承諾によらず、施工計画書に記載すると規定されているもの。）の記述については、他の基準等に照らして目的にあってるかを判断する必要がある。この場合、記載内容のみでは分かりにくい場合は追加資料を含めた説明を受注者に求める。
- ・重要な仮設物（任意仮設）に関する考え方は適切か。

h 施工管理計画

- ・適切な工程管理計画が立てられているか。
- ・記載内容が「品質管理基準」「出来形管理基準」「写真管理基準（案）」と対比し、適切か。

i 緊急時の体制および対応

- ・緊急時の組織体制、および連絡体制は適切か。
- ・緊急時の資機材の確保体制は適切か。

j 交通管理

- ・供用中の道路に対する交通整理員を含む安全施設の配置計画は適切か。
- ・過積載による違法運行の防止指導体制および過積載車両に対する処理計画は適切か。

k 環境対策

- ・自然環境保全への対策は適切か。
- ・工事現場周辺への騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か。
- ・苦情処理計画は適切か。
- ・跡片付けは適切か。

### 1 現場作業環境の整備

- ・現場事務所、作業員宿舎、休憩所、作業現場の位置は適切か。
- ・現場事務所、作業員宿舎、休憩所、作業現場および現場周辺のイメージアップ対策は適切か。
- ・地域、公園利用者へのPR活動は適切か。

### m 再生資源の利用の促進

- ・建設副産物の適正な処理および再生資源の活用が図られているか。
- 最近は、施工計画書をマニュアル化している会社が多く、提出された施工計画書の施工方法が実際の工事と違っていたり、主任技術者等が施工計画書そのものを理解していないケース等が見受けられるので注意を要する。

### イ 工事打合せ記録

工事打合簿は、指示綴り、承諾綴りのようにその区分毎に整理されるのが一般的である。各綴りにより工事打合せが書面で適切に行われているか、工事打合せの結果が契約に適切に反映されているかなどを検査する。

結果に当たっては以下に留意する。

- 指示は発注者が発議し、承諾・提出・報告は受注者が発議し、適切に処理されているか。
- 協議は一方通行になっていないか（処理されているか。）。
- 本来、指示すべき事項を承諾で処理していないか。

### ウ 使用材料

詳細は、（5）品質の検査の項で述べる。

### エ 施工状況

施工計画書、工事記録写真（デジタルカメラまたはビデオを含む。）等をもとに受注者からのヒアリングにより検査する。

施工状況の検査は、他の目的で撮影された工事記録写真にも情報が多いので、多目的写真の背景から施工状況を読み取ることも大事である。

検査は以下の点に留意する。

- 施工計画書に記載された施工方法で実施されているか。
- 設計図書の規定に合致した施工方法で実施しているか。

以下に工種毎のおもな留意事項を2～3例挙げる。

（作業土工）

- ・発破による掘削の場合、設計図書に定める断面を超えて掘削する必要が生じた

場合、事前に監督職員と協議しているか。

- ・床掘りに伴う適切な湧水および滯水対策がなされているか。

(矢板工)

- ・ウォータージェットによる矢板の施工の場合、最後の打ち上りを落錘で貫入させているか。
- ・矢板の施工にあたり、施工記録を整備・保管しているか。

(法枠工)

- ・枠の支点部分は適切に補強されているか。
- ・中詰の空隙対策は適切か。

(吹付工)

- ・コンクリートおよびモルタルの配合は、設計図書によっているか。
- ・吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によっているか。

(植生工)

- ・張芝の施工前の不陸製生状況、土羽打状況、芝串固定状況（1枚当たり2~3本）は適切か。
- ・厚層基材吹付の施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物を除去し、吹付厚さが均一になるように施工しているか。

(防止柵工)

- ・防止柵の種類および設置位置は、設計図書によっているか。

(基礎工（既製杭）)

- ・設計図書に従い試験杭を施工しているか。
- ・設計図書に示す深度に達する前に打込み不能となった場合、また、設計図書に示された支持力に達しない場合、原因の調査を行い、処置方法について監督職員と協議しているか。
- ・打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、監督職員の承諾を得ているか。

(基礎工（場所打杭）)

- ・設計図書に従い試験杭を施工しているか。
- ・設計図書に示す深度に達する前に掘削不能となった場合、原因の調査を行い、処置方法について監督職員と協議しているか。
- ・設計図書に示す打上り面より50cm以上高く打込み、硬化後設計図書の高さまで取壊しているか。

(石・ブロック積（張）工)

- ・コンクリートブロック工の練積み（張り）における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、監督職員の承諾を得ているか。
- ・直接ブロックの連結材の接合方法は、あらかじめ施工計画書に記載しているか。
- ・石積（張）工の水抜き孔等の施工で、設計図書によりがたい場合、監督職員と

協議しているか。

(アスファルト舗装工)

- ・下層路盤、上層路盤の施工において、設計図書の規定を満足するよう締固められているか。
- ・路盤においてセメントおよび石灰安定処理を行う場合、設計図書の規定に従っているか。
- ・路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合、設計図書の規定に従っているか。
- ・基層および表層の施工を行う場合、設計図書の規定に従っているか。

(コンクリート舗装工)

- ・アスファルト舗装工(3点目まで)と同様とする。
- ・コンクリートの配合基準は設計図書の規格に適合しているか。
- ・コンクリート舗装の目地を施工する場合、設計図書の規定に従っているか。

(地盤改良)

- ・路床安定処理工において、散布終了後に適切な混合機械を用いて設計図書に示された高さまで混合しているか。
- ・表層安定処理工において、安定剤の配合について施工前に配合試験を行う場合は、締固めによる安定処理土の一軸圧縮試験方法または締固めを伴わない安定処理土の試験方法の各基準によっているか。
- ・バーチカルドレーン工において、ドレーン内への投入材の投入量を計測し、重填したことを確認しているか。
- ・締固め改良工において、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設等へ影響を及ぼさないよう施工しているか。
- ・固結工において、施工中における施工現場周辺の振動の影響を把握しているか。

(構造物撤去工)

- ・工事発生品について、数量を確認のうえ所定の手続をとっているか。
- ・工事の施工に伴い生じた建設副産物について、適正な処理および再生資源の活用を図っているか。

(仮設工)

- ・工事完了後、仮設構造物を安全に撤去し、原型に復旧しているか。
- ・工事により発生する濁水を関係法令等に従い、適正に処理を行い放流しているか。
- ・突風等で足場が転倒あるいは落下することのないよう荷重に耐え得る構造となっているか。また、高所へ足場を設置する場合、手すり等防護工を実施しているか。

(道路土工)

- ・設計図書における土および岩の分類の境界を確認し、確認のための資料を整備・保管しているか。
- ・締固め作業実施にあたって、適切な含水比の状態で施工しているか。
- ・土の採取にあたり、採取場の維持および修復について、採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土質に著しい変化があった場合、その処置方法について監督職員と協議しているか。
- ・路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、監督職員と協議しているか。
- ・盛土工作作業中、沈下等の有害な現象があった場合、その処置方法について監督職員と協議しているか。

(コンクリート工)

- ・レディーミクストコンクリートは JIS マーク表示許可工場の中から選定しているか。また、工場の配合に臨場し、確認資料を整備・保管しているか。
- ・施工に先立ち、配合試験を行い、配合表を監督職員に提出・承諾を受けているか。
- ・練りませてから打ち終わるまでの時間は、所定の時間内となっているか。
- ・コンクリートの露出面を所定の期間、養生用マット・ぬらした布等で覆うか、散水・湛水を行い、湿潤状態を保っているか。

(鉄筋工)

- ・鉄筋のかぶりを保つようコンクリート製あるいはモルタル製のスペーサーを配置しているか。これ以外のスペーサーを使用する場合、使用前に監督職員の承諾を得ているか。
- ・設計図書に示していない鉄筋の継手を設けるとき、継手位置・方法について、施工前に監督職員に提出し、承諾を得ているか。
- ・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおり施工できない場合、その処置方法について、監督職員と協議しているか。ガス圧接について、品質管理基準により管理しているか。

(特殊コンクリート工)

- ・暑中コンクリートにおいて、減水剤および AE 減水剤の使用にあたっては、JIS 6204 に適合する遅延形のものを使用しているか。寒中コンクリートには、AE コンクリートを使用しているか。
- ・暑中コンクリートは、コンクリートの温度を打込時 35°C 以下に保っているか。
- ・寒中コンクリートは、打込み時の温度は 5~20°C の範囲に保っているか。
- ・水中コンクリートは、設計図書に示す高さまたは水面上に達するまで、連続して打込んでいるか。

(道路改良工)

- ・法枠工、吹付工、基礎工（既製杭ほか）、コンクリート工等、該当工種を参照。

## (橋梁下部工)

- ・作業土工、基礎工（既製杭ほか）、コンクリート工等、該当工種を参照。

## (鋼橋上部工)

- ・現場継手手工の締付け確認は設計図書の規定によっているか。
- ・現場塗装工における被塗物の素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じた仕様を適用しているか。
- ・可動支承の締付け位置を、施工時の気温と設計時の標準温度の差を考慮し、上沓と下沓の相対位置を決定し、監督職員に報告しているか。

## (コンクリート橋上部工)

- ・プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しているか。

## (トンネル工)

- ・施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工、履行の変状の有無を確認し、その状況を記録し監督職員に提出しているか。
- ・設計図書に示された設計断面が確保されるまで掘削が行われているか。
- ・吹付コンクリートの仕上り厚は、設計図書のとおりか。
- ・ロックボルトの打込み本数及び長さは、設計図書のとおりか。
- ・鋼アーチ支保工は設計図書または監督職員の指示する間隔毎に正確に建込んでいるか。

## (園路・広場工)

- ・路床面、路盤面に異常を発見した場合、処置方法を監督職員と協議しているか。
- ・敷地状況、公園施設との取り合いを考慮しているか。
- ・転圧は適切に行われているか。

## (案内・解説施設工)

- ・使用する材料は設計図書によっているか。
- ・監督職員と協議の上、位置決めを行っているか。
- ・設置に当たって監督職員と現地立会により決定しているか。

## (植栽工)

- ・植栽する樹木等の枯損等を防ぐための処置は適切か。
- ・配植の仕方は景観、演出等について十分考慮されているか。
- ・植栽木の形状は自然風に仕上げているか。

## オ 施工管理

施工管理の状況は、施工計画書、工事記録写真、出来形管理資料、品質管理資料をもとに検査する。受注者は、発注者から示された施工管理基準および規格値に適合するよう施工管理を実施することが必要であり、必要な頻度で測定や試験等が実施され、

記録として整備された状況について検査する。

整備された資料の内容、即ち出来形や品質そのものについての検査は、(4) 出来形の検査、(5) 品質の検査で述べる。

検査は以下の点に留意する。

- a 必要な頻度で測定や試験等が実施され、その記録がもなく整備されているか。
- b 施工管理の目的を理解して実施しているか。
- c 測定記録や写真は対になっているか。あるいは、整合は取れているか。
- d 写真はその目的に合った撮影がされているか。
- e 資料の整理は的確でわかりやすく、正確で信頼性があるか。

#### カ 緊急時の対応

事故や災害のように予期しない事態が工事中に発生した場合の受注者の対応について、工事記録写真、関係資料をもとに受注者からのヒアリングにより把握する。

緊急時における受注者の体制と対応は、施工計画書に記載されているので、これらと対比しながら監督職員や関係機関との連絡、被災者の救護、工事現場の措置等について把握する。

#### キ 環境対策

工事記録写真、関係者との打合せ記録、受注者からのヒアリング等により、施工計画書に記載された環境対策に対する実際の取り組みについて、以下に留意して把握する。

- a 工事現場周辺の自然環境に配慮し、実施した内容。
- b 工事現場周辺の生活環境に配慮し、実施した内容。
- c 環境対策実施内容の効果（住民、公園利用者の反響等）
- d 苦情があった場合の処置は適切か。
- e 残土、建設廃棄物の処理は適切に行われていたか（マニフェスト等を使用し、現場搬出時から処分場への搬入までの管理についても適切に行われているか。）。

#### ク 現場作業環境

工事記録写真、受注者からのヒアリングにより、施工計画書に記載された内容の実際の取り組みについて、以下に留意して把握する。

- a 自然環境に配慮した場所の選定。
- b 工事現場のイメージアップとして実施した内容。
- c 作業環境の改善に取り組んだ内容。
- d 地域住民とのコミュニケーション、地域行事への参加。
- e 取り組みの反響（住民、公園利用者、作業員等）。

#### ケ 書類整理

工事関係書類全般にわたって、書類整理の的確性、管理資料と工事記録写真の整合性、見易いあるいは理解しやすい工夫等について把握する。

留意点は以下のとおり。

- a 工事打合簿の処理は適切に行われているか。
- b 必要な書類がすぐに提示できるように分類し、整理されているか。
- c 必要な書類がもれなく整備されているか。
- d 工事記録写真は、その目的にあった撮影がされているか。あるいは被写体に目的に合うような工夫等がされているか。
- e 植栽工、鉄筋工の出来形写真のように説明用の豆図を添付した方がわかりやすいものには、そうした工夫がされているか。
- f 管理資料と記録写真との整合は図られているか。
- g 工事記録写真はわかりやすく整理され、必要な写真の所在がすぐに見分けられるようになっているか。

#### ④ 工程管理

施工計画書に添付された計画工程表に工事の進捗に伴う工程管理を行った実施工工程表の掲示を受け、検査を実施する。工程管理に関して工事打合せを行っている場合があれば、工事打合簿も検査する。また、休日・夜間作業届も参考にする。

検査は、以下の点に留意する。

- ア 工事開始日後 30 日以内に工事に着手しているか。
- イ 計画工程と実施工程は整合しているか。
- ウ 変更指示、一時中止等条件変更に対する適切な工程見直しを実施していたか。
- エ 工程に遅れが生じたとき、原因の究明及び回復の為の努力を含む工程の見直しがなされていたか。

#### ⑤ 安全管理

提出を義務づけられた書類は少ないので、他の目的で撮影された工事記録写真やビデオ、自主的に整備された安全巡視記録、安全協議会の記録等をもとに受注者からのヒアリングにより、以下に留意して検査する。

なお、工事に伴う事故が発生した工事では、受注者から事故報告書が提出されているので、これをもとに事故の内容、原因、実施対策等について把握しておく。また、出水による災害等、不可抗力による災害に発生した工事では、関係書類の提示を求め、安全管理上の措置について受注者から聞き取る。

- ア 安全管理のための組織は設けられているか。その活動状況はどうか。
- イ 工事の完全確保に関する法令規則に合致した施設配置や施工方法をとっているか。
- ウ 作業員全員の参加による安全に関する研修・訓練を月当たり、半日以上行っているか。

- エ 設計図書に安全施設の配置条件が示してあれば、条件を満たしているか確認する。
- オ 過積載運行防止指導および過積載車両に対する処置は適切か。
- カ 交通整理員や安全施設の配置は適切か。
- キ 公園利用者のための安全措置は適切か。

#### (4) 出来形の検査

書面で行う出来形の検査は、出来形管理の資料および工事記録写真により行う。出来形管理の資料は、検査時に現地で出来形寸法を測定できるものも含めて整理されている。まず、出来形管理基準により工種別に定められた出来形の測定基準に適合した頻度で、必要な測定項目について実施され、その結果がその工種の出来形の規格値を満足しているか否かを検査する。

つぎに、検査技術基準に定められた検査密度以上でかつ偏りのないように検査箇所を決め、設計図書に示された基準高等の数値と写真管理基準により撮影された出来形管理写真、出来形管理資料等により記録された出来形数値を対比、確認を行う。書面による出来形の検査は、「3書面および実地で行う検査」と重複するので、具体的な検査手順は後述する。

なお、出来形についての資料が不足していたり、資料の信頼性が著しく欠けるため出来形の適否を判定することが困難で、必要と判断される場合は契約書の定めるところにより掘り起こしなどの破壊検査を実施し適否を判定する。

検査は以下の点に留意する。

- ① 出来形管理の目的を理解して管理されているか。
- ② 出来形寸法の測定結果と出来形写真に写った寸法は対になっているか。
- ③ 検査時に測定ができない出来形を示す写真はそろっているか、また、測定値が確認できるように撮影されているか。
- ④ 管理図表による出来形のバラツキの程度を把握するとともに、出来形管理上問題となるような結果の有無および、その対策をとったか。

#### (5) 品質の検査

品質の検査は、使用材料と施工品質の検査に分けられる。

##### ① 使用材料

使用材料については、仕様書で事前に品質を証明する資料を添えて監督職員の確認又は提出を義務付けた指定材料以外については、受注者が品質を確認して資料を整備・保管し検査時に提出することになっている。このため使用材料の検査は、使用材料の資料および手続きが整っているか、品質証明書等の内容が仕様書等に適合しているか、および、実際に使用された材料と品質証明書等が対になっているか検査する。検査は以下の点に留意する。

ア 使用材料の資料および手続きが整っているか。

- a 使用する材料の品質を証明する資料を漏れなく整備・保管しているか。

- b 仕様書において確認を受けることとしている工事材料について、その外観および品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し確認を受けているか。
  - c 仕様書において見本又は資料を提出することとしている工事材料について、見本または資料を提出しているか。
  - d 仕様書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または、仕様書に示された方法・頻度により試験を行っているか。
- イ 品質性能が設計図書に適合しているか否か、使用された材料と品質証明書等が対となっているか。
- a JIS 製品
 

提出された製造業者のミルシートと、設計図書に示された規格（JIS 番号・種類の呼び名・寸法）を対比検査する。つぎに、実際に使用された材料と証明書が対となっているかを、材料に添付されていたラベル、または製品に付された印字の写真等を含む受注者の確認資料（場合によっては監督職員による確認資料）により品質証明書と規格、ロットナンバー、製造年月日等と対比し検査する。
  - b 構造機能を指定された JIS 以外の二次製品
 

提出された構造計算書、構造図、および使用材料等の品質証明資料により、指定された諸数値（構造計算の過程を含む）、品質を満足しているか検査する。つぎに、実際に使用された材料と証明書が対となっているかを材料に添付されていたラベル、または製品に付された印字の写真等を含む受注者の確認資料（場合によっては監督職員による確認資料）により品質証明書と種類、寸法等の呼び名、製造年月日等と対比し検査する。
  - c 構造寸法、材質等を指定された JIS 以外の二次製品
 

提出された構造図および、使用材料等の資料により指定された数値、品質を満足しているか検査する。つぎに、実際に使用された材料と証明書が対となっているかを、材料に添付されていたラベル、または製品に付された印字の写真等を含む受注者の確認資料（場合によっては監督職員による確認資料）により品質証明書と種類、寸法等の呼び名、製造年月日等と対比し検査する。
  - d 設計図書で試験を行うこととされている材料（半製品を含む）
 

提出された試験結果（配合報告書を含む）により、設計図書に適合しているかを検査する（工種別に定められた試験項目を試験基準に適合する頻度で実施されているか、試験結果は規格値を満足しているか）

## ② 施工品質

検査は、品質管理の資料および工事記録写真により行う。品質管理基準によって工種別に定められた試験項目について、その試験基準に適合する頻度で試験が実施されているか、試験結果が規格値を満足しているかを検査する。試験項目は必須項目とその他に分けられているので注意する。

品質についてその資料の不足や資料の信頼性が著しく欠けるため品質の適否を判定することが著しく困難で、必要と判断される場合は、契約書の定めるところにより現場から資料を抜き取る等の破壊検査を実施し、適否を判定する。

検査は以下の点に留意する。

- ア 品質管理の目的を理解して管理されているか。
- イ 管理図表による品質のバラツキの程度を把握するとともに、品質管理上問題となるような結果の有無およびその対策をとったか。
- ウ 品質管理において受注者が創意工夫した事項の有無および内容。

### 3 書面および実地で行う検査

#### (1) 出来形の検査

出来形は検査時に、実地において出来形寸法を測定可能な出来形部分と、測定不可能な出来形部分がある。実地において測定可能な出来形検査は、実地で検査職員が実測し出来形を確認するのを原則とする。実地において測定不可能な出来形検査は、書面（出来形管理資料、出来形管理写真）により実施する。

検査の手順は次のとおりである。

- ① 書面により出来形寸法が規格値を満足しているかを確認する。
- ② 出来形寸法の検査箇所と検査内容を決定する。
- ③ 検査箇所について、実地において検査内容の出来形寸法の測定を行う。
- ④ 測定結果が規格値を満足しているか、また、出来形管理資料と対比し、受注者の出来形管理精度を把握する。
- ⑤ 適否の判定
  - ア 書面により出来形寸法が規格値を満足しているかを確認する。
    - a 最初に、出来形管理基準および規格値に定められた工種別の測定項目について測定基準に適合する頻度で出来形管理が行われているかを確認する。
    - b 出来形寸法が規格値を満足しているか、全数確認する。その内の一部について、出来形管理写真との整合を確認する。
    - c 管理された出来形寸法のバラツキの程度について確認する。この時、測定結果総括表、出来形管理図表等を活用すると便利である。
  - イ 出来形寸法の検査箇所と検査内容を決定する。
    - 検査技術基準に定められた検査密度以上で、かつ偏りのないように検査箇所および検査内容を決定する。
  - ウ 検査箇所について、実地において検査内容の出来形寸法の測定を行う。

- a 実地において出来形寸法の測定ができない出来形部分は、あらかじめ出来形管理資料から該当する出来形寸法を抜き出して確認しておく。
- b この場合、実地での観察により必要と判断される場合には、契約書に定められている最小限度の破壊検査として以下に例示するような検査により出来形の確認を行う。
  - ・石・ブロック積（張）  
確認の必要な部分を取り壊させて、実測により確認する
  - ・法面工  
確認の必要な部分を掘り起こさせて、実測により確認する
  - ・舗装工  
確認に必要な部分のコアを採取させ、実測により確認する
- エ 測定結果が規格値を満足しているか、また、出来形管理資料と対比し、受注者の出来形管理精度を把握する。  
現地に受注者の出来形管理資料を持ち込み、測定値を併記すると判りやすい。
- オ 適否の判定  
出来形の規格値に基づき適否を判定する。実地における観察、工事記録写真、出来形管理資料等により出来形の適否を判定することが著しく困難で、必要と判断される場合は、契約書の定めるところにより破壊検査を行う。  
実地において出来形寸法の測定が可能な出来形の検査であっても、測定に危険が伴う等の特別な事由がある場合は、書面で検査を行うものとする。

検査は以下の点に留意する。

- a 実地での出来形寸法は、全数検査ではなく、抜き取り方式の検査であるので、出来形寸法の検査箇所を決定する際には、偏りのないように選定するのが基本であるが、書面での検査結果から実地で検査の必要と思われる箇所を選ぶ、あるいは、設計上の重要なポイントがあれば、その箇所も選定するなど、検査箇所の決定に配慮する。
- b 実地での検査は時間的な制約があるので、設計図書で把握した工事内容から、主要工種を中心にして各工種のバランスがとれるように配慮した効率的な検査を心がける。
- c 出来形寸法検査基準に明記されていない工種については、類似工種の検査内容、検査密度を参考にして検査を実施する。
- d 橋梁下部工のように、その出来形精度が後続する工事に直接影響を及ぼすような工事では、後続工事に支障の生じるおそれのある出来形（平面位置、基準高など）の確認にあたって、第2章1（3）出来形を見る技術で述べたような配慮をする。

## (2) 品質の検査

品質についても出来形と同様に検査時において、実地での目視確認の可能な部分とそうでない部分がある。品質の検査は、書面（品質管理資料、品質管理写真）による検査も重要であるが、現地における目視確認はさらに重要である。

検査の手順は次のとおりである。

- ① 書面により品質が規格値を満足しているかを確認する。
- ② 実地での目視確認を行う。
- ③ 適否の判定

- ① 書面により品質が規格値を満足しているかを確認する。

ア 品質管理基準および規格値に定められた工種別の試験項目について試験基準に適合する頻度で品質管理がなされているかを確認する。

イ 品質が規格値を満足しているか全数確認する。試験方法については、品質管理写真等により確認する。

ウ 管理された品質のバラツキの程度について確認する。

この時、受注者が利用している施工管理システムの測定結果総括表、品質管理図を活用してもよい。

- ② 実地での目視確認を行う。

ア 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認する。また、必要な場合は実測する。

イ 実地の観測を行い、ブロック積のはらみや空隙、盛土の沈下や亀裂、コンクリート表面のクラック、豆板、ジャンカあるいは漏水等など観察結果だけでは品質の確認が困難と判断される場合には、契約書に定められている最小限度の破壊検査として、次に例示するような検査により品質の確認を行う。

### a 石・ブロック積(張)

確認の必要な部分の石・ブロックを抜き取らせて裏込工や地山の状況、水はぬけているかなどを目視により確認する。

### b 無筋コンクリート

確認の必要な部分のコアを採取させてその試験結果により確認する。

### c 鉄筋コンクリート

部分的にコンクリートをはつらせて目視およびシュミットハンマーを利用して確認する。さらに確認の必要がある場合にはコアを採取させて、その試験結果により確認する。

### d アスファルト舗装

確認の必要な部分のコアを採取させてその試験結果により確認する。

### e コンクリート舗装

確認の必要な部分のコアを採取させてその試験結果により確認する。

f 土工

確認の必要な部分を掘り起こさせ、密度測定などの試験結果により確認する。

g 綱構造物

確認の必要な部分のX線撮影結果により確認する。

③ 適否の判定

実地における目視確認あるいは破壊検査による確認の結果および品質管理基準の規格値に基づき適否を判定する。

品質の検査においては、一般的に出来ばえの悪いところは品質に注意を要することが多いので、実地で目視確認できるコンクリートの表面の状況（クラック、豆板やジャンカ、漏水、遊離石灰の付着など）、土の表面の状況（沈下、たまり水や湿潤状態、亀裂、漏水など）、アスファルト舗装面の状況（舗装むら、フラッシュ箇所など）など、実地での目視確認を入念に行うことが基本である。実地での目視確認結果から直ちに破壊検査には至らないが、工事目的物に見られる状況によっては、その原因の追求など必要な処置をとらなければならない。

おもなものを以下に例示する。

ア コンクリートのクラックは重大な問題を含んでいることがあるので、クラックの発生位置、巾、深さ、連続性など構造物の種類に応じた視点で観察および測定を行い、施工方法を把握のうえ、必要に応じて原因追求の手段をとる。

イ 盛土からの漏水、コンクリート表面の漏水、履行コンクリートからの漏水などのように工事目的物からの水のしみ出しについては、周辺の状況を観察するとともに、工事前後の状況と変化、施工方法などについて把握のうえ、必要に応じて原因追求の手段をとる。

ウ コンクリート表面は、型枠、支保工、打設方法、締固め、養生など施工方法そのものの結果を表しているといってよく、見ばえの悪いところは特に注意して観察する。場合によってはテストハンマーやシュミットハンマーで打診するなど簡便な方法を活用する。品質の確認が必要と判断される場合は前述したような、はつり、コアのぬき取りなどの手段をとる。

エ アスファルト舗装面の凹みは盛土工や路盤工の施工不適切の影響が考えられるので、注意して観察する。場合によっては散水させて観察するとよい。凹みについては前述したコア採取のほか、路床土のCBR試験など土の試験も考慮する必要がある。

4 検査の合否判定

(1) 合格、不合格の判定基準

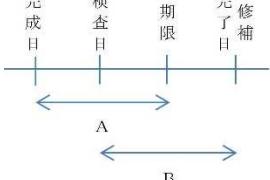
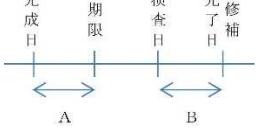
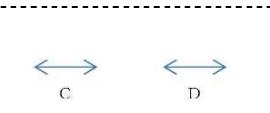
工事が工期内に完了し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば、完成と認められ検査は合格である。これに対して、完成検査によって工事目的物が

設計図書に不適合と判定された場合には、設計図書に適合するように修補（工事目的物の改造）が必要であり、検査職員から修補の指示がなされる。したがって、完成とは認められず、検査は不合格である。

検査に合格の場合は、契約に定められた手続きに入るほか、速やかに工事成績評定が実施されるが、不合格の場合は必要な修補の完了を待って再検査が行われることになる。

受注者は契約図書に基づき工事を工期内に遅滞なく履行する義務がある。工事目的物が設計図書に適合していても、もう一つの契約条件である工期を守らなければ合格とならない。即ち、工期内完成かつ設計図書に適合の条件に満たして、はじめて合格といえるのである。設計図書には工事目的物の完成を裏付けるために出来形管理、品質管理等の資料の整備が義務づけられているが、これらの資料により、工事目的物が設計図書に適合していることが証明されなければならない。また実地においては品質・出来形が、発注者が示した規格値を満足し許容範囲内であると判定されなければならない。受注者の立場からすれば完璧な工事は難しいことであり、軽微な修補はやむを得ないといった考え方があるかもしれないが、軽微な不適合といえども不適合は不適合である。大切なことは、検査により修補を命じられた場合でも工期内、即ち履行遅滞の対象とならない期間に修補が完了することである。この考え方を示す修補の有無と合格、不合格の判定基準を以下に示す。

表3-8 修補の有無と合否の判定基準

ケース	工期内			工期外			考え方
	完成	検査	修補	完成	検査	修補	
①	○	○					合格
②	○	○	○				ただしケース②は修補完了後、再検査で合格
③	○				○		
④	○	○			○		<p>修補期間が <math>A \geq B</math> であれば合格とし、<math>A &lt; B</math> であれば不合格、遅延利息の徴収対象となる。</p> 
⑤					○	○	<p><math>B - A =</math> 履行延滞対象期間</p> 
⑥				○	○		<p>不合格</p> <p><math>C</math> が履行遅延対象期間</p> 
⑦				○	○	○	<p><math>C+D</math> が履行遅延対象期間</p> 

## (2) 修補

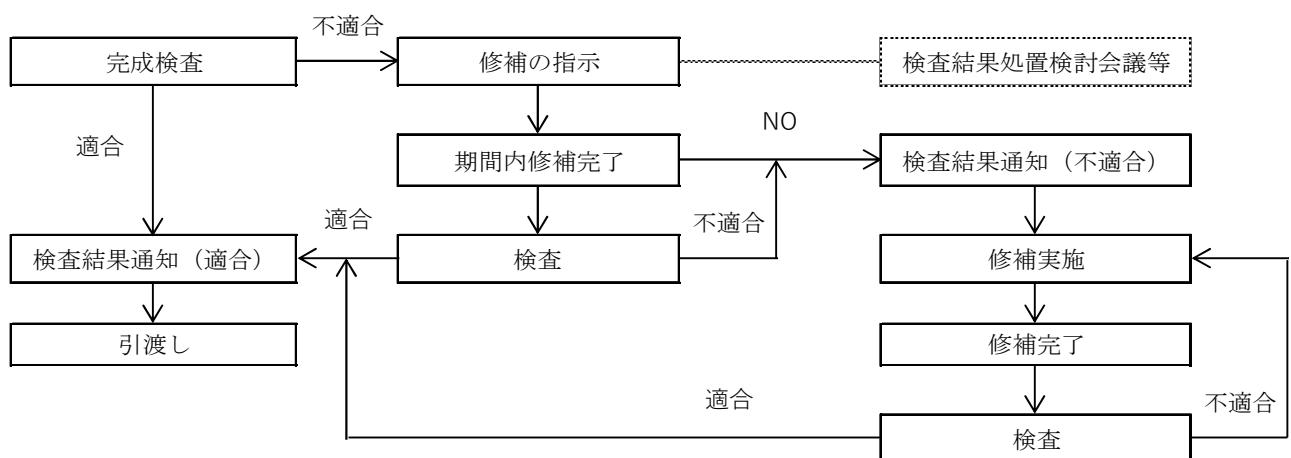
契約書の（検査および引渡し）では「乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなればならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。」となっている。この考え方はすべての修補について規定していると考えるべきである。即ち、修補の中には契約書に定められている履行遅滞の対象とならない、いわゆる工期内に完了する修補と、工期をすぎて履行遅滞の対象となる修補がある。

この場合、前者の修補は工期内に完了し、再検査により適合が確認されれば、完成検査は合格となる。検査結果（適合）を受注者に通知し、工事目的物の引渡し、支払いの手続きに入る。後者は、修補の程度が大きい場合などであり、工期を超過した期間は履行遅滞となる。設計図書に適合かを検査職員一人では判断が困難な場合には、検査職員は合否判定を保留し、発注機関内で協議しその判断に委ねる。いずれにしても設計図書に不適合と判断した場合には検査職員は検査後直ちに受注者に修補を指示しなければならない。

修補が工期内に完了した場合は前述のとおりであるが、工期をすぎた場合はその時点で完成検査は不合格となる。その後は履行遅滞の対象として修補に当たらせる。その修補が完了し再検査で適合か確認されれば完了が認められ、引渡し、支払い手続きとなる。もちろん、この場合には契約書の履行遅滞条項によって、受注者は損害金を支払わなければならない。下図はその流れを示す。

なお、完成検査の期間は工期に含めないので、修補の期間は修補指示のあった日から起算して修補完了までの期間であり、受注者が工事の完成を通知した日から工期までの期間が、この修補期間より大であれば合格となることは前ページに示したとおりである。

図3-2 完成検査と修補



## 第4章 工事完成時等の提出書類

### 1 社内検査

工事が完了した時点で受注者に社内検査を実施させ、「社内検査報告書（様式 6.1(1)）」及び「社内検査実施表（様式 6.1(2)）」を提出させること。

また、社内検査の実施者は、社内検査組織表により届け出た者でなければならない。

### 2 下検査

（1）監督職員は、完成検査前に受注者から提出された「社内検査報告書」を参考として、契約条件及び設計図書の通り工事が完成していることを確認（下検査）しなければならない。

また、施工の実施に伴い作成した各種の工程表、施工図、試験成績、その他各種の関係提出資料についても、整理されていることを確認すること。

（2）工事目的物が契約条件及び設計図書の通り完成されていることが確認され、提出書類及び資料等が完備していると判断される場合には、監督職員は、契約担当官等にその旨を報告するとともに、受注者から「完成通知書（様式 6.1(3)）」を提出させること。

（3）「完成通知書」は、監督職員を経由して提出させること。この場合、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。（工事契約書第9条第5項）

【参考1】工事契約書第32条（検査及び引渡し）第1項

受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

【参考2】工事契約書第9条（監督職員）第5項

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### 3 完成検査

（1）工事完成の通知を受けた日から14日以内に検査を完了し、その結果を受注者に書面により通知しなければならない。（工事契約書第32条第2項）（工事検査結果通知書（様式6.13(1)(2)））

（2）検査に合格したときは、受注者に請負代金の支払いを「請求書（完成代金）（様式1.7(1)）」により請求させること。

なお、請負代金は請求を受けた日から、40日以内に支払わなければならない。

ただし、発注者の責に帰すべき事由により、14日以内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数を、40日から差し引くものとする。（工事契約書第32条）

（3）引渡しにあたっては、「引渡書（様式6.3）」を提出させること。

**【参考1】工事契約書第32条（検査及び引渡し）第2項**

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

**【参考2】工事契約書第33条（請負代金の支払い）**

受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

**4 検査立会い**

- (1) 完成検査時には、受注者側の立会いとして、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び社内検査組織の責任者が立会うよう指導すること。  
また、検査部分の状況により、検査職員から下請責任者等を立会いさせるよう指示があつた場合は、あらかじめ通知をしておくこと。
- (2) 監督職員は、検査職員に立会いを求められた場合は完成検査に立会うこと。

**5 検査調書**

- (1) 検査職員は、検査を完了した場合においては、「検査調書（様式6.12(1)(2)(3)）」を作成しなければならない。（予決令第101条9）
- (2) 契約金額が200万円を越えない契約に係るものである場合は、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。（省令第24条）

**【参考1】予決令第101条9（検査調書の作成）**

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることはできない。

【参考2】省令第24条（検査調書の作成を省略することができる場合）

令第101条の9第1項に規定する財務大臣の定める場合は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であつて、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

## 6 指定部分完成検査

- (1) 工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分の工事を完成したときは、受注者から「指定部分完成通知書（様式6.9(2)）」により発注者に通知させること。  
(工事契約書第39条第1項)  
検査職員による検査前に、監督職員による下検査を実施すること。
- (2) 検査職員による検査を行い問題がなければ受注者に「請求書（指定部分完済払金）（様式1.7(1)）」及び「請求内訳書（指定部分完済払の場合）（様式1.7(3)）」を契約担当官等に提出させること。
- (3) 引渡しにあたっては、「指定部分引渡書（様式6.9(1)）」を提出させること。

【参考】工事契約書第39条（部分引渡し）

工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×（1-前払金額/請負代金額）

## 7 既済部分検査

- (1) 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料等に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について部分払いを請求することができる。  
この場合、あらかじめ当該請求にかかる確認を発注者に「請負工事既済部分検査請求書（様式6.9(4)）」を提出させること。（工事契約書第38条第1項、第2項）
- (2) 監督職員は、既済部分の検査前に既済部分価格内訳書を作成させ、材料（機材）検収、現場の施工状況等について下検査を行い、既済部分の出来型が適正であるかどうかを確認すること。

- (3) 既済部分についての確認検査は、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、検査職員が実施すること。(工事契約書第 38 条第 3 項)
- (4) 確認検査を行い問題がなければ受注者に「請求書（部分払金）（様式 1.7(1)）」及び「請求内訳書（部分払の場合）（様式 1.7(2)）」を契約担当官等に提出させること。

【参考】自然公園等工事既済部分検査出来高算出要領の制定について

(平成 13 年 11 月 5 日付け環境省通知 環自整第 389 号)

【参考】工事契約書第 38 条（部分払）

受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項前段の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

## 8 中間技術検査

中間技術検査は、完成検査及び既済部分検査の時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で必要があれば実施することとする。中間技術検査の対象工事は、特記仕様書

で指定するものとする。

中間技術検査で確認した出来形部分について、その結果を受注者に「中間技術検査確認通知書（様式6.9(4)）」により通知すること。

中間技術検査で確認した出来形部分については完成検査、既済部分検査時の確認を省略することが出来ることとする。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要となった場合はこの限りでない。

## 9 部分使用

- (1) 引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができることとなっている。（工事契約書第34条第1項）その場合、契約担当官等は監督職員又は検査職員に対して「部分使用調書（様式3.12(1)）」及び「別表・別図（様式3.12(3)）」により同意を求める。
- (2) 監督職員又は検査職員は、契約担当官等から同意を求められた場合は、品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を行い「使用部分施行状況確認書（様式3.12(4)）」により結果を記録すること。
- (3) 契約担当官等は、品質及び出来形等の検査（確認を含む。）の結果、使用の同意を得た場合に「覚書（様式3.12(2)）」を受注者と取り交わすこと。

### 【参考】工事契約書第34条（部分使用）

発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## 10 修補

### (1) 軽微な検査指摘事項

- ① 検査を受けた結果、軽微な指摘事項（修補に要する期間が概ね1週間以内のものをいう。）があった場合、契約担当官等は受注者にその旨通知して修補を求める。
- ただし、施工の安全に配慮しなければならないもの（第三者及び施工者に被害等が想定される場合）などは、修補扱いにすべきか慎重に対処すること。
- ② 指摘にかかる修補計画について、監督職員は指導を行うこと。
- ③ 修補が完了した場合、受注者から「修補完了報告書（様式6.2(1)）」を提出させ検査職員又は監督職員が完了の確認を行うこと。
- ④ 検査職員又は監督職員が完了の確認をし問題がない場合は、受注者から契約担当官等に報告されること。

## (2) 重大な検査指摘事項

- ① 検査を受けた結果、重大な指摘事項があった場合、契約担当官等は受注者にその旨を通知して修補を求めるとともに、「検査指摘事項施工計画書（様式 6.2(2)）」を提出させること。
- ② 指摘にかかる修補計画について、監督職員は十分な指導を行い、適正な修補を実施させること。
- ③ 修補が完了した場合、受注者から「修補完了報告書（様式 6.2(1)）」を提出させ監督職員が完了の確認（下検査）を行うこと。
- ④ 監督職員が完了の確認（下検査）を行い、問題がない場合は、契約担当官等は再検査の手続きをとること。

### 【参考】工事契約書第32条（検査及び引渡し）第6項

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

## 11 履行遅滞の場合における損害金等

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により工期内に完成することができない場合においては、損害金の支払いを請求することができることとなっている。（工事契約書第54条第1項）
- (2) 損害金の支払請求に係る遅延日数の考え方は第3章4（1）による。

### 【参考】工事契約書第54条（発注者の損害賠償請求等）第1項

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

## 12 引渡し

- (1) 検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに引渡しを受けなければならない。  
また、受注者が申し出を行わないときは、引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。（工事契約書第32条第4項、第5項）
- (2) 引渡しにあたっては、「引渡書（様式6.3）」を関係書類とともに提出させること。

【参考】工事契約書第32条（検査及び引渡し）第4項、第5項

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

### 13 代理受領

受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができることとなっている。（工事契約書第43条）（代理受領承認願（様式6.4））

### 14 保全に関する資料等

- (1) 工事完成時には、建築物等の保守に関する説明書、機器の取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料及び機器製造者一覧表等、保全に関する資料を「保全に関する説明書（様式6.5(1)）」により整理させること。
- (2) 保全に関する資料の提出部数は特記によること。特記がない場合は2部提出させること。
- (3) 必要な保守工具類及び予備品類を「保守工具類及び予備品調書（様式6.5(3)）」により整理させること。
- (4) 保全に関する資料とともに、必要な保守工具類及び予備品類を「予備品等引渡通知書（様式6.5(2)）」により整理の上、提出させること。

### 15 契約不適合責任（工事契約書第45条）

- (1) 工事目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して「○○工事の履行の追完請求について（様式6.8(1)）」及び「同上（別紙（様式6.8(2)）」により目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求すること。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、修補を請求することができないが、損害賠償の請求はできることとなっている。（工事契約書第45条第1項、第54条第1項）
- (2) 履行の追完請求に対し、受注者から「確認書（履行の追完）（様式6.8(3)）」により回答させること。
- (3) 契約不適合を理由とした履行の追完、損害賠償又は代金の減額の請求、契約の解除は、原則として引渡しを受けた日から2年間以内、設備機器本体等の契約不適合（一般的な注意で発見できないものに限る）についての履行の追完請求は1年間以内に行わなければならない。  
ただし、その不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、これらの期間制限は適用しない。（工事契約書第56条）
- (4) 履行の追完による修補が完成したときは、受注者から「完成届（履行の追完）（様式

6.8(4))」を提出させ、監督職員が履行の状況を確認後、検査職員が検査を行うこと。

検査合格後は「履行の追完引渡書（様式6.8(5)）とともに引渡しを受けること。

【参考1】工事契約書第45条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

【参考2】工事契約書第56条（契約不適合責任期間等）

発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不

適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。  
〔注〕 第9項は住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項の規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。
- 10 略

## 16 工事概要書

- (1) 工事完成時に受注者に作成させ、「工事概要書（様式6.10）」により監督職員に提出させること。
- (2) 原則としてA-3サイズのクリアファイルに整理し、1部を提出させるものとする。
- (3) 工事概要書の記載事項等は次による。

### ① 建物、工作物、設備等概要書

- ア 工事名称
  - イ 所在地
  - ウ 発注者
  - エ 設計者
  - オ 監理者
  - カ 受注者
  - キ 工期
  - ク 整備概要
  - ケ 規模、面積
  - コ 構造
  - サ 主な仕上
  - シ 電気設備
  - ス 空調設備
  - セ 衛生設備
  - ソ その他設備
  - タ 工費（建築、設備、外構工事構成比率、m<sup>2</sup>単価）
- ② 配置図及び案内図（17 完成図を縮小）
  - ③ 各階平面図（17 完成図を縮小）

- ④ 立面図（17 完成図を縮小）
  - ⑤ 断面図（17 完成図を縮小）
  - ⑥ 完成写真（主要部分を撮影）
  - ⑦ 全景パース（提出の要否は特記による）
  - ⑧ 航空写真（提出の要否は監督職員の指示による）
  - ⑨ その他（監督職員の指示による）
- （4）提出を必要とする「工事概要書」については、「第4編第5章3（21）書類の提出基準」によること。

## 17 完成図

- （1）工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、原則としてCADで作成し、A-1サイズのトレーシングペーパーに出力させてデータとともに提出させること。  
また、二つ折り製本を2部提出させること。
- （2）その他詳細については、各工事特記仕様書、標準仕様書及び共通仕様書によること。
- （3）完成図の内容
  - ① 建築工事
    - ア 配置図及び案内図（外構図と兼ねることができる）
    - イ 各階平面図（室名、室面積、耐震壁等を記入する）
    - ウ 各立面図（外壁仕上、設備工事のベンドキャップ、ガラリ等を記入する）
    - エ 断面図（階高、天井高等を記入し2面以上作成する）
    - オ 仕上表（屋内外仕上げ材の色、メーカー名、品番等を具体的に記入する）
    - カ その他監督職員の指示したもの
  - ② 電気設備工事
    - ア 電灯、動力、電熱、雷保護、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、防犯・入退室管理、火災報知等の各階配線図
    - イ 各種機器の仕様詳細
    - ウ 分電盤、動力制御盤、配電盤等の単線接続図
    - エ 各種系統図
    - オ 主要機器設置場所の平面詳細図、配置図
    - カ 各種構内配線図
    - キ 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等を記入する）
    - ク その他監督職員の指示したもの

（注）受変電設備、自家発電設備等については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって代えることができる。
  - ③ 機械設備工事
    - ア 屋外配管図（雨水、排水を含む）

- イ 各階平面図及び図示記号
- ウ 主要機械室平面図及び断面図
- エ 便所詳細図
- オ 各種系統図
- カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、数量等を記入する）
- キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図
- ク その他監督職員の指示したもの

（注）主要機器図は、監督職員の承諾を受けた製作図をもって代えることができる。

④ 展示・内装工事

- ア 平面詳細図、配置図（展示設備設置場所のもの）
- イ 展示設備一覧表
- ウ 主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）
- エ その他監督職員の指示したもの

⑤ 土木・自然環境共生工事

- ア 位置図、案内図
- イ 平面図、縦断図、横断図
- ウ 出来形測量図
- エ 構造詳細図（標識、木道、階段、柵等）
- オ 植栽・植生一覧表（平面図に植栽等の配置を記入したものを添付する）
- カ その他監督職員の指示したもの

## 18 指定工事保証書

- （1）指定工法及び指定材料等の採用施工に伴い、工法、材料等に一定期間の耐用年数保証、性能保証、無償保証等がなされているものについては、受注者、施工者、メーカー（代理店）等の連名の保証書を提出させること。（例：防水工事 10 年、機器類 1 年、B L 製品 2 年など）
- （2）提出を必要とする指定工事保証書については、「第4編第5章3（21）書類の提出基準」によること。  
なお、監督職員が特に必要と認めるものについては、あらかじめ指定して提出させること。
- （3）提出された「指定工事保証書」等は、「指定工事保証書提出一覧表（様式 6.11）」に整理しておくこと。

## 19 完了報告書

契約担当官等は、事業が完成した場合は、すべての事業において「完了報告書（様式 6.14）」を作成し、自然環境局長に提出すること。（「国立公園等整備事務取扱要領」第 11）完成図（A-3二つ折り製本）、完成写真、その他参考となる資料を添付し、原則として A-4 サイズのフ

アイルに整理し、提出用と控え用の2部作成すること。

## 第6編 工事成績評定

### 第1章 工事成績評定

工事成績評定については、「工事成績評定要領の制定について」(平成20年3月28日環境会発第080328005号、環自総発第080328006号)及び「工事成績評定要領の改定について」(平成22年4月20日環境会発第100420002号、環自総発第100420003号 最終改定 平成28年環境会発第1609131号)により実施すること。

工事成績評定における考查項目および考查内容は下表のとおりである。

表6-1 工事成績評定における考查項目

項目	細別	考查内容
1. 施工体制	1)施工体制一般	・施工体制および施工管理体制の評価
	2)現場代理人の運営・取締	・現場代理人の職務の執行についての評価
	3)主任技術者等の技術力	・主任技術者等の技術的判断の評価
2. 施工状況	1)施工状況一般	・適切かつ効率的な施工および品質、出来形管理を実施しているかどうかの評価
	2)工程管理	・適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	3)安全対策	・安全管理措置について適切に実施しているかどうかの評価
	4)対外関係	・対外調整、周辺環境対策等に対して適切に実施しているかどうかの評価
3. 出来形および品質	1)出来形	・出来形管理結果についての評価
	2)品質	・品質管理結果についての評価
4. 出来ばえ	1)自然環境景観への配慮	・自然環境景観への配慮がなされているかどうかの評価
	2)周辺環境との納まり	・周辺環境との納まりが適切かどうかの評価
5. その他 工事特性 創意工夫 社会性等		

#### 1 工事成績評定の目安

##### ① 施工体制

現場の施工体制の評価を行うもので、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、予定技術者の適正配置、建設業法に違反する一括下請がされていないか、申請した書類等に虚偽がないか等を評価する。また、現場代理人の常駐義務および職務の状況、主任技術者等の技術力および専任義務状況等、施工全般にわたり評価を行う。

加点、減点の目安は次のようなものがある。

加 点	減 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の職務の執行に関して、創意工夫または提案が多く、工事現場の運営、取締りが万全である。</li> <li>・施工または管理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。</li> <li>・入札前に申請した工事実績等の書類に虚偽であった事実が判明した。</li> <li>・建設業法に違反する一括下請に該当する事実が判明した。</li> <li>・文書による改善指示がされ、その改善指示に従わなかった。</li> <li>・現場代理人が工事現場に常駐していない。</li> <li>・建設業法で義務付けられる主任技術者等が専任していない。</li> </ul>

## ② 施工状況

現場の施工状況のうち施工状況一般、工程管理、安全対策、対外関係を評価するものである。

- ・施工の過程において設計図書に適合する施工がなされたかどうかを検査においては主に工事関係書類、監督においては監督業務の実施を通じて確認し評価する。
- ・工事記録の写真・ビデオ等により目視確認し評価する。
- ・工程管理については、余裕を持って完成させたか、実施工に無理がなかったか、工程の遅れに対して回復努力がなされたか、あるいは、工程の遅れが品質に影響していないかなどを評価する。
- ・事故発生防止については日常よりその対策に取り組み、未然に防ぐことが大切であり、安全対策の実施状況を評価する。
- ・工事施工過程における周辺環境対策は建設副産物の処理対策、交通渋滞対策および地元関係者、関係機関等との調整状況などを評価する。

加点、減点の目安は次のようなものがある。

加 点	減 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切かつ効率的な施工または管理に関する独自工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。</li> <li>・日常の品質管理および出来形管理が非常に優れており、社内検査体制も確立されて十分に機能している。</li> <li>・見本または工事記録写真等の記録の整備が万</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。</li> <li>・監督または検査の実施に当たり職務の執行を妨げた。</li> <li>・正当な理由がなくて契約を履行しなかった。</li> <li>・契約書に基づく契約の解除を行った。</li> </ul>

<p>全であり、かつ、これが社内品質管理に十分に生かされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な工程管理のもと契約工期内に余裕を持って工事を完成させ、各種制約に係る工程の短縮および地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めた。</li> <li>安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組が非常に優れており、かつ、十分に機能していた。</li> <li>臨機の措置が適切であり、災害等による損害を未然に防止した。</li> <li>対外調整に関して、自ら積極的かつ、的確に対応し、良好な解決に役立った。</li> <li>適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事の進捗が図られた。</li> <li>自ら積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。</li> <li>現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつその対応に独自の工夫が見られ他の模範となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入国管理法に違反する外国法人の不法就労等が判明し、送検等された。</li> <li>契約書に違反する承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承諾を行った。</li> <li>契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより発注者に損害を与えた。</li> <li>労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検等された。</li> <li>設計図書不適合につき改造請求を行うなど工事の施工に当たり設計図書の照査が不十分であったために不適切な施工を行った。</li> <li>見本または工事記録写真等の記録の整備に不備があり監督職員から文書により指示を行った。</li> <li>その他契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により指示を行った。</li> <li>受注者の責により工期を延長し遅滞日数に応じた損害金支払いが生じた。</li> <li>安全管理の措置が不適切であったために、死亡者もしくは負傷者を生じさせた。または重大な損害を与えた公衆損害事故を起したなど、安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書により指示を行った。</li> <li>過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕または送検された。若しくは違法運行があった。</li> <li>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明し、逮捕または送検された、若しくは監督職員から文書により指示が出された。</li> <li>関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないと、発注者に損害を与えた。</li> <li>周辺環境対策への努力（配慮）が極めて悪く、公園利用者・住民からの苦情が多発した。</li> </ul>
--	--

### ③ 出来形及び品質

完成した工事目的物は、設計図書に定められた出来形、品質に適合していかなければならない。

現地における実地検査および施工管理基準による出来形および品質規格値に基づく確認、工事記録写真および出来形図と設計図書との対比などから工事目的物の出来形および品質について評価する。この項目は検査における最も重要な評価項目であり検査・確認などを十分実施する。

加点、減点の目安は次のようなものがある。

加 点	減 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、出来形管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。</li> <li>品質が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書に基づく検査を実施したところ完成が認められなかった。若しくは、修補の指示を行った。</li> <li>見本または工事記録写真等の記録の整備に不備があった。</li> </ul>

### ④ 出来ばえ

構造物は自然との調和及び都市空間の造形等、ひとつのポイントになる人工構造物であり、出来ばえも工事成績評定の重要な要素の1つである。現場に臨場し、総合的に評価する。

加点、減点の目安は次のようなものがある

工 種	加 点	減 点
一般土木工事	土工関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物の通りが良く、切土、盛土構造物の端部処理が的確に出来ており、きめ細やかな施工がうかがえ全体的な美観・納まりが特に良い。	土工関係の仕上げが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄も悪く、全体的な美観・納まりが特に悪い。
構造物工事	コンクリート構造物の肌が特に良く通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され全体的な美観・納まりが特に良い。	コンクリート構造物の肌が悪く、通り、天端仕上げ端部仕上げ等も悪く、クラックが多く、漏水がある等、全体的な美観・納まりが特に悪い。
法面処理工事	コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、植生も均一で全体的な美観・納まりが特に良い。	コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的な美観・納まりが特に悪い。
工 種	加 点	減 点

橋梁工事	桁、部材の出来ばえが特に良く、製作過程で創意工夫が見られ、溶接、塗装に均一性があり、全体的な美観・納まりが特に良い。	部材表面に傷、鏽があり、表面に補修箇所が多く、溶接部に難があり塗装の均一性に欠け、全体的な美観・納まりが特に悪い。
維持修繕工事	小構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、既設構造物と物とのすりつけが良く、全体的な美観・納まりが特に良い。	小構造物の出来ばえが悪く、既設構造のすりつけも悪く全体的な美観・納まりが特に悪い。
設備工事	主設備、関連機器設備、制御設備のバランスがとれたシステムで総合的な運転性能が良く、溶接、塗装、組立に均組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持・管理への配慮が特に良い。	システムのバランス、運転性能が悪く、制作上の補修痕跡が多く、溶接、塗装、均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持・管理への配慮が特に悪い。
園路工事	舗装・階段等の仕上げが特に良く、周環境への配慮や端部のすりつけがきめ細かく施工され、全体的な美観・納まりが特に良い。	舗装・階段等仕上げが悪く、周辺環境への配慮や端部のすりつけも悪く、全体的な美観・納まりが特に悪い。
植栽工事	設計意図を理解し、配植が施設とのとどりあい、自然景観や周辺環境を考慮しており、全体的な美観・納まりが特に良い。	設計意図が理解されておらず、配植も施設とのとどりあい、自然景観や周辺環境を考慮しておらず、全体的な美観・納まりが特に悪い。

##### ⑤ 工事施工環境・施工条件による割り増し

現場の状況により、施工にあたっての問題の少ない工事、工種が少なく単純な工事などの比較的施工の容易な工事と、施工に困難を伴う工事、環境対策が伴う工事、施工条件が厳しい地形・地質、特殊工法等を伴う工事などがある。

これらの工事を成績評定のうえで全て一律に扱うことは適切ではないので、評定に当たって工事の施工環境や施工条件による工事成績の割り増しを行う。

工事施工環境・施工条件による割り増し評定を行う工事の事例は、次のようなものがある。

- ・急峻な地形または地滑り地形での施工困難な工事
- ・主体工種に高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事
- ・軟弱地盤上での緩速施工等の対策が必要な工事
- ・高標高地等の労働環境が厳しい工事
- ・工事進捗に制約を受ける無車道地域等運搬や通勤が困難な地域の工事
- ・特別保護地区、湿原・高山植物地帯等優れた自然環境地での工事

## 2 工事成績評定の活用

建築工事成績評定結果については、登録期間における相互利用を行っている。

工事成績評定結果は、評価手続きの透明性および工事の品質確保・向上へのインセンティブを高める目的で当該工事の受注者へ工事成績の総合点数を文書により通知する。

このように、工事成績は極めて重要な要素となっており、採点にあたっては、客観的かつ厳正公正に実施しなければならない。